

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年9月2日

【中間会計期間】 自 令和元年10月1日 至 令和2年3月31日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」、「親会社」および「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行を意味し、別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「ANZ」、「当グループ」、「ANZグループ」、「連結会社」または「当銀行グループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその連結子会社を意味する。
2. ANZの事業年度は9月30日に終了し、半期は3月31日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2019年9月30日に終了した事業年度は2019年度、2020年3月31日に終了した半期は2020年3月半期と言及される。その他の事業年度および半期についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
3. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「セント」「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=77.67円の換算率（2020年8月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場）により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランドドル」はニュージーランドドルを、また「ユーロ」はユーロ圏の公式通貨を指す。
4. 本書の情報の一部は、当行およびANZグループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される、事象または傾向に関する「将来に関する記載」を構成する。本書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は更新、修正、訂正または置き換えられることがある。ANZは、本書日付以後に事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載の修正結果を公表する義務を負わない。
5. 本書中の表において、係数が四捨五入されている場合、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2019年10月1日から本書提出日までの期間中、有価証券報告書（令和元年12月20日提出）の「第一部 企業情報－第1 本国における法制等の概要」に記載の内容につき、「1 会社制度等の概要－(1)提出会社の属する国・州等における会社制度－株主」、「1 会社制度等の概要－(1)提出会社の属する国・州等における会社制度－経営および運営」および「2 外国為替管理制度－証券保有者に影響を与える制限－1. 1975年外資による資産買収・企業買収法」の項目を除き、重要な変更はなかった。これらの項目を以下に置き換える。

1 会社制度等の概要

（1）提出会社の属する国・州等における会社制度

株主

会社法の規定に従い、株主総会は暦年ごとに少なくとも1回、当行の事業年度の終了から5か月以内に開催されなければならない。この総会は、年次株主総会と称される。年次株主総会の主な機能は通常、取締役の選任、取締役報酬額の決定ならびに財務書類および報告書の審議である。これに加え、取締役または一定比率の当行の株式を保有する株主は、その他の株主総会を随時招集することができる。この総会は、単に株主総会と称されている。

当行の株式に付随する議決権は、株主総会におけるその行使方法とともに、定款に定められている。

当行株主総会への出席権および議決権を有する株主は、代理人を立てて株主総会に出席することができる。この場合の代理人は当行の株主たることを要しない。定款には、当行のあらゆる株主総会の定足数およびその議長の任命等に関する規定が含まれている。

定款に従い、株主総会の決議は、通常、普通決議により、すなわち株主総会に出席し、かつ決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の過半数による多数決によって、採択される。しかし、特定の事項（例えば定款の変更）については、会社法または定款によって、特別の決議方法、すなわち総会に出席し、かつその決議に関して議決権を有する当行の株主（代理人による出席を含む。）による投票の75%以上の多数による決議承認を経ることが必要とされている。

1998年金融部門（株式所有）法の定めるところによれば、何人もまたはかかる者とその関係者も、オーストラリア連邦の財務大臣の承認を得ないで、金融業界の会社（当行を含む。）の全議決権の20%超を保有することまたは実質的な支配権を所有することは認められていない。しかしながら、財務大臣は、オーストラリアの国益であるという条件を満たす場合のみ、20%超の持分をある者が保有することを承認することができる。ある者に対する当行株式の保有、所有または議決権を行使する能力の制限についての詳細は、下記の「2 外国為替管理制度－証券保有者に影響を与える制限」を参照のこと。

2019年財政改正法（相互改革）に従い、金融部門の会社の保有比率の上限は、2019年4月6日に15%から20%に変更された。

経営および運営

公開会社である当行は、3名以上の取締役によって運営されることが要求されており、その内少なくとも2名はオーストラリアに通常居住する者でなければならない。取締役は自然人でなければならない。定款は当行の取締役の数を5名以上15名以下と規定している。取締役の当行を運営する権限は、定款で定められている。

定款に従い、当行の取締役は取締役会として行為しなければならない、取締役会は諸決議を取締役会会議で行うほか、定款に従い、会議を開催することなく書面決議の方法によりこれを行うことができる。個々の取締役、委員会、代理人またはその他の者は、当行の取締役会の決議で付与された場合には当行を代表して行為する権限を有する。当行の取締役会は、取締役会のあらゆる権限を1名以上の取締役またはその他の者に委任することができる。

公開会社は最低1名の秘書役（その内少なくとも1名はオーストラリアに居住する者でなければならない。）および定められた数の取締役（上記に記載の通り）を任命することを義務付けられているが、会社法はその他の特定の役員の任命を要求していない。秘書役は会社法および定款に基づき、特定の機能と責任を有しており、自然人でなければならない。

当行の株主は以下の事項を行う権限により最終的決定権を保持している。

- (a) 取締役会に諸権限を付与している定款を修正すること。
- (b) 株主総会を招集すること。
- (c) 会社法および定款に規定されたその他の事項または取締役の解任または不再任決議を可決すること。

定款によって付与された権利および権限を行使するに際しては、当行の取締役は相当な注意と勤勉さをもってこれに当たることが要求され、かつその権限の行使と義務の履行に際しては誠意をもって、常時当行の利益、すなわち一般的な意味ではその株主の利益のために尽くすことが要求されている。

2 外国為替管理制度

証券保有者に影響を与える制限

以下のオーストラリア法は、オーストラリアの非居住者または非市民が当行株式を保有、所有または議決権行使する権利に対して制限を課している。

1. 1975年外資による資産買収・企業買収法

外資によるオーストラリアの会社株式の取得は、1975年外資による資産買収・企業買収法（「外国買収法」）により規制を受ける。外国買収法は、一定の金額の基準（下記のとおり、一時的に改定されている。）を条件とし、とりわけ以下のいずれかの状況をもたらす株式の取得または発行に適用される。

・1名の外国人もしくは外国支配法人が単独で、または関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の20%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の20%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

・2名以上の外国人もしくは外国支配法人がその関係者と共同で、議決権もしくは潜在的議決権の40%以上を支配する立場にある、またはオーストラリア事業を行う法人の発行済株式もしくは発行済株式に対する権利の40%以上の法律上もしくは衡平法上の権利を保有する立場にある。

上記のいずれのケースにおいても、また一定のその他状況において、オーストラリアの国益に反する場合、財務大臣はこの買収を禁止することができる。

2020年3月29日以降、外国投資審査委員会（FIRB）の承認を必要とする買収の範囲が広がったことを受けて、金額の基準が0ドルに引き下げられた。これは、COVID-19のパンデミックの拡大に対応するためにFIRBが実施した一時的な措置である。上記の20%および40%の閾値ならびに貸金業の免除などの現行の免除を含む外国買収法のその他の側面は引き続き有効である。2021年1月1日に、より高い金額の基準が再導入される可能性もあるが、「機密性の高い国家安全保障に関する事業」の利益については0ドルの閾値が維持され、これらの種類の資産には貸金業の免除が適用されなくなる可能性がある。「機密性の高い国家安全保障に関する事業」の定義の範囲と関連する改革については現在協議中であるが、重要なインフラ、電気通信、防衛およびデータ関連資産が含まれると予想される。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

	(単位：百万ドル（ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率、および従業員数を除く。）) (下段括弧内は円換算額(1)（百万円（ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率、および従業員数を除く。）)) (－はマイナスを表す)				
	2019年9月30日 現在/ 2019年9月30日 終了年度	2018年9月30日 現在/ 2018年9月30日 終了年度	2020年3月31日 現在/ 2020年3月31日 終了半期	2019年3月31日 現在/ 2019年3月31日 終了半期	2018年3月31日 現在/ 2018年3月31日 終了半期
収入(2)(3)	35,523 (2,759,071)	35,797 (2,780,353)	15,471 (1,201,633)	17,964 (1,395,264)	17,736 (1,377,555)
税引前利益(3)	8,920 (692,816)	9,895 (768,545)	2,614 (203,029)	4,536 (352,311)	5,356 (416,001)
税引後純利益 (非支配持分を除く)	5,953 (462,370)	6,400 (497,088)	1,545 (120,000)	3,173 (246,447)	3,323 (258,097)
発行済株式総数 (普通株式)	2,834,584,923	2,873,618,118	2,836,177,422	2,833,175,579	2,898,758,978
株主資本（非支配持分 を除く）(4)(8)	60,783 (4,721,016)	59,265 (4,603,113)	61,364 (4,766,142)	59,821 (4,646,297)	59,396 (4,613,287)
資産合計(3)(5)(8)	981,137 (76,204,911)	943,182 (73,256,946)	1,149,955 (89,317,005)	980,270 (76,137,571)	935,670 (72,673,489)
非支配持分を除く1株当たり の株主資本 (単位：上段 豪ドル、 下段 円) (4)(8)	21.44 (1,665)	20.62 (1,602)	21.64 (1,681)	21.11 (1,640)	20.49 (1,591)
普通株式1株当たり配当額 (単位：上段 豪セント、 下段 円)	160 (124)	160 (124)	25 (19)	80 (62)	80 (62)
普通株式1株当たり利益 (基本) (単位：上段 豪セント、 下段 円) (3)	222.1 (173)	245.6 (191)	57.8 (45)	114.1 (89)	134.8 (105)
普通株式1株当たり利益 (希薄化後) (単位：上段 豪セント、 下段 円) (3)	213.0 (165)	234.2 (182)	54.3 (42)	108.7 (84)	127.4 (99)

	2019年9月30日 現在/ 2019年9月30日 終了年度	2018年9月30日 現在/ 2018年9月30日 終了年度	2020年3月31日 現在/ 2020年3月31日 終了半期	2019年3月31日 現在/ 2019年3月31日 終了半期	2018年3月31日 現在/ 2018年3月31日 終了半期
当行株主に帰属する普通 株式1株当たり正味有形 資産(4)(5)(8) (単位:上段 豪ドル、 下段 円)	19.59 (1,522)	18.47 (1,435)	19.89 (1,545)	18.94 (1,471)	18.28 (1,420)
資産合計に対する非支配持 分を除く株主資本(4)(8)	6.20%	6.28%	5.34%	6.10%	6.35%
平均株主資本に対する純利 益(4)(6)(8)	10.0%	10.9%	2.6%	5.4%	5.6%
配当性向(7)	76%	72%	46%	71%	70%
営業活動(に使用された) によるキャッシュ・フロー	-4,550 (-353,399)	10,566 (820,661)	54,647 (4,244,432)	3,651 (283,573)	8,897 (691,030)
投資活動(に使用された) によるキャッシュ・フロー	-206 (-16,000)	166 (12,893)	1,486 (115,418)	1,496 (116,194)	1,625 (126,214)
財務活動(に使用された) によるキャッシュ・フロー	-2,761 (-214,447)	2,620 (203,495)	-992 (-77,049)	2,782 (216,078)	1,406 (109,204)
現金および現金同等物の 期末残高(9)	81,621 (6,339,503)	84,964 (6,599,154)	143,093 (11,114,033)	94,263 (7,321,407)	82,076 (6,374,843)
期末現在従業員数 (フルタイム換算)(FTE) (単位:人)	39,060	39,924	38,939	39,359	41,580

注:(1) 円換算額は、全報告期間について、1ドル=77.67円の換算率(2020年8月3日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場)により換算されている。

(2) 受取利息、その他営業収入、保険事業収入純額ならびに関連会社投資の持分利益を含む。支払利息は考慮しない。

(3) 数値は継続事業ベースで表示されている。

(4) 非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2019年度:607億9,400万ドル(約4兆7,219億円)、2018年度:594億500万ドル(約4兆6,140億円)、2020年3月31日:613億7,500万ドル(約4兆7,670億円)、2019年3月31日:599億7,100万ドル(約4兆6,579億円)、2018年3月31日:595億2,200万ドル(約4兆6,231億円)。

(5) 正味有形資産は、当行株主に帰属する株主資本および準備金から未償却の無形資産(のれんおよびソフトウェアを含む)を差引いた金額に等しい。

(6) 純利益は、税引後利益と定義される(非支配持分を除く)。平均株主資本は、当該期間についての平均株主資本(非支配持分を除く)と定義される。

(7) 配当性向は以下の配当支払いに基づき計算されている。

(単位：百万ドル)

(下段括弧内は円換算額(百万円))

	2020年度	2019年度	2018年度
中間配当	709* (55,068)	2,267 (176,078)	2,317 (179,961)
期末配当	該当なし	2,268 (176,156)	2,295 (178,253)
合計	該当なし	4,535 (352,233)	4,612 (358,214)

* 2020年8月19日に発表された中間配当の提案および配当基準日において発行済となる予定の普通株式の見込数に基づく。詳細については、「2 事業の内容－(5)最近の進展」を参照のこと。

- (8) 2019年10月1日付のAASB第16号「リース」の適用時に、当グループはリース負債17億ドルおよび使用権資産16億ドルを認識した。この結果として、2019年10月1日現在において、期首現在の利益剰余金が8,800万ドル減少し、繰延税金資産が3,700万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。
- (9) 2018年度末、2019年3月末および2018年3月末現在の現金および現金同等物は、売却目的保有資産として再分類された現金および現金同等物を含む。

2【事業の内容】

本半期中の更新事項

本半期中（2019年10月1日から2020年3月31日）に、有価証券報告書（令和元年12月20日提出）の「第一部 企業情報 ー 第2 企業の概況ー 3 事業の内容」に記載の内容につき、以下に記載の更新事項に関するもの以外、重要な変更はなかった。

(1) 概要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、またニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小規模企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2020年3月31日現在、ANZBGLの資産合計は1兆1,500億ドルであり、非支配持分を除く株主資本は614億ドルであった。当グループは、銀行グループのうち資産合計の面で、2020年3月31日現在オーストラリアで第1位⁽¹⁾、2020年3月31日現在ニュージーランドで第1位⁽²⁾であった。

ANZBGLの普通株式の主たる上場証券取引所はオーストラリア証券取引所（「ASX」）である。ANZBGLの普通株式はまた、ニュージーランド証券取引所（「NZX」）でも値付けされている。2020年7月31日の取引終了時点において、ANZBGLの時価総額はおおよそ509億ドルであり、これはASXに上場されている会社で第8位であった⁽³⁾。

-
- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2019年12月31日終了の半期に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2020年3月31日終了の半期に関する業績発表。ウェストパック・バンキング・コーポレーションの2020年3月31日終了の半期に関する業績発表。
- (2) 出典：2020年3月31日終了の四半期に関するニュージーランド準備銀行の銀行財務力ダッシュボード (<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/summary>)。
- (3) 出典：IRESS

(2) ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケット事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。「第3 事業の状況ー 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析ー A. 当半期の経営成績の要説ー (4)非継続事業」に記載の売却完了日までは、当グループは、大部分が非継続事業に分類される保険、退職年金および資産運用サービスの提供を通じて、富裕層業務から収益を得ていた。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人ローンならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益ー当グループが貸付業務で得た受取利息と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息との差異を示す。
- ・ 受取手数料（純額）ー貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。資産運用収入を含む
- ・ 関連会社投資の持分利益ー当グループが支配はしていないが重大な影響力を有する事業体に係る当グループの持分利益を示す。
- ・ その他収入ー保険ソリューションの提供で得た収入、マーケット事業におけるセールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額ならびに経済ヘッジ損益ならびに収益および費用ヘッジ損益を含む。

(3) 戦 略

当グループの戦略は、顧客の財政的安定を改善することに注力しており、そのために、傾聴・学習・適応する適切な人材を有し、かかる人材に最良の手段と洞察を与え、顧客に真に価値をもたらすと当グループが考える少数の物事に注力するとともに、最初から適切にそれらに対応している。

目的				
ANZの目的は、人々および地域社会が繁栄する世界を作り上げることにある				
戦略的要請	戦略			達成目標
より簡素で、より自己資本を充実させ、よりバランスのとれた銀行を作り上げる	以下の顧客の財政的安定を改善する			当グループの顧客の財政的安定を改善する
当グループの人員および顧客がデジタル時代において競争できるよう優れた経験を構築する	貯金して家を購入・所有しようとする顧客	事業を開始・買収し、成長させようとする顧客	地域内で資本や物品を移動させようとする顧客	当グループの株主に対して適正な利益をもたらす ・成長目標 ・低コスト ・自己資本の充実
当グループの努力を、当グループが優位に立てる分野に集中させる	傾聴し、学習し、適応する人材とともに	最良の手段と洞察をもつて		強靱で適応力のある有能な従業員
当グループの目標および価値主導の変革を推進する	より低いコストによって卓越した顧客経験を支える柔軟で強靱なデジタル・インフラストラクチャーを利用 して			地域社会に、より安定した住宅、環境および財政の状態をもたらす

(4) 当グループの主な活動

当グループは、オーストラリア・リテールおよび商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、パシフィック部門、ならびにTS0およびグループ・センター部門の5つの継続部門からなる部門構造で事業を営む。本書で開示される財務情報に影響を与える主要な変更の詳細については、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－A. 当半期の経営成績の要説」を参照のこと。

当グループの部門に影響を与える多数の事業売却が行われた。それらは「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」に詳述されている。

下記に報告される部門は、AASB第8号「事業セグメント」に定義される事業セグメントおよび事業の最高経営意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告と一致する。

5つの継続部門の主要な活動は以下のとおりである。

オーストラリア・リテールおよび商業

オーストラリア・リテールおよび商業部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ 「リテール」は、オーストラリアの個人に、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャネル（インターネット・バンキング、テレフォン・バンキング、ATM、ウェブサイト、ANZシェア・インベスティングおよびデジタル・バンキング）、外部のブローカーを通じて商品・サービスを提供することに加えて、従業員であるフィナンシャル・プランナーによるフィナンシャル・プランニング・サービスを提供する。
- ・ 「商業（旧名称：ビジネスおよびプライベート・バンキング）」は、オーストラリア地方部の中・大規模商業顧客および農業関連産業の顧客、小企業および富裕層の個人顧客および同族グループという顧客セグメントに対し、資産ファイナンスを含む様々な銀行商品および金融サービスを提供する。

法人

法人部門は、政府、世界中の機関投資家および法人企業に、トランザクション・バンキング、ローンズおよび専門融資、マーケットという3つの商品群にわたってサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、ドキュメンタリー取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを提供する。
- ・ 「ローンズおよび専門融資」は、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよびアキジション・ファイナンス、コーポレート・アドバイザーを提供する。
- ・ 「マーケット」は、フランチャイズ販売、フランチャイズ取引、バランスシートの区分をまたいで当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク・マネジメント・サービスを提供する。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、「リテール」および「商業」の事業ユニットから構成される。

- ・ 「リテール」は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人、プライベート・バンキングおよび小規模企業バンキングの顧客に提供する。インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューション、支店網、モーゲージ・スペシャリスト、リレーションシップ・マネジャーおよびコンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「商業」は、従来のリレーションシップ・バンキング、また非上場の中規模から大規模の企業、農業事業セグメントおよび政府に特化した専任のマネジャーを通じて高度な金融ソリューションなどあらゆる銀行サービスを提供する。

パシフィック

パシフィック部門は、個人、中小企業、法人顧客、パシフィック諸島の政府に商品・サービスを提供する。商品・サービスは、消費者に提供するリテール商品、従来型のリレーションシップ・バンキング、専任のマネジャーを通じて企業に提供する高度な金融ソリューションなどである。

TSOおよびグループ・センター

TSOおよびグループ・センターは、テクノロジー、グループ・オペレーションズ、共有サービス、資産、リスク・マネジメント、財務管理、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務などのオペレーティング部門をサポートする。グループ・センターには、旧アジアリテールおよび富裕層事業の残留事業、グループ・トレジャリー、シェアホルダー・ファンクションズ、アジアにおける少数投資を含む。

(5) 最近の進展

第3四半期における取引情報の更新

2020年8月19日、ANZBGLは、2020年3月31日に終了した半期の税引後利益が15億4,500万ドルであったのに対し、2020年6月30日に終了した四半期は13億2,700万ドルであったことを発表した。2020年6月30日終了四半期の純預貸利鞘は1.59%（2020年3月31日終了半期は1.69%）であった。この主な要因は、低金利、流動資産の増加、競争および貸付構成（例えば、固定金利モーゲージの増加）などが挙げられるが、資金調達コストの減少および預金構成により一部相殺された。2020年6月30日に終了した四半期の営業収入は、堅調な市況により2020年3月31日に終了した半期における四半期平均から増加したが、利鞘および取引量の減少により一部相殺された。2020年6月30日に終了した四半期の営業費用は、コスト管理の強化を反映して、2020年3月31日に終了した半期における四半期平均よりわずかに減少した。

2020年3月31日に終了した半期の貸倒引当金繰入総額は16億7,400万ドルであったが、2020年6月30日に終了した四半期は5億ドルであった。これには、2020年6月30日に終了した四半期の2億3,600万ドルの一括評価引当金繰入（2020年3月31日に終了した半期は10億4,800万ドル）および2億6,400万ドルの個別評価引当金繰入（2020年3月31日に終了した半期は6億2,600万ドル）が含まれている。2020年6月30日に終了した四半期の一括評価引当金繰入は、2020年3月31日と比較して、2020年6月30日現在の経済見通しの悪化が後退したことを反映しているが、ローン返済猶予支援策の検討、オーストラリアおよびニュージーランドの商業ポートフォリオにおけるリスク・セグメントの増加、ホールセール・エクスポージャーの再評価、現在の環境下でより影響を受けやすいセグメントおよび顧客の優先付けを含む、現下のCOVID-19の不確実性による追加的な下方リスクおよびオーバーレイにより相殺された。2020年6月30日現在の一括評価引当金残高合計は46億5,000万ドルであった。COVID-19の世界的流行の継続的な影響により、COVID-19の世界的流行に関連したさらなる貸倒引当金繰入が将来の期間に生じる可能性がある。

2020年4月に中間配当に関する決定を延期していたが、ANZBGLの取締役会は、1株当たり25セントの中間配当（オーストラリアの課税上全額フランキング済み）を提案した。この決定は、ANZの継続的な資本力と最新の規制ガイダンスを考慮し、また、株主ニーズとCOVID-19による不透明な将来への影響のバランスを取ったものである。

当グループの資本ポジションは引き続き強固であるため、当グループは回復を支援する役割を担うことが可能となっている。2020年3月31日現在のレベル2の普通株式等Tier1（「CET1」）資本比率は10.8%であったが、2020年6月30日現在は11.1%であった。CET1資本比率は、2020年3月31日から37ベース・ポイント上昇し、顧客が変化する環境において、その要件を調整したため、法人事業のコーポレート、銀行およびスペシャライズド・レンディングの資産クラスにわたる信用リスク加重資産が減少したことにより利益を得た。

顧客預金は、オーストラリア・リテールおよび商業、法人およびニュージーランド部門において、2020年6月30日に終了した9か月で増加した。2020年6月30日現在のオーストラリア・リテールおよび商業、法人およびニュージーランド部門における顧客預金は、それぞれ2,210億ドル、2,430億ドルおよび950億ニュージーランドドルであった。法人およびコーポレートの顧客基盤においては、多くの顧客がコスト管理に積極的であるが、資本および分配に対しては保守的なアプローチを取っている。リテール・ポートフォリオにおいては、クレジットカードによる負債が減少して相殺残高が増加し、ローン返済猶予を受けたオーストラリア住宅ローンの顧客の約3分の2が、2020年2月から7月の期間にかけて「貯蓄バッファー」（取引および貯蓄口座におけるオフセット、引出しおよび入金）を増加させた。

COVID-19に関する支援策

当グループは、オーストラリアおよびニュージーランドのリテールおよび商業部門の顧客に対し、最大6か月のローン返済猶予を盛り込んだ支援策を開始した。当グループは、COVID-19に影響を受けた顧客と引き続き協力してローンを再編しており、状況によってはローン返済猶予期限をさらに4か月延長する。

オーストラリアにおいて当グループは、2020年7月31日現在で住宅ローン口座について約84,000の返済猶予案件（310億ドル）を有しており、これはオーストラリア住宅ローン口座の9%、オーストラリア住宅ローン残高の約12%に相当する。ANZは、2020年7月31日現在で約22,000件の法人向け融資（95億ドル）の返済を猶予しており、商業向け貸付エクスポージャーの約14%に相当する。これらの返済猶予は、商業向け不動産および建設（返済猶予されたローンの約19%）、宿泊施設、カフェおよびレストラン（返済猶予されたローンの約18%）、リテール取引（返済猶予されたローンの約14%）といった業界の顧客に対する融資に集中している。政府による雇用維持支援策（JobKeeper）や中小企業（SME）保証制度といった主な取組みについては、当四半期中にその承認プロセスが簡略化された。

ニュージーランドにおいてANZは、2020年7月31日現在、24,000件の住宅ローン（60億ニュージーランドドル）の返済猶予を含む、約39,000の顧客に支援を行っており、これはニュージーランドの住宅ローン・ポートフォリオの約6%に相当する。またANZは、2020年7月31日現在さらなる運転資本を必要とする事業者に対し、約2,700の一時当座貸越枠を提供した。

COVID-19

COVID-19の感染爆発は、当グループに重大な悪影響を及ぼしている。

COVID-19の影響により、オーストラリアやニュージーランドを含む世界各国の政府は、旅行、催事、会議その他多くの日常的な活動に対して、広範な制限を課したり、延期したり、控えるよう勧告したりしている。世界各国の政府はまた、主権国家と金融市場の安定のために、実質的かつ多額の金融介入および財政介入を行っている。

公衆衛生と経済活動の大きな混乱は、オーストラリア、ニュージーランドをはじめ世界中のほとんどの事業分野に広範な負の影響をもたらし、当グループの商品およびサービスに対する需要に影響を与え、ひいては当グループの信用ポートフォリオの質を悪化させる結果となっている。さらに、当グループの貸付先の多くはCOVID-19の感染爆発により負の影響を受けている。当グループは、COVID-19の感染爆発に対応するため、個人顧客および法人顧客を支援する様々な対応策を講じている。詳細については上記「COVID-19に関する支援策」を参照のこと。

COVID-19による施設の閉鎖および入場制限、感染管理ならびに渡航制限は、当グループが中断ないし遅滞なく業務を継続する能力にも影響を与えており、また今後も影響を与え続けることが予想される。

当グループは、職員を在宅勤務体制へ移行させ、チームを分割し、不可欠な職務のために出勤する職員についてはオフィスで広い間隔を確保している。在宅勤務の職員数は、状況の変化および関連する政府による制限により引き続き変動する。本書日現在、当グループの職員（オーストラリア支店の職員を除く。）の約95%が在宅勤務を行っている。出勤が必要な職員については対策を講じており、銀行支店での保護設備の設置や社会的距離の確保、主要なビルでの体温測定などを実施している。

COVID-19の影響はきわめて不確実であり、本書日付現在、感染爆発の広がりや期間を予測することは困難である。

COVID-19の感染爆発に対する規制当局の対応は、当グループに影響を与えており、また今後も影響を与え続ける可能性がある。規制当局の対応の詳細については、「(6)監督および規制—オーストラリア—オーストラリアの規制上の動向—COVID-19の感染爆発への規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

COVID-19の実際の影響および潜在的な影響の詳細については、上記「第3四半期における取引情報の更新」、「第3 事業の状況—3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析—A. 当半期の経営成績の要説—(1)コロナウイルス（COVID-19）」および「第3 事業の状況—2 事業等のリスク—(2)主なリスクおよび不確実性」のうち特に「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」と題するリスク要因を参照のこと。

RBNZの配当および資本商品の制限

ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）は、2020年4月2日を効力発生日として、ANZBGLのニュージーランド子会社であるANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZ ニュージーランド」）の登録条件を変更した。特筆すべきこととして、ANZ ニュージーランドは、この変更により、その他Tier 1 資本商品の保有者に対する裁量的な支払いを除いて、分配を行うことを禁止される。この変更は、経済が不透明なこの時期においてニュージーランドの銀行金融システムの安定性をさらに支援するために、他のニュージーランドで設立された登録銀行にも適用された。この改正により、ANZニュージーランドは、ANZBGLに対して配当を支払うことができなくなった。

また、RBNZは、ニュージーランドで設立された登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）に対して、当面は資本商品の償還を行わないよう要請した。これにより、ANZニュージーランドは、5億ニュージーランドドルの強制転換型永久劣後証券（「キャピタル・ノート」）について、その利札の支払は継続できるものの、2020年5月に償還することはできなかった。ANZニュージーランドは2020年5月に転換オプションを行使しなかったため、キャピタル・ノートは、その要項に基づき、一定の条件の下で、2022年5月に変動する数量のANZBGL株式に転換される（連結財務書類の注記13を参照のこと）。この転換により、当グループのレベル2のCET 1 資本は、約12ベース・ポイント増加する予定である。

格付

COVID-19の感染爆発をふまえ、フィッチ・レーティングス（「フィッチ」）およびS&Pグローバル・レーティングス（「S&P」）は、当グループの格付および／またはアウトルックを、以下のとおり修正した。

2020年4月8日、ANZBGLは、フィッチがオーストラリアの主要銀行の格付を変更したことを確認した。その結果、ANZBGLの長期発行体デフォルト格付（「IDR」）は、「AA-」から1段階引き下げられ、「A+」となった。ANZBGLの長期発行体IDRのアウトルックは、引き続きネガティブである。また、短期発行体IDRも、「F1+」から「F1」へと格下げされた。フィッチによるANZBGLの格付の一覧は次のとおりである。

優先債務：A+

劣後債務：A-

ハイブリッド債：BBB

2020年4月9日、ANZBGLは、S&Pがオーストラリア連邦の長期発行体信用格付のアウトルックを「安定的」から「ネガティブ」へと変更したことを確認した。このソブリン債での変更を受けて、S&Pは、ANZBGLを含むオーストラリアの主要銀行の信用格付のアウトルックも「安定的」から「ネガティブ」へと変更した。S&Pは、ANZBGLの長期発行体信用格付を「AA-」、短期発行体信用格付を「A-1+」に維持した。また、S&Pは、ANZBGLの発行した債券（優先債務、劣後債務およびハイブリッドTier 1 資本商品を含む。）に関するすべての格付を維持した。

UDCファイナンス・リミテッドの売却

2020年6月2日、ANZBGLは、ANZニュージーランドが、そのニュージーランドにおけるアセットファイナンス事業であるUDCファイナンス・リミテッド（「UDC」）を、新生銀行に7億6,200万ニュージーランドドルで売却することに合意したと発表した。

この売却は、ANZニュージーランドが以前に発表したUDCの戦略的な見直しを受けたものであり、事業の簡素化という当グループの戦略に沿ったものである。

2020年9月1日、ANZBGLは、ANZニュージーランドがこの売却を完了したと発表した。この取引により、レベル2のCET 1 資本は、約10ベース・ポイントとなり、ANZニュージーランドの財務体質がさらに強化される。

以上に記載したもの以外には、2020年3月31日から本書日付現在までに、重要な進展はなかった。

(6) 監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループは、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国に焦点を当て、当グループに適用される規制上の状況の概要を示す。

オーストラリア

APRAの健全性および規制の監督の概要

1998年7月1日以降、APRAが、銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および退職年金基金を含むオーストラリアの公認預金受入機関（「ADI」）の健全性および規制の監督に責任を持っている。それ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および支払システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。

APRAはADIに、様々なAPRA健全性基準の範囲内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRBB」）、関連会社に対するエクスポージャー、外部委託、資産運用、ガバナンス、事業継続性の管理、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥ったとみなした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め、）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年金融部門法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、オーストラリアにおける担当大臣が求めた場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融部門全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などにそのような譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のため、または当該契約に基づく債務の繰上げのため、当該契約に関する取引の終了のため、もしくは当該契約に基づく担保の実行の根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているという事実または指示もしくは強制譲渡命令のみに依拠することはできない。

その監督の役割を果たすため、APRAは、各ADIから収集した統計データの分析を、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会議により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIのリスク管理システムは、エクスポージャーを管理し、リスクを健全な水準に制限するのに十分であり運用効果をもつことを、ADIの最高経営責任者は証言し、その取締役は確認する。

自己資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「バーゼル3」として知られる枠組みに基づいてバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）により設定される。

バーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本要件（「自己資本要件」）を計算するために、当グループは、APRAより、信用リスク加重資産について先進的内部格付手法を使用し、およびオペレーショナル・リスク加重資産相当額について先進的計測手法を使用する認可を受けている。

2013年1月1日より、APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3自己資本改正の大部分を採用した。APRAはバーゼル3改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される自己資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。バーゼル3改正は、CET1資本からの資本控除の増額、自己資本比率の引上げ（2016年1月1日から全面的に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier1（「AT1」）およびTier2証券についての要件の厳格化ならびに新規に合致しない既存のその他Tier1およびTier2証券の移行措置を含む。その他の変更には、カウンターパーティー信用リスクのための自己資本要件および大手の規制されていない金融機関に対するエクスポージャーに関する資産価値相関の引上げならびに以下に記載する金融制度審議会（「FSI」）の結果による変更を含む。

自己資本規制の動向に関する詳細については、下記「オーストラリアの規制上の動向」を参照のこと。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会リスク委員会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会リスク委員会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。指標は、異なるデュレーションおよび深刻度水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、2015年1月1日付でオーストラリアで実施された流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの測定、基準およびモニタリングのためのバーゼル3国際的枠組みの一部として導入された。LCR要件への適合の一環として、ANZBGLはRBAに流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアの市場における高品質な流動資産の不足の解決策として設けられ、RBA適格の流動資産の代替形式を提供する。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2020年1月1日から、ANZBGLのCLFは357億ドルである（2019暦年末：480億ドル）。

さらに、当グループは、2016年12月に安定調達比率（「NSFR」）の最終の基準が公表された後、2018年1月1日より、APRAのNSFR要件を満たしている。2020年6月30日において、当グループのレベル2 NSFRは120%であった。

ANZBGLは、APRA健全性基準APS第210号が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

APRAの規制における自己資本管理および自己資本比率ならびに流動性

当グループの自己資本管理および自己資本比率、流動性ならびにAPRAの規制環境に関する詳細は、「第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－B. 当グループの業績－(13)流動性リスク－非継続事業を含む」および同「(15)自己資本管理－非継続事業を含む」を参照のこと。

銀行役員説明責任体制

2018年財政改正法（銀行役員説明責任および関連施策）により、「銀行役員説明責任体制」（「BEAR」）が創設された。BEARの下でのANZBGLの義務は、2018年7月1日に開始した。

BEARは、ADIグループにおける最も上級かつ影響力のある取締役および役員に関する責任および説明責任のフレームワークの強化を目指している。BEARの下で、

- ・ ANZBGLは、一定の上級役員または取締役の任命に際して、任命される個人を事前にAPRAに登録し、その者のADIグループにおける役割および責任を示した図を整備してAPRAに提出しなければならない、また、各上級役員または取締役について個人の役割および責任を詳述した説明責任文書をAPRAに提出しなければならない、
- ・ ANZBGLならびにその登録された上級役員および取締役が説明義務を果たさない場合には、APRAは裁判所の命令なしにそれら個人の上級役員または取締役としての資格を奪う権限を与えられ（ただし、銀行法第6編に従った行政審理の対象となる。）、

- ・ ANZBGLは、取締役および上級役員について、報酬の一部繰延べを含むBEARの要件に適合した報酬決定方針を定めなければならない、
- ・ ANZBGLは、BEARの義務を遵守しない場合には、相当な金額の罰金を支払う義務を負う。

2020年1月、オーストラリア政府は、BEARを金融説明責任体制（「FAR」）に置き換える予定であると発表した。FARは、説明責任を高めるために、APRAの規制に服する他の事業体ならびに取締役および上級役員も体制の適用対象とすることを提案するものである。FARは、APRAおよびASICにより共同で管理され、違反行為に対してより重い民事罰を課す可能性がある。

危機管理

2018年金融部門法改正法（危機解決権限および関連施策）（「危機管理法」）は、規制対象法人（およびその子会社）の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進するAPRAの権限を強化した。当グループに影響を与える可能性がある追加的権限には、過年度はAPRAの規制対象となっていなかったANZBGLおよびその他の当グループの法人との関係での監視、管理および監督権限の強化、当グループ内の規制対象法人に対する法定管理権限の強化、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めるための変更（「法定転換および償却条項」）が含まれる。

法定転換および償却条項は、一定の金融セクターの事業体（ADIを含み、ANZBGLもその1つである。）が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRA健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条項に従って転換されうる。これは、いかなる（特定の法律の他、現時点では、ある者がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律以外の）法令、発行者の定款、発行者が当事者となっている契約、ならびに当該商品に適用のある上場規則、業務規則またはクリアリングおよび決済規則にかかわらずそうなる。加えて、銀行法には、法定転換および償却条項の運用に関する理由による一定の措置のモラトリアムが定められている。

その他のオーストラリアの規制

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてオーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）、オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）、オーストラリア取引報告・分析センター（「AUSTRAC」）、オーストラリア情報コミッショナー事務局（「OAIC」）および様々な証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは投資、退職年金、保険、預金受入および信用の取扱および助言を行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、2009年オーストラリア国家消費者信用保護法が定める消費者に対する責任についての基準等にライセンスが適合することを確保する。ASICは、市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、管理されたファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICが監督する市場に商品を提供し、また参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、国家のインフラ・サービスを監督する。その主要な任務は、個人および当グループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確保することである。

AUSTRACは、オーストラリアの金融情報機関であり、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の規制当局でもある。2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「AML法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法規制を遵守する義務を負っている。AML法は、AUSTRACにより運用されている。

OAICは、オーストラリア司法長官の所掌する独立機関である。OAICの主な役割は、プライバシー、情報公開および政府の情報政策であり、調査の実施、決定の見直し、不服の処理ならびに指導および助言の提供などを担当する。

オーストラリアの規制上の動向

COVID-19に対する規制当局の対応

オーストラリアの規制当局およびオーストラリア政府は、COVID-19の感染爆発への対応として、広範な措置を講じてきた。その多くは、当グループに影響を与えている。かかる措置には、以下の措置が含まれる。

- 2020年3月、AUSTRACは、COVID-19による混乱の期間中、ANZBGLなどの報告事業体がマネーロンダリングやテロ資金に関与するリスクを管理するため、それらの事業体と建設的に協力していくと発表した。この協力には、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法を適用する際に、報告事業体の状況を考慮することが含まれる。AUSTRACは、深刻な金融犯罪およびテロリズムからオーストラリア国民を守るために、中核機能を維持し報告事業体とともに業務を継続することを可能にするための事業継続計画を策定したと述べている。
- 2020年3月、オーストラリア準備銀行（「RBA」）は、特に以下の事項を発表した。
 - 政策金利目標を0.25%に引き下げる。
 - オーストラリア国債3年物の利回り目標を約0.25%とし、RBAが流通市場でオーストラリア国債を購入することによってこれを達成する。
 - 銀行システムのためのターム資金供給ファシリティ（「TFF」）。TFFは、ADIに対し、固定金利0.25%で3年間資金供給を行う。ADIは、その与信残高（ADI毎に、関連する3か月間の与信全体の平均により測定される。）の3%を上限として当初割当てを受け、またADIが企業、特に中小規模企業への貸付を増やした場合は追加の資金供給割当てを受けることができる。2020年8月5日現在、TFFの規模は1,540億豪ドルである。2020年8月4日現在、ANZBGLはTFFの120億豪ドルの当初割当てから70億豪ドルを引き出し、また83億豪ドルの追加割当てから0豪ドルを引き出した。

TFFの当初割当ての期限は2020年9月30日である。

2020年9月1日、RBAは、ADIがTFFに基づき520億豪ドルを引き出したと報告した。RBAはまた、2020年10月1日から2021年6月30日まで利用できる補充的な資金供給割当てを発表し、ADIの企業向け貸付に基づく追加の資金供給割当ての引出期限を2021年3月31日から2021年6月30日に延長した。補充的な資金供給割当ては、ADIの与信残高（ADI毎に、関連する3か月間の与信全体の平均により測定される。）の2%に設定されている。

- これらの政策行動により銀行がRBAに有する決済残高が大幅に増加することに伴って生じる銀行システムのコストを軽減するために、RBAにおける為替決済残高を（従前の取決めにに基づくゼロではなく）10ベーシス・ポイント補償する。

さらに、RBAは、日々の市場運営を通じて、金融システムに多額の余剰流動性を供給してきた。2020年3月16日、RBAは、市場の状況が許す限り、1か月物、3か月物および6か月物のレポ取引を定期的の実施すると発表した。2020年4月7日、RBAは、すでに相当量の流動性が金融システムに供給されていること、およびTFFの開始を考慮すれば、近いうちに日々の公開市場操作の規模は縮小される可能性が高いと発表した。

2020年3月16日、RBAはまた、流通市場の円滑な機能に資するべく、流通市場におけるオーストラリア国債および政府債の購入に向けて準備を整えていると発表した。

2020年3月20日、RBAは、RBAおよび米国連邦準備制度理事会は米ドルの流動性を供給するために一時的なスワップラインを設定すると発表した。このスワップラインにより、RBAは、豪ドルと引き換えに最大600億米ドルを調達することが可能となる。オーストラリアで営業する金融機関は、RBAとのレポを通じて、この米ドルを利用できる。

- 2020年3月、APRAは、特に以下の事項を発表した。
 - APRAは、COVID-19の影響に対応するため、計画されていた政策および監督イニシアチブの大部分を停止した。これには、重要な公衆からの意見聴取、ならびに、健全性基準および報告基準に関する協議など、健全性枠組みの改正の最終化に向けて現在進行中ないし目前に控えていた活動が含まれる。2020年8月10日のアップデートにおいて、APRAは、限られた件数の政策イニシアチブを除き、必要不可欠ではない事項について協議を2020年内に再開する予定はないと発表した。APRAの2021年の政策プログラムは現在の環境に照らして見直しが行われる。
 - ADIが銀行自己資本比率を「問題なく強固」なベンチマークに維持することへの期待の一時的な変更。APRAは、COVID-19による混乱の期間中、オーストラリア経済への継続的な貸付を促進するには、現在の大規模なバッファが必要となる可能性があることから、ADIがこのベンチマークを満たしていなくとも問題ないと述べている。
 - COVID-19によるローン返済猶予の対象となる適格な小規模企業向けローンおよび住宅ローンについて、銀行が自己資本の算定上「滞納」または「条件緩和」として扱う義務の免除。APRAは当初、この自己資本処理の免除を2020年3月から6か月間につき与えていたが、2020年7月にAPRAは、それ以降のローン返済猶予期間についても、猶予期間の合計が10か月となるときまたは2021年3月31日のいずれか早い方までの延長を認めた。返済猶予の取決め（および関連する自己資本処理）の延長は、所与の環境下における特定借主につき延長または猶予の更新が適切であるかにつきADIが適切な信用評価を行うことを条件とする。
 - 詳細については、「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性－法務および規制上のリスク－16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

- ASICは、COVID-19の感染爆発によって生じた課題に規制上の取組みを集中させると発表した。少なくとも2020年9月30日まで、これ以外でASICが優先的に対応するものは、重大な消費者被害のリスクがある事項、重大な法令違反がある事項、市場の廉潔性リスクがある事項、および緊急を要する事項である。ASICは、緊急を要さない目先の活動の多くを直ちに停止した。これらの活動には、ASICの緊密かつ継続的なモニタリング・プログラムなどの、協議、規制上の報告およびレビューが含まれる。2020年4月、ASICは、COVID-19をふまえた規制業務および優先事項の変更について、さらなる詳細を発表した。これには、市場の監督業務を強化することや、執行活動を継続することが含まれる。ただし、ASICは、COVID-19の影響を考慮に入れるために実施中である調査の時期および手続には変更があり得ると述べた。2020年5月、ASICは、モーゲージ・ブローカーの最善の利益義務および報酬改革、ならびに設計および分配義務の開始日を、6か月延期し、それぞれ、2021年1月1日および2021年10月5日にと発表した。
- 2020年3月、ACCCは、2020年のコンプライアンスおよび執行の優先順位を維持する一方で、COVID-19の影響から生じる競争および消費者問題に最も関連性の高い分野に優先して取組みを集中させると発表した。さらに、ACCCは、オーストラリア銀行協会およびその参加銀行（ANZBGLを含む。）がCOVID-19の影響を受けた個人や企業への救済パッケージの提供に向けて協力するための暫定的な認可を与えた。

ニュージーランドにおけるCOVID-19の感染爆発への規制上の対応については、「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向ーCOVID-19の感染爆発への規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

COVID-19の感染爆発が、当グループなどの金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに執行に与える具体的な影響は、きわめて不確実であり、本書日付現在、予測は困難である。

オーストラリアの連邦政府および州政府は、COVID-19の勃発を受けて、数々のウイルス拡大防止策および経済対策を実施している。オーストラリア政府は、旅行、催事および会議その他多くの日常的活動に対して、COVID-19に起因する広範な制限、差止めまたは勧告を行い、また、大規模かつ費用を要する金融介入および財政介入を行ってきた。ヴィクトリア州政府は2020年8月に一時的な「災害事態」を宣言して企業、家庭およびその他の活動に幅広い制限を課した。経済対策の一例として、オーストラリア連邦政府は、一時的な「雇用維持助成金」（COVID-19により深刻な影響を受けた適格な企業は、適格な従業員への支払を継続するために、オーストラリア政府からの補助金を利用できることとするもの）、および「コロナウイルス中小企業（SME）保証制度」（オーストラリア連邦政府が中小企業向けの新規の短期無担保貸付を支援するために、貸主に対して50%の保証を提供するもの。この制度により、最大400億ドルの新規貸付を保証する予定である。）を発表した。オーストラリアの連邦政府および州政府は、当面の間、さらなる措置を実施および導入する可能性がある。本書日付現在、これらの措置が当グループに与える影響の全容は、不明である。

自己資本管理に関するAPRAのガイダンス

COVID-19による混乱を受けて、2020年4月7日、APRAは、ADIに通知を行い、混乱の期間中（および、ガイダンスの日付から少なくとも2か月間）、見通しが明らかになるまで適切な配当水準の決定の延期をADIが慎重に検討するよう期待していることを示した。APRAのガイダンスに従い、ANZBGLの取締役会は、COVID-19の経済的影響がより明確になるまで、2020年の中間配当の決定を延期した。

2020年7月、APRAはアップデートを提供して2020年4月の上記ガイダンスを置き替えた。アップデート後のガイダンスにおいて、APRAは経済見通しの不確実性が2020年4月以降やや縮小していることを認め、またAPRAはADIの財務予測とストレステストの結果を見直す機会を設けた。2020年4月以降のこれらおよびその他の進展を考慮して、APRAはADIに対し、配当金の支払を含む資本分配の計画について慎重さを維持すること、および当暦年内にADIの取締役会が以下を行うことを助言した。

- 資本分配に関する決定を行う場合、収益の少なくとも半分を維持する（可能であれば、資本分配による資本の減少を相殺するために、配当再投資制度およびその他のイニシアチブを利用する。）。
- 意思決定のための情報を提供し、継続的な融資能力を証明するために、定期的にストレステストを実施する。
- ストレスの影響を吸収するために資本バッファーを利用し、引き続き家計や企業を支援するよう融資を行う。

RBNZの自己資本要件に関するANZBGLの最新情報

2019年12月5日、ANZBGLは、RBNZの最終的な自己資本要件の発表による影響について、最新情報を提供した⁽¹⁾。RBNZの最終決定に関する詳細については、「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向ーRBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

RBNZの発表時点（2019年12月5日）において、当グループへの影響は、最終的な自己資本要件の適用開始日から7年間の移行期間にわたり、純額で約30億豪ドルのCET 1 資本の増加と見積もられた（当グループの2019年9月30日付の貸借対照表を基準とし、約10億豪ドルの管理バッファを含む。）。

この額は、より高い要件を満たすことを見越して2019年にANZニュージーランドが留保した約15億ニュージーランドドルの利益を差し引いたものである（すなわち、CET 1 資本への影響の総額は約45億豪ドルであり、これは以前の予想を下回っている⁽²⁾。）。

RBNZの最終的な自己資本要件について、協議文書からの主な変更点は、以下のとおりである。

- ・ ANZニュージーランドに要求されるTier 1 資本合計は16%で変更はないが、移行期間が7年と長くなり、当グループのCET 1 資本への影響は減少した。
- ・ 増加分では、AT 1 資本の占める割合が大きく（当初提案の1.5%から2.5%へと増加）、これによりCET 1 資本の必要額は減少する⁽³⁾。
- ・ 買戻可能な優先株式はAT 1 資本として認められている。ANZニュージーランドは、既存の内部AT 1 証券を外部の取引先にリファイナンス可能であると予想される。

COVID-19の感染爆発への対応として、RBNZは、ニュージーランドにおける利用可能信用度を支えるべく、自己資本要件の増加の適用開始日を12か月遅らせた（状況が許せば、2021年にさらに遅らせる可能性がある）。

詳細については、「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向ーRBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

-
- (1) RBNZは、2018年12月14日、「自己資本レビュー報告4：どれだけの自己資本があれば十分か？」と題した協議文書を公表した。
- (2) ANZBGLは、2018年12月14日にRBNZの協議文書にコメントし、2019年5月17日にRBNZの協議文書に回答した。
- (3) 2019年10月15日付のAPRAの健全性基準APS第111号（自己資本比率：自己資本の測定）の提案に基づく。

RBNZの分配および資本商品の制限

2020年4月2日を効力発生日として、RBNZは、ANZニュージーランドの登録条件を変更し、（特に）AT 1 資本商品の保有者に対する裁量的な支払を除いて、ANZニュージーランドによる分配を認めないこととした。かかる制限は、ニュージーランドで設立されたすべての登録銀行に適用され、COVID-19の感染爆発下における金融システムの安定性を支援することを企図している。この変更により、ANZニュージーランドは、ANZBGLに対して配当を支払うことができない。

RBNZはまた、ANZニュージーランドその他のニュージーランドで設立された登録銀行に対して、現時点では資本商品の償還を行わないよう通達した。これにより、ANZニュージーランドは、5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートについて、その利札の支払は継続できる（一定の条件に服する。）ものの、2020年5月に償還することはできなかった。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月にキャピタル・ノートの転換オプションを行使しなかった。キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL株式に転換されることを定めている（一定の条件に服する。）。この転換により、当グループのレベル2のCET 1 資本は、約12ベシス・ポイント増加する予定である。

詳細については、「(5)最近の動向」および「ニュージーランドーニュージーランドの規制上の動向ーCOVID-19の感染爆発への規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

王立委員会

王立委員会は、オーストラリア政府の行政部によってのみ招集され、権限委任条項によってのみ指示を受ける正式かつ公式な審議会である。銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会（「王立委員会」）は、金融サービス事業者（ANZBGLを含む。）の行為が違反行為または社会の水準および期待を下回る行為となっていないかを調査し、報告するよう指示された。王立委員会はまた、かかる行為の原因、特に文化、ガバナンス、報酬およびリスク管理慣行の果たす役割、監督機関の実効性、ならびにそれらに応じた方針の勧告を検討する任務を課せられた。

王立委員会の最終報告書は、2019年2月4日に公表された。最終報告書において、王立委員会の委員は、違反行為または社会の水準および期待に満たない行為にあたる可能性があるANZBGLを含む金融サービス事業体の行為を特定した。

王立委員会の最終報告書には、銀行業、金融助言、退職年金、保険、文化、ガバナンスおよび報酬、監督機関、ならびにその他の主題にわたる76の勧告が含まれる。ある主題に関する勧告が、その他の主題にも影響を与えることもある。

オーストラリア政府は、多数の勧告を受け入れているが（協議を通じた監督方針の変更および法改正を含む。）、その多くは未だ実施の途上である。本書日付現在、ANZBGLは、以下の勧告が当グループのポジション（「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性－序論」に定義される。）に悪影響を及ぼす可能性があると考えている。

銀行業

- ・ 住宅ローン仲介の変更。これは、モーゲージ・ブローカーは借り手候補者の最大の利益のために行為する義務に服すべきこと、モーゲージ・ブローカーの報酬に変更を加えるべきこと（貸し手ではなく借り手がモーゲージ・ブローカーに対して住宅ローンに関する活動のための手数料を支払うことを含む。）、および貸し手がモーゲージ・ブローカーに支払うトレイリング手数料その他の手数料の段階的禁止、ならびにモーゲージ・ブローカーが追加的な専門家規制に服すべきことを含む。
- ・ オーストラリア銀行協会（「ABA」）は銀行実務規範（「規範」）を改正し、銀行が遠隔地に住む顧客または英語を話さない顧客と協働して、それらの顧客が銀行サービスにアクセスし利用するための適切な方法を見つけ出すこと、ならびに顧客との事前の明示的な合意なしに略式の当座貸越を可能とし、または基本口座について残高不足手数料を請求しないことを定めるべきこと。
- ・ 中小企業向け貸付。これは、ABAは規範における「小企業」の定義を、貸付額が5億ドル未満であり100名未満のフルタイム換算従業員を雇用するあらゆる企業またはグループに適用されるよう変更すべきこと、および銀行が農業貸付を取り扱う場合は、経営難のときも含め、一定の措置を講じ、一定のプラクティスを採用すべきことを含む。
- ・ 業界規範の強制可能性。これは、業界規範の一定の規定への違反は、法律違反を構成すべきことを含む。
- ・ BEAR。これは、APRAは、顧客に提供するすべての商品の設計、納品および維持のすべての過程、ならびにこれらの商品に関する顧客の救済について、ADI内での責任を定めるべきことを含む。

金融助言

- ・ 継続的な金融助言報酬の取決め。これは、法改正により、継続的な金融助言報酬の取決めは顧客によって毎年更新されなければならない旨、顧客が受けることのできるサービスおよび請求される手数料総額を書面で記録しなければならない旨、ならびに直近の年次更新の際に顧客の明示的な書面による授権がなければ、顧客の保有口座から報酬を支払い、またはその支払を求めてはならない旨を定めるべきことを含む。
- ・ 法改正により、金融助言業者の独立性の欠如を開示するよう求めるべきこと。
- ・ 助言の質を改善するために講じられた措置の見直し。
- ・ 相反する報酬。これは、一定の相反する報酬の支払を可能とする既得権条項は合理的に可能な限り速やかに廃止されるべきことを含む。
- ・ 金融助言業者の専門的規律。これは、オーストラリアの金融サービス・ライセンス（「AFSL」）の保有者は、そのライセンスの条件として金融助言業者に対して身元照会および情報共有のプロトコルを有効にするよう求められるべきこと、四半期ごとに個別の金融助言業者に関する「深刻なコンプライアンス上の懸念」をASICに報告し、金融助言業者がリテール顧客に対して行った金融助言に関して違反行為を行ったことに気付いた場合には一定の措置を講じるべきこと、ならびに法改正により金融助言業者に係る新たな懲戒制度を創設すべきことを含む。

退職年金

- ・ 退職年金の受託者の義務。これは、マイスーパー口座からの助言報酬（資金内助言に係るものを除く。）の控除は禁止されるべきこと、および受託者はその受託者としての義務から生じる以外のいかなる義務の負担も禁じられるべきことを含む。
- ・ デフォルト年金基金の指名。これは、1名当たりデフォルト退職年金の口座は1つのみ保有すべきことを含む。
- ・ 退職年金の規制。これは、受託者または取締役の誓約は、民事罰を求める訴訟により強制可能であるべきことを含む。
- ・ 退職年金および保険の「販売」。これは、退職年金商品および保険商品のリテール顧客に対する訪問販売（または押し売り）は禁止されるべきことを含む。

保険

- ・ 追加保険。これは、オーストラリア政府は追加保険商品の販売に係る業界全体の繰延販売モデルを開発すべきことを含む。
- ・ 契約締結前の開示および表明。これは、保険会社に対する被保険者の開示義務は、保険会社に対して不実表示を行わないよう合理的な注意を尽くす義務に置き換えられるべきことを含む。
- ・ 生命保険契約の回避。これは、保険会社はいかなる条件においても契約を締結しない場合に限り、非開示または不実表示を理由として生命保険契約を回避することができるべきこと。
- ・ 保険契約における不公正な契約条項から消費者を保護する実定法上の条項。
- ・ 保険金の処理および支払は、金融サービスを規制する法律に従って行われるべきこと。
- ・ 業界規範の強制可能性。これは、それらの規範の一定の規定への違反は、法律違反を構成すべきことを含む。
- ・ 外部機関による紛争解決。これは、法改正により、AFSLの保有者にオーストラリア金融不服申立機関（「AFCA」）と協力して合理的な措置を講じるよう求めるべきことを含む。
- ・ グループ生命保険契約。これは、マイスーパー・グループのデフォルト生命保険契約に係る普遍的な主要定義、条項および免責を定めることの実行可能性および期待される価格設定効果の政府による見直し、ならびに退職年金受託者と関係当事者との間のグループ生命保険契約の独立した認証を求めることを含む健全性基準SPS第250号（退職年金保険）の改正を含む。

文化、ガバナンスおよび報酬

- ・ 報酬。これは、APRAが報酬システムの健全性監督を行う際ならびに報酬に関する健全性基準および指針を改正する際に一定の措置を講じることを含む。そして、かかる措置は、金融サービス事業体が最低でも年に一度は、そのフロント部門職員の報酬システムの設計および実施が、当該職員が何を行ったかのみならずいかなる方法でそれを行ったかにも確実に焦点を当てるものとなるようそれらを見直すべきこと、ならびに銀行は、2017年4月19日に公表されたリテール銀行業報酬レビュー（別名セドウィック・レビュー。ABAが受託した。）による勧告を全面的に実施すべきことを含む。
- ・ 文化およびガバナンス。これは、すべての金融サービス事業体が合理的に可能な限りの頻度で、その文化およびガバナンスを評価し、必要な是正を行うために適切な措置を講じるべきこと、ならびにAPRAが文化およびガバナンスの健全性監督を行う際、ならびに文化およびガバナンスに関する健全性基準および指針を改正する際に、一定の措置を講じることを含む。

監督機関

- ・ ASICの強制慣行。これは、ASICは、裁判所が違反による効果を判断すべきか否かという問題を最初に取り上げるアプローチを採用すべきことを含む。
- ・ 退職年金行為規制。これは、APRAおよびASICの役割を調整し、APRAは健全性監督機関、ASICは行為監督機関とすべきことを含む。
- ・ BEARの共同規制。これは、ASICおよびAPRAが共同でBEARを管理することを含む。
- ・ 監督機関への協力。これは、法改正により、ADIが公開された建設的かつ協力的な方法でASICおよびAPRAに対応しなければならないことを明確にすべきことを含む。

- ・ BEARの拡大。これは、BEARの規定を、APRAの規制に服するすべての金融サービス機関、APRAの規制に服する保険会社および登録可能な退職年金事業体のライセンス保持者に及ぼすべきことを含む。
- ・ ASICとAPRAとの間の調整、情報共有および協力。
- ・ 監督機関のガバナンス。これは、BEARにより創設された管理および説明責任の原則は、APRAおよびASICにもそれぞれ適用されるべきこと、ならびにAPRAおよびASICはそれぞれ能力の見直しを受けるべきことを含む。
- ・ 監督機関の監督。これは、APRAおよびASICのための新たな監督機関を創設すべきことを含む。

その他

- ・ 外部機関による紛争解決。これは、最終補償スキームを実施すべきことを含む。
- ・ 金融サービスおよび信用のライセンス保持者による違反の自己申告に関するASICエンフォースメント・レビュー・タスクフォースの勧告を実施すべきこと。
- ・ 法律の簡素化。これは、金融サービス事業体を規制する制定法における一般に適用可能な行為規範の例外および留保を可能な限り排除すべきこと、ならびに金融サービス事業体を規制する制定法はいかなる基本的な行動規範が追求されているかを明確に特定すべきことを含む。

加えて、上記で言及されていない王立委員会のその他の勧告もまた、当グループのポジションに影響する可能性がある。

2019年2月4日、オーストラリア政府は、76の勧告のすべてについて措置を講じるべく取り組んでいる旨を述べた。2019年3月12日、オーストラリア政府は、新規の貸付において貸し手がモーゲージ・ブローカーに支払うトレイリング手数料は禁止しないが、それらの業務を3年間で見直すとともに住宅ローンの仲介について「借り手が支払う」報酬ストラクチャーを検討する旨を発表した。

2019年8月、オーストラリア政府は、王立委員会の勧告8つを含む王立委員会の最終報告書に対する回答で概説した公約15個を実施したことを報告し、2019年から2022年までのさらなる実施日程を公表した。オーストラリア政府が実施した15個の公約には、AFCAの強制加入会員のすべてが紛争解決においてAFCAと協力するための合理的な措置を講じることを要求する規制の導入、消費者および小規模企業からの金融不服申立てを2008年1月1日まで遡って検討可能とするAFCAの権限拡大ならびにASICの商品介入権の拡大、ならびに金融サービスのライセンス保持者に課される設計義務および販売義務を含む。APRA、ASICおよび業界はまた、自らを対象とする多数の勧告を実施し、または実施のプロセスを開始した。

2019年8月以降、政府は、王立委員会の勧告および政府のさらなる公約を実施するための措置を講じて続けた。とりわけ、2020年1月22日、オーストラリア政府は、BEARの拡大に関する5つの勧告を実施する金融説明責任体制（FAR）についての提案を協議のために公表した。さらに、2020年1月31日、オーストラリア政府は、22のさらなる勧告および勧告に関する2つのさらなる公約に関連する法案をパブリックコメントのために公表した。この法案は、違反の報告、金融商品の訪問販売、保険の繰延販売モデルおよび金融サービス業界規範の執行可能性に関する勧告を特に考慮したものであった。政府はまた、さらなる勧告への対応として、2020年初頭までの最終補償スキームについても協議した。

2020年5月8日、オーストラリア財務大臣は、王立委員会についての公約の実施を6か月間延期することを発表した。財務大臣によれば、政府が2020年6月30日までに議会に提出するとしていた措置は、改定された実施日程の下では2020年12月までに提出される。同様に、財務大臣によれば、当初は2020年12月までの提出が予定されていた措置は、2021年6月30日までに導入される。COVID-19の感染爆発に先立って発布された王立委員会関連の公開法案に定められた開始日に関して、財務大臣によれば、政府はこれらの開始日もさらに6か月延長する。この発表の一環として、財務大臣は、政府はこれまで24の公約を実施し、さらに35の公約についても協議および法案の作成が大いに進んでいると述べた。2020年8月10日、APRAは、一部の王立委員会の勧告に対応する報酬に関する業界間共通の健全性基準の取組みを開始することを発表した。

王立委員会の結論により、監督機関は、当グループを含む様々な金融サービス事業体の調査を開始し、または開始する可能性があり、その結果として行政措置または強制措置が講じられることがありうる。また、勧告および政府の公約により、当グループの監督機関は既存の方針および慣行を改正中であり、規制権限を拡大するための法案が可決されている。

2019年2月、ANZBGLは、勧告に対する対応の第一段階を実施するための措置を直ちに講じる旨を発表した。これらの措置は、以下を含む。

- ・ 農家に対して農業債務調停への早期アクセスを提供するとともに、強制や外部管理者の選任よりも「解決」を優先すること。
- ・ 干ばつその他の自然災害の被害地域において、農家に延滞利息を請求しないこと。
- ・ 現地顧客専用の電話サービスおよび簡単なアカウント識別オプションを創設すること。
- ・ クレジットカードの長期借入を殆ど返済していない顧客に積極的に連絡し、より低コストのオプションへの移行を促すこと。
- ・ ペンショナー・アドバンテージの口座から貸越手数料および残高不足手数料を徴収しないこと。
- ・ ANZBGLが個人リテール顧客または小規模企業顧客との訴訟手続に関与する際には、「モデル訴訟当事者」として関与すること。
- ・ オーストラリア金融不服申立機関の新たな制約の下で、その「ルック・バック」に参加すること。

ANZBGLは、2020年4月30日に、オーストラリア政府に対して以下を報告した。

- ・ ANZBGLが、王立委員会の銀行に対する4つの勧告に対応するために、可能な限りの変更を行ったこと。当該勧告に関連して、ANZBGLは次の変更を行った。
 - 顧客の最善の利益に反する結果を招くリスクを低減するために、当グループ全体の報酬体系を変更した。
 - 現時点において個々の銀行が実施可能な15のセドウィック・レビューの勧告をすべて実施した（上記「文化、ガバナンスおよび報酬」を参照のこと。）。
 - 特に説明責任およびガバナンスに関して、ANZBGLの取締役会および経営陣に対する監督を強化した。
 - 財政難に陥った家族経営農家への対応についての原則を公表した。
- ・ ANZBGLが、2019年2月に発表した16個の措置のうち11個を完了したこと。残りのうち4個は法案の最終化に委ねられており、1個は、ANZBGLが引き続き文化の評価と必要とされる変更の特定を行っているため、現在進行中である。

王立委員会はまた、APRAまたはASICに対して、検討を求めるために違反行為の可能性がある調査未了の事例を紹介している。これらの事項が当グループに関係する場合、当グループ企業に対して民事訴訟が提起される可能性があり、その結果として当グループに民事罰または刑事罰が科せられる可能性がある。

王立委員会は、コストの増加につながっており、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為などの潜在顧客エクスポージャーを含むさらなるエクスポージャーをもたらすこともありうるとともに、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。これらのエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

王立委員会はまた、ニュージーランドの金融業界への政治上または規制上の監視の強化をもたらす可能性がある。

フレームワークおよび実務の自己評価

2018年5月1日、APRAは、すべての規制を受ける金融機関はガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務の自己評価を実施することにより恩恵を受ける旨、ならびに当グループのような大手金融機関についてもその取締役会により見直され承認された評価書を求めていく旨を述べた。APRAがこのように述べたのは、他の主要なADIに関する健全性調査についての最終報告書で特定された論点に鑑みためである。この健全性調査は、他の主要なADIグループのガバナンス、文化および説明責任に関するフレームワークおよび実務を調査するために創設された。2018年11月30日、ANZBGLはAPRAに対して自己評価書を提出した。2019年8月22日、ANZBGLは、自己評価書の中で提起された問題に対応するためのANZBGLの取組みの状況を詳述したANZBGL会長の論説を公表した。

金融制度審議会

オーストラリア政府はオーストラリアの金融制度に関する総合的調査を2014年に完了した。これには、規制上の自己資本水準に影響を与える可能性のある多数の主要な提言が含まれていた。FSIを支えるためのAPRAによる施策は、以下のとおりである。

- ・ 2017年7月、APRAは、当初は2014年12月にFSIの最終報告書に記載された、オーストラリアの銀行セクターが「問題なく強固」とみなされるために要求される追加資本に関する調査をまとめた情報文書を公表した。APRAは、「4つの主要なオーストラリアの国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）の場合、この追加資本は、現行の自己資本比率のフレームワークの下では、2020年1月1日以降、ベンチマークとなるCET 1 資本比率が最低でも10.5%であることと同義である」と述べた。
- ・ 2018年2月、APRAは、検討文書を公表し、以下についてAPRAの協議を開始した。
 - 「問題なく強固」である自己資本比率を生み出すための自己資本フレームワークの変更。検討文書ならびにその後の2019年6月および9月の発表では、信用リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスクおよびオペレーショナル・リスクに関するリスクベースの自己資本アプローチについてのAPRAの提案が要約されており、これは2017年12月にBCBSがこれらの要件を最終化したことを受けたものである。これらの提案の最終形態は2020年後半にならなければ確定しないが、当グループは、現行の要件に対するいかなる変更の実施も、一定の資産クラスおよびその他のリスク（市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等）のリスク・ウェイトの枠組みに対するさらなる変更につながると予想している。APRAは、リスク・ウェイトに対する変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、このことは最終的な要件次第でADIにより異なりうると発表した。
 - ADIの自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性を向上させるための自己資本フレームワークの全体的な設計に対する調整。2018年8月、APRAは検討文書を公表した。この提案の焦点は、ADIの自己資本力水準を認識しつつ比較を容易にする自己資本比率の表示および金融ストレス時における監督の柔軟性を高める方法にある。
 - レバレッジ比率要件。APRAの「レバレッジ比率」は、Tier 1 資本をAPRA健全性基準APS第110号が定義する「エクスポージャー指標」（パーセンテージで表示される。）と比較するものであり、現在のリスクベースの自己資本要件に対する非リスクベースの補完または補強として設計され、銀行業界における過度なレバレッジの積み上がりを禁止している。2018年11月、APRAは、エクスポージャー指標算定の他の変更に加え、内部格付手法を選択している（「IRB」）ADIに対する最低レバレッジ比率を3.5%に設定することを提案する健全性基準の草案を公開した。これらの変更は、当グループに重大な影響を及ぼさないと予想している。

上記に関するAPRAの協議は、継続している。しかし、COVID-19の混乱による厳しい経済環境に対応するため、APRAは以下のとおり行動した。

- ・ ANZBGLなどのADIに関して、銀行の自己資本比率をCET 1 の「問題なく強固」なベンチマークである10.5%に維持するという予測を一時的に変更することを発表した。COVID-19の混乱期間中、APRAは、オーストラリア経済への継続的な融資を促進するためには現行の大きなバッファが必要となる可能性があるため、ADI がこのベンチマークを満たしていても問題ないと述べている。
- ・ ADIのリスク加重の枠組みおよびレバレッジ比率の要件について、予定されていた変更の実施を1年延期した。自己資本改正の大部分は、当初は2022年1月1日に実施される予定であったが、現在では2023年1月1日に変更されている。この延期には、ADIの自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性の向上に関するAPRAの提案も含まれている。

APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、FSIによる最終的な結果は、APRA健全性基準へのさらなる変更または当グループに対するその他の影響があるかを含め、依然として不明である。

APRAの総損失吸収力要件

2019年7月、APRAは、損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従いANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBに対して2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%までに増加させることを求めることになる。2020年3月31日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約90億ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、オーストラリアのD-SIBが主にその他Tier 2 資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後の4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。

レベル3コングロマリット（「レベル3」）枠組み

APRAは、その健全性監督の枠組みを、レベル3枠組みを通じてコングロマリット・グループに拡張しており、これは、当グループのようなバンカシユアランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準の追加監視を伴う単一の経済主体として規制する。

2016年8月、APRAは、FSIの提言ならびに進行中の国際的な施策から生じる最終的な自己資本要件を待つため、コングロマリット・グループへの自己資本要件を延期することを確認した。APRAは、未だ変更を実施する日程を提案していない。

グループ・ガバナンス、リスク・エクスポージャー、グループ内取引ならびにその他リスク管理およびコンプライアンス要件に関するレベル3枠組みの自己資本以外の構成要素は、2017年7月1日付で有効となった。これらの要件により当グループの自己資本ポジションおよびANZBGLの子会社の資金調達のいずれにも重大な影響は生じていない。ANZニュージーランド（その子会社と合わせて「ANZニュージーランド・グループ」）を含む関連会社に支援を提供する能力へのレベル3枠組みによる影響に関する詳細は、下記「ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

関連会社の枠組みの変更

2019年8月、APRAは、APS第222号「関連事業体の関与」（「APS第222号」）を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」）に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす。APS第111号の修正が現在提案されているとおりに実施されるとすれば、かかる上限の引下げが当グループに重大な影響を及ぼすことは予想されない。2021年1月1日の実施予定日は、APRAにより、2022年1月1日へと延期された。詳細は、下記「ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限」を参照のこと。

APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」の修正

2019年10月、APRAは、APS第111号に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1のADI（または同等の海外事業体）および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZBGLのレベル1のCET1資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。

ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何らない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億ドル（約75ベシス・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZBGLは、そのような結果となる見込みはなく、経営陣の行為により自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができると考えている。これらの変更案は、当グループのレベル2のCET1資本比率には影響を及ぼさない。これらの変更の実施予定日（2021年1月1日）は、現在進行中ないし目前に控えている健全性基準の改定についての公衆からの意見聴取を中断し、2020年9月30日まで再開する予定はない旨のAPRAの発表に合わせて、APRAが現在検討中である。

ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限

APRA健全性基準による効果

APRAが課す現在または将来の要件は、ANZBGLの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。APS第222号は、関連会社の関与に起因するリスクの監視、管理および統制に関してANZBGLを含むオーストラリアのADIが遵守すべき最低要件を設定するとともに、グループ内の財務上のエクスポージャーに係る上限を含んでいる。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社（ANZニュージーランドを含む。）に財政支援を提供する能力は以下の制限に服する。

- ・ ANZBGLは、関連会社の事業の支援を主要な目的とするいかなる第三者取引も行ってはならず、
- ・ ANZBGLは、関連会社に対して、合計または個別の会社レベルのいずれにおいても、特定の時間または金額による限定がない無制限のエクスポージャーを持ってはならず（例えば、関連会社のいかなる義務をもカバーする一般的保証を提供してはならず）、
- ・ ANZBGLは、関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすかまたは引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項を締結してはならず、
- ・ 自己資本から除かれるエクスポージャーを控除後のANZBGLのレベル1総資本基盤のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。
 - (i) ANZニュージーランドなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで50%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で150%
 - (ii) その他の関連会社に対し、
 - i 規制された関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
 - ii その他の（規制されていない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
 - iii すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2019年8月、APRAは、APS第222号の最新版を公表した。ANZBGLがANZニュージーランドに対して提供できる財政支援の量および質に影響する変更は、以下のとおりである。

- ・ エクスポージャーの上限を設定するために用いられるレベル1資本基盤は、総資本からTier1資本に変更される。
- ・ ADIに対する個々のエクスポージャーの上限をレベル1のTier1資本基盤の25%に、エクスポージャー合計の上限をレベル1のTier1資本基盤の75%に引き下げる。

APS第222号に係る2021年1月1日の実施予定日は、APRAにより、2022年1月1日に延期された。APRAは、個別の事案に応じて、事業体ごとに移行措置や柔軟な対応を講じている。

さらに、2019年10月、APRAは、APS第111号の修正案について検討文書を公表し、この修正案は、ADI（または同等の海外事業体）および保険子会社に投資するANZBGLなどのオーストラリアのADIについて、レベル1資本の取扱いを上記「APS第111号『自己資本比率の測定』の改正」で概説したとおりに変更することを提案している。これらの変更の実施予定日（2021年1月1日）は、現在進行中ないし目前に控えている健全性基準の改定についての公衆からの意見聴取を中断し、2020年9月30日まで再開する予定はない旨のAPRAの発表に合わせて、APRAが現在見直し中である。

この修正案が実施されれば、APS第111号のこれらの修正により、APS第222号に係る報告の目的でのANZBGLのレベル1のTier1資本基盤およびANZニュージーランドに対するエクスポージャーは削減されることになる。その結果、2021年1月1日時点のANZBGLのANZニュージーランドに対するエクスポージャーは、APS第222号の上限を遵守したものになると予想される。しかし、APS第111号の変更が実施されずにAPS第222号の変更が発効した場合は、ANZBGLのANZニュージーランドに対するエクスポージャーはレベル1のTier1資本の上限である25%に近い水準となることから、ANZBGLは経過措置の適用を受け得るとはいえ、APS第222号に関連してAPRAが発表した変更の概要は、ANZニュージーランド・グループの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態、ならびに信用格付および事業を成長させる能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

加えて、APRAは、2021年1月1日までに、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務（ANZニュージーランドなどのニュージーランドにおいて設立された子会社およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポージャーを、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、資本商品の保有または金融ストレス時にANZニュージーランド・グループに対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支援を含まない。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるニュージーランド業務への偶発的な資金調達の支援は、APRAが承認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみが偶発的な資金調達に係るAPRAの基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務に対するエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル1のTier1資本基盤の50%を超えてはならないことを要求する。

レベル3枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3枠組みの一定の要件が、2017年7月1日に発効した（上記「レベル3コングロマリット（「レベル3」）枠組み」を参照のこと。）。この枠組みはまた、当グループが子会社（ANZニュージーランドを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを制限しなければならないことを要求する。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー、および
- (b) ANZBGLの自己資本ポジションおよび流動性ポジションに対する潜在的な影響、ならびに子会社が破綻した場合にも営業を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZニュージーランドを含む子会社に対して財務上または業務上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

住宅モーゲージ貸付実務

近年において、APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々の手段をとってきた。一例として、

- ・ 2014年12月、APRAは、ADIの健全な住宅モーゲージ貸付実務を強化するために取る可能性のある追加の手順の概要を示し、より高リスクのモーゲージ貸付、不動産投資家向け貸付の伸び率（特に伸び率が年間のベンチマークである10%を大きく上回るか）および新規借入者へのローン返済能力テストを含む一定の関心分野について、特に注意を払うことを表明した。
- ・ 2017年3月、APRAは、ADIはとりわけ以下を期待される旨を概説した。
 - 新規のインタレスト・オンリー型（一定期間は利息のみ返済）貸付の金額を、新規の住宅モーゲージ貸付の合計額の30%に制限すること（「インタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマーク」）。ADIは、この制限の範囲内で、ローン資産価値比率（「LVR」）が80%以上のインタレスト・オンリー型貸付の総額について厳格な内部制限を設定し、LVRが90%を超えるインタレスト・オンリー型貸付の事例については確実に厳格な審査を行い正当化理由を確認することが期待される。
 - 不動産投資家向け貸付における年間の伸び率が、先述の10%のベンチマーク（「投資家貸付の伸びに係る10%ベンチマーク」）未満である状態を容易に維持できるように管理すること。

上記の期待に応え、ポートフォリオ・リスクを管理するために、当グループは、数々の手段を講じてきた。これには、貸付基準の調整、および持ち家居住者と投資家向け貸付との間での異なる価格設定の実施が含まれる。これらのカテゴリーの範囲内で、異なる価格設定は、インタレスト・オンリー型の返済を行う顧客と元本および利息の返済を行う顧客との間にも適用される。

2018年4月および12月、APRAは、投資家貸付の伸びに係る10%ベンチマークおよびインタレスト・オンリー型に係る30%ベンチマークはそれぞれ、今後一定の状況の下ではADIに適用されることはない旨を概説した。これらのベンチマークは、今後当グループには適用されない。

APRAは、住宅市場の状況をより広く緊密に監視し続けるが、これらのベンチマークの適用除外にもかかわらず、業界全体レベルで投資家向け貸付の急激な伸びが再来し、またはインタレスト・オンリー型貸付が再加速すれば、根強い懸念を生じさせる旨、またかかる環境は業界全体に対して措置を講じる必要性をAPRAに検討させることにつながりうる旨を示唆した。

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、監督機関および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、与信申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。
- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ ANZBGLのシステムおよびプロセスの変更

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンがより金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の返済義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの返済義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細は、下記「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2) 主なリスクおよび不確実性－16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

オーストラリア刑法典第102.6条および102.7条

オーストラリア刑法典第102.6条および第102.7条（1995年オーストラリア刑法典に含まれる）に基づき、ある者が意図してテロリスト組織から資金を受け取り、テロリスト組織に資金を提供し、テロリスト組織のためにもしくはテロリスト組織を代理して資金を調達し、またはテロリスト組織に支援や資源を提供する場合、その者が当該組織がテロリスト組織であると知っているかまたはテロリスト組織であるかについて無頓着であった状況では、それは犯罪となる。テロリスト組織とは、直接もしくは間接にテロリスト行為の実行に関与、準備、計画、幫助もしくは助長した組織をいい、かかる組織が1995年オーストラリア刑法典に基づいた規則においてテロリスト組織と規定されている。

2011年オーストラリア独自制裁法および2011年オーストラリア独自制裁規則に基づき、特定の国々と関連した一定の具体的認定された人物、事業体、資産および船舶に対して制裁が与えられ、その名前の人物もしくは事業体が関わる一定の取引は、外務大臣からの特別な許可を得た場合のみ行うことができる。これらの制裁に違反することは犯罪となる。

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が以下の目的で、銀行登録および登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

銀行登録に係るRBNZの方針は、適切な地位および評判を持つ金融機関のみが登録銀行となることができることを確実にすることを目的としている。この要件を条件として、RBNZは、銀行業界内の競争を促進するために、新規登録銀行参入への障壁を最小限に保つ意向があると述べている。

RBNZの監督機能は、金融システム全体の安定性および効率性を促進することを目的としており、個々の銀行の破綻防止や債権者の保護を目的としたものではない。RBNZは、市場に本来存在する規律を活用し強化することで、これを達成することを目指す。

RBNZは、財務成績およびリスク状況に係る情報を定期的に銀行が開示する要件ならびに取締役が一定の主要な事項を定期的に保証する要件を非常に重視している。これらの方策は、市場規律を強化し、銀行の健全性管理責任が、RBNZがその責任を行使するのに最もふさわしいと考える者、すなわち取締役および経営陣にあることを確実にすることを意図している。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。
- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される半期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ 準備銀行法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ 銀行のマネーロンダリング防止および対テロ資金要件の遵守の監視に係る指針を発行する。
- ・ 銀行の外部委託契約を、外部委託に関連する登録銀行のリスクが適切に管理されているかを判断するために監視する。
- ・ 銀行の内部自己資本十分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を発表する。
- ・ 銀行特有の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の半期財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各会計年度末には全面的な外部監査の対象となり、各半期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、銀行の開示書類に署名し、一定の保証を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類が虚偽または誤解を招くとみなされる情報を含んでいた場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

RBNZは、登録銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」をRBNZのウェブサイトで公表している。ダッシュボードは、公衆および市場参加者がそれらの銀行の財務力およびリスク・プロファイルに関する情報を理解し、当該情報に基づいて行動する能力の向上を目指している。情報は、銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。ダッシュボードで公表されたANZニュージーランド・グループに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成しない。場合によっては、それらの情報は、ANZニュージーランド・グループの連結財務書類で表示される情報と整合する基準では作成されていない。

ニュージーランドで設立された登録銀行は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたバーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。RBNZはまた、ANZニュージーランドを含むニュージーランドで設立された登録銀行の大半に、最低比率を2.5%上回る保全バッファを維持することを求め、そうしなければ販売への制限を受ける。RBNZはまた、0から2.5%までの間の指針範囲で普通株式のカウンターシクリカルなバッファを適用する裁量を有しているが、正式な上限はない。バーゼル3を取り入れたカウンターパーティー信用リスク要件および追加の開示要件も存在する。これらの自己資本要件は、RBNZの資本改革の結果、2021年7月1日から変更される見込みである。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向—RBNZの自己資本要件の見直し」を参照のこと。

ニュージーランドで設立された登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、RBNZの流動性方針（「BS13」）を遵守することが求められる。BS13の要件は、ニュージーランドで設立された登録銀行に最低コア資金調達比率75%を満たすことを求め、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier1資本によって満たされることを確保している。しかし、2020年4月2日を効力発生日として、RBNZは、COVID-19の感染爆発への対応としてANZニュージーランドの最低コア資金調達比率を50%に引き下げたために、ANZニュージーランドの登録条件を変更した。

バーゼル3は、RBNZがBS13の意図と非常に類似していると考えた流動性方針を提案している。しかし、RBNZは、バーゼル3の流動性基準のある側面は、ニュージーランドで採用するのにふさわしくないと考えている。RBNZは、BS13の遵守についてのテーマ別レビュー（「BS13テーマ別レビュー」）を実施している。BS13テーマ別レビューの結果は、今後のBS13のレビューのために情報提供される予定である。2020年3月、RBNZは、COVID-19の感染爆発への対応として、最初の6か月間について、BS13テーマ別レビューの対外的作業を延期すると発表した。

また、RBNZは、全登録銀行に対し、承認された機関からの信用格付を取得および維持し、かかる格付を開示書類で公表することも求めている。

さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取り消し勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も特に以下の行為をしてはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始するまたは継続する。
- ・ 執行命令を出す、債務を差し押さえる、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行するもしくは執行することを求める。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じる
- ・ 当該銀行に対して相殺する権利を行使する。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、その者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

登録銀行への重要な影響力を取得する同意の申請を評価する際に、RBNZは、登録銀行としての登録申請を評価する際に関連するのと同じ事項を考慮に入れると述べている。同意を与える際、RBNZは、ふさわしいとみなす条件を課す可能性がある。

ニュージーランドの規制上の動向

COVID-19の感染爆発への規制当局の対応その他の動向

COVID-19が、ANZニュージーランド・グループなどの金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに執行に及ぼす具体的な影響は、きわめて不確実であり、本書日付現在、予測は困難である。

COVID-19の感染爆発への対応として、RBNZおよびニュージーランド政府は、金融の安定化を促進し、また、外国為替市場、債券市場および金融市場の効率的かつ低コストでの運営の維持を確保するために、広範な措置を講じており、その多くはANZニュージーランド・グループに影響を与えている。本書日付現在、これらの措置がANZニュージーランド・グループに与える影響の全容は、明らかではない。

RBNZは、2020年3月に、規制上の取組みの大半について、対外的作業を当初6か月間延期し、また、ニュージーランドで設立された銀行についての自己資本要件の引上げの適用開始時期を12か月遅らせると発表した。また、RBNZは、その改正外部委託方針（「BS11」）への移行期間を12か月延長し、予定されていた2003年信用契約および消費者金融法（「CCCFA」）の一部改正ならびにニュージーランドの金融助言制度の改正の適用開始に遅延が生じている。RBNZは、ニュージーランドで営業する銀行に対し、2020年12月1日までに公式キャッシュ・レートがゼロまたはマイナスとなるシナリオに備えて、システムおよび手順を確実に機能させるように勧告している。

RBNZは、COVID-19の感染爆発への対応として、ANZニュージーランドの登録条件を以下のとおり変更した。

- ・ 2020年5月1日を効力発生日として、RBNZは、12か月間にわたり、住宅ローン融資のローン資産価値比率（「LVR」）制限を撤廃した。従前のLVR制限は、ニュージーランドの登録銀行に対し、新規非不動産投資である住宅モーゲージ貸付のうちLVRが80%超となるものを、銀行の「非不動産投資である新規住宅モーゲージ貸付」（持ち家である居住用不動産のみにより担保される標準的な住宅モーゲージ貸付を意味する。）のドル価値の20%以下に抑えることを要求し、また、「不動産投資である住宅モーゲージ貸付」（非不動産投資である新規住宅モーゲージ貸付には該当しない標準的な住宅モーゲージ貸付を意味する。）のうちLVRが70%超となるものを、銀行の新規不動産投資住宅モーゲージ貸付のドル価値の5%以下に抑えることを要求する。RBNZは、12か月間にわたり、貸付業務およびリテール銀行からのフィードバックをモニタリングし、その後、規制の復活の可否を決定する予定である。
- ・ 2020年4月2日を効力発生日として、以下を含む様々な変更が行われた。
 - 条件IDを追加し、ANZニュージーランドが配当その他の分配金を支払うこと（AT1資本商品の保有者に対する裁量的な支払いを除く。）を制限したこと。
 - ANZニュージーランドのコア資金調達比率の最低要件を75%から50%に引き下げたこと。
 - 2020年4月付のBS11の改訂版を参照し、またBS11に基づく既存の外部委託契約についての移行期間を2023年10月1日まで延長したことを反映するために、更新したこと。

RBNZは、ニュージーランド経済の見通しが十分に回復した時点で緩和することを目的として、さらなる通知を行うまでは配当の制限を継続すると述べている。

RBNZはまた、銀行金融システムの安定性をさらに高めるべく、ニュージーランドで設立された登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）に対し、現時点では資本商品の償還を行わないよう通達した。その結果、ANZニュージーランドが2020年5月に5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートに償還することは認められなかったが、利息の支払は継続して行うことができる（一定の条件に服する。）。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式にキャピタル・ノートを転換するオプションを行使しなかった。キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式への転換を規定している（一定の条件に服する。）。

ニュージーランド政府およびRBNZは、COVID-19による経済的影響を受けた住宅所有者を対象とした金融支援パッケージ（「住宅ローン返済猶予制度」）ならびに企業を対象とした金融支援パッケージを導入しており、ANZニュージーランドは、他のニュージーランドの銀行とともにこれらに参加することに同意している。当該パッケージには、住宅ローン顧客、農業顧客および中小企業顧客向けの住宅ローン返済猶予制度が含まれる。住宅ローン返済猶予制度は、COVID-19による影響を受けたANZニュージーランドの顧客が対象とされている。住宅ローン返済猶予制度の下では、銀行と借主との間で合意された期間内であれば、最長6か月まで返済を猶予することができる。住宅ローン返済猶予制度による返済猶予期間は延滞期間としては取り扱われず、返済猶予の付与は経営難としては取り扱われない。なお、ANZニュージーランドは、住宅ローン返済猶予制度に基づく貸付金の利息の資産化については、通常の手続きを踏むこととなる。

金融支援パッケージには、COVID-19による悪影響を受けた雇用主が職員に給与を支払い続けることができるよう支援するための貸金助成金制度も含まれる。この助成金は、当初12週間は一括して雇用主に支払われ、2020年6月に申請が締め切られた。資金助成金制度は延長され、より厳しい一定の基準を満たす雇用主はより少額の一時金の二度の受取りが可能である。

ニュージーランド政府および一部のニュージーランドの銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、年間売上高8,000万ニュージーランドドルまでの適格な中小企業に対して、COVID-19に起因する流動性需要の管理の目的において信用供与を支援するため、および今後の景気回復に向けた態勢整備を助成するために、事業融資保証制度（「BFGS」）を実施している。年間売上高が2億ニュージーランドドルまでで、かつニュージーランドの財務省が定める所定の基準をみたすすべての企業に適格が認められる。1件の融資につき50万ニュージーランドドルの限度額が適用され、融資期間は最長5年となる。ニュージーランド政府が各ローンの信用リスクの80%を引き受け、残りの20%は銀行が引き受ける。

ニュージーランド政府はまた、COVID-19の感染爆発の影響を受けた小規模企業を支援するために、ニュージーランド内国歳入庁（「IRD」）が10万ニュージーランドドルを上限に融資を行う小規模企業キャッシュ・フロー融資制度を発表した。融資は当初1年間は無利子であり、その後は年3%の金利が適用される。融資の最大期間は5年となり、企業は最初の2年間は返済を行う必要はない。この制度では、貸金助成金制度と同様の適格性基準が適用される。企業はまた、存続可能な企業であること、および資金使途は中核事業の運営資金であることを宣言しなければならない。

RBNZは、BFGSの下での銀行貸付を支援するために設計された、銀行システムのための新たな長期資金調達制度であるターム貸付ファシリティ（「TLF」）を発表した。ANZニュージーランドを含むBFGS参加銀行は、参加銀行がBFGSの下で延長した貸付実行額に相当する担保付資金を、最長5年間、RBNZの公式キャッシュ・レートによる固定金利で利用することができる。RBNZは、2020年5月に、初回のTLFの運用を開始した。

2020年3月、RBNZは、適格な社債および資産担保証券と引換えに流動性を提供するための、新たな週次の企業公開市場操作（「企業OMO」）の入札を発表した。このファシリティは、銀行が企業顧客への資金提供を継続し、市場機能を支えるための別のチャネルを提供することを企図している。週次の企業OMOは一時的なものと見られており、RBNZは、12か月後、または需要が減少した場合はそれより早く、運用を見直す予定である。

また、RBNZは、2020年3月より、ターム入札ファシリティ（「TAF」）の入札を通じて担保付のターム物の資金提供を開始した。TAFは、企業OMOと類似した方法で日々運用され、銀行システムの流動性を支えることを企図している。RBNZは、その裁量により、提供される最低金利、数量および満期日を変更することができ、12か月後、または需要が減少した場合はそれより早く、このファシリティを見直す予定である。

RBNZは、最大1,000億ニュージーランドドルの大規模資産購入（「LSAP」）プログラムを発表した。このプログラムでは、ニュージーランド国債、ニュージーランド政府インフレ連動債および地方政府資金調達庁債を流通市場で購入し、銀行システムに現金を注入する。LSAPプログラムは、ニュージーランド経済へのさらなる支援の提供、信頼の醸成、および低金利の維持を目的とする。LSAPプログラムは、ANZニュージーランドを含む銀行が預金として利用できる、ニュージーランドの銀行システムで流通する資金の量を増加させる。RBNZは、LSAPプログラムの有効性をモニタリングし、必要に応じてさらなる調整および追加を行う。

1993年会社法その他の法律が改正され、COVID-19事業性債務冬眠（「BDH」）制度の導入により、COVID-19による債務超過に直面している企業が存続可能な状態を維持できるように支援している。この制度の下では、適格な事業体（会社、パートナーシップ、社団法人その他の団体を含む。）は、債権者に対し、その事業性債務を「冬眠」状態にするための提案書を提出することができる。債権者は、事業体が会社登記所にBDHへの参加の意思を通知した日から1か月以内に、その提案について投票することができる。（頭数かつ金額で）50%の債権者が同意すれば、その提案は有効となる。会社登記所への通知後1か月間は、債務の強制執行が一時停止され、提案が同意された場合はさらに6か月間一時停止される。提案が同意された場合には、債権者との間で合意された条件に従うこととなる。BDH制度は、企業財産の全部または実質的に全部について担保を有する債権者の強制執行を制限するものではなく、一定の債務（従業員に対する債務を含む。）は、制度の対象から完全に除外される。

ニュージーランド政府はまた、企業を救済するために、多くの税制改革を行ってきた。その中には、損失の一時繰越制度（いずれ恒久的な制度に置き換えられる予定である。）が含まれる。この制度の下では、2019年から2020年までまたは2020年から2021年までのいずれかの所得年度に損失が発生することが予想される企業は、その損失を前所得年度の所得と相殺し、前年に支払われた税金の一部または全部の還付を受けることができる。遵法コストを削減するべく、暫定的な課税標準を2,500ニュージーランドドルから5,000ニュージーランドドルに引き上げるなど、中規模および小規模の企業を支援するために、複数の変更が行われている。

ニュージーランド政府は2020年5月に、2020年予算を発表した。当該予算では、経済を支援し、景気の回復を促進するために、500億ニュージーランドドルのCOVID-19対応および復興基金が設立された。この基金のうち139億ニュージーランドドルは、貸金助成金制度およびBFGSなど、以前に発表されたイニシアチブにすでに割り当てられている。この予算とともに、貸金助成金制度の延長、旅行セクターへの支援、職業訓練や実習のための研修パッケージ、環境雇用パッケージ、および州営住宅の建設プログラムなど、159億ニュージーランドドルの新たなイニシアチブが発表された。その後、60億ニュージーランドドルの新規イニシアチブが発表され、または割り当てられた。残りの140億ニュージーランドドルは、将来の投資のために留保されている。

RBNZの自己資本要件の見直し

2017年5月から2019年12月の間、RBNZは、ニュージーランドで設立された登録銀行に適用される自己資本比率の枠組みに関する総合的なレビューを行った。RBNZの資本レビューに関する最終決定は、以下のとおりである。

- ・ ニュージーランドで設立された登録銀行に対する総資本要件が、国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）（ANZニュージーランドを含む。）についてはリスク加重資産（「RWA」）の18%、その他の銀行については16%に引き上げられる。
- ・ 自己資本合計には、D-SIBについてはRWAの少なくとも16%、その他すべての銀行については14%のTier 1 資本を含まなければならない。また、16%のうち、Tier 1 資本の2.5%までをAT 1 資本で、残りの13.5%をCET 1 資本で構成することができる。AT 1 資本は、償還可能永久優先株式で構成されなければならない。ANZニュージーランド・グループは、既存の内部AT 1 証券（当グループ内の他の事業体に発行されたもの）を外部の取引相手方にリファイナンスすることができると予想される。
- ・ 自己資本合計には、RWAの2%を上限としてTier 2 資本を含むこともできる。Tier 2 資本は、長期劣後債務で構成されなければならない。
- ・ Tier 1 の資本要件は、RWAの9%のCET 1 健全性資本バッファを含む。これには以下が含まれる。
 - NZ D-SIBについては2%の健全性資本バッファ。
 - 1.5%の「早期設定」カウンターシクリカル資本バッファ。金融危機後においては0%まで一時的に引き下げることが可能であり、または資産価格高騰を防ぐために一時的に引き上げることができる。
 - 5.5%の保全バッファ。
- ・ 条件付資本調達手段は、今後適格規制資本として取り扱われない。2020年3月31日現在、ANZニュージーランドは、約27億ニュージーランドドルのAT 1 商品を保有しているが、かかる商品は7年間の移行期間中に段階的に自己資本規制の対象から外れることになります。
- ・ IRBアプローチを認められた銀行（ANZニュージーランドを含む。）のRWAは、標準アプローチにより算出された数値の約90%に引き上げられる。これは、85%の資本フロアをIRB銀行に適用し、スカラーを1.06から1.2に増加させることで達成される。
- ・ IRBアプローチを認められた銀行（ANZニュージーランドを含む。）は、内部モデルとバーゼルの標準測定アプローチ（「標準アプローチ」）の両方を用いて、RWA（およびその結果得られる自己資本比率）を報告する必要がある。
- ・ すべての銀行は、標準アプローチを用いてオペレーショナル・リスクを計算することを要求される。

RBNZは、銀行監督ハンドブックの改訂案について協議し、2020年上半期にその決定を実施する。新たな体制は2020年7月から段階的に実施され、銀行が新しい規則の全面的な遵守を要求されるまでには7年の移行期間が設けられる。

RBNZの自己資本の見直しにより、標準アプローチにより運用されているニュージーランドの登録銀行の自己資本要件は大幅に引き上げられ、IRBアプローチを使用しているニュージーランドの登録銀行（ANZニュージーランド等）の自己資本要件はそれより大幅に引き上げられる。

自己資本要件の引上げにより、影響を受ける銀行の事業目的が変更され、ニュージーランドの銀行業界全体の競争行為に変化が生じる可能性がある。例えば、内部格付手法を利用している銀行と標準アプローチを利用している銀行の間、また見直しの影響を受ける銀行と見直しの影響を受けない支店を通じてニュージーランドで営業を行う海外銀行の間で、競争が激化する可能性がある。自己資本要件の引上げは、影響を受ける銀行の顧客が利用できる銀行与信の価格および量にも影響を及ぼす可能性がある。これにより、ニュージーランド経済の動向だけでなく、顧客の事業の見通しや信用力にも影響が及ぶ可能性がある。

RBNZの見直しは、ANZニュージーランド・グループが保有すべき自己資本の水準を著しく増大させる。また、見直しにより、ANZニュージーランド・グループの資本配分および事業計画を含むANZニュージーランド・グループおよびその事業に対して、重大な影響が及ぶ可能性もある。加えて、見直しにより、ANZニュージーランド・グループの最上位の親会社であるANZBGLは、投資済み総資本および事業構造を含むニュージーランドでの規模、性質および事業の見直しおよび再検討を行う必要性が生じる可能性がある。

ANZニュージーランド・グループは、変更に向けた準備を開始した。2019年9月30日終了年度のANZニュージーランド・グループの税引後純利益18億ニュージーランドドルのうち、約80%が提案に応じて留保された。また、2020年3月31日終了の半期には、普通配当は支払われず、宣言もされなかった。

これらの要件がANZBGLに与える影響の詳細については、「オーストラリアーオーストラリアの規制動向－RBNZの自己資本要件に関するANZの最新情報」を参照してください。

登録条件の不遵守

以下に記載の内容は、ANZニュージーランド・グループによるその登録条件の未解決の不遵守事例および最近の不遵守事例である。

登録条件1B－BS2Bの遵守

ANZニュージーランド・グループのRBNZの自己資本要件の遵守状況に関する準備銀行法第95節に基づく報告書が、2020年4月に完成した。ANZニュージーランドはこのレビューの結果を受け入れ、RBNZとともに、特定された問題の是正に取り組んでいる。RBNZは、ANZニュージーランドは何事もなくこの問題を解決するであろうと述べ、ANZニュージーランド・グループは引き続き健全で資本力が高いことを強調している。

ANZニュージーランドは、RBNZから承認されていない格付モデルおよび手続への変更の実施に関して、登録条件1Bを遵守していない。2019年9月30日現在の関連するエクスポージャーに、RBNZが最後に承認した手法を適用すれば、RWAは合計で4,700万ニュージーランドドル（0.05%）減少するはずであるが、報告された自己資本比率に影響を及ぼすまでには至らなかった。関連するモデルおよび不遵守の始期は以下のとおりである。

- ・ 商業用不動産の一連のモデル（単一物件投資、複数物件投資、ホテル投資、特別目的資産投資、単一住宅開発、商業開発、再分割が可能な土地の事前開発）－2011年
- ・ ノンバンク金融機関の一連のモデル（生命保険、損害保険、保険持株会社、金融会社、金融サービス会社、リアル・マネー・ファンド）－2009年
- ・ プロジェクト・ファイナンスおよびストラクチャード・ファイナンス－2009年
- ・ 銀行、国家およびソブリン－2008年

RBNZの自己資本比率のフレームワーク（内部モデルに基づくアプローチ）（「BS2B」）第1.3B節の下で要求されるANZニュージーランドのモデルの要約は、承認されていないこれらのモデル変更を含むため、登録条件を遵守していない。

以上に加え、2020年5月にANZニュージーランドは、保証が提供されている場合にホールセール・リスクの等級を引き上げるANZニュージーランドのアプローチがBS2Bに準拠していないことを確認した。2020年3月31日現在の推定影響額は、RWAが2,600万ニュージーランドドル（0.03%）と過小評価されているため、報告されている自己資本比率に影響を与えるには至らない。ANZニュージーランドは、RBNZとともにこの問題の解決に取り組んでいる。

登録条件5－より有利な条件ではない関係者へのエクスポージャー（BS8）

ANZニュージーランドは随時、ANZBGLの顧客の債務に関して第三者に対する保証またはスタンドバイ信用状を提供している。ANZBGLは、その顧客の債務に関してANZニュージーランドの提供する保証またはスタンドバイ信用状に係る支払請求がなされた場合にANZニュージーランドがANZBGLに直接リコースできるよう、ANZニュージーランドに対して保証またはスタンドバイ信用状に対する念書を差し入れている。ANZニュージーランドは、このサービスについてANZBGLに手数料を請求している。しかし、内部レビューを通じてANZニュージーランドは、2014年1月以降この手数料を、同一のサービスを非関連銀行に対して提供する場合に請求する手数料よりも低く設定していたこと、およびその結果としてANZニュージーランドが登録条件5を遵守できていなかったことを確認した。従前の価格設定合意に基づくそのエクスポージャー金額は、2019年12月31日現在で232件の個別取引につき3億7,400万ニュージーランドドルであった。ANZニュージーランドは、2020年1月1日以降に締結するすべての新規取引のための新たな価格設定方式の策定を進めてきた。

登録条件13 — 流動性比率 (BS13)

以下の事項につきBS13が遵守されていないことは、流動性比率の報告値に影響が出るほどのものではなく、BS13を遵守した計算が確実に行われるようにするために、2020年1月31日を発効日として手続が更新された。

- ・ ANZニュージーランドは、変動金利住宅ローンの次期のキャッシュ・インフローの計算において、インフロー計算のための実勢金利を用いずに、既成マージンを上乗せしたホールセール実勢金利を用いており、かかる計算上の過誤が2010年以降に存在していた。
- ・ 将来キャッシュ・フローの計算において、流動性比率の計算システムと、一部の社債債務および一部のスワップを計上するシステムとの間で差額が生じており、かかる差額は2017年以降について把握されていた。

登録条件24 — 外部委託 (2017年9月付BS11)

BS11は、ANZニュージーランドに対し、外部委託の各契約について一定のリスク軽減策を適用することを求めている。

- ・ 2019年9月30日終了年度中、ANZニュージーランドは、その支配下にある企業を含むANZBGLの世界中の事業との間で、必要な指定契約条項を欠く2つの外部委託契約を交わした。これらの契約は2019年12月に是正された。
- ・ 2020年3月31日終了の6か月間に、ニュージーランドの独立第三者契約のうち1つが、代替契約締結の9日前に失効した。この9日間、関連する外部委託契約には所定の契約条件が含まれていなかった。

BS11は、ANZニュージーランドに対し、2019年10月1日に効力を生じた外務委託契約の情報を総括することを求めている。

- ・ 2019年11月、ANZニュージーランドは、2019年9月30日終了年度の総括に挿入した一部の情報について若干のデータの齟齬があった旨をRBNZに報告した。この齟齬は、2019年12月に是正された。
- ・ 2020年6月30日終了の9か月間に、さらなるデータの軽微な齟齬および完全でない可能性がある情報の事例が調査により確認されており、これらは2020年9月30日までに是正される予定である。

その他の事項

ANZニュージーランドは、2017年12月以降、BS2B第4.5項の定義に反して誤ってソブリンに分類されていた取引先を1社特定した。2020年3月31日現在の推定影響額は、RWAが3億8,300万ニュージーランドドル(0.38%)と過小に計上され、ANZニュージーランド・グループの自己資本比率は0.05%過大に計上されている。この結果、2020年3月31日終了の6か月間において、ANZニュージーランドの登録条件に不遵守があったことにはなっていない。しかし、2018年12月31日までは、登録条件1Bは、あらゆる面でBS2Bを遵守することを求めており、その結果、2017年12月から2018年12月31日までの間、ANZニュージーランドはこの問題について登録条件1Bを遵守していなかった。ANZニュージーランドは、RBNZとともにこの問題の解決に取り組んでいる。

(BS2Bに基づく) 市場リスク資本要件や(BS13およびBS13Aに基づく) 流動性比率の計算など、レビュー過程にある事項がいくつかあり、その関連方針の文言または要件の正当な解釈は一通りでない場合があり得る。ANZニュージーランドが採用した解釈について一定の不確実性がある場合は、当該事項についてより詳細な指針を適宜RBNZに求めることになる。ANZニュージーランドの現在の見解としては、別解釈の採用に伴う同比率の報告値への潜在的影響は大きくない。

第95節レビュー

2019年7月、RBNZは、準備銀行法第95節に基づき、ANZニュージーランドに対して通知を発し、以下の事項に関して報告を行う外部レビュアーを採用することを求めた。

- ・ ANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みの有効性

- ・ ANZニュージーランドによるRBNZの自己資本比率要件の遵守状況
(合わせて「第95節レビュー」)

取締役による認証および保証の枠組みのレビュー

2019年12月に、ANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みに関する報告書が完成した。当該報告書には4つのケーススタディが記載され、それは、ANZニュージーランドがそのORCの計算に承認されたモデルを使用しなかったことによる登録条件1Bの不遵守、元CEOの費用の誤計上、2017年の元CEOの妻に対する居住用不動産の売却（およびその前の2010年の取得）に関連する取引、およびANZBGLと共同で保有するコミットメントの取扱いに関する登録条件1および1Bの不遵守であった。

外部レビューアの見解では、4つのケーススタディのうち3つは、ANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みにおけるシステム上の欠陥ではないとのことであった。例外は、ANZニュージーランドがそのORCの計算に承認されたモデルを使用しなかったために登録条件1Bの不遵守についてのケーススタディを導いた重大な違反である。外部レビューアの見解では、ANZニュージーランドの認証実務は、適切に機能はしているものの、十分に効果を発揮するためには改善を要するというものであった。外部レビューアは、取締役による認証および保証の枠組みを改善するために、複数の提言を行った。当該提言には、(1)取締役による認証プログラムにおける緊急性の高い構造的な脆弱性への対応、(2)取締役会を中心とした戦略的な改善プログラムの創設、(3)説明責任マトリックスの充実および完成、(4)特定された文化上の問題への対応プログラムの創設、ならびに(5)保証の強化および統合的な保証計画の策定が含まれる。

ANZニュージーランドは、このレビューの結果を受け入れ、示された提言の実行および提起された問題への対応に取り組んでいる。2019年12月、RBNZは準備銀行法第95節に基づき、ANZニュージーランドに対してさらなる通知を発し、取締役による認証および保証の枠組みに加えられた改善について外部レビューを受けるよう求めた。COVID-19の感染爆発の影響により、2020年5月、RBNZは、ANZニュージーランドが2021年3月現在の評価について外部の中間レビューを受けるとともに、ANZニュージーランドの取締役による認証および保証の枠組みの2021年9月現在の評価について最終レビューを受けることを条件に、取締役の認証についての提言に対応するための期間を延長することに合意した。

自己資本比率要件の遵守状況のレビュー

2020年4月に、ANZニュージーランドによるRBNZの自己資本比率要件の遵守状況に関する報告書が完成した。当該報告書では、現在および過去の自己資本比率要件の不遵守事例が指摘された。現在の不遵守事例には、信用リスクモデルの使用や、RBNZの承認を受けていないORCモデルの使用が含まれる。また、ANZニュージーランドが、BS2Bに従い承認されたモデルの要件を整備することを怠っていたことや、RBNZの承認を得ずに少数の資産ポートフォリオを標準化されたものとして扱っていたことも指摘された。

ANZニュージーランドは、このレビューの結果を受け入れ、RBNZとともに指摘された問題の是正に取り組んでいる。RBNZは、ANZニュージーランドは問題なくその問題点を解決すると確信していると述べている。

ニュージーランド金融市場庁（FMA）およびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画のレビューを実施した後、第95条レビューの結果、行為および文化計画の修正が必要となる可能性がある旨をANZニュージーランドに通知した。ANZニュージーランドは、初回の第95条レビューの結果を踏まえ、行為および文化計画のレビューを行った。2回目の第95条レビューに関する最近の発表を受けて、ANZニュージーランドはその結果を検討中であり、関連する結果についてはANZニュージーランドの行為および文化計画に反映させる予定である。

詳細については、下記「FMAおよびRBNZによる行為および文化のレビュー」を参照のこと。

ローン計算機の修復

2017年6月、ANZニュージーランドは、ローン計算機に関する問題をニュージーランド通商委員会（「通商委員会」）に自主的に報告した。この問題は、2015年5月から2016年5月までの間のANZニュージーランドの顧客の様々なローンの一部に影響を及ぼした。ローン計算機は、顧客が住宅ローン、個人ローンおよび事業ローンの異動を求めたときに顧客の返済額およびローン条件を計算するために使用された。この問題によって、影響を受けたローンについて一部の顧客が利息を過少請求された。ANZニュージーランドは、2016年5月に計算機を修復した。ANZニュージーランドは、影響を受けた顧客に対して、影響を受けたローンを誤謬が生じなかったとした場合のポジションに戻すために、約840万ニュージーランドドルを貸し付けている。2020年2月、通商委員会は、ANZニュージーランドとの間で、ANZニュージーランドがこの問題によって影響を受けた一部の顧客に対してさらに2,940万ニュージーランドドルを支払うことで合意したと発表した。これらの支払は、開始されている。

RBNZの改正外部委託方針

RBNZの更新された外部委託方針（「BS11」）は、ANZニュージーランドなどのニュージーランドで設立された大手銀行に対し、外部委託した機能を統制および実施するための法的および実務的な能力を備えることを要求する。BS11は、2017年10月1日以降に締結されたあらゆる新規の外部委託契約に適用される。RBNZは、2020年4月2日に発効する変更後の登録条件を、ANZニュージーランドに対して発出した。当該登録条件には、既存の外部委託契約についてBS11を全面的に遵守させるための移行期間を、2022年10月1日から2023年10月1日まで延長することが含まれている。

登録条件

BS11の要件はANZニュージーランドの登録条件の一部をなす。ANZニュージーランドが外部委託に関する登録条件をみたさない場合、RBNZは、ANZニュージーランドの外部委託利用に追加的な制限を付すなどの執行措置を講じることができる。

BS11の遵守プランの手順（Path to Compliance Plan）で概説されるとおり、ANZニュージーランドによるBS11の遵守の実現を担う公式プログラムが創設された。BS11を遵守するために、ANZニュージーランドは、同方針の狙いを他のグループ企業に頼らず単体ベースで達成できるようにならなければならない。同方針の狙いは以下のように定義される。

- ・ 日々の清算、決済およびその他の急を要する責務を継続的に履行する。
- ・ 信用、流動性および市場リスクのポジションを含む財政状態を監視および管理する。
- ・ 法定管理者およびRBNZが破綻銀行の管理にあたってとりうる選択肢を確保するために必要なシステムおよび財務データを提供する。
- ・ 流動性（基本的な銀行サービスで定義される預金と与信枠の両方へのアクセス）および入出金のレポートを含む基本的な銀行サービスを既存顧客に対して提供する。

遵守義務

BS11はANZニュージーランドに対し、継続的な法令遵守要件を多く課している。特に以下を列挙する。

- ・ ANZニュージーランドは、外部委託契約の一覧表を作成しなければならない。
- ・ BS11が適用されるすべての契約は、RBNZが契約およびサービスの詳細を閲覧でき、かつANZニュージーランドが法定管理下にある場合には業者側からの契約終了を認めない旨の所定の契約条項を含まなければならない。
- ・ 免除が適用される場合を除き、すべての新規外部委託契約（他のグループ企業とのものを含む。）についてRBNZが異議のない旨を表明しなければならない。
- ・ ANZニュージーランドは、ANZニュージーランドに法定管理者が選任される場合またはANZBGLとのグループ関係が解消される場合における、関係者向けの外部委託サービスもしくは機能の運営方法を記載したグループ離脱時のプランを定めなければならない。BS11に全面的に適合するグループ離脱時の確定プランは、2023年10月1日までに整備されなければならない。1年ごとに検証される。
- ・ ANZニュージーランドは、移行期間中は1年ごとに、それ以降は少なくとも3年ごとに、BS11遵守プラン（Path to Compliance Plan）の手順および新しい取決めの遵守に係る進捗状況の独立的な外部レビューを受けなければならない。

2019年金融市場（デリバティブ証拠金およびベンチマーキング）改革改正法（「FMRA法」）

RBNZおよびニュージーランド・ビジネス・イノベーション・雇用省（「MBIE」）により、ニュージーランドの財務省と共同し、また海外の規制当局とも協働して行われた業界協議の後、2019年8月にFMRA法が制定された。

ニュージーランドでは店頭（「OTC」）デリバティブについて法定の証拠金要件は存在しないが、いくつかの登録銀行（ANZニュージーランドを含む。）のOTC業務は、外国法域下で実施される証拠金規制により影響を受ける可能性がある。FMRA法は、一定のニュージーランドの事業体（ANZニュージーランドなどの登録銀行を含む。）の外国のデリバティブ証拠金要件を遵守する能力を阻害するニュージーランド法上の問題（特に、破綻処理または再建制度における債権者の異議の一時禁止、および一定の状況下での債権者の順位付け）に対応するものである。これらのニュージーランド法上の障害により、ANZニュージーランドが非清算OTCデリバティブ取引を実施できる相手方の数は減少した。

FMRA法に基づく改正により、それらのニュージーランドの事業体とデリバティブを行う相手方は、デリバティブの他方当事者のデフォルト時に、証拠金に係る担保権を、不当な遅滞なく他の債権者に優先して実行できる（ただし、当該実行に先立ち、証拠金が、当該実行をしようとする相手方またはその代理人の占有下または支配下にあることを要する。）。より具体的には、この改正は、

- ・ それらのデリバティブの相手方が、法的管理および任意清算に通常適用される請求の一般的禁止にかかわらず、証拠金に対して執行することを認め、
- ・ それらのデリバティブの相手方が証拠金に係る担保権を実行する際に、被担保債権が、1993年ニュージーランド会社法および1999年ニュージーランド個人財産担保法に基づく他の潜在的請求権に優先することを確保する。

FMRA法はまた、2013年金融市場行動法（「FMCA」）を改正し、金融ベンチマークのアドミニストレーターに係る新たなライセンス制度を創設する予定である。これらの改正の目的は、金融ベンチマークに係るニュージーランドの規制制度（ニュージーランド・バンク・ビル・ベンチマーク・レート（「BKBM」）を含む。）が、ベンチマーク規則の目的における同等の要件を確実に満たすようにすることにある。本書日付現在、金融ベンチマークに関連する改正は、まだ施行されていない。

2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法の置き換え

ニュージーランドの金融助言制度の改正が進められている。ニュージーランドにおける金融助言の提供を規制する中心的な法令である2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法は、2019年金融サービス法（「FSLAA」）により置き換えられることになる。FSLAAにより、新しい金融助言制度の規定がFMCAの中に盛り込まれ、2008年金融サービス事業者（登録および紛争解決）法（「FSP法」）が改正される予定である。制度に対する主要な変更は、以下を含む。

- ・ 金融助言業者はライセンスを受けるよう要求すること。
- ・ 自然人のみが金融助言を提供できるという要件を撤廃する（ロボ・アドバイスを可能にする）こと。
- ・ 能力、知識および技能の最低水準を、リテール顧客に規制された金融助言を提供するあらゆる種類の者に拡大すること。
- ・ 規制された金融助言を提供するすべての者が、倫理的行動、行為および顧客対応の基準を遵守するよう要求すること。
- ・ 顧客に金融助言を提供するいかなる者も顧客の利益を優先し、顧客が助言の性質および範囲を理解することを確保し、所定の情報を開示しなければならないという要件を追加すること。
- ・ 規制された金融助言を提供できる者を限定すること。
- ・ 例えば金融助言業者の類型や提供可能なサービスを簡素化するなど、制度および用語を簡素化すること。
- ・ ニュージーランド金融助言業者登録簿への登録要件を変更し、悪用を防ぐこと。

金融助言業者は、新制度が発効する時点で仮のライセンスを保持していることが要求され、2年間の移行期間内に完全なライセンスの取得が要求される。新制度は2020年6月に発効することが見込まれていたが、ニュージーランド政府は、COVID-19の感染爆発の影響を考慮して、新制度の適用開始時期を2021年3月に延期した。ANZニュージーランド・グループは、現在の金融助言の過程および今後のFSLAAの改革に関する業務計画を実行している。

準備銀行法の見直し

ニュージーランド政府は、準備銀行法の見直しを行っている。見直しの目標は、ニュージーランドの金融および財政安定化政策の枠組みならびにRBNZのガバナンスおよび説明責任の設定を現代化する点にある。

見直しの第1段階は2018年に完了し、その結果、ニュージーランドの金融政策の枠組みにいくつかの変更を加える2018年ニュージーランド準備銀行（金融政策）改正法が制定された。第2段階では主に、金融政策に関する準備銀行法の規定の包括的な見直しが行われ、かかる規定には、RBNZの健全性規制および監督機能ならびに危機管理の枠組みに法的基盤を提供する規定を含む。また、RBNZの立法目的、より広範なガバナンスの仕組み、資金調達手法などの制度的な問題も検討される。第2段階では、3回にわたり公衆からの意見聴取を行う。

ニュージーランド政府は、預金受入機関の規制に関する原則ベースの決定を発表した。これには以下が含まれる。

- ・ 金融機関毎に、預金者1人当たりの保険上限額5万ニュージーランドドルまで、預金者の預金を保護する公的な預金者保険制度を導入する。
- ・ ノンバンク預金受入機関（「NBDT」）および銀行を、単一の健全性規制体制の下に置く。
- ・ 預金受入機関である会社の取締役の説明責任要件を厳格化する。
- ・ 監督業務の一環としての臨検実施権限など、RBNZの監督および執行の手段を拡充する。
- ・ RBNZの危機解決のための枠組みを明確化および増強する。この枠組みには、破綻した銀行を再建するための新たな仕組みとして、特定の無担保債務を「ペイルイン」（すなわち評価減や資本への転換を）する能力をRBNZに提供することが含まれる。

ニュージーランド政府は、準備銀行法に代えて、見直しでの決定事項を実施する2つの別個の法制（すなわち「ニュージーランド準備銀行法」と「預金受入機関法」）を敷くことを検討している。ニュージーランド準備銀行法は、RBNZのすべての機能にわたるガバナンスと説明責任の全般的な枠組みを定める。同法はまた、金融政策の枠組みを含むRBNZの中央銀行としての機能についても定める。預金受入機関法は、預金受入機関（銀行およびノンバンク預金受入機関）向けの2つの異なる法制を統合し、また預金保険制度を創設する。

ニュージーランド準備銀行法案（「RBNZ法案」）が、2020年7月にニュージーランド議会に提出された。RBNZ法案は、RBNZの目的および機能、ならびにそのガバナンス、説明責任、透明性および資金調達の実決めを定めている。RBNZ法案はまた、金融システムを所管する公的機関の間の調整を強化し、新たなRBNZ理事会に金融政策の権限を与えている。RBNZ法案は、準備銀行法の一部を削除し置き換えるものである。準備銀行法の残りの部分は効力を維持するが、1989年銀行（プルデンシャル監督）法に改称されている。

政府は、預金受入機関法および預金保険制度についての最終方針を2020年後半に決定し、その後、立法を進める計画である。

モーゲージ債担保の基準のRBNZによるレビュー

RBNZは、RBNZが将来においてモーゲージ債（住宅モーゲージ・バック証券やカバード・ボンドなど）をRBNZの貸付業務のための担保として受け入れる態勢を整える際の条件について協議を行い、新たな住宅モーゲージ債（「RMO」）の基準を提案している。RBNZは、5年間の移行期間にわたり、国内住宅モーゲージ・バック証券に代えて段階的にRMOを導入していくことを提案している。

2020年3月、RBNZは、COVID-19の感染爆発への対応として、最初の6か月間について、この取組みの対外的作業を延期すると発表した。

FMAおよびRBNZによる行為および文化のレビュー

オーストラリアの王立委員会の設置に続き、ニュージーランド金融市場庁（FMA）およびRBNZは、2018年および2019年に、ニュージーランドの銀行セクターにおける行為および文化に関するレビューを共同で行った。FMAおよびRBNZの業界に関する報告書は、行為および文化の問題はニュージーランドの銀行の間で蔓延しているようには見受けられないと結論付けている。業界全体において行員の不手際に関する問題は少数であり、システムまたは手続の不備に関する問題がより一般的であった。この業界に関する報告書では、FMAおよびRBNZが、銀行の事業上の行為の問題およびリスクの特定および治癒、ならびに行為のリスクの統制および管理における潜在的な不備を懸念していることを記している。

FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドを含むレビュー参加銀行との連携を続けている。2019年7月、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドに一定のフィードバック・レターを送付した。当該レターにおいて、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画は当該レターおよび公表された報告書において指摘された関連する問題に対処しているようであると述べた。加えて、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドに対し、準備銀行法第95節に基づくレビューの結果、ANZニュージーランドは行為および文化の計画を修正する必要があるかもしれないと通知した。詳細については、「第95節レビュー」を参照のこと。

ANZニュージーランドは引き続き、自らの行為および文化計画についてFMAおよびRBNZに定期的な進捗のアップデートを提供している。

RBNZによる金融機関の監督方針

2019年6月、RBNZは、金融機関（ANZニュージーランドを含む。）への監督を強化する旨を発表した。RBNZは、金融機関が、より詳しいレビュー、取締役会および経営陣の監視の強化、違反時の制裁措置を含む、より介入的な監督を受けると予想される旨を明らかにした、

RBNZの違反の開示および報告制度

2019年9月、銀行による規制違反の報告および公表のための新しい枠組みが、RBNZによって発表された。新たな方針の下では、銀行は、規制上の要件への重大な違反または違反の可能性があったときには速やかにRBNZに報告し、また、6か月ごとにすべての軽微な違反も報告することが求められる。実際に重大な違反があれば、RBNZのウェブサイトで公表される。この方針は、2020年4月1日から発効する予定であった。しかし、2020年3月、RBNZは、COVID-19の感染爆発への対応として、最初の6か月間について、発効を延期すると発表した。

ニュージーランドの銀行業界の販売奨励金体系に対するFMAによる見直し

2018年11月、FMAは、ニュージーランドの銀行業界における奨励制度の見直しの結果を公表した。

この業界に対する見直しにより、ニュージーランドの銀行業界全体における販売員への奨励金は特に売上げに焦点を当てたものであり、不適切な販売慣行が発生する高いリスクが存在すると結論付けられ、また、ニュージーランドの銀行業界全体にわたって奨励制度が大きく変化しつつあるとした。

2019年10月1日より、ANZニュージーランドは、すべてのフロント部門の職員について販売奨励金を廃止し、変動報酬および個人の実績が過度に重視されないよう報酬体系を変更した。リテールおよびビジネス・バンキングのフロント部門の職員については、個人の業績に基づいて支払われる奨励金（販売施策に基づく支払を含む。）は存在しない。その代わりに、職員は、ANZグループ全体の業績に基づく支払を受けられる。一部の職員は、ANZグループ全体の業績に基づく報酬要素と個人の業績に基づく報酬要素とを含む変動報酬の対象となる。ANZニュージーランドは、個人の業績に基づく報酬要素に伴うものとして、販売施策に連動した奨励金が生じないように留意している。

2019年7月、FMAおよびRBNZは、ANZニュージーランドの行為および文化計画についてのANZニュージーランドへのフィードバック・レターにおいて、ANZニュージーランドがその行為および文化計画で概説されている奨励金に関する方針を大きく変更しようとするときはFMAに対して書面により通知する必要があると述べている。

金融機関の行為規制案

2019年12月、金融市場（金融機関の行為）改正法案（「FMCIA法案」）がニュージーランド議会に提出された。FMCIA法案は、現在の内容で施行されれば、該当サービスを提供する金融機関（登録銀行、認可保険会社およびノンバンク預金受入機関を含む。）に対して以下を要求する。

- ・ FMCA第6部に基づく認可を取得する。
- ・ （顧客の利益を正当に考慮するなど、顧客を公平に取り扱うことを要請する）公平性原則を遵守する。
- ・ 公正性原則を運用可能にするための効果的な公正性プログラムを策定、実施、維持および遵守する。
- ・ 奨励金に対する規制を遵守する。

金融機関および仲介業者は、様々な義務違反に対する民事上の罰金といったFMCAの遵守や実施の手段の対象となる。認可金融機関は、問責等の許認可に関する措置および行動計画の実施の対象となる。

これらの提案は広範な行為制度の基盤を形成することを意図しており、かかる制度は、時とともに拡大し、規制対象事業体に義務の拡大をもたらし得る。

2003年信用契約および消費者金融法の改正

2019年12月、信用契約法改正法案（「CCLA法案」）が施行された。CCLA法案が制定された後、CCCFAに以下を含む複数の重要な変更が加えられる。

- ・ 消費者信用契約上の債権者の取締役および上級役員の新たな義務として、当該債権者がCCCFAに基づく義務および責任を遵守することを確保するためのデュー・デリジェンスを実施する義務の導入。この義務の不遵守に対する措置の案には、遵守命令、民事上の罰金、法定の損害賠償および補償金の支払等が含まれる。
- ・ 貸し手の責任原則への違反に対する民事上の罰金および法定の損害賠償を含む強制規定の強化。
- ・ 貸し手に対する、責任ある貸付原則の遵守ならびに信用手数料およびデフォルト手数料の計算方法に関する照会記録の保存の要求。
- ・ 電子的開示に関する規定を含む、開示方法に関する規定の改正。
- ・ 債権回収業者に対する、債権回収行為の開始時における債務者への重要な情報の開示の要求。

CCLA法案に盛り込まれる一部の改正（電子的開示規則の変更および民事上の罰金の導入を含む。）は、CCLA法案に対する国王の裁可が得られた時点で発効する。COVID-19の感染爆発の結果、適合性認証に関するCCLA法第5A部の適用開始時期は2021年3月1日以降へ、また、CCLA法の残りの条項および新たな規則の適用開始時期は2021年10月1日以降へと延期される予定である。この変更後の日程は3か月毎に見直され、MBIEによるさらなる変更があり得る。ANZニュージーランド・グループでは、現在のCCCFAのプロセスおよび今後のCCLA法の改正に関する業務計画を実行している。

登録銀行によるRBNZの流動性方針の遵守についてのテーマ別レビュー

RBNZは、BS13遵守についてのテーマ別レビューを実施している。BS13のテーマ別レビューは、ニュージーランドの登録銀行がBS13の量的要件および質的要件を遵守しているか否かについての評価を提供するとともに、銀行業界の現在の流動性管理実務について有用な洞察を提供することをも期待されている。BS13テーマ別レビューの結果により、今後行われるBS13のレビューのために情報を提供することも企図されている。2020年3月、RBNZは、COVID-19の感染拡大への対応として、最初の6か月について、BS13テーマ別レビューの対外的作業を延期することを発表した。ANZニュージーランドは、BS13テーマ別レビューについて、引き続きRBNZと協働している。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびにFRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（ANZBGLの場合では、当グループのレベルであるいはそのグアムおよび米国サモアにおける米国銀行子会社のレベルで）が「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、または、特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合、制約の対象となる。FRBは、ANZBGLを含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGLは、1978年国際銀行法（「IBA」）を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁（「OCC」）の規制を受けることから、ANZBGLのニューヨーク支店（「ニューヨーク支店」）は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができず（法人預金および企業預金のみ受け付けることができ）、そのため連邦預金保険公社（「FDIC」）の監督対象ではない。グアムおよび米国サモアで営業する米国銀行子会社は、リテール預金を受け付けるため、FDICの監督対象である。

ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店の大半は、FRBの規制に基づき、預金に対する準備金要件の規制対象である。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録を当グループのものとは別に維持する必要があり、OCCが規定するそのような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、当グループの米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

当グループは、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（「ドッド-フランク法」）の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。現時点で、ドッド-フランク法を実施するための多くの法規制について、米国の規制当局が見直しを行っており、その結果コンプライアンスの枠組みが修正される可能性がある。以下の要約は、引き続きANZBGLに関係することが予想される主要な規制上の要件について述べたものである。

ドッド-フランク法の下で採用されたボルカー・ルールは、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを禁止し（ただし、引受け、マーケット・メイキング関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。）、一定の重要な例外および免除はあるが、プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドへの資金提供ならびに投資を制限する。2019年8月から10月までの間に、ボルカー・ルールの所管機関はボルカー・ルールを改正するための最終的なルール（「最終ルール」）を承認し、これにより自己勘定取引、対象ファンドへの投資およびコンプライアンス・プログラムに関する一定の要件が明確化、簡素化および調整された。最終ルールの発効日は2020年1月1日、遵守開始日は2021年1月1日である。ANZBGLなどの銀行事業体は、発効日まで引き続き現行（2013年）のボルカー・ルールを遵守しなければならない。発効日から遵守開始日までの間における最終ルールの遵守は、許容はされるが要求されるものではない。2020年1月30日、ボルカー・ルールの所轄機関は、主に対象ファンドに焦点を当てた裁定案の通知を承認し、コメント期間は2020年5月1日まで延長された。2020年6月25日、ボルカー・ルールの所轄機関は、ボルカー・ルールの一部を修正する最終規則を採択した。この変更は2020年10月1日に発効し、主に対象ファンドに関連している。

その他のドッド-フランク法の規制は、未決済のスワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準店頭（「OTC」）デリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、ならびにOTCデリバティブ・ディーラーおよび主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは、商品取引法および商品先物取引委員会（「CFTC」）規則に基づく仮登録スワップ・ディーラーである。さらに、当グループ内の他の関連会社は、米国人であるカウンターパーティーとのスワップ取引の水準次第で、登録の対象となる可能性がある。CFTCへの登録が必要とされなくても、そのような企業は、米国人であるカウンターパーティーとの取引に関連して、CFTCの規制要件の一部の対象となる可能性がある。CFTCは、クロスボーダー・ガイダンスを発行し、これは特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」をCFTCが認める枠組みを確立している。CFTCは、オーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、ANZBGLは、非米国カウンターパーティーとの米国外での取引に関連するCFTC規則の一定の側面に関して代替的コンプライアンスに依拠することができる。CFTCは、近年、クロスボーダーのスワップ取引に関する規則を提案しており、当該規則が採択された場合、従来のクロスボーダー・ガイダンスは全面的に改正され、非米国の規制制度に服する非米国スワップ・ディーラーに対しては、CFTC規則がより広範に緩和されることになる。現時点では、この規則案が採択されるか、また採択される場合に最終的な規定内容がどうなるかは、依然として不透明である。米国の健全性規制機関およびCFTCは、決済されないスワップおよび証券派生スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服し、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した未決済のスワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則により、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して当初および変動証拠金を取収および預託することを求める要件が課されている。健全性規制機関およびCFTCの規則はまた、ANZBGLのような非米国スワップ・ディーラーが、一定の分野の取引およびカウンターパーティーに関して、健全性規制機関およびCFTCの証拠金に関する規則の代わり非米国法域の適用ある法律を遵守し、またはその他の方法で米国の証拠金に関する規則を遵守しないことを認めている。

ドッド-フランク法はまた、ANZBGLが破綻処理計画をFRBおよびFDICに提出することも要求する。ANZBGLは、直近の米国破綻処理計画を2018年12月に提出している。ANZBGLはまた、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象にもなっており、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守の四半期ごとおよび年1回の証明を求めている。2019年10月、FRBおよびFDICは、外国の銀行組織の米国での事業規模およびリスク・プロファイル次第でそれらに適用される、破綻処理計画の策定について個別適格的な要件を適用する最終規則および強化された健全性基準の修正を発行した。最終規則の下では、ANZBGLは3年に一度の提出義務者になるものと予測され、そのため2020年10月1日において依然として3年に一度の提出義務者であれば、簡易な破綻処理計画の提出のみを求められることになる。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび／または当グループ内のメンバーの口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収税は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払に対してのみ適用される可能性があるが、「外国でのパススルーの支払」という用語を定義する米国の最新の規則が制定された日の2年後の日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。現在、「外国でのパススルーの支払」の定義案または最終の定義は存在せず、そのため一定の支払が外国でのパススルーの支払として扱われる可能性があるか否かは不明である。

以上の議論は、一定の手取金総額の支払について源泉徴収を行わず、米国外からの支払に対する源泉徴収の発効日を遅らせる米国の最近の規制案を反映したものである。米国財務省は、納税者は規制案に依拠できる旨を述べている。以上の議論は、現在の内容で規制が最終化され、遡及的に適用されることを前提としている。

FATCAに加え、米国は、一定の状況において当グループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、当グループおよび／またはその顧客は、当グループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収税の賦課を受ける場合がある。さらに、当グループが求められた情報を提供したとしても、一定の米国からの支払に対してはなお源泉徴収の適用がありうる。

当グループはまた、ANZBGLが営業を行う国が米国との政府間協定の最終化および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律(「愛国者法」)は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制を発表し、それはANZBGLの米国ブローカーディーラー子会社、ニューヨーク支店ならびにグアムおよび米国サモアで営業するANZBGLの銀行子会社などの外国銀行の子会社および支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できないと、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

その他の監督機関

当グループは、普通株式をASXおよびNZXに上場しており、その他の持分証券および債券をこれらの証券取引所およびその他一定の海外の証券取引所に上場している。これにより、当グループは、オーストラリア、ニュージーランドおよび海外の様々な上場ならびにコーポレート・ガバナンスの要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、FRB、英国健全性規制機構、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、中国銀行保険規制委員会ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低自己資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行う全ての国の現地法における、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(7) 競争 オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2020年6月30日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウェストバック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行う銀行のオーストラリアの貸付資産総額の約73%⁽¹⁾を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、典型的には、特定の州または地域の顧客へのサービス提供に焦点を絞っており、リテール銀行業務に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテールまたは法人市場の特定の部門に重点を置き、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、1959年銀行法（オーストラリア連邦）（「銀行法」）の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

競争は歴史的に住宅貸付市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長からもたらされた。近年、広告レートより大幅に割引したレート提供により、大手銀行が積極的に競争を行っている。2008年の世界金融危機の間に経験した市場の混乱は、ノンバンクのオリジネーターのビジネス・モデルに大いに影響を与えており、これが大手銀行の担保付住宅ローン市場シェアを全体的に上昇させる結果となった。最近では、担保付住宅ローン市場においてノンバンクのオリジネーターがさらに活発化し、このことは、大手銀行の成長率および規制された市場に比して、大幅に低い市場シェアベースからではあるが、ノンバンクのオリジネーターの成長率および規制されていない市場に反映されている。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。オーストラリア政府保証は、オーストラリアの預金受入機関の預金およびホールセール資金調達に係る保証の提供を可能とするためにオーストラリア政府によって発表された一時的措置に依拠している。さらに、金融サービス・セクターの変化により、ノンバンクでも、従来銀行が様々な（物理的およびオンラインの）流通チャネルを通じて提供してきた商品およびサービスを提供することが可能になっている。

コーポレートおよび商業銀行業界においては、大手銀行、地域銀行およびその他の商業銀行全体で依然として競争が激しい。事業投資が引き続き低調であることから信用の需要は減少しており、このことは、顧客とのリレーションシップ維持および深耕のさらなる重視とともに、貸付利鞘への圧力をより高めている。

法人市場において、競合他社はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合他社は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行ならびに現地市場を超越している少数のアジア銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのプティック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションへの需要は、オープン・バンキング規制（オーストラリアでは2019年7月初旬に施行）と相まって、特にリテール銀行業界において、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

さらに、現在のCOVID-19の感染爆発および将来の経済状況は、当グループが中期的に事業を展開する市場における競合他社の数を減少させる効果をもたらす可能性がある（詳細については、「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性－3 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。ただし、中期的な競争水準の低下にはつながらない可能性がある。

(1) 出典：APRA2020年6月の月次公認預金受入機関統計（2020年7月31日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常に集中しており、また非常に競争が激しい。ANZの主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウェストパック・バンキング・コーポレーション／ウェストパック・ニュージーランドという他の3大銀行である。これらの各銀行は、オーストラリアの大銀行の子会社または支店である。これらの銀行は、個人から大企業まであらゆる顧客セグメント全体に関与する。

競争はまた、その他銀行の特定の事業セクターにも存在する。キウィ銀行は、リテール・セクターにおいて活動し、ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。シティグループ、HSBC、ドイツ銀行などの国際的な銀行は、法人市場に限定的に参加している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商銀行、中国建設銀行および中国銀行が、ニュージーランドにおいて登録銀行となった。これらの銀行の重点は住宅貸付および事業貸付に置かれているようであるが、当該セグメントにおけるこれらの銀行の市場シェアは、依然として小さい。

金融サービス・セクターの競争は激しく、予測するのは難しい。ニュージーランドのリテール預金市場は、現在の低金利環境下で銀行が市場シェアの維持を目指しているため、引き続き競争的である。ホールセール向けの利率が低くなったことから、リテール定期預金の利鞘は増加した。2020年6月30日現在、住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上を占めており、この市場が競争における主要分野である。

近年、ニュージーランドではノンバンクのオリジネーターの活動が活発化しているが、総資産における成長率はオーストラリアなどの海外市場と比較して低くなっている。このことは、ニュージーランドの銀行が他の海外市場の銀行と比較して地域社会をより肯定的に捉えているといった要素や、ニュージーランドでは顧客データの開示を義務付ける法律が限られていることによるものであろうと当グループは考えている。2020年6月30日現在、ノンバンク・セクターは金融制度の資産合計の約3%を占めていた。

COVID-19がニュージーランドの競争に与える影響は、今後数か月のうちに明らかになると考えられる。ニュージーランド国民を支援するために、政府は、ANZニュージーランドを含むすべての主要銀行との提携による住宅ローン返済猶予制度および事業融資保証制度を発表した。住宅ローン返済猶予制度および事業融資保証制度の詳細については、「(6)監督および規制－ニュージーランド－ニュージーランドの規制上の動向－COVID-19の感染爆発への規制当局の対応その他の動向」を参照のこと。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行（例：シティバンク、HSBCおよびスタンダードチャータード）ならびに地域銀行（例：DBSバンク、CIMBおよびメイバンク）が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。特に法人部門における、当グループの最も活発な競合他社は、グローバルな投資銀行ならびに中国および日本の大手銀行である。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、主に法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む。）への的を絞った集中により、地域を超えて競合他社との差別化が可能になると確信している。

複数の銀行がこの地域の成長機会を支えるバランスシートに関与したいという意欲を示してきたため、競争は引き続き活発である。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純金利マージンよりも一般に低水準であることに寄与している。COVID-19の感染爆発の発生により、競合他社、特にアジア太平洋地域以外の地域を本国市場とする競合他社の活動が低下している兆候が見られる。しかし、全体的な競争は、アジア太平洋地域において依然として堅調である。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場でフルサービスの銀行となることは目指していない。

3【関係会社の状況】

2020年3月31日終了の半期中に重要な被支配法人の買収または処分はなかった。

非継続事業ならびに売却目的保有の資産および負債に関する情報については、「第一部 企業情報―第6 経理の状況―

1 中間財務書類」に記載の2020年3月31日終了の半期に係る要約中間連結財務書類（「要約中間連結財務書類」）の注記12を参照のこと。

4【従業員の状況】

2020年3月31日現在、ANZは世界全体でフルタイム換算（FTE）基準で3万8,939人（2019年9月：3万9,060人、2019年3月：3万9,359人）の従業員を雇用していた。

フルタイム換算従業員

部門	期末現在			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期末 対2019年 9月期末	2020年 3月期末 対2019年 3月期末
オーストラリア・リテールおよび商業法人(1)	14,061	13,903	13,660	1%	3%
ニュージーランド	5,350	5,468	6,085	-2%	-12%
パシフィック	6,103	6,121	6,003	0%	2%
TSOおよびグループ・センター	1,108	1,086	1,096	2%	1%
TSOおよびグループ・センター	11,212	11,010	10,520	2%	7%
FTE（継続事業）合計	37,834	37,588	37,364	1%	1%
非継続事業(2)	1,105	1,472	1,995	-25%	-45%
FTE合計	38,939	39,060	39,359	0%	-1%
平均FTE	39,154	39,147	39,571	0%	-1%

地域	期末現在			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期末 対2019年 9月期末	2020年 3月期末 対2019年 3月期末
オーストラリア	18,823	18,874	18,652	0%	1%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ(1)	12,584	12,695	13,396	-1%	-6%
ニュージーランド	7,532	7,491	7,311	1%	3%
FTE合計	38,939	39,060	39,359	0%	-1%

注：(1) 法人部門のFTEは、2019年9月半期に完了したカンボジア合弁会社ならびにパプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業の売却の結果606名減少した。

(2) 非継続事業におけるFTEは、配賦法に従った売却事業に従事するスタッフの見積りに基づいており、当グループに留まって売却事業の買い手への移行に従事しているスタッフを含む。

労使関係

2020年3月半期中、労使関係に重要な変更はなかった。

オーストラリア

オーストラリアにおいては、大半の非経営陣の雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。

ANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）は、2015年12月29日に開始した。同協約は89%の大多数の従業員に承認された従業員投票を受けて、公正労働委員会により承認された。同協約はANZ労働協約2013-2014年（オーストラリア）に代わり、ANZのオーストラリアのグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）のための雇用の最低雇用条件を定める。同協約はまた、2015年度および2016年度の業績・報酬検討に関して適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げの取決めを定め、これらの従業員に適用される給与の範囲も定めた。

2017年9月19日、94%の大多数の従業員が、同協約を1年間延長し、2017年度の業績・報酬検討に関して適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5およびグループ6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げを定め、かかる従業員の給与の範囲を盛り込んだ同協約の修正案を承認した。公正労働委員会は、2017年10月31日にこの修正を承認した。同協約の賃上げ条項が現在は失効していることを受けて、2018年および2019年には適格な「非市場評価の」オーストラリアのグループ5および6の従業員（すなわち非管理職従業員）の賃上げは同協約外で管理されたにもかかわらず、本書提出日現在、同協約は引き続き適用されており、今後も無期限に適用される。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。FIRSTユニオンとANZの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、2018年8月に更新され、2020年7月31日に満了した。団体労働協約の更新についての交渉が進行中で、現行の協約が当面の間引き続き有効となる。協約の更新の終結についていかなる問題も見込まれておらず、2020年8月末までに完了する予定である。経営陣はニュージーランドの労働組合との間でいかなる重要な紛争にも関与していない。

アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ

アジア太平洋、ヨーロッパまたはアメリカ地域にあるいずれかの国において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況－2 事業の内容」および下記「2 事業等のリスク」を参照のこと

2【事業等のリスク】

(1) リスク

銀行の戦略の成功は、健全なリスク管理に依存している。銀行のすべての活動は、程度の差はあるが、リスクまたは複数のリスクの組合せの解析、評価、許容および管理が伴っている。

健全なリスク管理は、当グループがその事業環境において機会および課題に備え、対応するにあたって重要な役割を果たす。

当グループのリスク管理の枠組み

取締役会は、当グループのリスク管理の枠組みを設定し、かつ監督する責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（BRC）に対して委任している。同委員会は、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。

当グループのリスク管理の枠組みの支柱となるものには以下が含まれる。

- ・ 当グループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れることができるリスクの程度に関する取締役会の予想を記載しているリスク選好報告書（RSA）。
- ・ 当グループのリスク管理戦略およびかかる戦略を実現するリスク管理枠組み（RMF）の主要要素の概要を記したリスク管理報告書（RMS）。RMSには、重要なリスクそれぞれの内容ならびに関連する方針、基準および手続きに準拠した各リスクに対するRMFにおける対処方法についての概要が含まれる。また、重要なリスクの当グループによる特定、測定、評価、監視、報告の方法およびその後のそれらのリスクの管理または軽減の方法に関する情報も含む。

当グループは、全員がリスクの責任を負うという文化の定着を促すリスク管理に関する3つの防衛線モデルを採用している。1番目の防衛線としての事業においては、日常的にリスクと制御に当事者意識を持ち、自己のリスクの特定と管理に対して責任を負う。2番目の防衛線はリスク機能であり、リスク管理のための業務に対する厳密かつ独立した監視を行い、また、リスク管理の枠組みの構築および維持を担う。

最後の防衛線は内部監査であり、1番目および2番目双方の防衛線によるリスク管理手法の妥当性および有効性を評価して独立した保証を与える。

リスクのガバナンスおよび監視は、日々の活動に組み込まれている一方で、当グループ全体にわたって委員会および定期的なフォーラムにおける重要な取り組みとなっている（下図を参照のこと）。委員会およびフォーラムにおいては、既知の問題の対処にあたっての管理プランの見直しと進行状況の監視を行い、既知および新規のリスクについての議論と監視を行う。

リスクの状況は絶えず変化しているため、その業務に対するリスクの重要性を検討するために当グループは問題の見直しを常に行っている。現在、当グループが理解を深める取り組みを行っている2つのリスクは以下のとおりである。

サイバー・セキュリティ・リスク：新しいものではないが、当グループのデータと顧客のデータの保持において情報セキュリティ・システムへの依存が増していることから、進化するサイバー攻撃と新たなテクノロジーに対するセーフガードに継続的に投資し、その適切性を検証する必要性がある。

気候変動リスク：気候変動に関連した金融リスクは、健全性および規制上の監督の強化の影響を受けるため、当グループの重点分野となっている。

取締役会

執行委員会

ANZの上級執行役員は定期的に会議を開き、業績について討議し共有の取組みをレビューする

結果レビュー
グループ

主要な経営委員会

グループ	信用および市場 リスク委員会	グループ 資産負債 委員会	オペレーショナル リスク 執行委員会	倫理および 責任ある事業活動 委員会	投資委員会	王立委員会 および自己評価 監視グループ
	格付システム 監視委員会	資本および ストレステスト 監視委員会				
部門	格付モデル・ ワーキング グループおよび 利用フォーラム	部門イニシアチブ・ レビュー委員会/ プロジェクト 審議会	部門リスク 管理委員会	部門特有の各経営委員会		部門結果 レビュー委員会
				オペレーショナル リスク委員会	商品委員会	
国	地域リスク・ カントリーリスク 管理委員会	国別 資産負債 委員会				

主要な重要なリスク

当グループが直面する重要なリスク（当グループのリスク管理報告書による。）およびかかるリスクの管理の方法の概要は以下のとおりである。

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実リスク	ANZの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する自己資本水準を当グループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	当グループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準および構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、自己資本管理に対して積極的な取組みを進めている。
コンプライアンス・リスク	当グループの事業に適用される法律、規則、業界基準および規約、内部方針および内部手続きならびに最良ガバナンス原則の不遵守に関するリスクである。	当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みの一部としてコンプライアンス・リスクを管理する手法の主要な特徴には、以下のものが含まれる。 ・ 新たに発生するコンプライアンス・リスクの積極的な評価ならびに活発な報告および証明プロセスの実施を当グループに可能にすることを目的とした、主要な義務の中央管理ならびに規制環境および事業環境の変化の特定の重視 ・ 適時にインシデント／違反を特定、管理および報告する当グループの能力を向上させる独立の要素としてのインシデント管理の認識 ・ 内部告発者保護方針により、従業員および請負業者が会計、内部統制、コンプライアンス、監査その他の事項に関して秘密裡かつ匿名の届出が可能
信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 ・ カウンターパーティーが債務履行を怠る、または ・ カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより財務損失が生じる。 信用リスクは、気候変動による、またはカーボン・プライシングおよび気候変動適応政策または緩和政策を含む法令の改正または政府もしくは規制当局が採用するその他政策の変更による影響を受ける可能性がある顧客に当グループが行う貸付に関連したリスクを含む。	当グループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則および信用指針により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、例えば、取引構造、リスクのグレード化、初期承認、継続的な管理および問題債権の管理ならびに専門家の政策課題など、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。
流動性および資金調達リスク	以下を含む、期日が到来した支払債務を当グループが履行できないリスクをいう。 ・ 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 ・ 資産を増額する資金調達を行う当グループの能力が不十分	当グループの流動性および資金調達リスクの管理における主要な原則には以下が含まれる。 ・ 短期から中期の期間のキャッシュフロー債務に対応するため、様々なストレス・シナリオ下における流動性の「維持可能期間」を達成するための当グループの能力を維持すること ・ 強固な構造を有する資金調達プロファイルを維持すること ・ ストレス下にある時に流動性の源泉として機能する質の高い流動性資産ポートフォリオを維持すること。

市場リスク	以下に起因する当グループの利益に対するリスクをいう。 - 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または - 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動	当グループの市場リスクの管理および統制の枠組みにより、当グループは独立リスク測定法を通じてトレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを測定する。これにより、可能性のある結果の及ぶ範囲、可能性のある期間および結果の生じる見込みを特定し、その後、これらの活動を支援する適正な額の資本の割当てを行う。
オペレーショナル・リスク	不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスクである。法的リスクおよび評判の損失のリスクまたは不適切もしくは機能不全の内部プロセス、人員およびシステムから生ずる損害を含むが、戦略リスクは含まない。	当グループは、オペレーショナル・リスクを管理するために、3つの防衛線モデルを採っており、効果的な双方向コミュニケーションおよびオペレーショナル・リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みが引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。
レピュテーション・リスク	直接または間接に利益、自己資本比率または価値に影響を与える、以下に起因する損失リスクである。 - 顧客、コミュニティー、株主、投資家、規制当局または格付会社のいずれかが抱く当グループの意に沿わない認識 - 当グループの従業員もしくは請負業者（またはその双方）に関連するコンダクト（行動）リスク - 当グループの貸付の決定の社会的および／または環境的な影響	当グループは以下のような積極的かつ行動的な文化を維持することでレピュテーション・リスクを管理している。 - 誠実さを伴う行動の確保 - 顧客、同僚およびさらに広範囲の社会との強力かつ信頼される関係の構築を可能にする。 当グループは、経営における判断がレピュテーション・リスクを考慮した健全な社会および環境上の基準に従い確実に行われるための、確立された意思決定の枠組みおよび方針を有している。
戦略的リスク	当グループの事業戦略および戦略目標が、その他の重要なリスク（例えば信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）の増大をもたらす可能性のあるリスクである。	当グループは、取締役会の承認を経て、グループ経営委員会により管理された年間の戦略計画策定プロセスを通じて戦略リスクについて検討および管理を行う。当グループの主要な重要なリスクが増大した場合、上記に記したリスク管理に従い管理される。
技術リスク	IT資産の機密性、整合性または可用性の侵害の疑いを含むIT資産に影響を与える不適切または機能不全の内部プロセス、人員およびシステム、または外生的事象に起因する損失リスクおよび／または法の不遵守リスク	当グループは、オペレーショナル・リスクの管理と整合を図りつつ、技術リスクを管理するために、3つの防衛線モデルを採っており、効果的なコミュニケーションおよび技術リスクの有効な管理を支援するために、各防衛線はそれぞれ明確な役割、責任およびエスカレーション・パス（上長への報告経路）を有する。さらに、技術リスクの管理においても採用されている当グループのオペレーショナル・リスクの枠組みが、引き続き組織上における必要性および規制上の要件を満たすことができるように、当グループは継続的な審査メカニズムを備えている。

(2) 主なリスクおよび不確実性

序論

当グループの活動は、コロナウイルス（「COVID-19」）のパンデミック（世界的大流行）から発生するリスクを含め、当グループの事業、業務、業績、評判、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態（「当グループのポジション」と総称する。）に悪影響を与える可能性のあるリスクに左右される。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要でないと思込しているさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクのいずれかが実際に生じた場合、当グループのポジションが重大な悪影響を受け、その結果当グループの株式および債券の取引価格が下落し、投資家はその投資の全部または一部を失う可能性がある。下記のリスク要因は、本書の表紙の(注)4.に記載の「将来に関する記載」と併せて検討されるべきである。

当グループの事業の活動および業界に関するリスク

1. COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。

2019年後半に、「COVID-19」と呼ばれる疾患で、具体的にはSARS-CoV-2と同定された新型コロナウイルスが発生したことにより、世界各国の政府はウイルスの蔓延に対抗するための緊急対策を実施している。COVID-19の影響により、オーストラリアおよびニュージーランドを含む世界各国の政府は、旅行、イベント、会議その他多くの通常の活動に対する幅広い制限や停止を課し、助言を与え、主権国家や金融市場の安定化を目的とした大規模かつ費用のかかる金融介入および財政介入を実施している。各国政府は当面の間、パンデミックを抑制するための更なる政策を実施および導入する可能性がある。COVID-19の発生期間と影響の全容は、政府と中央銀行の介入の有効性と同様に、現時点では不明である。

地域社会における健康と経済活動の大きな混乱は、オーストラリア、ニュージーランドおよび世界各地のほとんどの事業部門に広範囲にわたり悪影響を及ぼしており、この結果、当グループの製品およびサービスに対する需要に影響を及ぼし、当グループの信用ポートフォリオの質の低下をもたらしている。さらに、当グループの借り手の多くはCOVID-19のパンデミックの悪影響を受け、当グループは以下の部門において借り手からの増大する信用損失リスクに晒されている：運輸（航空、海運、道路および鉄道を含む。）、港湾・観光・旅行（宿泊および飲食を含む。）、ヘルスケア、農業、教育、小売（物流活動の減少の影響によるeコマース（電子商取引）を含む。）、不動産（特にショッピングモールおよびホテル）、建設・請負業者、および流通・物流の部門。減損処理の詳細については、要約中間連結財務書類の注記1および注記9ならびに上記「第2 企業の概況－2 事業の内容－(5)最近の進展－第3四半期における取引情報の更新」を参照のこと。

当グループは、COVID-19のパンデミックを受け、個人および法人の顧客を支援するための様々な対応策および措置を講じているが、これらの対応策および措置がさらなる困難を防止または軽減し、当グループの製品およびサービスの提供を確保するのに十分なものであるという保証はできず、また、当グループのポジションが重大な悪影響を受けるリスクが存在している。これらの対応策や措置は、当グループの顧客をサポートする一方で、当グループのポジションにマイナスの影響を与え、当グループの純預貸利鞘にマイナスの影響を及ぼし、通常の状態では受けるものより大きなリスクを当グループは負うことになる可能性があり、その結果、当グループのポジションが重大な悪影響を受ける可能性がある。

当グループの顧客サービス部門には、リテールおよび小規模企業顧客からの支援要請が多数寄せられている。危機が深刻化し、当グループが顧客への支援を可能にするために追加の資金提供やプロセスの変更に取り組む場合、これらの要求は短期的に増加すると予想される。当グループの貸付ポートフォリオのうち、どの程度の割合が影響を受けるかは現段階では不明である。より長期的には、多数のリテール顧客や法人顧客が投資を清算した場合、危機の最中やその直後において資産価値が悪化し始める可能性があり、あるいはこれらの資産に対する需要が減退により悪化する可能性がある。いずれのシナリオにおいても、ローン資産価値比率は影響を受けることが予想される。

世界的に経済活動の大幅な縮小が見込まれることから、金融市場において大幅な変動性（ボラティリティ）が生じており、そのようなボラティリティは今後も続く可能性がある。COVID-19に対応するソブリンの財政の悪化により、ボラティリティがさらに高まり、信用スプレッドの拡大につながる可能性がある。また、COVID-19は、施設の閉鎖やアクセス制限、伝染病管理および渡航制限により、当グループの業務を中断または遅延なく継続させる能力に影響を及ぼしており、今後も影響し続けることが予想される。当グループの従業員もしくは請負業者の関連した病気もしくは隔離または当グループの支店、店舗もしくはオフィスの業務停止があった場合には、当グループのポジションに影響する可能性がある。

COVID-19の影響は不確実性が高く、本書日現在、パンデミックの広がりや期間を予測することは困難である。上記のCOVID-19のパンデミックに関連したすべてまたはいずれかのマイナスの条件により、当グループの製品およびサービスに対する需要のさらなる減退、貸付その他の債権のデフォルト、不良債権および減損の増加、ならびに／または当グループの事業コストの増加が引き起こされる可能性がある。これらが発生した場合、当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19のパンデミックに対応して規制当局が講じた措置は、当グループに影響を与えており、引き続き影響を与える可能性がある。例えば、いくつかの海外法域の規制当局は、銀行が配当の宣言または自社株買いを行うことを防止するためにその権限を行使している。ニュージーランドでは、RBNZが、COVID-19によって引き起こされた経済の不確実性の存続期間中において、ニュージーランドで設立された登録銀行による普通株式の配当の分配を凍結することを決定した。このため、当グループの子会社であるANZニュージーランドは配当の支払いができなくなり、当グループのレベル1のCET1資本比率にマイナスの影響を与えている。

オーストラリアにおいては、APRAは、資本分配を含めて自己資本管理に関するガイダンスを更新し、ADIの取締役会に当暦年内に以下のことを実施すべきと示した。

- ・ 資本分配に関する決定を行う場合、収益の少なくとも半分を維持する（可能であれば、資本分配による資本の減少を相殺するために、配当再投資制度およびその他のイニシアチブを利用する。）。
- ・ 意思決定のための情報を提供し、継続的な融資能力を証明するために、定期的にストレステストを実施する。
- ・ ストレスの影響を吸収するために資本バッファを利用し、引き続き家計や企業を支援するよう融資を行う。

COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす範囲において、本「(2)主なリスクおよび不確実性」に記載されたその他のリスクの多くを強める影響を与える可能性がある。

2. 地域的または世界的な信用市場および資本市場における混乱を含む政治および一般的な事業・経済情勢の変化は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務実績は、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務、取引または資金調達を行う主要諸国および地域（オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋、英国、ヨーロッパおよび米国を含むが、これらに限られない。）（「関連法域」）における政治・経済情勢および事業活動の水準に主に影響される。

当グループが主要な業務および取引活動を行う市場における経済および事業環境は、とりわけ国内外の経済事象、政治的事象および自然災害により、また世界の金融市場で発生する趨勢および事象により、影響を受ける。

COVID-19のパンデミックは、オーストラリアおよびニュージーランドのみならず世界経済と世界市場に多大な影響を与えており、今後も続くことが予想されている。渡航制限、国境管理、ソーシャルディスタンス、検疫プロトコルおよびその他の封じ込め措置が課され、これが世界各地の経済状況の継続的な減速の一因となり、商品の需要を抑制し、世界中の多くの産業のサプライ・チェーンを中断させ、消費者の信頼を損なって企業収益および成長見通しを抑制する可能性があり、これらすべてが世界の金融市場の継続的なボラティリティの要因となる可能性がある。リスク要因1、「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

世界的に深刻な景気後退が予想されている。多くの国がウイルスの拡散の管理のために活動を制限したためGDPの大幅な減少に直面しており、失業率が急激に上昇している。各国政府は、ショックの最悪の影響の少なくとも一部を相殺することを目的として、金融緩和および規制緩和に加えて大規模な財政刺激策で対応している。それにもかかわらず、当グループは、このような刺激策がウイルスの拡散を食い止めることを目的とした広範囲にわたるロックダウンに起因する経済活動の低下を防ぐことはできないと考えている。

このショックが信用損失および資産価値に与える影響は非常に不確実である。導入されている政策の多くは、パンデミックが収束したときに活動を再開できるように、経済の大部分を「冬眠」させるよう企図されている。しかしながら、この冬眠の期間と、危機が去った後の最適な経済の体制の双方についてはかなりの不確実性が存在している。COVID-19による経済の混乱の影響およびそれに対する政府の対応は依然として不明であり、当グループは、世界的に、特にオーストラリアおよびニュージーランドにおいて、長期にわたる景気後退により重大な悪影響を受ける可能性がある。

また、2019年後半および2020年初頭のオーストラリアの森林火災は、農業部門への供給者である当グループの顧客ならびに火災の影響を受けた地域やコミュニティ内に居住する、および事業を運営している顧客のごく一部にも影響を与えた。

オーストラリアの森林火災およびCOVID-19が起こる前においてさえ、2007年の世界金融危機の影響およびその余波は地域および世界の経済活動、信頼および資本市場に引き続き影響を与えていた。健全性監督機関はかかる事象の再発のリスクを緩和する目的で規制の強化を実施したが、かかる規制が有効であるとの確証はない。世界金融危機はまた、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う主要な国々および地域を含む先進国経済の消費者および企業の行動に長く続く影響を与えていると当グループは考えている。近年では、所得の伸びの鈍化に際して消費者の貯蓄率は低下しており、他方企業は投資に消極的でインフレ率は低いまである。また、地政学的リスクが増大する可能性も消費者行動および企業行動の脆弱性の要因となる。大半の国において金融当局はゼロ金利に近い金利またはマイナス金利の導入で世界金融危機に対応し、主たる中央銀行は成長を支援し、インフレ率を引き上げるために慣例にとられない手段を取った。

このような政策の経緯は、COVID-19への政策対応の重要な先例となっている。さらに、消費者および企業の行動の変化、負債水準の上昇、金融政策面のバッファの縮小も、森林火災などの自然災害や新しい病気の感染から生じることのある混乱に対して、経済をより脆弱にしている。

世界経済に影響を与えている世界の政治情勢により、政治および経済の不確実性ならびに国際金融市場におけるボラティリティが長期にわたり増大し、継続していく可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。世界の政治情勢に影響を及ぼしている事象の最近の例には、2016年における欧州連合（「EU」）からの離脱（一般的に「ブ렉ジット」と呼ばれる。）についての英国の国民投票により、英国が2020年1月31日に正式にEUから離脱したことや、とりわけ、オーストラリアの重要な貿易相手国によるものを含め主要国による関税および課徴金の賦課または賦課されるおそれに関する国際貿易情勢の進展がある。このような国際政治情勢は、経済の不確実性および国際金融市場におけるボラティリティの要因となり、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う市場における消費者および企業の活動に悪影響を与えており、それが継続していく可能性があり、あるいは当グループが遵守すべき新たな規制上の枠組みの導入につながる、および／または規制上の枠組みの相違を引き起こす可能性がある。

米国と中国など一部の貿易相手国との間では貿易面での緊張のいくつかの段階的な緩和がみられたものの、COVID-19の世界的な広がりおよび米国の大統領選挙運動の影響で再び拡大する見通しであり、かかる選挙は2020年11月に予定されている。オーストラリアの主要貿易相手国および同盟国による更なる保護主義政策の実施は、オーストラリアの輸出の需要に悪影響を与え、世界的な成長の低下につながる可能性がある。

ブ렉ジットを見越して、当グループは欧州における事業運営構造の変更を実施したが、英国の今後のEUとの貿易関係の条件が未だ不明で比較対象になる前例がないものであることから、ブ렉ジットによる金融、貿易および法律への影響は依然として定かでなく、その影響は予想以上に厳しいものになる可能性がある。この結果、当グループが行っている欧州における事業運営構造の変更が、ブ렉ジットの金融、貿易および法律への影響に対処するに十分である保証はなく、当グループはブ렉ジットの最終条件を受けてさらなる変更が必要となるリスクに晒されている。

政治および経済の不確実性はこれまで市場の流動性および活動水準の低下、市場の不安定化、利用可能な信用の収縮、金利の低下もしくはマイナス金利、経済成長の減速ならびに企業景況感の低下などを招いており、そのそれぞれが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる状況は、当グループが国際資本市場において中期または長期の資金調達を行う能力に悪影響を与える可能性がある。ニュージーランドにおいては、RBNZの金融政策委員会が、2021年3月までオフィシャル・キャッシュレート（政策金利）を0.25%に据え置くが、マイナス金利も将来における可能性として残されていると表明した。

紛争の可能性や実際の紛争を含む世界中で発生している地政学的な不安定化（例えばウクライナ、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、香港、シリア、エジプト、アフガニスタン、イラク、イラン、ニカラグアなどで進行している騒動および衝突など。）ならびに現在のテロ活動の高い脅威もまた、世界の金融市場、全般的な事業および経済環境、ならびにそれらの結果として、影響を受けている国または地域において当グループが営業または取引を継続する能力に悪影響を与える可能性があり、これはさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行うの市場において厳しい経済状況が生じたり、または持続した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が悪影響を受ける可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与え、これは貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。

当グループが需要の落込みまたは予想を下回る収益に対応してコスト構造、商品、価格設定または営業活動を適合させられない場合、当グループの財務実績はまた悪影響を受ける。同様に、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行う国または地域における経済、全般的な事業環境または経営環境の悪化のために、予想を上回るコスト（与信費用および資金調達費用を含む。）を負担する可能性がある。

上記の政治、事業または経済の状況の悪化のすべてまたはいずれかが、当グループの商品およびサービスに対する需要の減少、ならびに／または貸付およびその他債権のデフォルトや不良債権の増加の原因となる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

3. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが業務を行う市場は非常に競争が激しく、一層競争が激化する可能性がある。

競争に影響を与え、当グループのポジションにマイナスの影響を及ぼす要因の例として下記が挙げられる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランド外における事業体を含め、当グループと競合する事業体は、当グループとは異なるレベルの規制および規制活動の対象となる可能性がある。このことは、規制レベルが異なることがそれらの事業体のコストベースを低下させ、および／または当グループが他の方法で雇用を模索することになる従業員を惹き付ける能力を与えるなど、より競争力のある商品およびサービスの提供をかかえる事業体に可能にさせることがあり得る。
- ・ デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させており、新興の競合会社は、新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を目指している。
- ・ 伝統的な金融サービス部門以外の既存会社が、銀行業免許の取得および／または既存の提供会社との提携などを含め、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争することを模索することもあり得る。
- ・ 消費者および企業が、当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある（仮想通貨などの）新しい形態の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資を行う選択をすることもあり得る。
- ・ オープン・バンキング（以下に記載する。）により競争が増す可能性がある。（リスク要因16. 「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）

市況における競争の増加による当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加しうる。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない場合、当グループは他の、より安定していないまたはよりコストが高い形式の資金調達により大きく頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

COVID-19のパンデミックおよび将来における経済の混乱は、資金調達コストおよび引当金の増加、構造的な低金利、流動性の不足、事業継続計画の実施、事業戦略の変更ならびに一時的な規制上のセーフハーバーにより、中期的に金融サービス部門の競争に大きな影響を与える可能性がある。低成長環境下においては、競争の増大およびマージンの圧迫が起こる可能性が高い。

さらに、オーストラリア政府とその機関は、銀行およびノンバンクの双方に融資および資金調達のコストの低下を求めている。これらの措置は、当グループと競合する事業者にとっては支援となる可能性がある。

機能的で競争力のある銀行部門の重要性と、COVID-19のパンデミックにより生じた経済の混乱に対応して成長促進政策を推進するオーストラリア政府の現在の意向を踏まえると、長期的には金融サービスにおける競争水準が引き続きオーストラリア政府の重点分野であることが見込まれる。この分野において将来の政策改革の可能性があり、それが当グループの主要市場における競争圧力の高まりにつながり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

4. オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の弱体化は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン

2009年以降、世界の主要な中央銀行は、前例のない金融政策による刺激策に乗り出した。その結果生じた利回りを求める資金はその影響により、依然として当グループの中核的な不動産管轄区域（オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールおよび香港）の不動産市場を支える重要な牽引役となっている。しかしながら、2018年になるまで完成した賃貸用不動産の価値および居住用住宅の価格（特にオーストラリア・メトロ東沿岸都市圏およびニュージーランド市場）は安定的に上昇したが、2018年におけるオーストラリアの住宅価格の下落は世界金融危機以来最大であった。2019年後半から2020年初頭にかけて、オーストラリア全体で不動産価格は上昇に転じていたが、この傾向はCOVID-19によって中断された（リスク要因1。「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。COVID-19のパンデミックの蔓延による社会的および経済的な影響ならびにそれを抑制するために実施されている関連対策は、とりわけオーストラリアおよびニュージーランドにおける失業率の上昇により居住用財産価格の大幅な下落をもたらす可能性があり、中期的には他の様々な潜在的要因とともに住宅価格の下落を引き起こす可能性がある。

- ・ オーストラリア、ニュージーランドおよび当グループが事業を行うその他の市場における不動産市場の継続的な低迷は、COVID-19のパンデミックが拡がるにつれそのマイナスの影響により潜在的に悪化し、様々な形で当グループに影響を与える可能性がある。これらには資産価格の下落を含み、これは顧客、カウンターパーティーおよび当グループがローンに対して保有する担保（住宅用不動産および商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性があり、これは顧客またはカウンターパーティーが債務不履行となった場合、返済されるべき金額を回収する当グループの能力に影響する可能性がある。
- ・ 当グループの住宅貸付商品に対する需要の買主の価値低下に関する懸念または金利上昇に対する懸念による減少。これにより、潜在的な住宅所有者および投資家にとって当グループの貸付商品の魅力が減少する可能性がある。
- ・ 住宅用家屋の価格の著しい下落はまた、これらの住居の購入を事前に約定した顧客がその契約を履行できないもしくは履行を望まず、当グループがこれらの住居を損をして転売せざる得ない場合、当グループの住宅開発ポートフォリオに損失をもたらす可能性がある。

当グループの商業用不動産ローンのポートフォリオは、特に資産価格の下落、賃借権リスク（テナントミックスによる基礎的な収益の創出および空室率からなる。）、受渡しリスクおよび決済リスクの影響を受けやすく、これが貸倒損失の増加、借換えリスクおよび担保価値の悪化を招く可能性がある。商業用不動産の評価額の著しい減少または関連法域もしくは特定の部門の商業用不動産市場の著しい低迷の結果、新規貸付の機会が減るまたは回収率が低下する可能性がある。また、COVID-19の影響により、当グループの中核的な不動産管轄区域（オーストラリアおよびニュージーランドからなる。）の不動産市場は、まだ大きな落ち込みは見られないものの、時間の経過とともにこのような落ち込みが発生することが予想される。現時点では、このような落ち込みの時期や規模は不明であるが、パンデミックが長引くほど影響は大きくなると予想されている。上記の住宅用および商業用双方の不動産ポートフォリオへの影響は、当グループの商品およびサービスに対する需要の減少ならびに／または信用損失の増加によるコストの増加を招き、これが当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

5. ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場の不安定化を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは政府が債務につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、または自国の経済の一部を国有化するリスクである。

ソブリン・リスクは、米国、英国、中国、ヨーロッパ、オーストラリアおよびニュージーランドを含む多くの経済国において存在している。1つの国家が債務不履行となる場合、他の市場および国へ連鎖的な影響を与える可能性があり、その結果は、予測は困難であるが、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪い可能性がある。現在世界的に広がっているCOVID-19危機に関しては重大な不確実性が存在している。これらのCOVID-19関連の不確実性は、既存のソブリン・リスクと相まって、世界の金融市場を著しく不安定化させており、その結果、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。COVID-19のパンデミックに関するリスクの詳細については、リスク要因1.

「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

6. 市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。金融リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。かかる市場リスクに関する事由の発生により生じる損失は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

COVID-19の結果、2020年3月には、市場のボラティリティが大幅に上昇したため、ほとんどの資産クラスにおいて市場の流動性が多大な影響を受けた。過去2か月間において市場の状況は改善し、ボラティリティは低下している（ただし、2019年中に観測された水準を依然として上回っている。）。COVID-19が金融市場へ将来において与える影響は依然として不確実である（リスク要因1. 「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。

7. 為替レートの変動が、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っているため、当グループの事業は、為替レートの変化により影響を受ける可能性がある。さらに、当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示されるため、当グループが収益をあげる他の通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドルの高騰は、当グループの報告された収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定しているが、当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、さらなる価値上昇は当グループの利益に好ましくない影響を与える可能性がある。

8. ベンチマーク・レートの規制、改正および代替は、当グループの証券発行ならびにその資本市場活動および投資活動に悪影響を与える可能性がある。

広範かつ長期に利用されているものを含めて「ベンチマーク」とみなされる金利、株式、外国為替相場およびその他の種類の指標は、国際的な規制当局による継続的な監視ならびに改正に向けた取組みおよび提案の対象となっている。かかる改正の一部はすでに発効しており、その他のものはまだ実施されていないか検討中である。これらの改正により、ベンチマークが以前とは異なる働きをする、または完全に消滅する、または完全に予測することができないその他の影響をもたらす可能性がある。

また、提案もしくは実施されているベンチマークの改正のいずれも、またはベンチマークに対する規制当局による監視の全般的な強化は、ベンチマークの運営またはその他の方法による設定への参加およびベンチマークに関する規制もしくは要件の遵守におけるコストやリスクを増大させる可能性がある。これらの要因は、市場参加者が一定のベンチマークの運営または関与を継続する意思を損なわせる影響力を持ち、一定のベンチマークの規則や手法の変更をもたらす、または一定のベンチマークを消滅させる可能性がある。これらの状況のいずれも、およびベンチマーク運営を規制、改正もしくは変更する将来の取組みは、当グループが発行、調達もしくは保有するものを含め、収益率がかかるベンチマークに連動するローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品の収益率、価値および市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

様々な規制当局、業界団体およびその他市場参加者により、一定のベンチマークに代わる代替レートの利用の開発、導入および促進への取組みが世界的に行われている。これらの新たなレートが市場参加者に受け入れられるもしくは広く使用される、またはこれらの新たなレートのいずれもの特性が代替が模索されているベンチマークと類似するもしくは経済的に同等の価値を生み出す保証はない。特定のベンチマークが廃止され、その代わりとなる代替レートの導入がうまくいかなかった場合、広範な金融市場の混乱につながり、証券、デリバティブその他の金融商品の価格の変動を生じさせ、資本市場活動を抑制する可能性があり、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。さらに、特定のベンチマークの代替レートへの移行は、かかるベンチマークに連動する金融商品と関連するデリバティブとの間のヘッジ会計関係に影響する可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼすこと可能性がある。

2017年7月、LIBORを規制する金融行動監視機構（「FCA」）は、2021年の後は銀行にLIBORの算出のためにレートの呈示を促さない、または強制しないと発表した。2021年までまたは2021年以降におけるLIBORの算出および公表の有無について、または何を基準として算出および公表されるかに関しては定かでない。続く2018年7月の発表で、FCAは、市場参加者に対して、2021年末前までのLIBORからの移行の必要性を強調した。これらの発表は、現行ベースでのLIBORの存続は2021年より後には保証できず、また保証されないこと、ならびにLIBORが2021年末までに廃止または修正される相当なリスクが存在することを示唆している。

巨額のローン、モーゲージ、証券、デリバティブその他の金融商品がLIBORによるベンチマークに連動しており、市場参加者や規制当局がLIBORに代えたベンチマーク・レートの導入およびLIBORの廃止に向けた有効な移行措置をうまく行えない場合は、金融市場の混乱、資本市場活動の抑制、訴訟申し立ての発生を引き起こす可能性があり、これらすべてが当グループのポジションおよび当グループが発行、調達または保有するLIBORに連動する証券その他の商品の価値にマイナスの影響を与える可能性がある。

9. 買収および／または売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断しながら、買収および売却を含め、様々な企業の機会を検討している。

買収（または売却）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかり、時には関連する会計およびデータ処理システムならびに経営管理の統合（または分離）とともに、関連する従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係を管理することを含む。

統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。また、カウンターパーティーが当グループに対して完了済みまたは未完了の取引に関して請求を行うリスクが存在し、それが当グループのポジションに悪影響を与えるおそれがある。さらに、いずれの買収（または売却）も、コストもしくはコスト節減、統合のための時間および全体的な業績に関して期待されたプラスの結果をもたらす保証はない。これらの要因のすべてまたは一部が、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。さらに、新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または売却後）も留まるという保証はない。さらに、カウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または関連規制当局もしくはその他の承認の取得などのその他の完了条件が成就しないためなど、当事者間で当初合意された形かまたは全く違う形であるかにかかわらず、合意された取引が完了しないリスクが存在する。統合または分離リスクのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの財政状態に関するリスク

10. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

金融機関として、当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、取引相手への信用供与に関するリスクに晒されている。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては破綻するようなケースが生じる可能性があり、これまでも生じている。

信用関連損失のリスクは、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行っている経済圏における金融情勢状況の悪化、当グループまたはその顧客もしくはカウンターパーティーが業務を行っている市場における長引く高水準の失業率、他通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの下落によるオーストラリアおよびニュージーランド向けの輸入品の高騰、当グループの顧客またはカウンターパーティーの財務状態の悪化、当グループが担保として保有する資産価値の低下、当グループが有するカウンターパーティーの証券および債務の時価の悪化を含む様々な要因によっても増加する可能性がある。

全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、不利な事業あるいは経済情勢、ならびに自然災害またはパンデミックのような事象の発生によって、顧客またはカウンターパーティーは合意条件に従った債務を履行できない可能性がある。

例えば、当グループの顧客およびカウンターパーティーは、以下のようなエクスポージャーに晒されている。

- COVID-19のパンデミックおよび悪天候（例えば森林火災および干ばつなど）の影響を受ける産業、特に以下の産業：運輸（航空、海運、道路および鉄道を含む。）、港湾・観光・旅行（宿泊および飲食を含む。）、ヘルスケア、農業、教育、小売（物流活動の減少の影響によるeコマース（電子商取引）を含む。）、不動産（特にショッピングモールおよびホテル）、建設・請負業者、および流通・物流。
- 地政学的な緊張の高まり、世界的な成長の落ち込み、世界的なサプライ・チェーンの混乱および気候変動に対する対処などにより見通しが影響を受けるコモディティ価格およびエネルギー価格。
- 特に中国経済の景気後退の長期化に晒されており、天然資源価格の下落により大きくマイナスの影響を受ける可能性があるオーストラリアの天然資源部門。
- 当グループが事業を行っている市場において裁量的支出に依存している部門は、支出水準の低下、失業率の上昇、ならびに住宅市場の落ち込み、低い賃金上昇率および家計債務の増加の組み合わせまたは消費者の信頼の潜在的な喪失に晒されており、これには観光、専門小売業、旅行、レジャーおよび自動車部門が含まれる。
- 豪ドルおよびニュージーランドドルならびに米ドルの最近の変動に晒されている部門。

COVID-19のパンデミックの影響を受けた顧客に対して、一定の住宅ローンやローンの返済を一時停止または繰り延べするオプションを提供するという当グループの最近における決定は、信用リスクに関連する損失の増加につながる可能性がある。当該期間の終了時に顧客がローンの返済義務を果たせるようになる保証はなく、信用リスク関連の損失が増加する可能性があり、これが当グループのポジションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。貸倒引当金繰入の詳細については、要約中間連結財務書類の注記1および注記9ならびに上記「第2 企業の概況－2 事業の内容－(5)最近の進展－第3四半期における取引情報の更新」を参照のこと。

当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない場合があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が世界金融市場の経済状況の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

さらに、顧客および／またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客および／またはカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不正確あるいは著しく誤解を招く恐れのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは貸倒引当金を保有しており、これらの引当金は、当グループの貸付ポートフォリオ内の減損の現在の情報および主観的で複雑な判断に基づき決定される。しかし、評価が行われる情報が不正確であると証明された場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与えかねない。

11. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達するにあたり不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、RBNZならびに米国、英国およびアジア太平洋地域の様々な規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、主たる規制機関であるAPRA（およびANZニュージーランドの場合はRBNZ）により、適切な規制上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による自己資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、(i) 収益低下（非連結となった子会社（例えば、保険事業子会社）ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。）、(ii) 資産の伸び増加、(iii) リスク加重資産または為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨（特にニュージーランドドルおよび米ドル）に対する豪ドル価値の変化、(iv) 事業戦略の変化（買収、売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。）ならびに(v) 規制要件の変更などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

APRAおよびRBNZはバーゼル3に対応するための健全性基準を実施している。一定の他の監督当局は、銀行、資産運用会社および保険会社の流動性および自己資本比率をとりわけ強化することを目指す規制（バーゼル3を含む。）を実施しているか、もしくは実施の過程にあるが、これらの規制が意図された効果をすでにもたらしている、または将来もたらすという確証はない。これらの規制は、規制変更（他の金融制度審議会（FSI）の勧告に対するAPRAの対応、APRAの「問題なく強固」な自己資本要件からのさらなる変更、BCBSの要件、RBNZの自己資本要件の見直しおよび（とりわけ、その他Tier1資本商品の保有者に対する裁量的支払いを除く分配をANZニュージーランドに認めないことを目的とする）COVID-19のパンデミックを受けたANZニュージーランドの登録条件のRBNZによる修正から生ずるものを含む。）から生ずるリスクとともに、リスク要因16、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」の項目に記載される。当グループが規制上の自己資本を維持することができなかった場合、当グループのポジションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

12. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストの両方に顕著な影響を与える。また、格付は、顧客またはカウンターパーティーが当グループの商品およびサービスを評価する際に重要となることがある。信用格付および格付けのアウトルックは信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付機関が信用格付および格付のアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付のアウトルックは、オーストラリア連邦またはニュージーランドの信用格付もしくは格付アウトルックの変更、本書に記載された1つ以上のその他のリスク、格付手法の変更またはその他の事象により、マイナスの影響を受ける可能性がある。このため、全般的な経済状況または当グループの財政状態の変化を反映しない当グループの信用格付または格付アウトルックの格下げが行われる可能性がある。さらに、当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier 1資本およびTier 2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によってその時々に影響を受ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックを踏まえ、フィッチおよびS&Pは当グループの格付および／またはアウトルックを以下の通り変更した。

2020年4月8日、ANZBGLは、フィッチが当グループを含むオーストラリアの主要銀行およびそれらのニュージーランドの銀行子会社の格付を変更し、当グループの長期発行体デフォルト格付（IDR）はAA-から1ノッチ下がってA+となったことを確認した。当グループの長期IDRのアウトルックは「ネガティブ」に据え置かれた。また、当グループの短期IDRはF1+からF1に格下げされ、当グループの劣後債務もA-に格下げされた。

2020年4月9日、ANZBGLは、S&Pがオーストラリア連邦の長期発行体信用格付のアウトルックを「安定的」から「ネガティブ」に修正したことを確認した。また、国家の格付の見直しの結果、S&Pは、当グループを含むオーストラリアの主要銀行およびニュージーランドの銀行子会社の信用格付のアウトルックを「安定的」から「ネガティブ」に修正した。S&Pは、当グループの長期発行体信用格付を「AA-」および短期発行体信用格付を「A-1+」に据え置いた。また、S&Pは、当グループが発行している債務（一般債務および劣後債務ならびにハイブリッドTier1資本商品を含む。）の格付をすべて据え置いた。

当グループの将来の信用格付または格付のアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により、資本およびホールセール債券市場の利用が制限され、および資金調達コストを増加させる可能性があり、これが新規貸付高を抑制し、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与え、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

13. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスクは、当グループが預金者への支払や満期になったホールセール債券の支払を含め、期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクおよび資金調達リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、すべての銀行業務に内在するものである。

流動性の低下は、当グループの借入コストの増加を招き、新規貸付額の制限につながる場合があり、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19のパンデミックの広がりなどの現在起こっている市場情勢の悪化および／または当グループに対する投資家の信頼の低下によって、満期を迎える債務を借り換え、（タイムリーかつコスト効率の良い方法で）資金調達を利用する当グループの能力が重大な影響を受ける可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、資金調達需要を満たすため、また当グループの事業を全般的に維持あるいは成長させるため、国内の市場およびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。主要市場の情勢は、国際資本市場における流動性に悪影響を受ける場合がある。例えば、流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外の市場からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、流動性リスクおよび資金調達リスクに晒されることになる。これらの場合、当グループは代替的な資金調達を探すことを余儀なくされる可能性がある。かかる代替的資金調達手段の利用可能性、および利用可能な条件は、そのときの市場状況および（オーストラリアおよびニュージーランドのソブリン信用格付に強い影響を受ける）当グループのその時点の信用格付等の様々な要因に依存する。たとえ利用可能であっても、これら代替資金調達手段のコストはこれまでより高いもしくは不利な条件であるかもしれず、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

14. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および／または資本に悪影響を及ぼし、結果として当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産および負債ならびに一定の資産および負債（要約中間連結財務書類の注記15に記載されるもの）を公正価値で測定することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を確立するために、当グループは取引相場価格に依拠し、または、金融商品のマーケットが十分に活発でない場合は、公正価値は、市場参加者により決定される公正価値に影響を与えうる要因の影響を組み込んだ現在価値の見積もりもしくはその他の評価手法を基礎にする。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および／または資本に重大な悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

加えて、当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも年1回のれん残高の回収可能性および耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産についてテストする必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産を含むその他の貸付関連でない資産をテストする必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは利益倍率計算法を使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、収益の変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれず、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の貸付関連でない資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損費用が計上される可能性がある。これは、上述の他の潜在的な変化と相俟って、当グループのポジションに影響を及ぼす可能性がある。

また、上記の評価を行うにあたり、当グループは入手可能である関連ある内部および外部の情報を考慮する。これには、COVID-19の影響の評価ならびに当グループの資産の帳簿価額に対する政府、規制当局および企業の対応が含まれる。COVID-19の期間および影響については非常に不確定であり、将来において当グループの資産の回収可能性に影響を及ぼす可能性がある。

15. 会計方針の変更が当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、かかる会計方針が、適用ある会計基準または解釈に適合するだけでなく、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映していることを確保するため、これらの会計方針および方法の多くの選択および適用につき、慎重に判断を下す必要がある。しかし、これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態につき不実表示がされる可能性がある。

さらに、新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用により、当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。当グループの2020年事業年度に初めて発効する新たな会計基準の影響については、要約中間連結財務書類の注記1に概要が記してある。

時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要があり、いずれの選択肢も関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

法のおよび規制上のリスク

16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。当グループは、事業を行うまたは資金調達を行う関連法域において業界の自主規制を含めて、相当数かつ増加しつつある法律、規則および政策に従っており、これらのそれぞれの法域において複数の異なる当局の監督対象となっている。オーストラリアおよびニュージーランドにおける金融サービス・グループの行為に関する地域社会の関心への対応を含め、当グループのような金融サービス・グループの規制および監督の規模ならびにかかる規制および監督に対して割り当てられる資金、また、かかるグループに対する法の執行は、近年大幅に増加している。この結果、関連法域にわたり、当グループを含む金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに法の執行はますます広範囲に及んで複雑化し、費用も高くなってきている。かかる規制、監督および執行は絶えず進展を続けている。

当グループのような金融サービス・グループに対する規制および監督ならびに執行に及ぼすCOVID-19の正確な影響は非常に不確実であり、本書日付現在において予測することは困難である。オーストラリアおよびニュージーランドでは規制改革の実施に遅延や遅延についての提案の兆候がいくつかみられ、執行の優先順位を含めた優先順位の再設定が行われている。世界各国の政府は、旅行、イベント、会議、その他多くの通常の活動に対して広範囲にわたる制限を課し、停止させ、または助言を与えており、主権国家と金融市場を安定化させるために大規模かつ多額の費用のかかる介入を行っている。各国政府は近い将来において、パンデミックを封じ込めるための更なる措置を実施および導入する可能性がある。

また、現在進行中のCOVID-19のパンデミックは、様々な点で当グループの規制当局との交渉を複雑にする可能性がある。特にCOVID-19の発生に起因する当グループの事業、業務、第三者の請負業者およびサプライヤーにおける混乱は、当グループが規制上の義務もしくはプロセスを満たすことができず、ならびに／または未解決の問題に対処することができないリスクを増大させ、これが潜在的に、規制当局が当グループに対して不利な行動をとる可能性を高めている。銀行業界全体におけるローン返済猶予について、引き続き規制当局へ対応を行っており、また顧客に対して返済を再開できるよう支援を行っている。

オーストラリア:

健全性規制に関する進展

健全性規則における進展は引き続き当グループに重大な影響を及ぼしている。現在APRAおよびRBNZとの協議に付されている複数の項目を考えれば、当グループへの潜在的な影響は依然として不確実な状態である。APRAまたはRBNZによる健全性基準のさらなる変更が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の負担が必要となり、および／または1つ以上の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性があり、これにはとりわけ以下のものを含む。

- ・ APRAはCOVID-19を取り巻く状況の変化の影響を受けている。一定の業務は直接の接触を制限するためにキャンセル、延期または再編されている。APRAは、監督チームのメンバーのオフィスへの出勤を制限している。主な関心分野には、資金調達および流動性、市場、オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靱化）ならびに支払いへの影響がある。
- ・ 2019年10月、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」（「APS第111号」）に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1の各銀行子会社および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。
 - ・ ANZBGLのレベル1のCET1資本純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
 - ・ 当該投資の残余は、CET1の資本控除として扱われる。

ANZBGLは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZBGLの2020年3月31日現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何らない場合、ANZBGLのレベル1のCET1資本比率が最大約25億豪ドル（約75ベース・ポイント）減少することを示唆している。これらの変更案は、当グループのレベル2のCET1資本比率に影響を及ぼさない。これらの変更の実施予定日（2021年1月1日）は、APRAが現在検討中である。

- 2019年8月、APRAは、APS第222号「関連当事者の関与」を修正し、関連ADI（または同等の海外事業体）に対するオーストラリアのADIの個々のエクスポージャーの上限をレベル1総資本の50%からレベル1のTier1資本の25%へ、またエクスポージャー合計ではレベル1総資本の150%からレベル1のTier1資本の75%へと引き下げる旨を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更案（APS第111号に含まれる。）は、ADIのエクスポージャーの測定に影響を及ぼす可能性がある。これらの修正の実施は、APRAにより2022年1月1日まで延期（当初の実施日である2021年1月1日から12か月延期）された。
- 2019年7月、APRAは損失吸収力に関する決定を公表し、この決定に従い、ANZBGLを含む国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に対して、2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%まで増加させることを求めることになる。2020年3月31日現在の当グループの自己資本ポジションに基づく、総資本要件における増加分が約90億豪ドルであり、他の上位の資金調達において相当額の減少があることを示している。APRAは、D-SIBが主にTier2資本によって要件を充足すると予想される旨を述べている。APRAは、今後4年間で、リスク加重資産の1%ないし2%を追加的に引き上げるための実現可能な代替方法を検討する。
- ADIに対するAPRAの自己資本フレームワークの変更は、BCBSのバーゼル3自己資本改正およびFSIの勧告を受けたもので、今後数年にわたって実施される。しかしながら、COVID-19による厳しい経済環境を受け、APRAはCET1について「問題なく強固」な水準である10.5%の自己資本比率を維持しているADIに関し、その期待値を一時的に変更することを発表した。APRAはすべての銀行に対し、COVID-19の世界的流行によるこの混乱の期間中においては、オーストラリア経済に対する継続的な貸付を促進するために当面多額のバッファが求められる可能性があるため、銀行がこのベンチマークを満たせない場合であっても、引き続き他の最低自己要件を満たしていれば、APRAは問題視しない旨を通知した。
- APRAは、時間と資源を割きADIの事業を維持し顧客をサポートするためのさらなる支援として、ADIのリスク・ウェイトの枠組みおよびその他の資本要件の変更（資本改正）の実施予定を1年延期した。資本改正の大部分は、当初2022年1月1日に実施予定であったが、現在は2023年1月1日に変更されている。APRAは、資本改正が実施された場合、リスク・ウェイトの変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、最終的な要件次第でADIごとに異なる可能性はあると発表した。2020年8月10日、APRAは、特定の政策改革に関する公衆からの意見聴取を再開し、新規の認可の発行も段階的に再開することを発表した。
- COVID-19による混乱を受けて、2020年4月7日、APRAは、ADIに通知を行い、混乱の期間中（ガイダンスの日付から少なくとも2か月間）、見通しが明らかになるまで適切な配当水準の決定の延期をADIが慎重に検討するよう期待していることを示した。APRAのガイダンスに従い、ANZBGLの取締役会は、COVID-19の経済的影響がより明確になるまで、2020年度中間配当の決定を延期した。2020年7月、APRAはアップデートを提供して2020年4月の上記ガイダンスを置き替えた。アップデート後のガイダンスにおいて、APRAは経済見通しの不確実性が2020年4月以降やや縮小していることを認め、またAPRAはADIの財務予測とストレステストの結果を見直す機会を設けた。2020年4月以降のこれらおよびその他の進展を考慮して、APRAはADIに対し、配当金の支払を含む資本分配の計画について慎重さを維持すること、および当暦年内にADIの取締役会が以下を行うことを助言した。
 - 資本分配に関する決定を行う場合、各ADIの収益の少なくとも半分を維持する（可能であれば、資本分配による資本の減少を相殺するために、配当金再投資制度およびその他のイニシアチブを利用する。）。
 - 意思決定のための情報を提供し、継続的な融資能力を証明するために、定期的にストレステストを実施する。
 - ストレスの影響を吸収するために資本バッファを利用し、引き続き家計や事業を支援するよう融資を行う。

- ・ 当グループは2020年8月19日、2020年4月に中間配当に関する決定を延期していた2020年度中間配当について、取締役会が1株当たり25セント（オーストラリアの課税上全額フランキング済み）を2020年9月30日に支払うことを提案したと発表した。この配当に関する決定は、上記の最新の規制ガイダンスを考慮したものである。
- ・ RBNZは、ニュージーランドの登録銀行に関する自己資本比率のフレームワークの包括的な見直しを完了し、2019年12月に資本レビューの主要な要素に関する最終決定を公表した。当グループへの正味の影響は、7年の移行期間にわたる約30億豪ドルのCET1資本の増加である。RBNZは、COVID-19の世界的流行による不確実性に対応し、自己資本要件の引上げ開始日を2021年7月1日に12か月延期した（2021年において状況が厳しい場合はさらに延期される可能性がある）。
- ・ 2020年4月2日を効力発生日として、RBNZは、ANZニュージーランドの登録条件を変更し、（特に）その他Tier1資本商品の保有者に対する裁量的支払を除いて、ANZニュージーランドによる分配を認めないこととした。かかる制限は、ニュージーランドに設立されたすべての登録銀行に適用され、COVID-19の感染爆発下における金融システムの安定性を支援することを企図としている。RBNZはまた、ANZニュージーランドその他のニュージーランドで設立された登録銀行に対して、現時点では資本商品の償還を行わないよう通達した。これにより、ANZニュージーランドは、5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートについて、その利札の支払は継続できる（一定の条件に服する。）ものの、2020年5月に償還することはできなかった。さらに、ANZニュージーランドは、2020年5月にキャピタル・ノートの転換オプションを行使しない旨を発表した。当該キャピタル・ノートの要項は、2022年5月に、変動する数量のANZBGL普通株式に転換されることを定めている（一定の条件に服する。）。この転換により、当グループのレベル2のCET1資本は、約12ペーシス・ポイント増加する予定である。

ASICの規制に関する優先事項の再調整

ASICは2020年3月23日、COVID-19の感染爆発により生じた課題に規制上の取組みを集中させると発表した。少なくとも2020年9月30日まで、これ以外でASICが優先的に対応するものは、重大な消費者被害のリスクがある事項、重大な法令違反がある事項、市場の廉潔性リスクがある事項、および緊急を要する事項である。ASICは、緊急を要さない目先の活動の多くを直ちに停止した。これらの活動には、ASICの緊密かつ継続的なモニタリング・プログラムなどの、協議、規制上の報告およびレビューが含まれる。2020年4月、ASICは、COVID-19を踏まえた規制業務および優先事項の変更について、さらなる詳細を発表した。これには、市場の監視業務を強化することや、執行活動を継続することが含まれる。ただし、ASICは、COVID-19の影響を考慮に入れるために実施中である調査の時期および手続には変更があり得ると述べた。2020年5月、ASICは、モーゲージ・ブローカーの最善の利益義務および報酬改革、ならびに設計および分配義務の開始日を6か月延期して、それぞれ2021年1月1日および2021年10月5日にと発表した。

王立委員会

王立委員会は、法の改革、自主規制基準ならびにASICおよびAPRAの業務に関する76の勧告を行った。それらの勧告の中には既に実施されているものもあり、オーストラリア財務省は、残りの大半は、2020年から2022年の間に実施することが提案されていると述べている。2020年5月8日、財務大臣は、王立委員会に関連した一部の公約の実施を6か月延期することを発表した。さらに、王立委員会が主導し、規制当局が当グループを含む各金融サービス事業体の調査を開始しており、または今後調査する可能性がある。これらの勧告は、コストの増加につながる可能性があるとともに、さらなる規制活動に伴うエクスポージャー、またはクラス・アクション、個別請求、顧客救済もしくは補償行為等の潜在的な顧客に関するエクスポージャーを含む、さらなるエクスポージャーをもたらすこともありうる。また、かかる勧告は当グループの競争環境の調整をもたらす可能性がある。これらの潜在的エクスポージャーおよび変化の結果および関連する費用の総額は依然として不明であり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

競争に関する法律、規則および調査

金融サービス部門における競争の規制について重点的な取組みがなされている。2019年10月、オーストラリア政府はACCCに対して、当グループを含むオーストラリアの主要銀行の住宅ローン価格設定の調査を直ちに開始するよう命じた。ACCCは、2020年4月27日の調査に関する中間報告書を公表し、金利設定に関する決定および抵当の価格設定に影響を及ぼす要因を検討したが、中間報告書には提言が盛り込まれていなかった。最終報告書では、貸手を変更した場合に消費者が直面する支障が検討され、住宅ローン市場のさらなる競争の促進に焦点を当てた提言が示される予定である。COVID-19のパンデミックを考慮し、当該調査に関する最終報告書の期限は、2020年11月30日まで延長されている。2019年7月、ACCCはデジタル・プラットフォーム調査に関する最終報告書を公表した。この報告書において、プライバシーおよび一定の消費者保護に対する改革が勧告された。2019年12月、オーストラリア政府は調査による主要な勧告を採用し、競争の促進および消費者保護の強化に重点を置いた改革を行うことを表明した。ACCCからの消費者向けロイヤルティ・スキームに関する最終報告書は、2019年12月に公表された。これらの勧告に応じて法律、規制または監督が変更されれば、当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

製品に関する法律、規則および調査

当グループを含む金融サービス事業者が提供する商品の適合性について重点的な取組みがなされている。責任ある消費者向け融資に関する規制政策は大きな進展を見せ、監督は大幅に強化されており、事業慣行の見直しと変更が引き続き推進されている。責任ある消費者向け融資に関する進展および監督の結果、さらに法、規制または政策が改正された場合、かかる変更は、当グループの将来における消費者向け融資業務の提供方法に影響を与えることがあり、これがかかる分野の当グループの業務に一部悪影響を及ぼし、結果的に当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。金融商品および追加保険の繰延販売モデルに関連して、不招請勧誘禁止法の厳格化が提案されている。2019年12月、ASICは責任ある融資に関する法律についての最新の規制ガイダンスを公表した。金融商品および信用商品の設計および販売義務に関する法律では、特に当該商品の発行者および販売会社に対し、適切な対象市場を特定し、その対象市場にアクセスできるよう当該商品を販売するための要件を導入する。不遵守に対しては多額の罰金が科せられており、かかる法律の制定は将来における金融商品の発行およびマーケティングを行う当グループの能力に影響する可能性がある。金融商品の販売要件に起因する法令遵守コストの増加は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

監督権限の強化、企業に対する罰金の引き上げおよび規制当局のための財政的支援の強化

オーストラリアにおける法律違反に対する罰金が引き上げられ、規制当局の権限および規制当局による違反の訴えのための財政的支援が強化されている。強化の対象となった監督権限には、ASICの商品介入権限、ならびにASICの指示権限および情報漏洩通知義務法の拡大案が含まれる。オーストラリア消費者法が改正され、2018年9月よりオーストラリア消費者法違反に対する罰金が引き上げられた。この罰金の引き上げは、非良心的行為、商品またはサービスに関する虚偽表示または不当表示、不当営業行為、消費財、商品関連サービスおよび情報基準の安全性に関して行われた。2019年3月、オーストラリア政府は、執行、規制および監督を支援するための追加資金提供として、ASICに対して4億豪ドル超およびAPRAに対して1億5,000万豪ドル超が提供される旨を発表した。2019年財政法改正法（企業および金融部門に対する罰則強化）により、企業および金融部門による様々な義務違反に適用される処罰が大幅に強化された。当グループに対してかかる罰金が賦課された場合、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

上級役員の説明責任に関する法律および規則

銀行部門の上級役員に適用される罰金と特定の規則が強化されている。銀行役員説明責任体制（「BEAR」）がADIグループにおける取締役および大部分の上級役員に関する責任および説明責任の枠組みとして導入された。2020年1月、オーストラリア政府はBEARを金融説明責任体制（「FAR」）に置き換えることを発表した。FARは、説明責任体制の適用範囲を他のAPRA規制対象企業に拡大することを提案している。FARは、APRAとASICにより共同で管理され、個人を含むあらゆる違反行為に対してより厳しい民事罰を課す可能性がある。BEARの制定およびFARが当グループにもたらす潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに優秀な取締役および上級役員を誘因および維持するための当グループの能力に対するリスクが含まれる。

その他の政府または規制当局による金融部門に対する介入

オーストラリア政府および規制当局によるオーストラリアの銀行に関する審議および介入が進行している。これらの審議は広範囲に及び、税金や賦課金によるものを含む当グループのポジションに悪影響を及ぼすおそれがある法規制の変更または措置につながる可能性がある。また、銀行の審査は、過去および継続中の2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（連邦法）の違反の申し立てに関連して他のオーストラリア主要銀行2行に対して2017年および2019年にAUSTRACによる民事上の罰則手続きが開始された後に大幅に強化された。下記「18. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」も参照のこと。

業界自主規制

リテールおよび小規模企業バンキングに影響する業界ベスト・プラクティスの指針および基準に対して重点的な取り組みが続けられている。業界規範および慣行の指針を含む自主規制商品における変更により、当グループではコンプライアンスの実施および監視のために多額の資金が必要となっている。新たなオーストラリア銀行業行動規範が2019年7月に発効し、一定のリテールおよび小規模事業者の商品ならびに手順に対するさらなる変更が2020年3月に導入された。また、影響を受けやすい顧客との業務に関する業界の指針が考案中である。かかる変更は、当グループが顧客に提供できる商品と交付に係る営業コストに影響する可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。金融サービス王立委員会の主な勧告を実施する法案には、一定の業界規範規定（銀行業行動規範を含む。）が「強制可能な規定」とみなされ、その違反に対して民事罰を課す法規制が盛り込まれている。

オープン・バンキング法

オープン・バンキングは、2019年8月に法律として制定されたオーストラリアにおける新たな消費者データに関する権利の一つである。確立された消費者データに関する権利は、商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を向上させるものである。2020年7月1日より、個人顧客は、銀行に対し、預金および取引口座ならびにクレジットおよびデビットカードに関する自身のデータを共有するよう要請することが可能となっている。追加データは、今後数か月にわたり利用可能となる予定である。また、オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁を削減することが期待されている。オープン・バンキングにより競争が促進される可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

オーストラリア以外：

ニュージーランドにおける進展

ニュージーランドの規制当局は、ニュージーランドの金融機関に対する大幅な規制上の変更の提案を盛り込んだ一連の発表を行った。これらの変更には、とりわけ以下が含まれる。RBNZによる自己資本要件の改正、RBNZの改正外部委託方針、ANZニュージーランドの登録条件の変更、2019年金融サービス法制改正法の成立および2008年フィナンシャル・アドバイザーズ法との置き換え、金融市場（金融機関の行為）改正法案に基づく金融機関に対する行動規制案、1989年ニュージーランド準備銀行法のニュージーランド政府による見直しおよび修正代替法案、ならびに2019年信用契約改正法（「CCLA法」）の成立。上記の変更は、ANZニュージーランド・グループに悪影響を及ぼす可能性があり、潜在的にその企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達および収益性、コスト構造、顧客のためのコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響し、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。COVID-19に対応して、RBNZは2020年3月、規制上の取組みの大部分に関する外部対応業務を当初6か月間先送りにし、ニュージーランドの銀行に対する自己資本要件の引上げ開始日を12か月延期することを発表した。またRBNZは、改正外部委託方針の移行期間を12か月延長し、CCLA法および2019年金融サービス改正法（「FSLAA」）の発効も延期している。ニュージーランド政府は、RBNZ、FMAおよびニュージーランドの銀行は不可欠なサービスを提供し事業を継続できるものの、COVID-19の感染リスクを最小限に抑える方法で事業を行う必要があると判断している。

その他の国外における進展

その他の国外の規制上の進展には、米国金融規制（ドッド・フランク法に対する法改正およびボルカー・ルールの将来の改正を含む。）の変更、シンガポール、香港および英国における上級役員の説明責任についての変更、ブレクジットに関連する英国および欧州法の変更、ヨーロッパにおけるさらなるデータ保護規制の導入、多くの関連法域における非清算OTCデリバティブの当初証拠金要件のさらなる段階の実施、銀行がEURIBORおよびSIBORの改正に備えることへの要請ならびに無リスクレートへの移行によるLIBORおよびその他の銀行間オファード・レートの廃止、が含まれる。

関連法域における当グループによる法律、規則または方針の不遵守は、規制上の調査、法律上もしくは規制上の制裁、財務損失もしくは評判の喪失、訴訟、罰金、刑罰、当グループが事業を行う能力の制限、関連する規制上の免許の取消し、停止もしくは条件の変更またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは合意（強制執行可能な約束など）につながる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの事業に対するCOVID-19のパンデミックの影響により、規制の変更または規制当局に対してもしくは公に行った確約への取組みに必要な措置の実施が遅延する可能性がある。いかなる遅延も、規制当局がその監督義務または法規制の変更について、どのように選択しその優先順位、時期および適用を調整するかに左右される。

上記の不遵守が発生すれば、当グループは第三者（集団訴訟手続きによるものを含む。）からの訴訟リスクに晒されることになる。訴訟（集団訴訟手続きを含む。）の結果により、第三者への補償金の支払いおよび／またはさらなる救済行為につながる可能性がある。当グループの訴訟および偶発債務に関する情報については、リスク要因17、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」および「第6 経理の状況－1 財務書類－(1)要約連結財務書類」の注記20を参照のこと。

17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2020年3月31日現在、要約中間連結財務書類の注記20に概要が記載される事項に関する偶発債務を有していた。

注記20は特に以下の説明を含む。

- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ 銀行手数料訴訟ならびに定期返済に関わる救済およびASICの訴訟
- ・ ベンチマーク／金利に関する訴訟
- ・ 資本調達に関する訴訟
- ・ 消費者信用保険訴訟

- ・ フランチャイズ加盟店の訴訟
- ・ 王立委員会
- ・ 担保回収の訴訟
- ・ 保証および補償

近年において、当グループでは、規制当局とのやり取りを要する事案件数が増加している。また、とりわけオーストラリアおよびグローバルの両方の金融機関に対し、規制当局による調査および見直しの性質および規模、民事および刑事における執行活動（訴訟であるか否かを問わず）、公式および非公式の照会、規制当局による監視活動ならびに規制当局による罰金額が大幅に強化されている。当グループは業界全体に対する見直しおよび当グループ固有の見直しの両方の一環として規制当局からの各種通知および情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示も行った。これらのやり取りの性質は広範囲にわたり、例えば現在のところ責任ある貸付慣行、規制上の貸付要件、商品の適合性および流通、利息および手数料ならびにそれらを課す資格の付与、顧客救済、富裕層への助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場における行為および金融取引、資本市場取引、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する義務、報告および開示義務ならびに商品の開示書類などの一連の事項を含む。規制当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客に対するエクスポージャーも存在する可能性がある。これらにはクラス・アクション、個別請求または顧客救済もしくは補償行為が含まれる。かかる見直しおよび可能性のあるエクスポージャーの結果および関連する費用の総額は不明である。

偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

18. マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止（AML）、対テロ資金（CTF）および制裁遵守は、近年、重要な規制上の変更および執行の対象となっている。当グループが業務を行う環境が複雑さを増すことによって、これらのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンスのリスクが高まってきている。さらに、国内および世界の双方における金融機関によるコンプライアンス違反の結果ならびに関連する罰金および和解金額の透明性の向上は、これらのリスクが引き続き当グループが注視する分野であることを意味する。

近年、主要なAML/CTF規制当局による「報告事業体」（オーストラリアにおける「報告事業体」とは、銀行口座開設やローンの提供など約50の指定されたサービスのうちの1つを顧客に提供する法人を意味する。）に対する措置が強化されている。また、AUSTRACは、オーストラリアの報告対象事業体がAML/CTFのリスクの特定、軽減および管理のために必要なシステムと管理に十分な投資を行っていないとの見解を公に表明している。

2019年後半、2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法の過去の報告違反の申し立てに関連してオーストラリア主要銀行の1行に対してAUSTRACによる民事上の罰則手続きを開始した。本件は現在訴訟手続中であり、オーストラリア主要銀行に対するかかる措置は過去数年において2回目である。同様に、RBNZは、ニュージーランドの2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法の違反に対して正式な強制執行措置を採る意欲を高めていると述べており、他の規制当局（アジア太平洋地域を含む。）も自国のAML/CTF法の不遵守に対して措置をとる傾向が強まっている。

COVID-19のパンデミックが当グループが事業を展開する多くの法域で様々なペースで進行を続ける間、金融犯罪が増加することが予想される。その例として、犯罪者がCOVID-19を偽装に利用して脆弱な顧客を標的とする潜在的な詐欺および不正行為、ならびに個人情報の窃盗および虚偽の政府の支援への申請などが挙げられる。潜在的なマネーロンダリングやテロリズムの資金調達活動に対する警告の管理も、リソースの可用性および／または作業体制の変更の双方とも原因となって遅延する可能性があるリスクが存在している。上記に関し、および情報や本人確認のために顧客へのアクセスが困難になる可能性に関し、規則またはガイダンスの一時的な変更を支持してもらうために当グループが事業を展開している様々な法域内の規制当局との協議が必要となる可能性がある。このことにより罰金や罰則のリスクが高まることは想定されていないが、当グループは、AML/CTF法を引き続き遵守するために適切な体制を確保する必要がある。

AML/CTFおよび制裁関連の法律の不遵守リスクは、当グループの規模および複雑性ならびにいくつかの必須の報告要件の透明性の欠如を考慮すると、引き続き高い。仮想通貨の発行者／交換業者およびウォレット・プロバイダーならびにフィンテックやその他のディスrupterを通じたまます複雑化する送金の取決めなどの新興技術により、資金の流れを追跡し、関連取引の監視を進め、報告義務を満たす当グループの能力が制限される可能性がある。さらに、当グループの技術の複雑性ならびにAML/CTFおよび制裁遵守において機能するシステムの変更の頻度の増加により、当グループは、システムおよび制御への影響を誤って特定できないリスクに晒されている。資金の流れを報告し、マネーロンダリング、テロ資金調達その他の重大な犯罪に対抗するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員にとって財務上、法的および評判上深刻な結果を招く可能性がある。

上記の結果、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、評判への損害および一定の法域で事業を行うことの制限などが発生する可能性がある。例えば、2018年以降、AUSTRACは、それに従い多額の罰金を課すことができる違反通知を発する権限を有している。さらに、AUSTRACその他の規制当局は、民事罰手続の開始により、速やかにその強制執行権限を行使する意思を示している。これらの結果によっては、個別または集団的に、当グループのポジションに悪影響が及ぶこともあり得る。当グループの海外業務により、当グループを規制当局による強化された監視下に置かれ、法令順守コストが増加する可能性がある。

19. 金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。加えて、法域の一部では、通貨政策も、全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。

当グループが業務を行う法域において多くの中央金融当局は、政策金利の引き下げを積極的に行っており、異例な金融政策を現在実施または検討している。RBA、米国連邦準備制度理事会およびRBNZを含む世界中の中央銀行が、経済成長の減速に対応して2019年において利下げを行い、2020年初頭においてもCOVID-19による成長に対する新たなリスクに対応して再び利下げを行った。2020年3月19日、RBAは、オーストラリア経済に対するCOVID-19発生の重大な影響に対応して、政策金利（キャッシュレート）をオーストラリアの過去最低金利となる0.25%まで引き下げた。また、RBNZは、2020年3月にニュージーランドのオフィシャル・キャッシュレート（政策金利）を過去最低の0.25%に引き下げた。低金利またはマイナス金利は、当グループの利ざやを圧迫し、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性が高い。

かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

20. 法令順守コストの増加、（依然進行中である）グローバルな税務報告制度により課される重要な義務に関する罰金の拡大および継続中の規制当局の審査によるリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループを含めたすべてのグローバルな金融機関（「FI」）による米国の外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）、OECDの共通報告基準（「CRS」）、およびこれらに類する租税回避対策制度を含むグローバルな税の透明性のための報告制度への遵守に関して、強制的かつ大幅な変更が行われており、また規制当局の関心も高まっている。これらには、グローバル税務報告制度の回避を封じ、不遵守を阻止、検出し、罰則を科すための、グローバル税務報告規則およびフレームワークの細目の執行および実施が含まれる。

FIとして、当グループは、取引量が大きくかつグローバルな相関関係のある業務環境において業務を行っている。このような状況下では、多様なグローバル税務報告制度に基づく義務の性質は高度に複雑かつ厳格であり、このことは当グループのオペレーショナル・リスクおよびコンプライアンス・リスクを増加させている。これは、規制当局によるFI（当グループを含む。）への現行の監視の強化、FIによるコンプライアンス違反および不遵守に関する罰金の一般的な増加傾向と連動する可能性がある。そのため、グローバル税務報告制度の遵守は引き続き当グループの主要な関心分野となる。

OECD諸国の政府レベルでの相互審査およびその他の規制当局による金融機関のコンプライアンス審査要件の強化により、金融機関に対する監視は強められ、それが既存の義務のさらなる厳格化およびCRS遵守への重点的取り組みという結果をもたらしている。不遵守の防止および処罰のために罰金制度が十分であることを確保するよう各採択国は迫られている。

FATCAおよびその他米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

- ・ 継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、一定金額（顧客に支払われる金額を含む。）に対して30%の源泉徴収税を課せられ、上位支払者に対して一定の情報を提供するよう求められる可能性があり、また、その他の不利な影響も受ける可能性がある。
- ・ 米国と当グループが業務を行う適用ある法域との間のFATCAに関する政府間協定が失効した場合、広範なコンプライアンスの問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている発展途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、かかるパートナー国家が実施を困難にするような基準を導入する可能性がある。
- ・ 所定の顧客情報の収集または報告の不履行について現地の規制当局により多額の罰金が科されており、現地の法律および規制の実施において国ごとに特有の大きな違いに対処しなければならない。
- ・ 規制当局の取り組みの重点がCRSの当初の立ち上げからその効果的な実施へ移ったため、他のFIと共に、ますます厳格化する規制当局による監視と措置を受けている。規制当局の関心が強まることにより、影響を受けた顧客に重大な不利益な体験（一方的な口座の凍結および閉鎖を含む。）がもたらされる、当グループのポジションに悪影響が及ぶ、また、他のFIが同様のことを履行していない場合には、重大な競争上の不利益を受ける可能性がある。

当グループの規模および複雑性は、他のFIと同様に、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不注意による不遵守を犯すリスクが高いことを意味している。実施されたプロセスを上手く運用できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務および評判上の影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上制裁、民事上の請求、評判の毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。

COVID-19の問題は、世界的な規模で、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを制限しており、規制当局が期待するエラーのゼロ率の達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。企業自身の税務上の申告や納税に関連する当グループの国際的な税務上の義務も同様に影響を受ける可能性がある。世界の規制当局からある程度の寛容さを与えられることが予想されるが、規制上の義務を要求される質の水準までかつ期間内に履行するにあたっての不備や遅延の結果として、規制当局によるさらなる監督、関連する罰則および評判への影響が発生するリスクが増している。

これらの影響は、個別的または集合的に、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

21. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、様々な国、州および特別地域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

内部統制、オペレーショナル・リスクおよびレピュテーション・リスク

22. オペレーショナル・リスク事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび／または法の不遵守に関するリスクである。この定義には法的なリスクならびに社内手続き、人員、および／またはシステムの不適切もしくは障害から生じる評判の喪失または損害リスクを含むが、戦略的なリスクは含まない。

オペレーショナル・リスク事象には以下が含まれる：

- ・ 内部不正行為（例えば、従業員または請負業者に関連するもの）
- ・ 社外の詐欺（例えば、不正なローンの申請またはATMスキミング）
- ・ 雇用慣行、主要スタッフの喪失、不十分な職場の安全および雇用方針の効果的な実施の失敗
- ・ 顧客、商品および事業慣行への影響（例えば、顧客データの悪用または反競争的行為）
- ・ 事業の中断（システムの不具合を含む。）
- ・ 物的資産への損害
- ・ 遂行、提供および手続き管理（例えば、手続上の過誤またはデータ管理の失敗）

オペレーショナル・リスク事象による損失は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、評判の喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および／または情報の損失を含む。

COVID-19の問題は、世界的な規模で当グループの業務の行い方に多くの変化をもたらした。当グループは、組織の大部分において、在宅勤務ですべての機能が正常に働き続けることができるよう取り組んだ。しかしながら、実施されている手段が今後も適切であるかについて保証することはできず、また、発生する可能性のある混乱のレベルを当グループは予測できない。世界的にスタッフの大半を在宅勤務に移行するという決定により、従来の予定を大幅に上回るユーザー数をサポートできるように既存のシステムを更新する必要が生じた。在宅勤務のスタッフ数は、状況の変化および関連する政府による制限に従い変動し続けている。2020年8月18日現在、支店のスタッフを除くと、当グループのスタッフの約95%が在宅勤務となっている。

当グループが直面する可能性のあるその他の課題には以下のようなものがある。

- ・ システム、ツールおよび情報へのスタッフのアクセスの制限、ならびに／または顧客サービスの提供および規制上の義務を必須の期間内に履行することへの影響（組織の日常的な運営、財務報告、内部統制の管理および監督ならびに規制当局の勧告の解決および対処を含む。）
- ・ 支店もしくは営業所への物理的アクセスの喪失または健康上の問題により生じうる、必要な活動を行うためのスタッフの継続的な稼働率の確保

上記の影響のすべてまたはいずれかにより、生産性の低下または重要な活動の完了に遅れが生じる可能性があり、それに続いて顧客への救済行為または罰金が発生する可能性があり、これらすべてが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

23. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの行為の結果として生じる可能性がある。これらの事象が発生すれば、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局または格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判に関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが社会の期待に応えることができなかった場合、当グループは評判から生じる損害を被る可能性がある。これらの期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でも評判による損害を被る可能性がある。社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。さらに、当グループの評判は、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。

COVID-19の影響の範囲の全容はまだわかっていないが、当グループの行為が意図しない結果をもたらす可能性があり、それによって当グループに対する否定的な認識が生じる可能性がある。

また、一定の業務上の不履行および規制の不遵守がレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 不適切な危機管理／危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）

当グループの評判に対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化ならびに新規事業機会の獲得可能性への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループの評判が損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

24. 行為に関連するリスク事象または行動は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、行為に関連するリスクを当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクとして定義している。

行為に関連するリスクは以下から生ずる可能性がある。

- ・ 顧客に対する不相応または不適切な助言の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および/または助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 利益相反を適切に防止または管理することができないこと。
- ・ 販売および/または販売促進プロセス（販売促進、販売および/または助言提供に従事するスタッフのインセンティブおよび報酬を含む。）。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、信用の供与。
- ・ 当グループの方針および基準から外れた、金融市場における取引活動

世界的に、また、とりわけオーストラリアおよびニュージーランドにおいて、行為に関連するリスクに対する規制当局および地域社会の関心は増してきている。例えば、当グループは現在、様々な顧客救済プログラムを実施しており、そのうちのいくつかはこれまでの見直しから特定された行為に関する問題に関連しており、これらの見直しは継続されている。行為に関連するリスク事象は、当グループに対して、規制当局の措置、銀行業免許の制限もしくは条件および/または評判への影響をもたらすこともあり、それにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。救済プログラムが適切に実施されない、またはさらなる救済業務が必要となる可能性があり、これが訴訟、規制上の措置および/または当グループの費用の増加を招き、これらのすべてが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

COVID-19のパンデミックは、リモート勤務の従業員に急速な変化をもたらし、それが従業員の行動ならびに／または当グループのシステムおよびプロセスに影響を与える可能性があり、その結果、顧客の不利益につながり、市場の完全性に影響を与え、または当グループが地域社会の期待に応えられなくなる可能性がある。

行為に関連するリスクに対する規制上の関心の高まりについての詳細は、リスク要因16、「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因17、「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

25. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの日々の活動およびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は情報技術（IT）システムに大きく依存している。そのため、ITシステムまたは当グループが使用もしくは依存するサービスに混乱が生じた場合には、当グループが顧客のバンキング業務の要求に応えられない、およびそのコンプライアンス義務を履行できないリスクが存在する。

ITシステムに対する脅威は進展し続けており、サイバー上の脅威および攻撃リスクは高まっている。組織に対する攻撃は、単純なものから一般的にそれよりはるかに高度な国家によるものまで多岐にわたる可能性がある。攻撃に使用される技術は高度に複雑化され、また、攻撃を続ける者は十分な資金力を持っているため、当グループはサイバー上の脅威に起因する混乱を防止または最小化する効果的な措置を予想または実行できない可能性がある。

当グループは、ITシステムを維持し、情報技術資産のライフ・サイクル、情報技術資産のプロジェクト・デリバリー、技術のレジリエンス、技術のセキュリティ、第三者の使用、データの保持／復元またはビジネスルールおよび自動化などを含め、技術の利用に起因するリスク・エクスポージャーを特定し、評価し、および対応する責任を継続的に負う。これらのリスク・エクスポージャーへの対応が不十分であったときは、不安定もしくは安全でないシステムまたは当グループの顧客に対するサービス能力の減退、費用の増加、ならびに規制要件の不遵守を招く可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。例を挙げると、COVID-19のパンデミックに対応するため、当グループのスタッフおよび第三者である請負業者の多くは、遠隔地や代替の作業現場から作業する必要があるため、このことが当グループの生産性に圧力およびシステムへのリモート・アクセスに負荷をさらに与えている。

当グループは、短期および長期の双方にわたる障害発生時にも重要な情報技術システムが稼働し続けることを確保するために、災害復旧・事業継続対策を実施している。最近のCOVID-19のパンデミックによる事象は、世界的なパンデミックのような大規模で思いも寄らない事象に向けてこれらの対策を対応させることが必要であり、また、重要な情報システムが長期間にわたり、複数の法域にまたがる多数の技術者やビジネスユーザーによってサポートおよびアクセスされることが保証されなければならないことを浮き彫りにしている。かかる対策が効果的に実施できない場合には、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、ANZニュージーランドは多くのITシステムの供給について当グループに依存している。当グループのシステムにおける不備がANZニュージーランドに影響を及ぼし、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

26. サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

情報セキュリティにおいて最も注力される点とは、情報および技術システムを機密性、整合性または可用性の中断から保護することにある。銀行として、当グループは、事業を展開する複数の地域にわたり、その顧客およびその内部業務について相当量の個人情報および機密情報を扱う。かかる情報は、内部および第三者のホスト環境の双方において処理および保存される。当グループまたは第三者が行うセキュリティ管理のいかなる不備も、当グループの事業に悪影響を与える可能性がある。

システムおよび情報に対するリスクは、例えば政治的脅威またはテロリストもしくは犯罪組織による標的型サイバー攻撃が増大している一部の国においては本質的により高くなる。

当グループは、高度な持続的脅威、分散型サービス妨害、マルウェア（破壊工作ソフト）攻撃およびランサムウェアなどのサイバー攻撃の脅威が絶え間なく進展し、より洗練され、増加していることを認識している。COVID-19のパンデミックにより、長期にわたってオフサイト（現場の外）で働くスタッフの数が増加したため、当グループの情報セキュリティ・リスクが高まる可能性がある。サイバー犯罪者は、エンド・ポイント・セキュリティにおける弱点の追求、マルウェアの拡散およびフィッシング攻撃の増強を通じて悪用を試みる可能性がある。

当グループのサイバーセキュリティの方針、手続きまたは管理において不備があった場合は、重大な事業の混乱、顧客サービス提供能力の欠如、またはデータその他の機密情報の喪失（機能停止によるものを含む。）を招き、これらに関連した評判から生じる損害をもたらす可能性がある。これらの事象のいずれも、多額の財務的損失（顧客への通知または補償に関するコストを含む。）、規制当局の調査もしくは制裁の発動につながり、または当グループが顧客を維持および引き付ける能力に影響を及ぼす可能性があり、結果として当グループのポジションに悪影響が及ぶことがあり得る。

環境関連リスク、ソーシャル・リスクおよびガバナンス・リスク

27. 将来の気候関連事象、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気候関連事象に晒されている。これら事象には、暴風雨、旱魃、火災、サイクロン、ハリケーン、洪水および海面水位上昇が含まれる。当グループおよびその顧客はまた、地質学的事象（火山地震活動または津波を含む。）、植物、動物および人間の疾病またはCOVID-19などのパンデミックなどのその他の事象にも晒される可能性があり、これらは当グループの事業およびその顧客に重大な影響をもたらしている。COVID-19のパンデミックは、オーストラリアやニュージーランドを含む多くの国の経済および金融市場に悪影響を及ぼし続ける可能性のある広範囲にわたる健康危機をもたらし、その結果、当グループおよびその顧客に影響が及ぶ可能性のある景気後退を引き起こした。COVID-19による様々な影響の詳細については、リスク要因1. 「COVID-19のパンデミックは、当グループのポジションに重大な悪影響を与えており、他の伝染性疾患の将来の発生やパンデミックが発生すれば、かかる影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

その深刻さによっては、これらの外因性事象は、当グループの支店もしくはビジネスセンターなどの一部地域のサービスまたは当グループによるサービスの提供を継続的に中断または制限する可能性があり、また当グループの財務状態または顧客に対して供与する信用ファシリティに関連する担保状況に悪影響を与える可能性があり、これがさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

28. 当グループのリスク管理の枠組みによりすべての既存のリスクを適切に管理する、または新たに発生したリスクを十分に素早く検知することができない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は、すべての当グループの活動にとって不可欠のものであり、当グループのリスク選好の特定および監視ならびに当グループのリスク・エクスポージャーおよび特定された管理の有効性に関する報告を含む。しかしながら、当グループのリスク管理の枠組みは、既存のリスクまたは当グループが予想もしくは識別しなかった新たなリスクを含むすべての事例において効果的に機能する保証はなく、これらに対する管理が有効でない可能性がある。リスクを効果的に管理することができない場合、当グループの評判または規制上の義務の遵守に悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループのリスク管理の枠組みの有効性は、適正な報酬体系により支えられる健全なリスク管理の文化の確立および維持にも関連している。報酬体系が有効に策定または実施されていない場合、当グループのリスクの文化および当グループのリスク管理の枠組みの有効性に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、継続的にリスク管理の枠組みの改善に取り組んでいる。当グループは、そのリスク管理方針の遂行および定期的な見直しを行い、リスク（コンダクト・リスクを含む。）の管理および軽減のため追加資金を当グループ内で配分する。しかしながら、かかる取組みによって当グループにおける将来の不正の発生を防げない可能性もあり、当グループのリスク管理の枠組みが効果的であるという保証はできない。当グループのリスク管理プロセスまたはリスクガバナンスにおける不備により、当グループが不測の損失および評判の低下を被る、および規制上の義務を遵守できない可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

これらの原則が引き続き当グループのリスク管理の枠組みを支える一方、進行中のCOVID-19のパンデミックにより、従業員と顧客の双方に対するパンデミックの影響の管理のために当グループの業務活動が進化し続けるように、優れた慣行と強固なリスク管理の枠組みを維持し続けることが必要とされる。このような状況において、当グループのリスク管理プロセスまたはガバナンスに障害が生じた場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

29. 直接または間接に気候変動リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

気候変動に関するリスクは、規制上、政治的および社会的に注目が高まっている。気候変動リスクを予測に基づいて当グループのリスク管理の枠組みに組み込み、気候変動および低炭素経済への移行により生じたリスクと機会の双方の対応に向けた当グループの業務および事業戦略を採用することは、当グループに重大な影響を与える可能性がある。

当グループにとって最も重大な気候変動リスクは、その企業およびリテールの顧客に対する貸付に起因するもので、顧客が債務を返済できないもしくは履行を拒否するまたは担保の価値および流動性が影響を受ける結果発生した信用関連の損失を含めることができる。

顧客の信用関連の問題を通じた当グループのリスクは、直接に気候関連事象により、および間接に法律、規制またはカーボンプライシング（炭素価格付け）および気候リスク適応策または軽減策などのその他の政策の変更により発生することがあり、これらは顧客のサプライ・チェーンに影響する可能性がある。これが顧客が債務を返済できないまたは履行を拒否することにより生じた信用関連の損失をもたらし、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、2019年10月1日から2020年3月31日までの中間期に関するオーストラリア証券投資委員会（ASIC）に提出され、オーストラリア証券取引所において公衆の縦覧に供されるANZの「連結財務報告、配当発表および別表4D」（「業績発表」）を基に、抜粋したものである。業績発表中の一部の説明および参照は、本半期報告書の規定の様式に合わせるため、省略または修正されている。

A. 当半期の経営成績の要説

(1) コロナウィルス（COVID-19）

目下のCOVID-19のパンデミックにより、要約連結財務書類の作成における見積りの不確実性が増大している。見積りの不確実性は財務書類全般にわたるが、大部分は、当グループが2020年3月半期に17億ドル（税引前）の貸倒引当金繰入を認識した予想信用損失、ならびに当グループが2件のアジア関連会社投資に関して8億1,500万ドルの現存損失を認識した非金融資産の公正価値測定および回収可能価額の評価に関係している。これらの見積りの不確実性についての詳細は、要約連結財務書類の注記1を参照のこと。

(2) 会計基準の適用

当グループは期中にAASB第16号「リース」を採用し、貸借対照表上のすべてのリース（少額資産のリースおよび短期リースを除く。）の認識について、2019年10月1日現在のリース残額支払の現在価値に基づき修正遡及移行アプローチを適用した。その結果、2019年10月1日に当グループは、リース負債の増加17億ドル、使用権リース資産16億ドル、繰延税金資産の増加3,700万ドル、および期首利益剰余金の純減8,800万ドルを認識した。変更点の主な要件および影響の詳細については、要約連結財務書類の注記1を参照のこと。

当グループは2019年10月1日から、AASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の修正—金利指標改革」を早期採用した。この基準は、金利指標改革から生じる不確実性の潜在的影響を軽減するため、特定のヘッジ会計要件を修正している。

(3) IFRSに準拠していない情報

法定利益は、オーストラリア会計基準の認識および測定の要件に従って算定されており、この基準は国際財務報告基準（IFRS）に準拠している。当グループは、要約中間連結財務書類および配当宣言の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する場合は、ASIC（オーストラリア証券投資委員会）の規制ガイド230において提供された指針に従う。

現金利益

IFRSに準拠していない指標である現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示すものであり、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。現金利益を導くための調整は法定利益に含まれており、法定利益は外部監査人による要約中間連結財務書類のレビューで取り扱われる範囲でレビュー対象となる。現金利益は外部監査人によるレビューの対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に通知している。

- ・ **法定利益と現金利益の調整**—当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（法定利益と現金利益の調整の詳細については、下記「D. 利益の調整」を参照のこと。）。
- ・ **現金利益の重大／重要項目**—当グループの継続事業による現金利益の業績には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ、透明性を確保し比較を容易にするため、関連する比較情報とは別に表示している。重大／重要項目については、下記「B. グループ経営成績—(1) 現金利益—重大／重要項目—継続事業」を参照のこと。

(4) 非継続事業

売却した富裕層オーストラリア事業の財務実績ならびに関連する当グループにおける再分類および連結の影響は、財務報告上は非継続事業として扱われている。

当グループの損益計算書および包括利益計算書は、非継続事業を継続事業から切り分けて「非継続事業による利益/（損失）」の勘定項目で表示している。

・ I00Fホールディングス・リミテッド（「I00F」）の売却

2017年10月、当グループは、OnePathの年金および投資事業（「OnePath P&I」）ならびに関連ディーラー・グループ（「ADG」）事業をI00Fに売却することに合意したと発表した。ADG事業の売却は2018年10月1日に、およびOne Path P&I事業の売却は2020年1月31日に完了した。

・ チューリッヒ・フィナンシャル・サービシズ・オーストラリア（「チューリッヒ」）の売却

2017年12月、当グループは、生命保険事業をチューリッヒに売却することに合意したと発表し、この取引は2019年5月31日に完了した。

「非継続事業による損失」には以下が含まれる。

- ・ 2020年3月半期に、売却完了費用に起因する1,600万ドルの処分損失（税引後損失1,100万ドル）が認識された。2019年9月半期には2,300万ドルの損失（税引後損失8,100万ドル）が含まれ、これは、売却に関連する調整および償却、チューリッヒに売却した保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益調整の戻入に起因したが、それまで株式準備金に繰り延べていた利益の売却完了時のリサイクリングにより一部相殺された。
- ・ 不適切な助言または年金および投資ならびに生命保険事業で提供されなかったサービスに関連する顧客への返金予定および関連する救済費用に対する引当金を含む、以下の顧客救済：

	半期		
	2020年3月	2019年9月	2019年3月
	(百万ドル)		
顧客救済（税引前）	124	166	75
顧客救済（税引後）	94	154	53

[次へ](#)

B. 当グループの業績

(1) 現金利益

当グループの業績のセクションは、本書に別段の記載がない限り、継続事業に関する現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関しては、上記「A. 当半期の経営成績の要説」を参照のこと。

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	(百万ドル)				
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	1,635	3,053	3,243	-46%	-50%
法定利益と現金利益との調整 ⁽¹⁾					
保険契約債務の再評価	-	-	77	該当なし	-100%
経済ヘッジ	(340)	(67)	185	大	大
収益および費用ヘッジ	120	(79)	60	大	100%
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(2)	(1)	(1)	100%	100%
継続事業に関する法定利益と現金利益の調整合計	(222)	(147)	321	51%	大
継続事業による現金利益	1,413	2,906	3,564	-51%	-60%

注：(1) 法定利益と現金利益との調整についての分析は、下記「D. 利益の調整」(1)から(4)を参照のこと。

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	(百万ドル)				
当グループの業績－現金利益					
純利息収益	7,222	7,040	7,299	3%	-1%
その他営業収入	1,357	2,243	2,447	-40%	-45%
営業収入	8,579	9,283	9,746	-8%	-12%
営業費用	(4,605)	(4,706)	(4,365)	-2%	5%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,974	4,577	5,381	-13%	-26%
貸倒引当金繰入	(1,674)	(402)	(393)	大	大
税引前利益	2,300	4,175	4,988	-45%	-54%
法人税	(886)	(1,263)	(1,415)	-30%	-37%
非支配持分	(1)	(6)	(9)	-83%	-89%
継続事業による現金利益	1,413	2,906	3,564	-51%	-60%

部門別現金利益/（損失）	半期			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期	2020年 3 月期
				対2019年 9 月期	対2019年 3 月期
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	1,214	1,492	1,703	-19%	-29%
法人	610	816	1,012	-25%	-40%
ニュージーランド	567	646	753	-12%	-25%
パシフィック	20	26	33	-23%	-39%
TSOおよびグループ・センター	(998)	(74)	63	大	大
継続事業による現金利益	1,413	2,906	3,564	-51%	-60%

重大／重要項目－継続事業

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目は、以下のとおりである。

事業の売却の影響

2020年3月半期において発表または完了した事業の売却はなかった。

2019年9月半期および2019年3月半期において、当グループは、以下の事業の売却を完了した。これらの売却事業は会計基準の下で非継続事業としての要件をみたさないため、継続事業の一部となる。以下の情報は、これらの事業の売却による財務への影響を要約したものである（売却完了済みの事業の損益を含む。）。

現金利益への影響	事業売却による売却益（損）		売却済みの事業の損益	
	2019年 9月半期	2019年 3月半期	2019年 9月半期	2019年 3月半期
	(百万ドル)		(百万ドル)	
ペイマーク	-	37	-	4
カンボジア合弁会社	10	-	10	21
OnePathライフNZリミテッド	7	197	-	14
パプアニューギニアのリテール、 商業およびSME事業	1	-	4	5
法人税引前利益/（損失）	18	234	14	44
法人税ベネフィット/（費用）				
および非支配持分	-	(47)	(7)	(19)
継続事業による現金利益/（損失）	18	187	7	25

・ **ペイマーク・リミテッド（「ペイマーク」）**

2018年1月、当グループは、ペイマーク・リミテッドの25%の持分をインジェニコ・グループに売却する契約を締結した。取引は2019年1月11日に完了した。当グループは2019年3月半期に3,700万ドルの売却益（純額）を認識した。

・ **ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジア合弁会社」）**

2018年5月、当グループはカンボジア合弁会社における55%の持分につき、日本の多角的金融持株会社であるJトラスト株式会社に売却する合意に達したと発表した。この取引は2019年8月19日に完了し、当グループは1,000万ドルの売却益（純額）（為替換算準備金からの繰入3,000万ドルが、2019年9月半期の売却完了に関連した配当金源泉税1,700万ドルおよび資産償却300万ドルにより一部相殺された。）を認識した。

・ **OnePathライフ（ニュージーランド）リミテッド（「OPL NZ」）**

2018年5月、当グループはOPL NZをシグナ・コーポレーションに売却することで合意したと発表した。2018年11月30日に取引が完了し、当グループは2019年3月半期に1億9,700万ドルの売却益（純額）を認識した。その内訳は販売済みの保険契約債務の再評価に伴う累積的な現金利益の調整の戻入に係る利益1億1,500万ドル、売却益5,600万ドルおよび為替換算準備金からの繰入2,600万ドルであった。2019年9月半期に700万ドルの積立金が戻し入れられた。

- ・ **パプアニューギニアのリテール、商業および中小企業向け事業（「パプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業」）**

2018年6月、当グループはパプアニューギニアにおけるリテール、商業および中小企業向けのバンキング事業をキナ・バンクに売却する契約を締結したことを発表した。この取引は2019年9月23日に完了し、100万ドルの利益（売却関連費用控除後）を認識した。

その他の重大／重要項目

- ・ **顧客救済**

顧客救済には、顧客への返金予定額、救済プロジェクト費用、ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金および訴訟の結果に対する引当金が含まれる。

2020年3月半期に1億2,900万ドル（2019年9月半期：4億8,500万ドル、2019年3月半期：1億ドル）の顧客救済費用が認識された。このうち、5,800万ドル（2019年9月半期：1億4,800万ドル、2019年3月半期：6,400万ドル）は営業収入に影響を及ぼす顧客救済に関連し、7,100万ドル（2019年9月半期：3億3,700万ドル、2019年3月半期：3,600万ドル）は営業費用に影響を及ぼす顧客救済に関連している。

- ・ **王立委員会への対応に係る法務費用**

2019年2月に完了した王立委員会への対応に関連する外部法務費用は、2020年3月半期はゼロ（2019年9月半期：200万ドル、2019年3月半期：1,300万ドル）であった。

- ・ **組織再編費用**

当グループは、主にオーストラリア・リテールおよび商業部門の事業および不動産の変更に関連して、2020年3月半期に1億500万ドル（2019年9月半期：2,600万ドル、2019年3月半期：5,100万ドル）の組織再編費用を計上した。

- ・ **リース関連項目**

2020年3月半期に当グループは、2019年10月1日に新たなリース会計基準を適用したことに伴う追加費用8,300万ドルを認識した。新たなリース会計基準の適用により比較情報は修正再表示されていない。

- ・ **アジア関連会社の減損**

2020年3月半期において、当グループは、持分法適用投資2件につき、使用価値の計算に基づき帳簿価額を調整するため8億1,500万ドルの減損を認識した（要約連結財務書類の注記1(iv)を参照のこと。）。AMMBホールディングスBerhad（AmBank）については5億9,500万ドル、PTバンク・パン・インドネシア（PT Panin）については2億2,000万ドルの減損となった。

重大／重要項目－継続事業

現金利益実績

2020年3月半期と2019年3月半期の比較

	2020年 3月半期	重大／ 重要項目	2020年 3月半期 重大／重要 項目を除く	2019年 3月半期	重大／ 重要項目	2019年 3月半期 重大／重要 項目を除く	増減率 重大／重要 項目を除く
(百万ドル)							
純利息収益	7,222	(43)	7,265	7,299	7	7,292	0%
その他営業収入	1,357	(839)	2,196	2,447	231	2,216	-1%
営業収入	8,579	(882)	9,461	9,746	38	9,508	0%
営業費用	(4,605)	(250)	(4,355)	(4,365)	(125)	(4,240)	3%
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	3,974	(1,132)	5,106	5,381	113	5,268	-3%
貸倒引当金繰入	(1,674)	-	(1,674)	(393)	1	(394)	大
法人税引前利益／（損失）	2,300	(1,132)	3,432	4,988	114	4,874	-30%
法人税ベネフィット／ （費用）および非支配持分	(887)	94	(981)	(1,424)	(17)	(1,407)	-30%
継続事業による現金利益／ （損失）	1,413	(1,038)	2,451	3,564	97	3,467	-29%

2020年3月半期と2019年9月半期の比較

	2020年 3月半期	重大／ 重要項目	2020年 3月半期 重大／重要 項目を除く	2019年 9月半期	重大／ 重要項目	2019年 9月半期 重大／重要 項目を除く	増減率 重大／重要 項目を除く
(百万ドル)							
純利息収益	7,222	(43)	7,265	7,040	(98)	7,138	2%
その他営業収入	1,357	(839)	2,196	2,243	3	2,240	-2%
営業収入	8,579	(882)	9,461	9,283	(95)	9,378	1%
営業費用	(4,605)	(250)	(4,355)	(4,706)	(384)	(4,322)	1%
貸倒引当金繰入および法人 税控除前利益	3,974	(1,132)	5,106	4,577	(479)	5,056	1%
貸倒引当金繰入	(1,674)	-	(1,674)	(402)	(2)	(400)	大
法人税引前利益／（損失）	2,300	(1,132)	3,432	4,175	(481)	4,656	-26%
法人税ベネフィット／ （費用）および非支配持分	(887)	94	(981)	(1,269)	82	(1,351)	-27%
継続事業による現金利益／ （損失）	1,413	(1,038)	2,451	2,906	(399)	3,305	-26%

部門別現金利益／（損失）

2020年3月半期と2019年3月半期の比較

	2020年 3月半期			2019年 3月半期			増減率
	2020年 3月半期	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	2019年 3月半期	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	重大／重要 項目を除く
(単位：百万ドル)							
オーストラリア・リテール および商業 法人	1,214	(153)	1,367	1,703	(83)	1,786	-23%
ニュージーランド パシフィック	610	(12)	622	1,012	8	1,004	-38%
TS0およびグループ・ センター ⁽¹⁾	567	(28)	595	753	14	739	-19%
	20	(3)	23	33	-	33	-30%
継続事業による現金利益／ （損失）	(998)	(842)	(156)	63	158	(95)	64%
	1,413	(1,038)	2,451	3,564	97	3,467	-29%

2020年3月半期と2019年9月半期の比較

	2020年 3月半期			2019年 9月半期			増減率
	2020年 3月半期	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	2019年 9月半期	重大／ 重要項目	重大／重要 項目を除く	重大／重要 項目を除く
(単位：百万ドル)							
オーストラリア・リテール および商業 法人	1,214	(153)	1,367	1,492	(303)	1,795	-24%
ニュージーランド パシフィック	610	(12)	622	816	(32)	848	-27%
TS0およびグループ・ センター ⁽¹⁾	567	(28)	595	646	(58)	704	-15%
	20	(3)	23	26	(14)	40	-43%
継続事業による現金利益／ （損失）	(998)	(842)	(156)	(74)	8	(82)	90%
	1,413	(1,038)	2,451	2,906	(399)	3,305	-26%

注：(1) TS0およびグループ・センターには、2019年9月半期および2019年3月半期の事業売却による売却益／（損）が含まれる。また、2019年3月半期に売却が完了したペイマークの売却事業の損益も含まれる。

重大／重要項目－継続事業

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

2020年3月半期					
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目					
	顧客救済	組織再編	リース関連 項目	アジア関連会社 の減損	合計
(単位：百万ドル)					
現金利益					
純利息収益	(22)	-	(21)	-	(43)
その他営業収入	(36)	-	12	(815)	(839)
営業収入	(58)	-	(9)	(815)	(882)
営業費用	(71)	(105)	(74)	-	(250)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(129)	(105)	(83)	(815)	(1,132)
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-
法人税引前利益	(129)	(105)	(83)	(815)	(1,132)
法人税ベネフィット／ (費用)および非支配持分	38	31	25	-	94
継続事業による現金利益／ (損失)	(91)	(74)	(58)	(815)	(1,038)

2019年3月半期						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 損益 ⁽¹⁾	顧客救済	王立委員会 への対応 に係る 法務費用	組織再編	合計	
(単位：百万ドル)						
現金利益						
純利息収益	-	29	(22)	-	-	7
その他営業収入	234	39	(42)	-	-	231
営業収入	234	68	(64)	-	-	238
営業費用	-	(25)	(36)	(13)	(51)	(125)
貸倒引当金繰入および						
法人税控除前利益	234	43	(100)	(13)	(51)	113
貸倒引当金繰入	-	1	-	-	-	1
法人税引前利益	234	44	(100)	(13)	(51)	114
法人税ベネフィット／ (費用)および非支配持分	(47)	(19)	30	4	15	(17)
継続事業による現金利益／ (損失)						
	187	25	(70)	(9)	(36)	97

2020年3月半期

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目					
	顧客救済	組織再編	リース関連 項目	アジア関連会社 の減損	合計
(単位：百万ドル)					
現金利益					
純利息収益	(22)	-	(21)	-	(43)
その他営業収入	(36)	-	12	(815)	(839)
営業収入	(58)	-	(9)	(815)	(882)
営業費用	(71)	(105)	(74)	-	(250)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	(129)	(105)	(83)	(815)	(1,132)
貸倒引当金繰入	-	-	-	-	-
法人税引前利益	(129)	(105)	(83)	(815)	(1,132)
法人税ベネフィット／ (費用)および非支配持分	38	31	25	-	94
継続事業による現金利益／ (損失)	(91)	(74)	(58)	(815)	(1,038)

2019年9月半期

継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目

	売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 損益 ⁽¹⁾	顧客救済	王立委員会 への対応 に係る 法務費用	組織再編	合計
	(単位：百万ドル)					
現金利益						
純利息収益	-	21	(119)	-	-	(98)
その他営業収入	18	14	(29)	-	-	3
営業収入	18	35	(148)	-	-	(95)
営業費用	-	(19)	(337)	(2)	(26)	(384)
貸倒引当金繰入および						
法人税控除前利益	18	16	(485)	(2)	(26)	(479)
貸倒引当金繰入	-	(2)	-	-	-	(2)
法人税引前利益	18	14	(485)	(2)	(26)	(481)
法人税ベネフィット／ (費用)および非支配持分	-	(7)	80	1	8	82
継続事業による現金利益／ (損失)	18	7	(405)	(1)	(18)	(399)

注：(1) 売却完了済みの事業の損益に関連する。

重大／重要項目－継続事業

継続事業による現金利益において、当グループはいくつかの重大／重要項目を認識した。下表は重大／重要項目を示している。

2020年3月半期					
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目					
顧客救済	組織再編	リース関連 項目	アジア関連会社 の減損	合計	
(単位：百万ドル)					
法人税引前利益					
オーストラリア・リテール および商業	(101)	(85)	(32)	-	(218)
法人	-	(4)	(11)	-	(15)
ニュージーランド	(26)	(11)	(3)	-	(40)
パシフィック	(2)	-	(2)	-	(4)
TS0およびグループ・ センター ⁽²⁾	-	(5)	(35)	(815)	(855)
法人税引前利益	(129)	(105)	(83)	(815)	(1,132)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	38	31	25	-	94
継続事業による現金利益／ (損失)	(91)	(74)	(58)	(815)	(1,038)

2019年3月半期						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 損益 ⁽¹⁾	顧客救済	王立委員会 への対応 に係る 法務費用	組織再編	合計	
(単位：百万ドル)						
法人税引前利益						
オーストラリア・リテール および商業	-	-	(100)	-	(19)	(119)
法人	-	29	-	-	(7)	22
ニュージーランド	-	20	-	-	(2)	18
パシフィック	-	-	-	-	-	-
TS0およびグループ・						
センター ⁽²⁾	234	(5)	-	(13)	(23)	193
法人税引前利益	234	44	(100)	(13)	(51)	114
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	(47)	(19)	30	4	15	(17)
継続事業による現金利益／ (損失)						
	187	25	(70)	(9)	(36)	97

2020年3月半期

2020年6月30日現在					
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目					
	顧客救済	組織再編	リース関連 項目	アジア関連会社 の減損	合計
	(単位：百万ドル)				
法人税引前利益					
オーストラリア・リテール および商業	(101)	(85)	(32)	-	(218)
法人	-	(4)	(11)	-	(15)
ニュージーランド	(26)	(11)	(3)	-	(40)
パシフィック	(2)	-	(2)	-	(4)
TSOおよびグループ・ センター ⁽²⁾	-	(5)	(35)	(815)	(855)
法人税引前利益	(129)	(105)	(83)	(815)	(1,132)
法人税ベネフィット／ (費用) および非支配持分	38	31	25	-	94
継続事業による現金利益／ (損失)	(91)	(74)	(58)	(815)	(1,038)

2019年9月半期

2019年3月31日現在						
継続事業による現金利益に含まれる重大／重要項目						
売却事業の 売却益／ (損)	売却事業の 損益 ⁽¹⁾	顧客救済	王立委員会 への対応 に係る 法務費用	組織再編	合計	
(単位：百万ドル)						
法人税引前利益						
オーストラリア・リテール						
および商業	-	-	(347)	-	(1)	(348)
法人	-	17	(49)	-	(9)	(41)
ニュージーランド	-	-	(75)	-	(6)	(81)
パシフィック	-	-	(14)	-	-	(14)
TS0およびグループ・						
センター ⁽²⁾	18	(3)	-	(2)	(10)	3
法人税引前利益	18	14	(485)	(2)	(26)	(481)
法人税ベネフィット／ (費用)および非支配持分	-	(7)	80	1	8	82
継続事業による現金利益／ (損失)						
	18	7	(405)	(1)	(18)	(399)

注：(1) 売却完了済みの事業の損益に関連する。

(2) TS0およびグループ・センターには、2019年9月半期および2019年3月半期の事業売却による売却益／(損)が含まれる。また、2019年3月半期に売却が完了したペイマークの売却事業の損益も含まれる。

(2) 純利息収益—継続事業

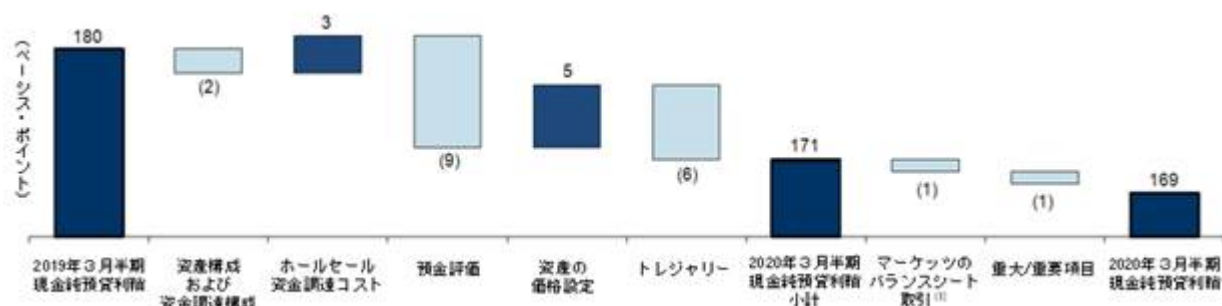
	半期			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期 対2019年 9 月期	2020年 3 月期 対2019年 3 月期
	(百万ドル)				
当グループ					
現金純利息収益 ⁽¹⁾	7,222	7,040	7,299	3%	-1%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	856,652	814,831	811,528	5%	6%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	669,342	642,448	635,822	4%	5%
純預貸利鞘（％）－現金	1.69	1.72	1.80	-3 bps	-11 bps
当グループ （マーケティング事業部門を除く）					
現金純利息収益 ⁽¹⁾	6,822	6,829	7,019	0%	-3%
利付資産平均残高 ⁽²⁾	576,494	566,907	563,579	2%	2%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	477,861	462,283	459,478	3%	4%
純預貸利鞘（％）－現金	2.37	2.40	2.50	-3 bps	-13 bps

	半期			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
主要部門別現金利益の純預貸利鞘 ⁽¹⁾	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業					
純預貸利鞘(%)－現金	2.65	2.58	2.61	7 bps	4 bps
利付資産平均残高	305,981	309,684	314,215	-1%	-3%
預金およびその他の借入金の平均残高	210,214	204,791	202,765	3%	4%
法人					
純預貸利鞘(%)－現金	0.78	0.80	0.85	-2 bps	-7 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	415,490	375,573	372,270	11%	12%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	305,506	290,948	281,770	5%	8%
ニュージーランド					
純預貸利鞘(%)－現金	2.31	2.27	2.39	4 bps	-8 bps
利付資産平均残高 ⁽²⁾	121,955	118,714	116,201	3%	5%
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	90,329	86,970	86,244	4%	5%

注：(1) 2020年3月半期の重大／重要項目-4,300万ドル（2019年9月半期：-9,800万ドル、2019年3月半期：700万ドル）を含む。重大／重要項目の詳細については、上記「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」を参照のこと。また、2020年3月半期の大手銀行税-1億9,600万ドル（2019年9月半期：-1億8,500万ドル、2019年3月半期：-1億7,800万ドル）も含む。

(2) 貸借対照表の平均残高の金額は、2019年9月半期および2019年3月半期に継続事業による売却目的保有に分類された資産および負債を含む。

当グループ純預貸利鞘—2020年3月半期と2019年3月半期の比較



注：(1) マーケットのバランスシート取引は、裁量的流動資産およびその他のバランスシート取引の影響を含む。

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

純預貸利鞘 (-11ベース・ポイント)

- 資産構成および資金調達構成 (-2ベース・ポイント)：オーストラリア・リテールおよび商業部門における顧客の利息のみ支払う住宅ローンから元利払いの住宅ローンへの変更による資産構成上不利な影響、および法人部門の貸付の割合上昇による構成上不利な影響。これは、有利な預金構成により一部相殺された。
- ホールセール資金調達コスト (+3ベース・ポイント)：有利な短期資金調達スプレッドおよび総じて安定した長期資金調達コスト。
- 預金 (-9ベース・ポイント)：全部門における金利低下による利鞘の圧縮。
- 資産 (+5ベース・ポイント)：オーストラリア・リテールおよび商業部門における住宅ローンの価格再設定。これは、全部門における競争激化により一部相殺された。
- トレジャリー (-6ベース・ポイント)：資本収益の減少および繰り返される金利の引下げ環境を反映した預金。
- マーケットのバランスシート取引 (-1ベース・ポイント)：マーケットのバランスシート取引の利益率低下およびイールド・カーブの平坦化の影響。これは、金利およびバランスシート取引による純利息収益の増加により一部相殺された。
- 重大／重要項目 (-1ベース・ポイント)：2020年3月半期のリース関連項目および2019年3月半期の事業売却の影響。

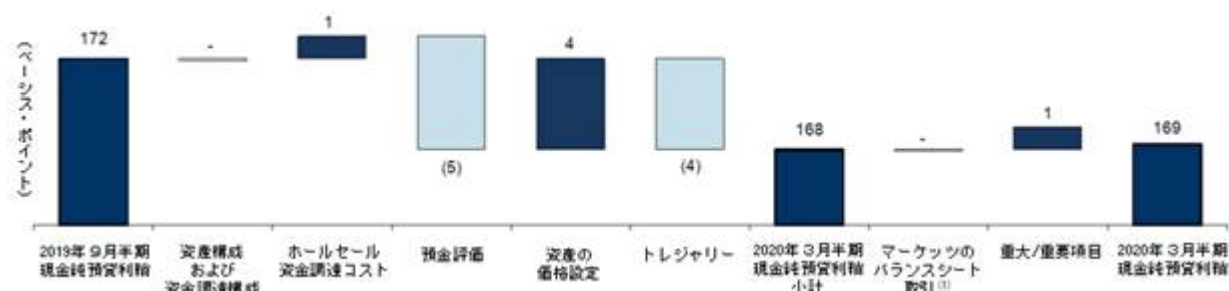
利付資産平均残高 (+451億ドルすなわち+6%)

- 正味貸付金および前渡金の平均残高 (+187億ドルすなわち+3%)：法人部門の貸付増加、ニュージーランド部門の住宅ローンの伸び、および為替換算変動に牽引された増加。
- 売買目的有価証券および投資有価証券の平均残高 (+121億ドルすなわち+11%)：主にマーケットの流動資産および売買目的有価証券の増加、ならびに為替換算変動の影響に牽引された増加。
- 現金およびその他流動資産の平均残高 (+143億ドルすなわち+13%)：中央銀行の現金残高および担保残高の増加、ならびに為替換算変動の影響に牽引された増加。

預金およびその他の借入金の平均残高 (+335億ドルすなわち+5%)

- 預金およびその他の借入金の平均残高 (+335億ドルすなわち+5%)：全部門、とりわけ法人部門における預金の伸びおよび為替換算変動の影響に牽引された増加。

当グループ純預貸利鞘—2020年3月半期と2019年9月半期の比較



注：(1) マーケットのバランスシート取引は、裁量的流動資産およびその他のバランスシート取引の影響を含む。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

純預貸利鞘（-3ベース・ポイント）

- 資産構成および資金調達構成（0ベース・ポイント）：オーストラリア・リテールおよび商業部門における顧客の利息のみ支払う住宅ローンから元利払いの住宅ローンへの変更、および法人貸付の割合上昇による資産構成上の不利な影響。これは、有利な預金構成により相殺された。
- ホールセール資金調達コスト（+1ベース・ポイント）：有利な短期資金調達スプレッドおよび総じて安定した長期資金調達コスト。
- 預金（-5ベース・ポイント）：全部門における金利低下による利鞘の圧縮。
- 資産（+4ベース・ポイント）：オーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門の価格再設定。これは、全部門における競争激化により一部相殺された。
- トレジャリー（-4ベース・ポイント）：資本収益の減少および繰り返される金利の引下げ環境を反映した預金。
- マーケットのバランスシート取引（0ベース・ポイント）：マーケットのバランスシート取引の利益率低下。これは、金利およびバランスシート取引による純利息収益の増加により相殺された。
- 重大／重要項目（+1ベース・ポイント）：2019年9月半期の顧客救済の増加による影響。

利付資産平均残高（+418億ドルすなわち5%）

- 正味貸付金および前渡金の平均残高（+147億ドルすなわち+2%）：法人貸付およびニュージーランド部門における住宅ローンの伸び、ならびに為替換算変動の影響に牽引された増加。これは、オーストラリア・リテールおよび商業部門における貸付の減少により一部相殺された。
- 売買目的有価証券および投資有価証券の平均残高（+81億ドルすなわち+7%）：主にマーケットの流動資産の増加および為替換算変動の影響に牽引された増加。
- 現金およびその他流動資産の平均残高（+190億ドルすなわち18%）：主に中央銀行の現金残高の増加および為替換算変動の影響に牽引された増加。

預金およびその他の借入金の平均残高（+269億ドルすなわち+4%）

- 預金およびその他の借入金の平均残高（+269億ドルすなわち+4%）：主に法人部門の伸びおよび為替換算変動の影響に牽引された増加。

(3) その他営業収入－継続事業

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	(百万ドル)				
受取手数料（純額） ⁽¹⁾	1,135	1,275	1,218	-11%	-7%
マーケットのその他営業収入	764	619	667	23%	15%
関連会社投資の持分利益 ⁽¹⁾	135	131	131	3%	3%
その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	(677)	218	431	大	大
継続事業によるその他営業現金収入合計 ⁽³⁾	1,357	2,243	2,447	-40%	-45%

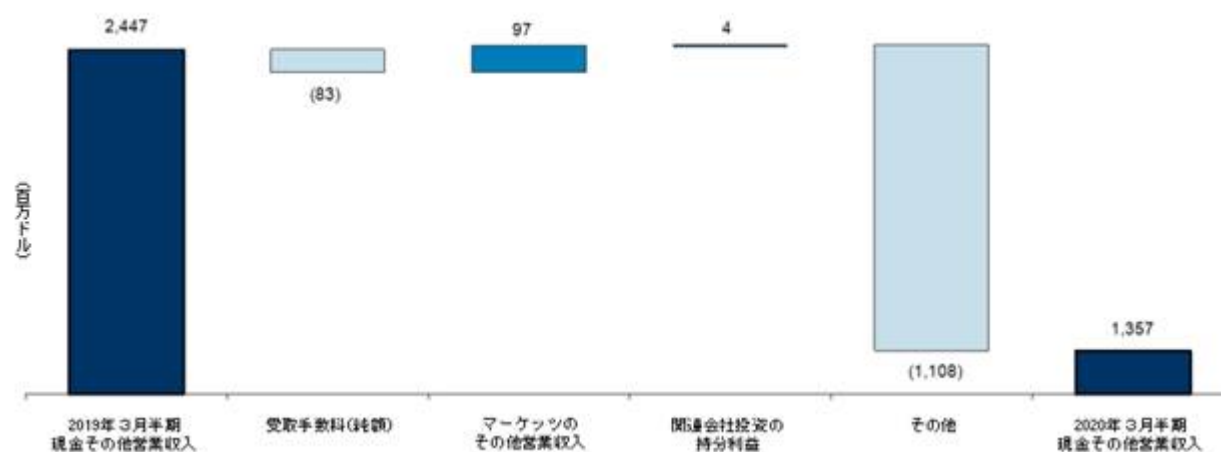
	半期			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期 対2019年 9 月期	2020年 3 月期 対2019年 3 月期
部門別その他営業収入	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	595	696	651	-15%	-9%
法人	1,167	1,066	1,126	9%	4%
ニュージーランド	247	278	302	-11%	-18%
パシフィック	50	54	50	-7%	0%
TSOおよびグループ・センター	(702)	149	318	大	大
継続事業によるその他営業現金収入合計 ⁽³⁾	1,357	2,243	2,447	-40%	-45%

注：(1) マーケッツを除く。

(2) 為替差益、保険事業収入純額およびアジアの関連会社の減損を含む。

(3) 2020年3月半期の重大／重要項目-8億3,900万ドルを含む（2019年9月半期：300万ドル、2019年3月半期：2億3,100万ドル）。重大／重要項目に関する詳細については、上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

その他営業収入－2020年3月半期と2019年3月半期の比較



	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期 対2019年9月期	2020年3月期 対2019年3月期
	(百万ドル)				
マーケットの収入					
純利息収益	400	211	280	90%	43%
その他営業収入	764	619	667	23%	15%
継続事業によるマーケットの現金収入合計	1,164	830	947	40%	23%

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期 対2019年9月期	2020年3月期 対2019年3月期
	(百万ドル)				
その他営業収入（重大／重要項目を除く）					
受取手数料（純額） ⁽¹⁾	1,164	1,293	1,244	-10%	-6%
マーケットのその他営業収入	764	618	665	24%	15%
関連会社投資の持分利益 ⁽¹⁾	135	131	131	3%	3%
その他 ⁽¹⁾⁽²⁾	133	198	176	-33%	-24%
継続事業によるその他営業現金収入合計	2,196	2,240	2,216	-2%	-1%

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期 対2019年9月期	2020年3月期 対2019年3月期
	(百万ドル)				
部門別その他営業収入（重大／重要項目を除く）					
オーストラリア・リテールおよび商業	625	704	693	-11%	-10%
法人	1,163	1,064	1,109	9%	5%
ニュージーランド	255	287	280	-11%	-9%
パシフィック	50	54	50	-7%	0%
TSOおよびグループ・センター	103	131	84	-21%	23%
継続事業によるその他営業現金収入合計	2,196	2,240	2,216	-2%	-1%

注：(1) マーケットを除く。

(2) 為替差益および保険事業収入純額を含む。

・ **2020年3月半期と2019年3月半期の比較**

その他営業収入は10億9,000万ドル（-45%）減少した。

受取手数料（純額）（-8,300万ドルすなわち-7%）

- ・ 主に前期に廃止された手数料の期間を通じた影響および関連手数料の減少によるオーストラリア・リテールおよび商業部門における5,600万ドルの減少。
- ・ 主に手数料コストの増加およびリベートの減少によるニュージーランド部門における2,800万ドルの減少。
- ・ 2020年3月半期における顧客救済の減少およびトランザクション・バンキング事業のコミットメント・フィーの増加を含む、その他の重要でない項目に起因した100万ドルの増加。これは、売却事業の業績の影響およびローン・シンジケーション取引の低迷に起因する減少により一部相殺された。

マーケティングの収入（+2億1,700万ドルすなわち+23%）

- ・ 為替、コモディティおよび金利商品に対する大手の法人顧客および金融機関からの需要によるフランチャイズ販売での4,800万ドルの増加。
- ・ 主に取引状況の改善、特に国際部門における取引量の増加、およびデリバティブの有利な評価調整による全資産クラスにわたるフランチャイズ取引での1億8,700万ドルの増加。
- ・ 主にオーストラリアの政策金利の引下げに起因するバランスシート取引での1,800万ドルの減少。

関連会社投資の持分利益（+400万ドルすなわち+3%）

- ・ 関連会社投資の利益における400万ドルの増加。このうち、400万ドルはPTバンク・パン・インドネシアに、500万ドルはAmBankに関連しているが、ペイマークの売却に伴う400万ドルの減少により一部相殺された。

その他（-11億800万ドル）

- ・ PTバンク・パン・インドネシアの減損2億2,000万ドルおよびAmBankの減損5億9,500万ドルによる8億1,500万ドルの減少。
- ・ 2019年3月半期のOnePathライフ（ニュージーランド）およびペイマークの売却益（2億3,400万ドル）、ならびに2019年3月半期の売却事業の業績の影響（2,500万ドル）による2億5,900万ドルの減少。
- ・ 公正価値で測定した貸付金の信用スプレッドの拡大の影響による法人部門での3,400万ドルの減少。
- ・ 2019年3月半期の投資有価証券の売却益および2020年3月半期の顧客救済の増加を含むその他の重要でない項目は、新たなリース基準の適用によるサブリース収入のグロスアップにより相殺された（比較情報は修正再表示されていない。）。

重大／重要項目を除くと、その他営業収入は2,000万ドル（-1%）減少した。

・ **2020年3月半期と2019年9月半期の比較**

その他営業収入は8億8,600万ドル（-40%）減少した。

受取手数料（純額）（-1億4,000万ドルすなわち-11%）

- ・ 主として無担保ポートフォリオのリバートおよびインセンティブの季節性、ならびに取引関連手数料の減少によるオーストラリア・リテールおよび商業部門での8,400万ドルの減少。
- ・ 保険手数料の減少および手数料コストの増加によるニュージーランド部門での3,800万ドルの減少。
- ・ 売却事業の業績の影響および2020年3月半期の加盟店手数料の増加による法人部門での減少を含む、その他の重要な項目に起因した1,800万ドルの減少。

マーケットの収入（+3億3,400万ドルすなわち+40%）

- ・ 為替、コモディティおよび金利商品に対する大手の法人顧客および金融機関からの需要に起因したフランチャイズ販売における4,600万ドルの増加。
- ・ 全資産クラスにわたるフランチャイズ取引の2億4,000万ドルの増加。当該半期の期首より取引状況がフランチャイズを支え、第2四半期の変動性の上昇が全資産クラスにわたる取引量の増加と共にリスクプレミアムを押し上げたが、この増加は、デリバティブの評価調整額の減少により一部相殺された。
- ・ イールド・カーブの急勾配化に起因したバランスシート取引での4,800万ドルの増加。

関連会社投資の持分利益（+400万ドルすなわち+3%）

- ・ 関連会社投資の利益における400万ドルの増加。このうち、1,100万ドルの増加はPTバンク・パン・インドネシアに関連しているが、AmBankに関連した900万ドルの減少により一部相殺された。

その他（-8億9,500万ドル）

- ・ PTバンク・パン・インドネシアの減損2億2,000万ドルおよびAmBankの減損5億9,500万ドルによる8億1,500万ドルの減少。
- ・ 主に公正価値で測定された貸付金の信用スプレッドの拡大の影響による法人部門での4,400万ドルの減少。
- ・ 2019年9月半期における天津銀行からの受取配当金による2,700万ドルの減少。
- ・ 2019年9月半期のカンボジア合弁会社およびOnePathライフ（ニュージーランド）の売却益（1,800万ドル）、ならびに2019年9月半期の売却事業の業績の影響（300万ドル）による2,100万ドルの減少。
- ・ 新たなリース基準の適用によるサブリース収入のグロスアップに起因した増加およびインセンティブ収入の増加を含む、その他の重要な項目による1,200万ドルの増加。これは、2020年3月半期の顧客救済の増加により一部相殺された。

重大／重要項目を除くと、その他営業収入は4,400万ドル（-2%）減少した。

(4) 営業費用－継続事業

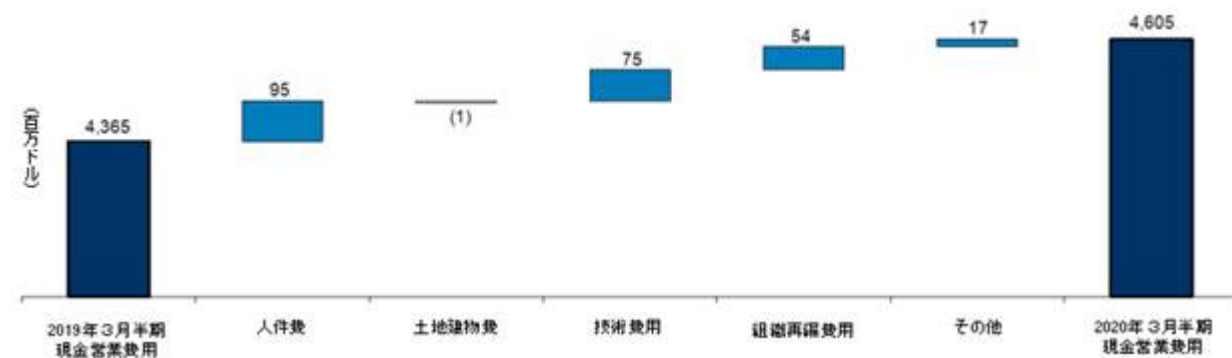
	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期	2020年 3月期
				対2019年 9月期	対2019年 3月期
	(百万ドル)				
人件費	2,465	2,395	2,370	3%	4%
土地建物費	405	389	406	4%	0%
テクノロジー費（人件費を除く）	839	770	764	9%	10%
組織再編費用	105	26	51	大	大
その他費用	791	1,126	774	-30%	2%
継続事業による現金営業費用合計 ⁽¹⁾	4,605	4,706	4,365	-2%	5%
継続事業によるフルタイム換算従業員 （FTE）数合計	37,834	37,588	37,364	1%	1%
継続事業によるフルタイム換算従業員 （FTE）数平均	37,759	37,405	37,558	1%	1%

部門別費用	半期			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期	2020年 3 月期
				対2019年 9 月期	対2019年 3 月期
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業法人	2,065	2,161	1,913	-4%	8%
ニュージーランド	1,290	1,347	1,320	-4%	-2%
パシフィック	690	674	612	2%	13%
TSOおよびグループ・センター	76	80	70	-5%	9%
	484	444	450	9%	8%
継続事業による現金営業費用合計 ⁽¹⁾	4,605	4,706	4,365	-2%	5%

	半期			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期	2020年 3 月期
				対2019年 9 月期	対2019年 3 月期
部門別FTE	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	14,061	13,903	13,660	1%	3%
法人	5,350	5,468	6,085	-2%	-12%
ニュージーランド	6,103	6,121	6,003	0%	2%
パシフィック	1,108	1,086	1,096	2%	1%
TSOおよびグループ・センター	11,212	11,010	10,520	2%	7%
継続事業によるFTE数合計	37,834	37,588	37,364	1%	1%
継続事業によるFTE数平均	37,759	37,405	37,558	1%	1%

注：(1) 2020年3月半期の重大／重要項目2億5,000万ドル（2019年9月半期：3億8,400万ドル、2019年3月半期：1億2,500万ドル）を含む。重大／重要項目に関する詳細については、上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

営業費用—2020年3月半期と2019年3月半期の比較



費用（重大／重要項目を除く）	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期 対2019年9月期	2020年3月期 対2019年3月期
	(百万ドル)				
人件費	2,413	2,341	2,352	3%	3%
土地建物費	379	387	403	-2%	-6%
テクノロジー費（人件費を除く）	790	768	762	3%	4%
組織再編費用	-	-	-	該当なし	該当なし
その他費用	773	826	723	-6%	7%
継続事業による現金営業費用合計	4,355	4,322	4,240	1%	3%

部門別費用（重大／重要項目を除く）	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期 対2019年9月期	2020年3月期 対2019年3月期
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業法人	1,887	1,885	1,858	0%	2%
ニュージーランド	1,275	1,282	1,293	-1%	-1%
パシフィック	671	650	604	3%	11%
TSOおよびグループ・センター	74	73	70	1%	6%
TSOおよびグループ・センター	448	432	415	4%	8%
継続事業による現金営業費用合計	4,355	4,322	4,240	1%	3%

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

営業費用は、2億4,000万ドル（+5％）増加した。

- ・ 人件費は、賃金インフレに伴う、主にニュージーランド部門およびオーストラリア・リテールおよび商業部門における投資費用の増加、顧客救済の増加（4,800万ドル）、ならびに不利な為替換算変動により9,500万ドル（+4％）増加した。これは、変動報酬および通常の人件費の減少により一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、主に不動産の統合に牽引され、100万ドルの減少となったが、新たなリース基準に伴う会計上の取扱いの変更（比較情報は修正再表示されていない。）により相殺された。
- ・ テクノロジー費は、7,500万ドル（+10％）増加した。これは主に、新たなリース基準に伴う会計上の取扱いの変更（比較情報は修正再表示されていない。）および投資費用の増加によるものであった。
- ・ 組織再編費用は、5,400万ドル増加した。これは、オーストラリア・リテールおよび商業部門における業務および不動産の変更に関連するものであった。
- ・ その他費用は、1,700万ドル（+2％）増加した。これは主に投資費用の増加によるものであったが、顧客救済の減少（1,300万ドル）により相殺された。

重大／重要項目を除くと、営業費用は1億1,500万ドル（+3％）増加した。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

営業費用は、1億100万ドル（-2％）減少した。

- ・ 人件費は、主に賃金インフレ、顧客救済の増加（1,800万ドル）、ニュージーランド部門およびオーストラリア・リテールおよび商業部門における投資費用の増加、ならびに不利な為替換算変動により7,000万ドル（+3％）の増加となった。これは、変動報酬および通常の人件費の減少により一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、主に新たなリース基準に伴う会計上の取扱いの変更（比較情報は修正再表示されていない。）により1,600万ドル（+4％）の増加となった。これは、当行の海外ネットワークにおける土地建物費用の減少により一部相殺された。
- ・ テクノロジー費は、6,900万ドル（+9％）増加した。これは主に、新たなリース基準に伴う会計上の取扱いの変更（比較情報は修正再表示されていない。）および投資費用の増加によるものであった。
- ・ 組織再編費用は、7,900万ドル増加した。これは主に、オーストラリア・リテールおよび商業部門における業務および不動産の変更に関連するものであった。
- ・ その他費用は、3億3,500万ドル（-30％）減少した。これは主に、顧客救済の減少（2億8,400万ドル）、コンサルティング費用の削減および通常は9月半期に増加するマーケティング費用の減少によるものであった。

重大／重要項目を除くと、営業費用は3,300万ドル（+1％）増加した。

(5) ソフトウェアの資産化—継続事業

2020年3月31日の当グループの無形資産には、ソフトウェアの取得および開発の際に発生した費用12億6,300万ドルが含まれている。詳細は以下の表に表示されている。

	半期			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期	2020年 3 月期
				対2019年 9 月期	対2019年 3 月期
	(百万ドル)				
期首残高	1,323	1,368	1,421	-3%	-7%
当期中に資産化された ソフトウェア	181	222	199	-18%	-9%
当期償却費	(241)	(265)	(252)	-9%	-4%
ソフトウェア減損／償却費	(2)	(1)	(3)	100%	-33%
為替換算変動額	2	(1)	3	大	-33%
継続事業による資産化されたソ フトウェア合計	1,263	1,323	1,368	-5%	-8%

	期末現在			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期	2020年 3 月期
				対2019年 9 月期	対2019年 3 月期
部門別正味帳簿価値	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	209	260	306	-20%	-32%
法人	196	223	246	-12%	-20%
ニュージーランド	8	7	14	14%	-43%
TS0およびグループ・センター	850	833	802	2%	6%
継続事業による合計	1,263	1,323	1,368	-5%	-8%

(6) 信用リスク—継続事業

下表は、当グループの貸倒引当金に関する情報を示している。

COVID-19のグローバル経済への影響およびその期間、ならびに政府、企業および顧客の対応は不透明である。よって、当半期における予想信用損失（「ECL」）および2020年3月31日現在のECL引当金は、概ねCOVID-19による当グループの信用エクスポージャーへの影響に関する経営陣の判断に基づいている。経営陣による判断および仮定は、内部および外部の様々な情報に加え、過去のストレス状況下でのポートフォリオの運用状況についての当グループの経験によるものである。当グループは、ポートフォリオのセグメントに適用する昨今の状況および過渡状況について、ECLの一時的な調整を行うことも検討する。

貸倒引当金繰入／（戻入）

部門	一括評価				
	半期			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	525	(39)	46	大	大
法人	369	33	(23)	大	大
ニュージーランド	144	17	(5)	大	大
パシフィック	10	(6)	(6)	大	大
TSOおよびグループ・センター	-	(1)	1	-100%	-100%
合計	1,048	4	13	大	大

部門	個別評価				
	半期			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	318	355	350	-10%	-9%
法人	272	-	(12)	該当なし	大
ニュージーランド	35	40	35	-13%	0%
パシフィック	1	3	8	-67%	-88%
TSOおよびグループ・センター	-	-	(1)	該当なし	-100%
合計	626	398	380	57%	65%

部門	合計				
	半期			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	843	316	396	大	大
法人	641	33	(35)	大	大
ニュージーランド	179	57	30	大	大
パシフィック	11	(3)	2	大	大
TSOおよびグループ・センター	-	(1)	-	-100%	該当なし
合計	1,674	402	393	大	大

2020年3月半期

	一括評価				個別評価			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ3 - 新規および増加	ステージ3 - 回収および戻入	合計	合計
部門	(百万ドル)							
オーストラリア・リテールおよび商業	105	395	25	525	511	(193)	318	843
法人	203	177	(11)	369	327	(55)	272	641
ニュージーランド	39	86	19	144	59	(24)	35	179
パシフィック	7	3	-	10	3	(2)	1	11
TS0およびグループ・センター	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	354	661	33	1,048	900	(274)	626	1,674

2019年9月半期

	一括評価				個別評価			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ3 - 新規および増加	ステージ3 - 回収および戻入	合計	合計
部門	(百万ドル)							
オーストラリア・リテールおよび商業	(14)	(69)	44	(39)	637	(282)	355	316
法人	8	22	3	33	37	(37)	-	33
ニュージーランド	5	15	(3)	17	71	(31)	40	57
パシフィック	(3)	(2)	(1)	(6)	5	(2)	3	(3)
TS0およびグループ・センター	(1)	-	-	(1)	-	-	-	(1)
合計	(5)	(34)	43	4	750	(352)	398	402

2019年3月半期

	一括評価				個別評価			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	合計	ステージ3 - 新規および増加	ステージ3 - 回収および戻入	合計	合計
部門	(百万ドル)							
オーストラリア・リテールおよび商業	(21)	43	24	46	536	(186)	350	396
法人	19	(35)	(7)	(23)	18	(30)	(12)	(35)
ニュージーランド	(4)	(5)	4	(5)	60	(25)	35	30
パシフィック	(1)	(4)	(1)	(6)	11	(3)	8	2
TS0およびグループ・センター	1	-	-	1	-	(1)	(1)	-
合計	(6)	(1)	20	13	625	(245)	380	393

一括評価貸倒引当金繰入額

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

一括評価貸倒引当金繰入額の10億3,500万ドルの増加は、主にオーストラリア・リテールおよび商業部門での4億7,900万ドルの増加、法人部門での3億9,200万ドルの増加およびニュージーランド部門での1億4,900万ドルの増加によるものであった。全部門にわたる大幅な増加は、主にCOVID-19の世界的流行が原因となった経済見通しの重大な悪化による将来予測への影響に起因した。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

一括評価貸倒引当金繰入額の10億4,400万ドルの増加は、主にオーストラリア・リテールおよび商業部門での5億6,400万ドルの増加、法人部門での3億3,600万ドルの増加およびニュージーランド部門での1億2,700万ドルの増加に牽引された。全部門にわたる大幅な増加は、COVID-19の世界的流行が原因となった経済見通しの重大な悪化による将来予測への影響に起因した。

個別評価貸倒引当金繰入額

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入額の2億4,600万ドルの増加は、主に法人部門における少数の新しい単一の減損によるものであった。これは、無担保ポートフォリオの継続的な成長鈍化と共に、オーストラリアのリテール・ポートフォリオのモーゲージ債務不履行率の改善により一部相殺された。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入額の2億2,800万ドルの増加は、主に法人部門における少数の新しい単一の減損によるものであった。これは、無担保ポートフォリオの継続的な成長鈍化と共に、オーストラリアのリテール・ポートフォリオのモーゲージ債務不履行率の改善により一部相殺された。

予想信用損失引当金⁽¹⁾⁽²⁾

	一括評価				
	期末現在			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
部門	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	2,320	1,795	1,834	29%	26%
法人	1,590	1,169	1,132	36%	40%
ニュージーランド	541	374	369	45%	47%
パシフィック	50	38	43	32%	16%
合計	4,501	3,376	3,378	33%	33%

	個別評価				
	期末現在			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
部門	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	582	558	586	4%	-1%
法人	406	160	208	大	95%
ニュージーランド	79	72	73	10%	8%
パシフィック	26	24	24	8%	8%
合計	1,093	814	891	34%	23%

	引当金合計				
	期末現在			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
部門	(百万ドル)				
オーストラリア・リテールおよび商業	2,902	2,353	2,420	23%	20%
法人	1,996	1,329	1,340	50%	49%
ニュージーランド	620	446	442	39%	40%
パシフィック	76	62	67	23%	13%
合計	5,594	4,190	4,269	34%	31%

注：(1) 正味貸付金および前渡金（償却原価で計上）、投資有価証券—発行済社債（償却原価で計上）、オフバランスシート
のコミットメント—未実行与信枠および偶発与信枠の予想信用損失引当金を含む。

(2) 貸借対照表の金額は、売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

2020年3月半期末現在

部門	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテールおよび商業	474	1,477	369	2,320	582	2,902
法人	1,115	444	31	1,590	406	1,996
ニュージーランド	200	279	62	541	79	620
パシフィック	26	13	11	50	26	76
合計	1,815	2,213	473	4,501	1,093	5,594

2019年9月半期末現在

部門	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテールおよび商業	370	1,082	343	1,795	558	2,353
法人	872	257	40	1,169	160	1,329
ニュージーランド	152	182	40	374	72	446
パシフィック	18	9	11	38	24	62
合計	1,412	1,530	434	3,376	814	4,190

2019年3月半期末現在

部門	一括評価				個別評価	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテールおよび商業	384	1,150	300	1,834	586	2,420
法人	859	234	39	1,132	208	1,340
ニュージーランド	152	173	44	369	73	442
パシフィック	20	11	12	43	24	67
合計	1,415	1,568	395	3,378	891	4,269

注：(1) 正味貸付金および前渡金（償却原価で計上）、投資有価証券—発行済社債（償却原価で計上）、オフバランスシートのコミットメント—未実行与信枠および偶発与信枠の予想信用損失引当金を含む。

(2) 貸借対照表の金額は、売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

長期損失率

経営陣は、個別評価引当金に係るモデル化された過去の長期損失率を開示することが、会計上の損失を用いることで生じる報告利益のボラティリティを除去することになるため、より長期的な貸付ポートフォリオの予想損失率の評価に資すると考えている。長期損失アプローチは、内部的な指標として経済的利益において利用されるものであり、AASB第9号「金融商品」の貸倒引当金の原則に基づいていない。さらに、過去の平均長期損失率に基づいていることを考慮し、COVID-19に関連する将来予測への潜在的影響を反映していない。

貸付資産総額に対する長期損失の割合

	期末現在		
	2020年3月	2019年9月	2019年3月
オーストラリア・リテールおよび商業部門	0.28%	0.29%	0.29%
ニュージーランド部門	0.19%	0.18%	0.19%
法人部門	0.25%	0.25%	0.27%
当グループ合計	0.26%	0.26%	0.27%

減損資産総額⁽¹⁾

	期末現在			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	(百万ドル)				
減損貸付金 ⁽²⁾	2,209	1,711	1,803	29%	23%
条件緩和債権 ⁽³⁾	226	267	264	-15%	-14%
不良資産を裏付けとする契約債務および 偶発債務 ⁽²⁾	164	51	61	大	大
減損資産総額	2,599	2,029	2,128	28%	22%
個別評価引当金					
減損貸付金	(1,055)	(791)	(865)	33%	22%
不良資産を裏付けとする契約債務および 偶発債務	(38)	(23)	(26)	65%	46%
減損資産純額	1,506	1,215	1,237	24%	22%

部門別減損資産総額

オーストラリア・リテールおよび商業 法人	1,544	1,468	1,463	5%	6%
ニュージーランド	742	265	373	大	99%
パシフィック	264	245	238	8%	11%
TSOおよびグループ・センター	49	51	53	-4%	-8%
	-	-	1	該当なし	-100%
減損資産総額	2,599	2,029	2,128	28%	22%

エクスポージャーの規模別減損資産総額

1,000万ドル未満	1,680	1,593	1,611	5%	4%
1,000万ドル以上1億ドル以下	349	247	328	41%	6%
1億ドル超	570	189	189	大	大
減損資産総額	2,599	2,029	2,128	28%	22%

注：(1) 貸借対照表の金額は、売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

- (2) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日超延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、一括評価されたステージ3のECLをはじめとするエクスポージャーを含んでいない。
- (3) 条件緩和債権とは、顧客の経済的困難に関する理由により当初の契約条件が変更された貸付をいう。条件緩和には、金利、元本その他法的に支払義務のある支払の減額、もしくは同等のリスクに基づく新規貸付において通常提示されるものを著しく超える弁済期の延長が含まれる。

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

減損資産総額は、法人部門（3億6,900万ドル）、オーストラリア・リテールおよび商業部門（8,100万ドル）およびニュージーランド部門（2,600万ドル）に牽引され、4億7,100万ドル（22%）の増加となった。法人部門での増加は、少数の単一エクスポージャーに係る減損に関連している。オーストラリア・リテールおよび商業部門での増加は、商業ポートフォリオの単一エクスポージャーと組み合わせたオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したことに牽引された。ニュージーランド部門での増加は、少数の単一商業エクスポージャーに係る減損によるものであった。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

減損資産総額は、法人部門（4億7,700万ドル）、オーストラリア・リテールおよび商業部門（7,600万ドル）、およびニュージーランド部門（1,900万ドル）により5億7,000万ドル（28%）増加した。法人部門での増加は、少数の単一エクスポージャーに係る減損に関連している。オーストラリア・リテールおよび商業部門での増加は、商業ポートフォリオの単一エクスポージャーと組み合わせたオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したことに牽引された。

当グループの減損資産に対する個別評価引当金のカバレッジ比率は、2020年3月31日現在で42.1%（2019年9月30日現在で40.1%、2019年3月31日現在で41.9%）であった。

新規減損資産⁽¹⁾

	半期			増減率	
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月	2020年 3 月期	2020年 3 月期
				対2019年 9 月期	対2019年 3 月期
	(百万ドル)				
減損貸付金	1,407	1,070	857	31%	64%
条件緩和債権	23	29	13	-21%	77%
不良資産を裏付けとする契約債務および 偶発債務	140	18	20	大	大
新規減損資産合計	1,570	1,117	890	41%	76%
部門別新規減損資産					
オーストラリア・リテールおよび商業	870	916	715	-5%	22%
法人	571	37	41	大	大
ニュージーランド	125	158	120	-21%	4%
パシフィック	4	6	14	-33%	-71%
TS0およびグループ・センター	-	-	-	該当なし	該当なし
新規減損資産合計	1,570	1,117	890	41%	76%

注：(1) 貸借対照表の金額は、売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

新規減損資産は、少数の単一エクスポージャーに係る減損に関連した法人部門の増加（5億3,000万ドル）を含む、6億8,000万ドル（76%）の増加となった。オーストラリア・リテールおよび商業部門での増加（1億5,500万ドル）は、商業ポートフォリオの単一エクスポージャーと組み合わせたオーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したことに牽引された。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

新規減損資産は、少数の単一エクスポージャーに係る減損に関連した法人部門の増加（5億3,400万ドル）を含む、4億5,300万ドル（41%）の増加となった。これは、無担保の小規模企業バンキング・ポートフォリオの継続的な成長鈍化に起因したオーストラリア・リテールおよび商業部門（-4,600万ドル）の減少により一部相殺された。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

	期末現在			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
1～29日	9,114	8,383	9,558	9%	-5%
30～59日	2,772	2,255	2,993	23%	-7%
60～89日	1,368	1,369	1,436	0%	-5%
90日以上	3,621	3,744	3,328	-3%	9%
合計	16,875	15,751	17,315	7%	-3%

注：(1) 貸借対照表の金額は、売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(2) 2019年9月半期において、ANZは、オーストラリアの住宅ローン・ポートフォリオについて、より敏感に市場に反応できる担保評価手法を導入したため、延滞ではなく減損ローンに分類される住宅ローンの件数が増加した。この手法の変更により比較情報は修正再表示されていない。

(3) 2020年3月31日現在、COVID-19による影響を受けた顧客に対し提供される6か月の返済猶予制度が適用され猶予されたまたは猶予手続中の適格顧客を除く。30日以上延滞している顧客は、6か月の返済猶予制度の対象外である。

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、主に1～29日の期間におけるオーストラリア・リテールおよび商業部門の住宅ローン・ポートフォリオに牽引され、4億4,000万ドルの減少となった。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、主に季節性により、1～29日および30～59日の期間におけるオーストラリア・リテールおよび商業部門およびニュージーランド部門の住宅ローン・ポートフォリオに牽引され、11億2,400万ドルの増加となった。

(7) 法人税—継続事業

	半期			増減率	
				2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
現金利益に対する法人税	886	1,263	1,415	-30%	-37%
実効税率（現金利益）	38.5%	30.3%	28.4%		

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

実効税率は、28.4%から38.5%へと増加した。1,010ベース・ポイントの増加は主に、AmBankおよびPTバンク・パン・インドネシアに対する投資の損金不算入の減損（+1,065ベース・ポイント）によるものであった。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

実効税率は、30.3%から38.5%へと増加した。820ベース・ポイントの増加は主に、AmBankおよびPTバンク・パン・インドネシアに対する投資の損金不算入の減損（+1,065ベース・ポイント）によるものであったが、2019年9月半期の顧客救済の影響（-146ベース・ポイント）により一部相殺された。

(8) 外国為替換算の影響—継続事業

下表は、外国為替換算変動の影響を中立化した当グループの現金利益業績ならびに正味貸付金および前渡金を示す。比較のデータは、以前の期間の比較数値を当期の為替レートで再換算することにより、外国為替変動の換算影響を取り除く調整がなされている。

現金利益—2020年3月半期対2019年3月半期

	半期				増減率	
	実際	為替 調整前	為替 による 影響	為替 調整後	為替	為替
					調整前	調整後
					2020年 3月期 対2019年 3月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	2020年 3月	2019年 3月	2019年 3月	2019年 3月		
	(百万ドル)					
純利息収益	7,222	7,299	55	7,354	-1%	-2%
その他営業収入	1,357	2,447	41	2,488	-45%	-45%
営業収入	8,579	9,746	96	9,842	-12%	-13%
営業費用	(4,605)	(4,365)	(57)	(4,422)	5%	4%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,974	5,381	39	5,420	-26%	-27%
貸倒引当金繰入	(1,674)	(393)	2	(391)	大	大
税引前利益	2,300	4,988	41	5,029	-54%	-54%
法人税	(886)	(1,415)	(7)	(1,422)	-37%	-38%
非支配持分	(1)	(9)	(1)	(10)	-89%	-90%
継続事業による現金利益	1,413	3,564	33	3,597	-60%	-61%
貸借対照表						
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	656,609	610,169	10,585	620,754	8%	6%

現金利益—2020年3月半期対2019年9月半期

	半期				増減率	
	実際	為替 調整前	為替 による 影響	為替 調整後	為替 調整前	為替 調整後
					2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 9月期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 9月	2019年 9月		
	(百万ドル)					
純利息収益	7,222	7,040	29	7,069	3%	2%
その他営業収入	1,357	2,243	22	2,265	-40%	-40%
営業収入	8,579	9,283	51	9,334	-8%	-8%
営業費用	(4,605)	(4,706)	(30)	(4,736)	-2%	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	3,974	4,577	21	4,598	-13%	-14%
貸倒引当金繰入	(1,674)	(402)	(2)	(404)	大	大
税引前利益	2,300	4,175	19	4,194	-45%	-45%
法人税	(886)	(1,263)	(6)	(1,269)	-30%	-30%
非支配持分	(1)	(6)	-	(6)	-83%	-83%
継続事業による現金利益	1,413	2,906	13	2,919	-51%	-52%
貸借対照表						
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	656,609	612,258	11,760	627,018	7%	5%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業および非継続事業による売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(9) 収益に関するヘッジ—継続事業

当グループは、適切であると考えられる場合に、（主にニュージーランドドル建て、米ドル建ておよび米ドルに相関がある）多額の外貨建て収益源に対し、経済ヘッジを設定している。ニュージーランドドル建てのエクスポージャーは、ニュージーランド地域に関連し、米ドル建てのエクスポージャーはアジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ地域に関連する。これらのヘッジの詳細は以下のとおりである。

	半期		
	2020年3月	2019年9月	2019年3月
	(百万ドル)		
ニュージーランドドル建て経済ヘッジ			
ニュージーランドドル建てネット・オープン・ポジション（想定元本） ⁽¹⁾	3,165	3,451	3,361
収入に計上された金額（税引前法定ベース） ⁽²⁾	(156)	115	(105)
収入に計上された金額（税引前現金ベース） ⁽³⁾	(13)	(18)	(25)
米ドル建て経済ヘッジ			
米ドル建てネット・オープン・ポジション（想定元本） ⁽¹⁾	662	769	561
収入に計上された金額（税引前法定ベース） ⁽²⁾	(39)	(37)	(2)
収入に計上された金額（税引前現金ベース） ⁽³⁾	(15)	(8)	-

注：(1) 契約レートによる豪ドル建て価値。

(2) 未実現評価変動およびヘッジの手仕舞いによる実現収益。

(3) ヘッジの手仕舞いによる実現収益。

2020年3月31日現在、為替レートの好ましくない動きに対して将来の収益の一部をヘッジするために、以下のヘッジが設定されている。

- ・ 1豪ドル＝およそ1.05ニュージーランドドルの先物相場で33億ニュージーランドドル。
- ・ 1豪ドル＝およそ0.67米ドルの先物相場で4億米ドル。

2020年3月半期中、

- ・ 11億ニュージーランドドルの経済ヘッジの期限が到来し、1,300万ドル（税引前）の実現損失が現金利益に計上された。
- ・ 2億米ドルの経済ヘッジの期限が到来し、1,500万ドル（税引前）の実現損失が現金利益に計上された。
- ・ 残存するニュージーランドドル建ておよび米ドル建ての経済ヘッジに対する未実現損失1億6,700万ドル（税引前）が、当事業年度中に法定損益計算書に計上された。現金利益計算の際、今後のニュージーランドドル建ておよび米ドル建て収益に対するヘッジであることから、この未実現損失は法定利益への調整として処理されている。

(10) 1株当たり利益—継続事業

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
継続事業による1株当たりの現金利益 (セント)					
基本的	49.9	102.7	124.8	-51%	-60%
希薄化後	47.5	98.7	118.4	-52%	-60%
現金利益調整後					
加重平均普通株式数(百万株) ⁽¹⁾					
基本的	2,830.6	2,829.3	2,856.9	0%	-1%
希薄化後	3,238.6	3,075.5	3,125.8	5%	4%
継続事業による現金利益(百万ドル)	1,413	2,906	3,564	-51%	-60%
1株当たりの現金利益希薄化の計算に 使われた継続事業による現金利益 (百万ドル)	1,537	3,037	3,701	-49%	-58%

注：(1) 比較期間の現金利益調整後加重平均普通株式数は、富裕層オーストラリア部門の非継続事業で自己株式として保有されていたANZ株式を含む。当該株式は、非継続事業の処分に向けて2019年4月13日に実施された継承ファンド移管の完了後に自己株式ではなくなった。

(11) 配当－継続事業

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期	2020年 3月期
				対2019年 9月期	対2019年 3月期
普通株式1株当たりの配当（セント）－継続事業					
中間配当					
－全額フランキング済み ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	25	該当なし	80		
－一部フランキング済み ⁽¹⁾	該当なし	該当なし	該当なし		
最終配当（一部フランキング済） ⁽³⁾⁽⁴⁾	該当なし	80	該当なし		
合計	25	80	80		
配当性向に用いられた普通株式配当 （百万ドル） ⁽⁵⁾	709	2,268	2,267		
継続事業による現金利益（百万ドル）	1,413	2,906	3,564	-51%	-60%
普通株式配当性向（現金ベース）⁽⁵⁾	50%	78%	64%		

注：(1) 2020年4月に中間配当に関する決定を延期していたが、ANZBGLの取締役会は2020年8月19日に、1株当たり25セントの中間配当（オーストラリアの課税上全額フランキング済み）を提案した。

(2) 2019年度中間配当については、オーストラリアの課税目的において全額フランキング済（税率30%）。

(3) 2019年度中間配当および最終配当については、9ニュージーランドセントのニュージーランドのインピュテーション税額控除が付される。

(4) オーストラリアの課税目的において70%が一部フランキング済（税率30%）。

(5) 配当性向は、配当基準日において発行済となる予定の普通株式の見込数に基づく、提案された2020年度中間配当額7億900万ドルを用いて算出されている。2019年9月半期および2019年3月半期の配当性向は、それぞれ実際の配当金支払額22億6,800万ドルおよび22億6,700万ドルを用いて算出された。

ANZの取締役会は、不透明な経済の見通し、2020年4月7日にオーストラリア健全性規制庁（「APRA」）がすべての公認預金受入機関（「ADI」）に対して発行した書簡、資本管理および継続するCOVID-19の世界的流行を考慮の上、経済の先行きがより明確になるまで、2020年度中間配当の支払いに関する決定を延期した。配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度についてもまた、該当する場合はその時点で決定がなされる予定である。

取締役会は引き続き慎重に検討し、2020年8月の市場アップデートで最新情報を提供する予定である。

(12) 要約貸借対照表—非継続事業を含む

	期末現在			増減率	
	2020年	2019年	2019年	2020年	2020年
	3月	9月	3月	3月期 対2019年 9月期	3月期 対2019年 3月期
	(十億ドル)				
資産					
現金／ANZの未収決済残高／支払担保	166.8	100.3	109.9	66%	52%
売買目的有価証券および投資有価証券	135.0	126.9	121.8	6%	11%
デリバティブ金融商品	173.7	120.7	79.4	44%	大
正味貸付金および前渡金	656.6	615.3	609.3	7%	8%
売却目的保有資産	-	1.8	43.5	-100%	-100%
その他	17.9	16.1	16.4	11%	92%
資産合計	1,150.0	981.1	980.3	17%	17%
負債					
ANZの未払決済残高／受取担保	39.8	18.8	18.1	大	大
預金およびその他の借入金	726.9	637.7	635.0	14%	14%
デリバティブ金融商品	167.4	121.0	80.9	38%	大
発行済社債	-	2.1	46.6	-100%	-100%
売却目的保有負債	140.2	129.7	129.7	8%	8%
その他	14.3	11.0	10.0	30%	43%
負債合計	1,088.6	920.3	920.3	18%	18%
株主資本合計	61.4	60.8	60.0	1%	2%

・ 2020年3月半期と2019年3月半期の比較

- 現金／ANZの未収決済残高／支払担保は569億ドル（+52%）増加した。この増加は、マーケットでの中央銀行預け金の増加、トレジャリーでの翌日物銀行預金の増加、マーケットおよびトレジャリーでの短期売戻条件付契約の増加、デリバティブ負債ポジションの拡大に伴う支払担保の増加、ならびに為替換算変動の影響による。
- 売買目的有価証券および投資有価証券は132億ドル（+11%）増加した。この増加は、マーケットでの流動資産の増加および為替換算変動の影響による。
- デリバティブ金融資産および負債は、金利および為替の変動の結果デリバティブの取引量が増加し公正価値が上昇した（特に金利および為替スワップ商品において）ことで、それぞれ943億ドルおよび865億ドル増加した。
- 正味貸付金および前渡金は473億ドル（+8%）増加した。これは、法人部門で貸付が増加（+393億ドル）したこと、ニュージーランド部門で住宅ローンが増加（+46億ドル）したこと、および為替換算変動の影響があったことによるが、オーストラリア・リテールおよび商業部門での住宅ローンおよび無担保ポートフォリオの減少（-68億ドル）により一部相殺された。
- 売却目的保有資産および負債は、IIOFおよびチューリッヒに対する生命保険事業の売却完了、ならびにカンボジア合弁会社、パプアニューギニアのリテール、商業およびSMEの売却完了に牽引され、それぞれ435億ドル（-100%）および466億ドル（-100%）減少した。
- ANZの未払決済残高／受取担保は217億ドル増加した。これは、法人部門での資金決済勘定残高の増加、デリバティブ資産ポジションの拡大に伴う受取担保の増加、および為替換算変動によるものであった。
- 預金およびその他の借入金は919億ドル（+14%）増加した。これは、法人部門（+375億ドル）、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+96億ドル）およびニュージーランド部門（+44億ドル）での顧客預金の伸び、銀行からの預り金および買戻条件付契約の増加（+109億ドル）、発行済コマーシャル・ペーパーの増加（+63億ドル）、ならびに為替換算変動の影響があったことによるが、譲渡性預金の減少（-62億ドル）により一部相殺された。
- 発行済社債は、105億ドル（+8%）増加した。これは、優先債務の発行および為替換算変動の影響によるものであった。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

- 現金／ANZの未収決済残高／支払担保は665億ドル（+66%）増加した。この増加は、マーケットでの中央銀行預け金の増加、トレジャリーでの翌日物銀行預金の増加、マーケットおよびトレジャリーでの短期売戻条件付契約の増加、デリバティブ負債ポジションの拡大に伴う支払担保の増加、ならびに為替換算変動の影響による。
- 売買目的有価証券および投資有価証券は、マーケットでの流動資産の増加および為替換算変動の影響に牽引され81億ドル（+6%）増加した。
- デリバティブ金融資産および負債は、デリバティブの取引量の増加および公正価値の上昇（特に金利および為替スワップ商品において）をもたらした金利および為替の変動の結果、それぞれ530億ドル（+44%）および464億ドル（+38%）増加した。
- 正味貸付金および前渡金は413億ドル（+7%）増加した。この増加は、法人部門で貸付が増加（+292億ドル）したこと、住宅ローンがニュージーランド部門で増加（+28億ドル）したこと、および為替換算変動の影響があったことによるが、オーストラリア・リテールおよび商業部門での住宅ローンおよび無担保ポートフォリオの減少（-21億ドル）により一部相殺された。
- ANZの未払決済残高／受取担保は210億ドル増加した。これは、法人部門での資金決済勘定残高の増加、デリバティブ資産ポジションの拡大に伴う受取担保の増加、および為替換算変動によるものであった。
- 預金およびその他の借入金は892億ドル（+14%）増加した。この増加は、法人部門（+292億ドル）、オーストラリア・リテールおよび商業部門（+50億ドル）およびニュージーランド部門（+35億ドル）での顧客預金の伸び、銀行からの預り金および買戻条件付契約の増加（+202億ドル）、発行済コマーシャル・ペーパーの増加（+98億ドル）、ならびに為替換算変動の影響によるものであった。
- 発行済社債は、優先債務の発行および為替換算変動の影響により、105億ドル（+8%）増加した。

(13) 流動性リスク-非継続事業を含む

流動性リスクは、当グループが預金者への払戻またはホールセール債券の償還を含む、期限の到来した支払義務を果たせない、あるいは、資産の増加に対して資金を調達する能力が当グループに不足するリスクである。キャッシュフローのタイミングの不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループは注意深く監視し、取締役会が設定したリスク選好に従って管理している。

当グループの流動性リスク管理への取り組みは、2つの主要要素を含む。

・資金調達源のシナリオのモデル化

ANZの流動性リスク選好は、取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力と定義される。指標は、異なるデュレーションおよび深刻性水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みの目的は以下のとおりである。

- ・ より短期で極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供すること
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持すること
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保すること

この枠組みの主要な要素は、APRAを含む銀行規制当局により義務化された深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCR要件への適合の一環として、ANZはオーストラリア準備銀行（「RBA」）に流動性供給枠（「CLF」）を有している。CLFは、オーストラリアにおける利用可能な高品質の流動資産（「HQLA」）の不足を補うために設けられており、不測の流動性に対する代替形式を提供する。適格ADIが利用可能なCLFの総額はAPRAによって毎年設定される。2020年1月1日以降のANZのCLFは357億ドル（2019暦年末：480億ドル）である。

・流動資産

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、バーゼル3 LCRと整合性のある定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（「HQLA1」）：現金、同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（「HQLA2」）：同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：CLFの担保として適格な資産およびニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）により列挙されたその他の適格証券

当グループは、流動資産ポートフォリオの規模および構成が規制上の要件および取締役会が定めたリスク選好に沿っているよう、継続的に監視および管理している。

COVID-19は、資金調達市場を含む金融市場の通常の業務に影響を及ぼしている。しかしながら、RBA、RBNZおよび米国連邦準備理事会を含む世界の政府および中央銀行は、金融システムおよび金融市場全般に対して重要な流動性支援策を提供している。ANZの流動性指標は、当期間を通じて引き続き経営陣の目標を上回っており、中央銀行の支援策を受けてさらに強化されている。

ディスカウント後の市場価額⁽¹⁾

	半期平均			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	(十億ドル)				
HQLA1	159.3	131.5	134.5	21%	18%
HQLA2	9.6	9.5	7.6	1%	26%
社内担保付住宅ローン証券化商品	27.7	34.5	34.2	-20%	-19%
その他ALA ⁽²⁾	12.8	12.2	12.9	5%	-1%
流動資産合計	209.4	187.7	189.2	12%	11%
ストレス・シナリオに基づいてモデル化されたキャッシュフロー					
キャッシュ・アウトフロー	191.9	176.6	176.3	9%	9%
キャッシュ・インフロー	41.2	45.4	38.6	-9%	7%
正味キャッシュ・アウトフロー	150.7	131.2	137.7	15%	9%
流動性カバレッジ比率⁽³⁾	139%	143%	137%	-4%	2%

注：(1) APRA健全性基準（APS第210号「流動性」）で規定され、APS第330号の要件に沿った半期平均ベース。

(2) 承認された枠限度までのCLFの担保として適格な資産（社内RMBSを除く。）、およびRBNZの「流動性方針一別表：流動資産－健全性監督局文書BS13A12」に含まれる流動資産からなる。

(3) すべての通貨のレベル2のLCR。

(14) 資金調達－非継続事業を含む

ANZは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとに過度な集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。

期限付ホールセール債券119億ドル（2020年3月31日現在で残存期間が1年超のもの）が2020年3月半期中に発行された。

下表は当グループの資金調達合計の構成を示す。

	期末現在			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期末 対2019年 9月期末	2020年 3月期末 対2019年 3月期末
	(十億ドル)				
顧客預金その他債務					
オーストラリア・リテールおよび商業 法人	213.0	208.0	203.4	2%	5%
ニュージーランド パシフィック	258.5	217.3	205.4	19%	26%
TSOおよびグループ・センター ⁽¹⁾	91.2	83.4	85.4	9%	7%
顧客預金	3.8	3.5	3.5	9%	9%
その他の資金調達債務 ⁽²⁾⁽³⁾	-	(0.4)	(4.3)	-100%	-100%
顧客債務（資金調達）合計	566.5	511.8	493.4	11%	15%
ホールセール資金調達					
発行済社債	11.1	9.6	8.6	16%	29%
劣後債					
譲渡性預金					
コマーシャル・ペーパー					
その他のホールセール借入金 ⁽⁴⁾⁽⁵⁾	130.0	92.3	100.1	41%	30%
ホールセール資金調達合計	329.9	270.3	288.1	22%	15%
株主資本	61.4	60.8	60.0	1%	2%
資金調達合計	968.9	852.5	850.1	14%	14%

注：(1) 定期預金、その他預金および富裕層オーストラリア部門の非継続事業によるANZ預金商品への投資を除外するためにグループ・センターに過去の期間について計上される調整を含む。

(2) 未払利息、未払債務およびその他債務、引当金および税引後引当金を含み、富裕層オーストラリア部門の非継続事業におけるその他債務を含まない。

(3) 支払承諾は、正味の資金を提供しないため、除外されている。

(4) 銀行借入金、買戻し契約に基づき売却された有価証券、デリバティブの正味残高、特別目的会社およびその他借入金を含む。

(5) 為替決済口座の現金残高によって相殺決済されたRBAのオープン・レポの取決めを含む。

正味安定資金調達比率

下表はレベル2の正味安定資金調達比率（「NSFR」）の構成を示す。

	期末現在			増減率	
				2020年 3月期末 対2019年 9月期末	2020年 3月期末 対2019年 3月期末
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
(十億ドル)					
所要安定調達額⁽¹⁾					
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付（35%未満のリスク加重 ⁽²⁾ ）	187.4	182.2	182.9	3%	2%
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付（35%超のリスク加重 ⁽²⁾ ）	193.2	180.7	189.1	7%	2%
その他貸付 ⁽³⁾	26.9	27.6	23.2	-3%	16%
流動資産	16.0	12.4	10.7	29%	50%
その他資産 ⁽⁴⁾	45.3	40.0	40.2	13%	13%
所要安定調達額合計	468.8	442.9	446.1	6%	5%
利用可能な安定調達⁽¹⁾					
リテールおよび中小企業顧客の預金	257.3	241.3	236.6	7%	9%
法人、公共事業体および運営上の預金	110.0	93.5	91.5	18%	20%
中央銀行およびその他の金融機関の預金	5.5	6.2	6.1	-11%	-10%
有期資金調達	95.8	95.6	101.2	0%	-5%
短期資金調達およびその他の債務	1.4	2.0	3.7	-30%	-62%
自己資本	82.1	76.9	73.9	7%	11%
利用可能な安定調達額合計	552.1	515.5	513.0	7%	8%
安定調達比率	118%	116%	115%	2%	3%

注：(1) APRA健全性基準のAPS第210号「流動性」の規定に従ったNSFRにより調整された残高。

(2) APRA健全性基準のAPS第112号「自己資本充実：信用リスクに対する標準的手法」の規定に従ったリスク加重。

(3) 金融機関および中央銀行貸付を含む。

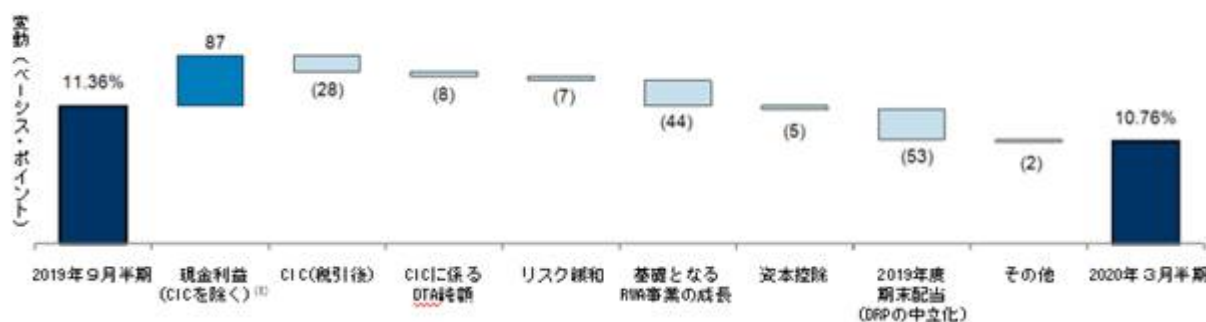
(4) オフバランスシート項目、正味デリバティブおよびその他の資産を含む。

(15) 自己資本管理－非継続事業を含む

	期末現在					
	APRAバーゼル3			国際的に比較可能なバーゼル3 ⁽¹⁾		
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月
自己資本比率（レベル2）						
普通株式等Tier 1	10.8%	11.4%	11.5%	15.5%	16.4%	16.9%
Tier 1	12.5%	13.2%	13.4%	17.8%	18.8%	19.3%
自己資本合計	15.5%	15.3%	15.3%	21.5%	21.4%	21.7%
リスク加重資産（RWA）						
（単位：十億ドル）	449.0	417.0	396.3	353.7	330.4	310.9

注：(1) 国際的に比較可能な方法論は、「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書と一致している。

APRAパーゼル3普通株式等Tier 1（「CET1比率」）－ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較



注：(1) 「その他」に含まれる規制自己資本管理を目的とする重大／重要項目を除く。ただし、資本控除に同等の減少が生じたため、自己資本への影響のないアジアの関連会社の減損は例外とする。上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

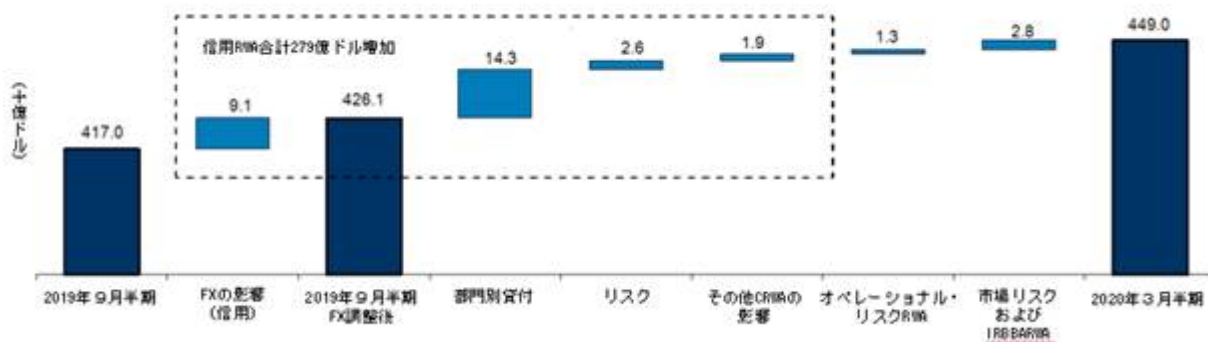
ANZのCET1比率は、2020年3月半期に60ベース・ポイント低下して10.8%となった。CET1比率変動の主な要因は以下のとおりである。

- 現金NPAT（重大／重要項目および貸倒引当金繰入を除く。）は、CET1比率を+87ベース・ポイント上昇させた。
- ただし、その上昇は以下により相殺された。
 - RWAリスク緩和の影響と共に、関連する繰延税金資産の増加を含む貸倒引当金繰入の増加の影響は、合計-43ベース・ポイント。これらの増加は、主にCOVID-19の影響によるものであった。
 - 主に法人部門内における著しい貸付の伸びによる、基礎となるRWAの利用増加（為替換算変動、規制上の変更およびその他の一時的要因を除く。）。
 - 資本控除によりCET1比率は-5ベース・ポイント低下した。これは、当半期における連結範囲から除外された企業体の利益剰余金の変動、ソフトウェアの資産化およびその他の無形資産の変動を示す。
 - 2019年9月終了年度の最終配当の支払い（ボーナス・オプション制度（「BOP」）による発行分および配当金再投資制度（「DRP」）の中立化を除く。）は、CET1比率を53ベース・ポイント低下させた。
 - その他としては、-2ベース・ポイントの影響。これは、I00Fに対する年金および投資事業の売却による自己資本への影響（+19ベース・ポイント）があったのに対し、AASB第16号の実施を含むRWAの純増による影響（-5ベース・ポイント）、重大／重要項目の調整（-7ベース・ポイント）およびその他の変動（-9ベース・ポイント）の影響があったことによる。

リスク加重資産合計

	期末現在			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期末 対2019年9月期末	2020年3月期末 対2019年3月期末
	(十億ドル)				
信用RWA	386.0	358.1	345.5	8%	12%
市場リスクおよびIRRBB RWA	15.1	12.3	13.1	22%	15%
オペレーショナルRWA	47.9	46.6	37.7	3%	27%
RWA合計	449.0	417.0	396.3	8%	13%

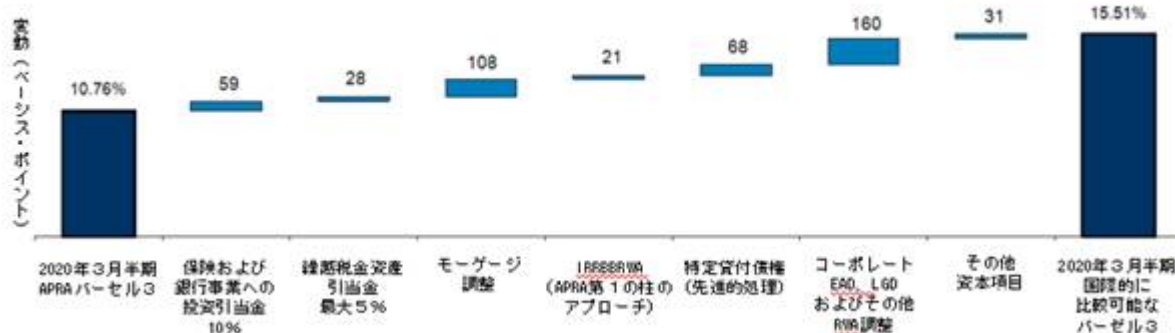
リスク加重資産合計（「RWA」）－ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較



2020年3月半期と2019年9月半期の比較

RWA合計は、320億ドル増加した。為替換算変動およびその他の臨時的な信用RWA（「CRWA」）の変動の影響を除くと、基礎となる信用RWA（部門別貸付およびリスク緩和）は169億ドル増加した。これは主に、法人部門での貸付の増加に牽引された。その他の信用RWAの変動は、主にAASB第16号の実施の影響を含む、RWAによる正味の影響を反映している。非信用RWAの増加は総額41億ドルであり、このうち28億ドルは主に、市場変動性の増大によるマーケットリスクRWAおよび含み益の悪化によるIRRBB RWAの増加を反映している。オペレーショナル・リスクRWAの13億ドルの増加は、外国為替の変動の影響によるものであった。

APRAと国際的に比較可能な⁽¹⁾普通株式等Tier 1（「CET1比率」）－ 2020年3月半期末



注：(1) バゼル委員会の出版物「バゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）において文書化された規制のANZによる解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

上記のグラフはAPRAのバゼル3健全性自己資本基準に基づくCET1比率の国際的に比較可能なバゼル3基準への調整を示している。APRAはバゼル3改正を最低要件とみなしており、従ってバゼル3規則で提案されるいくつかの譲歩を組込んでおらず、他の分野ではより高い要件も定めている。その結果オーストラリアの銀行のバゼル3により報告される自己資本比率は国際的な同業他社と直接的には比較できない。国際的に比較可能なバゼル3のCET1比率は、APRAと、バゼル委員会のバゼル3枠組み（2014年3月のオーストラリアでのバゼル3実施に係るバゼル委員会の規制上の整合性評価プログラム（「RCAP」）で特定された差異を含む。）およびその主要な海外の法域での適用双方との間の差異を含んでいる。

APRAのバゼル3と国際的に比較可能なバゼル3比率との重大な差異には以下が含まれる。

控除

- ・ 保険および銀行子会社への投資 — APRAは、CET1からの全額控除を要求している。国際的に比較可能な基準では、これらの投資は、控除が要求される前に譲許的基準値の対象となる。
- ・ 繰延税金資産 — 一時差異に関連する繰延税金資産（「DTA」）については、CET1からの全額控除が要求される。国際的に比較可能な基準では、これは、控除が要求される前にまず譲許的基準値の対象となる。

リスク加重資産（「RWA」）

- ・ モーゲージRWA — APRAは、住宅用モーゲージの信用RWA計算に使用される景気後退期デフォルト時損失率（「LGD」）に20%の下限を課している。国際的に比較可能なバーゼル3枠組みでは、景気後退期LGDの下限10%が要求されている。さらに2016年7月以降、APRAはバーゼル枠組みより高い相関係数を要求している。
- ・ IRRBB RWA — APRAは、CET1比率計算のRWAベース内に銀行業の金利リスク（「IRRBB」）を含めることを要求している。これは、国際的に比較可能な基準では要求されない。
- ・ 専門融資 — APRAは、専門融資エクスポージャーの信用RWAの決定に、監督当局設定のスロッシング・アプローチを使用することを要求している。国際的に比較可能な基準では、これらのエクスポージャーのRWA計算の際に先進的内部格付手法の使用を認めている。
- ・ 無担保コーポレート貸付のLGD — ANZの無担保コーポレート貸付のLGDを、他の法域の銀行と一致させるために45%に揃える調整。45%のLGD率は、基礎的内部格付手法（「FIRB」）にも使用される。
- ・ 未実行コーポレート貸付のデフォルト時エクスポージャー（「EAD」） — 未実行コーポレート貸付コミットメントのANZの掛け目（「CCF」）を、他の法域の銀行と一致させるために（FIRBで使用される）75%に調整すること。

(16) レバレッジ比率—非継続事業を含む

2020年3月31日現在、当グループのAPRAのレバレッジ比率は5.0%で、ANZを含む内部格付手法を選択しているADI（「IRB ADI」）についてAPRAが提案した最低3.5%を上回っている。以下の表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	期末現在			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期末 対2019年 9月期末	2020年 3月期末 対2019年 3月期末
	(百万ドル)				
Tier 1 資本（資本控除を除く）	56,295	55,221	53,075	2%	6%
オンバランスシートのエクスポージャー （デリバティブおよび証券金融取引のエク スポージャーを除く）	899,411	810,644	810,915	11%	11%
デリバティブのエクスポージャー	42,868	34,258	31,439	25%	36%
証券金融取引のエクスポージャー	67,443	36,923	37,287	83%	81%
その他のオフバランスシートのエクスポ ージャー	114,677	107,400	105,942	7%	8%
エクスポージャー測定額合計	1,124,399	989,225	985,583	14%	14%
APRAレバレッジ比率	5.0%	5.6%	5.4%		
国際的に比較可能なレバレッジ比率	5.6%	6.2%	6.0%		

・ 2020年3月半期と2019年9月半期の比較

APRAのレバレッジ比率は、当半期に57ベース・ポイント減少した。変動の主な要因は以下のとおりである。

- ・ オンバランスシートのエクスポージャーの増大は、主に法人事業における流動資産および貸付の増加によるものであった（-32ベース・ポイント）。
- ・ 証券金融取引の増加により、レバレッジ比率がさらに15ベース・ポイント低下した。
- ・ デリバティブのエクスポージャーおよび市場以外のその他オフバランスシートのエクスポージャーの増加により、レバレッジ比率が6ベース・ポイント低下した。
- ・ その他の正味の影響は-4ベース・ポイントであった。これは、I00Fに対する年金および投資事業の売却による利益（+8ベース・ポイント）があったのに対し、繰延税金資産の増加による影響（-4ベース・ポイント）、重大／重要項目の調整（-3ベース・ポイント）、AASB第16号の実施による影響（-2ベース・ポイント）およびその他の項目（-3ベース・ポイント）があったことによる。

(17) 自己資本管理—その他の動向

・ 自己資本要件—問題なく強固

オーストラリア政府は、オーストラリアの金融制度に関する総合的調査を2014年に完了した。これには、規制上の自己資本水準に影響を及ぼす可能性のある多数の主要な提言が含まれていた。当該提言を支持して行ったAPRAによる施策は、以下のとおりである。

- ・ 2017年7月、APRAは情報文書を公表した。この情報文書で、当初2014年12月にFSIの最終報告書に記載された、オーストラリアの銀行セクターが「問題なく強固」とみなされるために要求される追加的な自己資本に関する調査が概説されている。APRAは、「4つの主要なオーストラリアの銀行の場合、この追加的な自己資本は、現行の自己資本比率フレームワークの下では、2020年1月1日よりベンチマークとなるCET1資本比率が最低でも10.5%であることと同義である」と述べた。
- ・ APRAは、銀行勘定の要件において、信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスクおよび金利リスクのリスク・ウェイトの枠組みに関わる多くの変更案を検討している。これらの案の最終的な形態は確定していないが、当グループは、現行の要件に対する変更の実施により、一部の資産クラスおよびその他のリスク（市場リスクおよびオペレーショナル・リスク等）のリスク・ウェイトの枠組みがさらに変更されると予想している。APRAは、リスク・ウェイトの変更がADIにさらなる増資を余儀なくさせるとは予想していないが、最終的な要件次第でADIごとに異なる可能性はあると発表した。
- ・ 2018年8月、APRAは、ADIの自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性を向上させるための自己資本フレームワークの全体的な設計の調整に関する検討文書を公表した。この提案の焦点は、ADIの相対的な自己資本力を認識しつつ比較を容易にする自己資本比率の表示および金融ストレス時における監督の柔軟性を高める方法にある。

APRAの上記に関する協議は継続中である。COVID-19による厳しい経済環境を受け、APRAは以下を実施した。

- ・ CET1について「問題なく強固」な水準である10.5%の自己資本比率を維持しているADIに関し、その期待値を一時的に変更することを発表した。この混乱の期間中においては、オーストラリア経済に対する継続的な貸付を促進するために当面多額のバッファが求められる可能性があるため、ADIがこのベンチマークを満たせない場合であっても、APRAは問題視しないであろう。
- ・ ADIのリスク・ウェイトの枠組みの変更の実施予定を1年延期した。資本改正の大部分は、当初2022年1月1日に実施予定であったが、現在は2023年1月1日に変更されている。この延期には、ADI自己資本フレームワークの透明性、国際的な比較可能性および柔軟性の向上に関するAPRAによる提案も含まれている。

APRAが最終化する予定の項目数により、FSIの最終結果は、APRA健全性基準のさらなる変更または当グループへのその他の影響を含め、依然として不明である。

・自己資本管理に関するAPRA指針

COVID-19による混乱の結果、2020年4月7日、APRAはADIに対し、当グループの普通株式配当等の裁量的資本分配に関する決定を行うにあたり検討すべき要因について、書面により追加的指針を提供した。APRAはまた、混乱の期間中は（少なくとも当該指針日から今後2か月において）、見通しが明確になるまで、配当の適切な水準に関する決定の延期を慎重に検討することをADIに期待しているが、APRAと討議している強固なストレステストの結果に基づき、取締役会がこれ以前に配当を承認することができると確信している場合は、大幅に削減した水準の配当にすべきであり、配当の支払いは、可能な限り配当金再投資制度の利用およびその他の自己資本管理の取組みを通じて補うべきである旨も述べている。

・APRAの総損失吸収力に関する要件

2019年7月、APRAは損失吸収力に関する決定を公表し、この決定により、ANZを含む国内のシステム上重要な銀行（「D-SIB」）は、2024年1月までに総資本をリスク加重資産の3%まで増加させるよう要求されることになる。2020年3月31日現在のANZの自己資本ポジションに基づく、この数値は、総資本要件における増加分が約90億ドルであり、他の優先資金において相当額の減少が生じることを示す。APRAは、D-SIBが主にTier 2 資本により要件を充足するであろうと予想している旨を述べている。

・関連事業体フレームワークの修正

APRAは2019年8月、オーストラリアの関連事業体に対するADIのエクスポージャーの上限をレベル1 総資本の50%からレベル1 のTier 1 資本の25%へと引き下げる案の実施を発表した。エクスポージャーは資本控除を除外して測定されるため、APRAの自己資本規制の変更新案（下記のAPS第111号を参照のこと。）は、ADIエクスポージャーの測定に影響を及ぼす可能性がある。APS第111号の修正が現時点の提案どおり実施されるという前提においては、上限の引下げは、ANZおよびその子会社に重大な影響を及ぼさないことが見込まれる。関連事業体フレームワークの修正の実施は、APRAにより2022年1月1日まで延期（当初の実施日である2021年1月1日から12か月延期）された。

・APS第111号「自己資本比率」の修正

2019年10月、APRAは、健全性基準APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定」に対する修正案についての協議のために検討文書を公表した。APRAの提案による最も重要な変更は、レベル1 の各銀行子会社および保険子会社への資本投資の取扱いに関して、当該投資における有形の構成要素が400%のリスク加重から以下へと変更される点である。

- ・ ANZのレベル1 の普通株式Tier 1 資本（「CET 1」）純額の10%相当額を上限として、250%のリスク加重を行う。
- ・ 当該投資の残余は、CET 1 の資本控除として扱われる。

ANZは、現在行っている投資への影響を検討中である。当グループへの正味の影響は不明であり、多くの要因に依存する。これらの要因には、実施時に影響を受ける子会社の資本構成、健全性基準の最終版、およびこれらの提案による影響を概ね相殺し得る経営陣の行為の効果がある。これらの提案は、影響を受ける子会社へのANZの現在の投資を前提とすれば、相殺する経営陣の行為が何らない場合、ANZのレベル1 のCET 1 資本比率が最大約25億ドル（約75ベース・ポイント）減少することを示唆している。しかし、ANZは、そのような結果となる見込みはなく、経営陣の行為により自己資本への正味の影響を最小限に抑えることができると考えている。これらの変更案は、ANZのレベル2 のCET 1 資本比率に影響を及ぼさない。これらの変更に対する2021年1月1日の実施予定日は、現在進められているまたは発表が予定されている健全性基準の修正に関するパブリック・コメントの中止発表に合わせ、APRAにより検討中であり、2020年9月30日まで再開の計画はない。

・ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）の自己資本要件の見直し

2019年12月5日、ANZBGLは、RBNZによる最終的な自己資本要件に関する公表の影響について、情報を更新した。以下は、協議文書に関するRBNZの最終的な自己資本要件の主な変更点である。

- ・ ANZニュージーランドの所要Tier1資本合計（16%）に変更はないが、移行期間が7年に延び、当グループのCET1資本への影響が抑えられている。
- ・ 引上げの大部分はその他Tier1（「AT1」）資本に関するものであり（当初案の1.5%に対して2.5%）、所要CET1資本金額は引き下げられている。
- ・ AT1資本として認定可能な繰上償還条項付優先株式。これによりANZニュージーランドは、内部向けに発行済みのAT1証券を外部カウンターパーティー向けに切り替えて資金調達を行えるようになると考えられる。

RBNZの発表時における当グループへの正味の影響は、約10億オーストラリアドルの経営バッファを含む、2027年7月までの7年の移行期間にわたる約30億オーストラリアドルのCET1資本の増加（当グループの2019年9月30日現在の貸借対照表に基づく。）である。

RBNZは、COVID-19の世界的流行による不確実性に対応し、自己資本要件の引上げ開始日を（2020年7月1日から）2021年7月1日に12か月延期した。

・銀行システムの支援策に関するRBNZの発表

2020年4月2日より、RBNZは、ANZニュージーランドの登録条件を変更し（とりわけ）ANZニュージーランドに対し、その他Tier1資本商品の保有者に支払う裁量的支払い以外の分配を禁止した。この制限は、ニュージーランドに設立されたすべての銀行に適用され、COVID-19の世界的流行の間、金融制度の安定性を支えることを目的としている。これらの要件により、ANZニュージーランドは、2020年5月に5億ニュージーランドドルのキャピタル・ノートを償還することはできないが、引き続き当該キャピタル・ノートの利払いは可能である。当該キャピタル・ノートの条件は、一定の条件の下で、2020年5月（ANZニュージーランドのオプション）または2022年5月における可変数のANZBGL株式への転換について定めている。転換の結果、当グループのCET1資本が増加（レベル2において12ペーシス・ポイントまで）することとなる。ANZニュージーランドは、2020年5月に転換オプションを行使しない旨を発表している。

[次へ](#)

C. 部門別経営成績

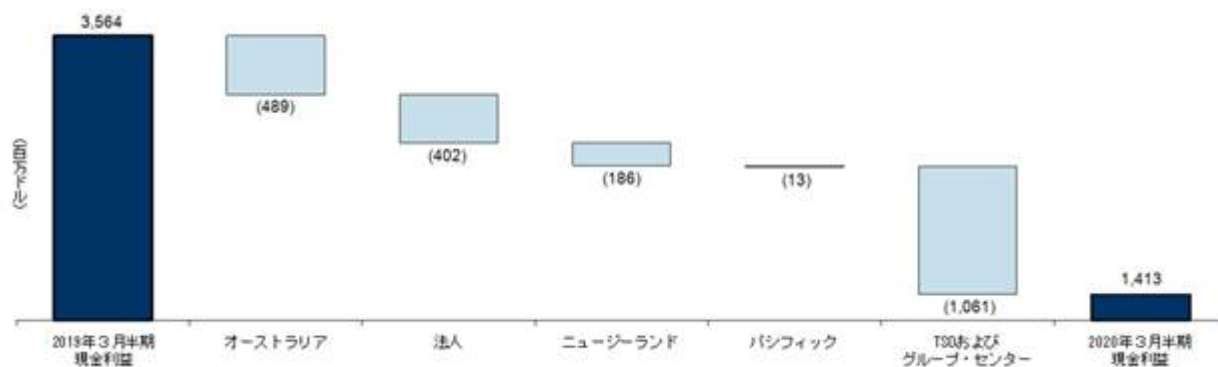
(1) 部門別業績－継続事業

当グループは、「オーストラリア・リテールおよび商業」、「法人」、「ニュージーランド」、「パシフィック」ならびに「テクノロジー、サービス&オペレーションズ（TSO）およびグループ・センター」の5つの継続事業部門からなる部門構造で事業を営む。部門構成の詳細については、上記「第一部 企業情報－第2 企業の概況－2 事業の内容－(4)当グループの主な活動」を参照のこと。

部門別経営成績のセクションは、継続事業について現金利益ベースで報告されている。非継続事業に関する詳細は、上記「A. 当半期の経営成績の要説」を参照のこと。

下記に報告される部門は、事業の最高意思決定者たる最高経営責任者に提供される内部報告と一致している。

部門別現金利益－2020年3月半期と2019年3月半期の比較



2020年3月半期

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
	(百万ドル)					
純利息収益	4,048	1,624	1,410	65	75	7,222
その他営業収入	595	1,167	247	50	(702)	1,357
営業収入	4,643	2,791	1,657	115	(627)	8,579
営業費用	(2,065)	(1,290)	(690)	(76)	(484)	(4,605)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,578	1,501	967	39	(1,111)	3,974
貸倒引当金（繰入）／戻入	(843)	(641)	(179)	(11)	-	(1,674)
税引前利益／（損失）	1,735	860	788	28	(1,111)	2,300
法人税および非支配持分	(521)	(250)	(221)	(8)	113	(887)
継続事業による現金利益／ （損失）	1,214	610	567	20	(998)	1,413

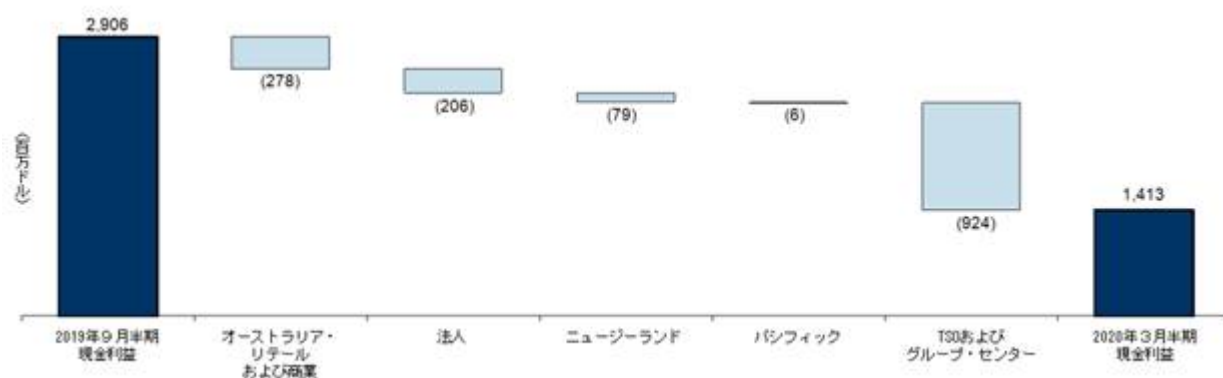
2019年3月半期

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
	(百万ドル)					
純利息収益	4,092	1,579	1,385	68	175	7,299
その他営業収入	651	1,126	302	50	318	2,447
営業収入	4,743	2,705	1,687	118	493	9,746
営業費用	(1,913)	(1,320)	(612)	(70)	(450)	(4,365)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,830	1,385	1,075	48	43	5,381
貸倒引当金（繰入）／戻入	(396)	35	(30)	(2)	-	(393)
税引前利益／（損失）	2,434	1,420	1,045	46	43	4,988
法人税および非支配持分	(731)	(408)	(292)	(13)	20	(1,424)
継続事業による現金利益／ （損失）	1,703	1,012	753	33	63	3,564

2020年3月半期対2019年3月半期

	オーストラ リア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-1%	3%	2%	-4%	-57%	-1%
その他営業収入	-9%	4%	-18%	0%	大	-45%
営業収入	-2%	3%	-2%	-3%	大	-12%
営業費用	8%	-2%	13%	9%	8%	5%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-9%	8%	-10%	-19%	大	-26%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大	大	該当なし	大
税引前利益／（損失）	-29%	-39%	-25%	-39%	大	-54%
法人税および非支配持分	-29%	-39%	-24%	-38%	大	-38%
継続事業による現金利益／ （損失）	-29%	-40%	-25%	-39%	大	-60%

部門別現金利益－2020年3月半期と2019年9月半期の比較



2020年3月半期

	オーストラリア・リテールおよび商業	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	4,048	1,624	1,410	65	75	7,222
その他営業収入	595	1,167	247	50	(702)	1,357
営業収入	4,643	2,791	1,657	115	(627)	8,579
営業費用	(2,065)	(1,290)	(690)	(76)	(484)	(4,605)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2,578	1,501	967	39	(1,111)	3,974
貸倒引当金（繰入）／戻入	(843)	(641)	(179)	(11)	-	(1,674)
税引前利益／（損失）	1,735	860	788	28	(1,111)	2,300
法人税および非支配持分	(521)	(250)	(221)	(8)	113	(887)
継続事業による現金利益／（損失）	1,214	610	567	20	(998)	1,413

2019年9月半期

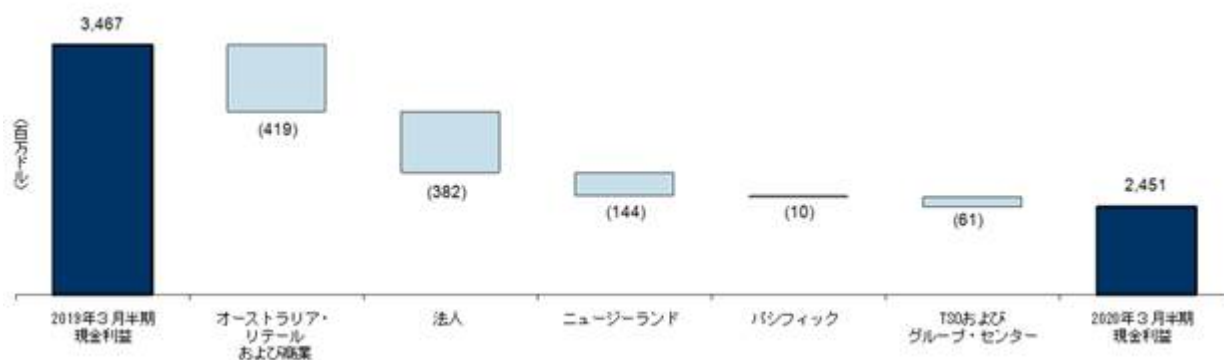
	オーストラリア・リテールおよび商業	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	4,000	1,501	1,351	60	128	7,040
その他営業収入	696	1,066	278	54	149	2,243
営業収入	4,696	2,567	1,629	114	277	9,283
営業費用	(2,161)	(1,347)	(674)	(80)	(444)	(4,706)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2,535	1,220	955	34	(167)	4,577
貸倒引当金（繰入）／戻入	(316)	(33)	(57)	3	1	(402)
税引前利益／（損失）	2,219	1,187	898	37	(166)	4,175
法人税および非支配持分	(727)	(371)	(252)	(11)	92	(1,269)
継続事業による現金利益／（損失）	1,492	816	646	26	(74)	2,906

2020年3月半期対2019年9月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	1%	8%	4%	8%	-41%	3%
その他営業収入	-15%	9%	-11%	-7%	大	-40%
営業収入	-1%	9%	2%	1%	大	-8%
営業費用	-4%	-4%	2%	-5%	9%	-2%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2%	23%	1%	15%	大	-13%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大	大	-100%	大
税引前利益／（損失）	-22%	-28%	-12%	-24%	大	-45%
法人税および非支配持分	-28%	-33%	-12%	-27%	23%	-30%
継続事業による現金利益／ （損失）	-19%	-25%	-12%	-23%	大	-51%

部門別現金利益（重大／重要項目⁽¹⁾を除く）－2020年3月半期と2019年3月半期の比較

当グループの現金利益による経営成績には、重大／重要項目と総称される多くの項目が含まれる。これらの項目は現金利益の一部を形成するが、その性質および影響の大きさゆえ、以下の表から除外されている。



注：(1) 重大／重要項目については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

2020年3月半期

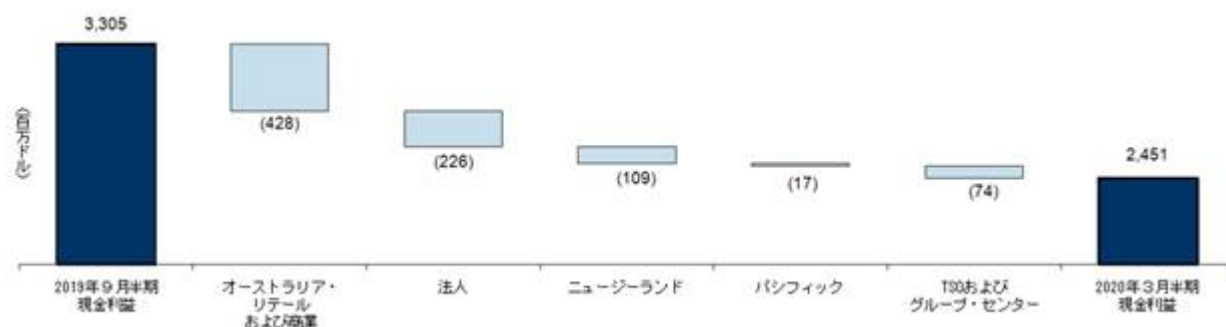
	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
						(百万ドル)
純利息収益	4,058	1,628	1,423	67	89	7,265
その他営業収入	625	1,163	255	50	103	2,196
営業収入	4,683	2,791	1,678	117	192	9,461
営業費用	(1,887)	(1,275)	(671)	(74)	(448)	(4,355)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,796	1,516	1,007	43	(256)	5,106
貸倒引当金（繰入）／戻入	(843)	(641)	(179)	(11)	-	(1,674)
税引前利益／（損失）	1,953	875	828	32	(256)	3,432
法人税および非支配持分	(586)	(253)	(233)	(9)	100	(981)
継続事業による現金利益／ （損失）	1,367	622	595	23	(156)	2,451

2019年3月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
						(百万ドル)
純利息収益	4,114	1,548	1,381	68	181	7,292
その他営業収入	693	1,109	280	50	84	2,216
営業収入	4,807	2,657	1,661	118	265	9,508
営業費用	(1,858)	(1,293)	(604)	(70)	(415)	(4,240)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	2,949	1,364	1,057	48	(150)	5,268
貸倒引当金（繰入）／戻入	(396)	34	(30)	(2)	-	(394)
税引前利益／（損失）	2,553	1,398	1,027	46	(150)	4,874
法人税および非支配持分	(767)	(394)	(288)	(13)	55	(1,407)
継続事業による現金利益／ （損失）	1,786	1,004	739	33	(95)	3,467

2020年3月半期対2019年3月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TSOおよび グループ・ センター	当グループ
純利息収益	-1%	5%	3%	-1%	-51%	0%
その他営業収入	-10%	5%	-9%	0%	23%	-1%
営業収入	-3%	5%	1%	-1%	-28%	0%
営業費用	2%	-1%	11%	6%	8%	3%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-5%	11%	-5%	-10%	71%	-3%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大	大	該当なし	大
税引前利益／（損失）	-24%	-37%	-19%	-30%	71%	-30%
法人税および非支配持分	-24%	-36%	-19%	-31%	82%	-30%
継続事業による現金利益／ （損失）	-23%	-38%	-19%	-30%	64%	-29%

部門別現金利益（重大／重要項目⁽¹⁾を除く）－2020年3月半期と2019年9月半期の比較

注：(1) 重大／重要項目については、「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」を参照のこと。

2020年3月半期

	オーストラリア・リアル・エス・ティ・グループ	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	4,058	1,628	1,423	67	89	7,265
その他営業収入	625	1,163	255	50	103	2,196
営業収入	4,683	2,791	1,678	117	192	9,461
営業費用	(1,887)	(1,275)	(671)	(74)	(448)	(4,355)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2,796	1,516	1,007	43	(256)	5,106
貸倒引当金（繰入）／戻入	(843)	(641)	(179)	(11)	-	(1,674)
税引前利益／（損失）	1,953	875	828	32	(256)	3,432
法人税および非支配持分	(586)	(253)	(233)	(9)	100	(981)
継続事業による現金利益／（損失）	1,367	622	595	23	(156)	2,451

2019年9月半期

	オーストラリア・リアル・エス・ティ・グループ	法人	ニュージーランド	パシフィック	TSOおよびグループ・センター	当グループ
(百万ドル)						
純利息収益	4,064	1,477	1,399	67	131	7,138
その他営業収入	704	1,064	287	54	131	2,240
営業収入	4,768	2,541	1,686	121	262	9,378
営業費用	(1,885)	(1,282)	(650)	(73)	(432)	(4,322)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2,883	1,259	1,036	48	(170)	5,056
貸倒引当金（繰入）／戻入	(316)	(31)	(57)	3	1	(400)
税引前利益／（損失）	2,567	1,228	979	51	(169)	4,656
法人税および非支配持分	(772)	(380)	(275)	(11)	87	(1,351)
継続事業による現金利益／（損失）	1,795	848	704	40	(82)	3,305

2020年3月半期対2019年9月半期

	オースト ラリア・リ テールおよ び商業	法人	ニュージー ランド	パシフィッ ク	TS0および グループ・ センター	当グループ
純利息収益	0%	10%	2%	0%	-32%	2%
その他営業収入	-11%	9%	-11%	-7%	-21%	-2%
営業収入	-2%	10%	0%	-3%	-27%	1%
営業費用	0%	-1%	3%	1%	4%	1%
貸倒引当金繰入および 法人税控除前利益	-3%	20%	-3%	-10%	51%	1%
貸倒引当金（繰入）／戻入	大	大	大	大	-100%	大
税引前利益／（損失）	-24%	-29%	-15%	-37%	51%	-26%
法人税および非支配持分	-24%	-33%	-15%	-18%	15%	-27%
継続事業による現金利益／ （損失）	-24%	-27%	-15%	-43%	90%	-26%

(2) オーストラリア・リテールおよび商業部門—継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目により影響を受けた。上記「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および上記「—(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。

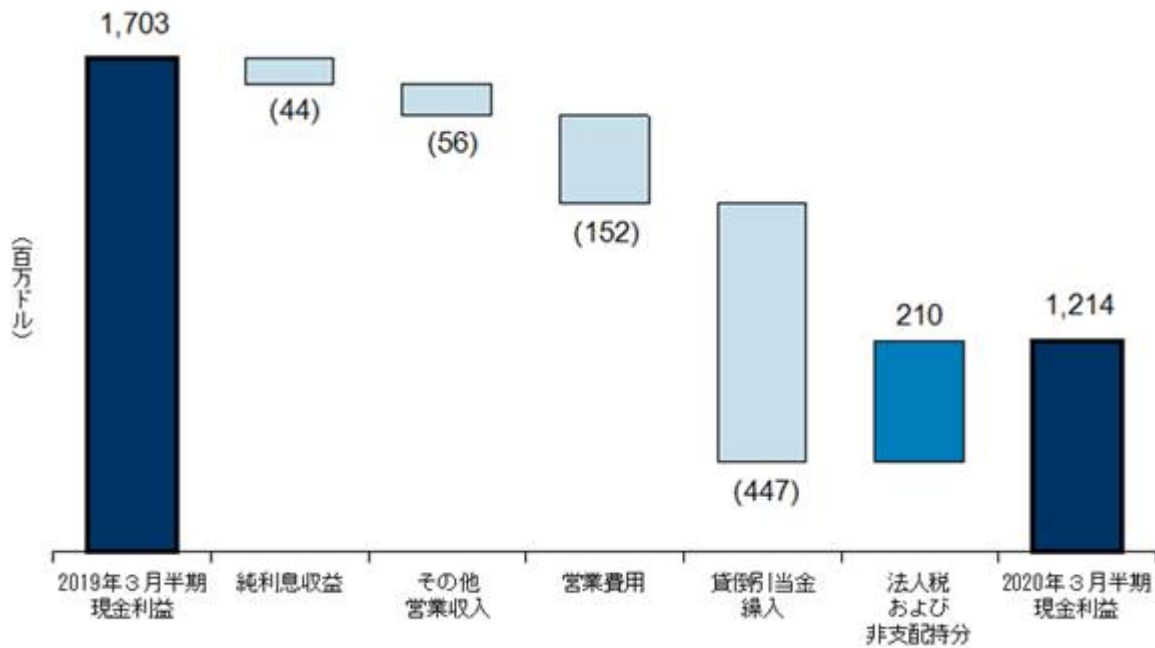
	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ドル)				
純利息収益	4,048	4,000	4,092	1%	-1%
その他営業収入	595	696	651	-15%	-9%
営業収入	4,643	4,696	4,743	-1%	-2%
営業費用	(2,065)	(2,161)	(1,913)	-4%	8%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	2,578	2,535	2,830	2%	-9%
貸倒引当金繰入	(843)	(316)	(396)	大	大
税引前利益	1,735	2,219	2,434	-22%	-29%
法人税および非支配持分	(521)	(727)	(731)	-28%	-29%
現金利益	1,214	1,492	1,703	-19%	-29%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金	329,812	331,871	336,584	-1%	-2%
その他外部資産	3,836	4,350	4,151	-12%	-8%
外部資産	333,648	336,221	340,735	-1%	-2%
顧客預金	212,990	208,005	203,366	2%	5%
その他外部負債	9,478	9,610	9,665	-1%	-2%
外部負債	222,468	217,615	213,031	2%	4%
リスク加重資産	161,758	162,060	159,310	0%	2%
総貸付金および前渡金平均残高	333,617	336,302	341,282	-1%	-2%
預金およびその他の借入金平均残高	210,214	204,791	202,765	3%	4%
比率					
平均資産利益率 (%)	0.72%	0.88%	0.99%		
純預貸利鞘 (%)	2.65%	2.58%	2.61%		
営業収入に対する営業費用 (%)	44.5%	46.0%	40.3%		
資産平均残高に対する営業費用 (%)	1.23%	1.28%	1.12%		
個別評価貸倒引当金繰入/ (戻入) 額	318	355	350	-10%	-9%
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/ (戻入) 額の割合 (%)	0.19%	0.21%	0.21%		
一括評価貸倒引当金繰入/ (戻入) 額	525	(39)	46	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/ (戻入) 額の割合 (%) ⁽¹⁾	0.31%	(0.02%)	0.03%		
減損資産総額	1,544	1,468	1,463	5%	6%
GLAに対する減損資産総額の割合 (%)	0.46%	0.44%	0.43%		
フルタイム換算従業員 (FTE) 数合計	14,061	13,903	13,660	1%	3%

注：(1) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント—未実行債務および偶発債務に係る。

2020年3月半期と2019年3月半期の業績比較

- ・ 貸付高は、低金利環境および競争下における元本の急減により、特に住宅ローンで減少した。これは、多くのマーケティング・キャンペーンの立上げおよび事業プロセスの改善により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、資金調達費用の低下および住宅ローンの金利再設定の効果に主導されて増加したが、その大部分は、低金利預金および資本収益率に関して政策金利の引下げが逆風となって相殺された。
- ・ その他営業収入は、前期における手数料の廃止および取引高の低下の通期にわたる影響に主導されて減少した。
- ・ 営業費用は、組織再編費用の増加、リース関連項目の追加料金、救済費用の増加および投資支出の増加に主導されて増加した。インフレの進行は生産性向上により相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、COVID-19に関する一括評価貸倒引当金繰入の増加に主導されて増加した。

現金利益—2020年3月半期と2019年3月半期の比較



個別評価貸倒引当金繰入/(戻入) 額

個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	半期			増減率	
				2020年 3月半期	2020年 3月半期
				対2019年 9月半期	対2019年 3月半期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
リテール	156	186	195	-16%	-20%
住宅ローン	28	36	45	-22%	-38%
カードおよび個人ローン	122	144	147	-15%	-17%
預金および支払 ⁽¹⁾	6	6	3	0%	100%
ビジネスおよびプライベート・バンク	162	169	155	-4%	5%
ビジネス・バンキング	72	73	57	-1%	26%
小規模ビジネス・バンキング	90	96	98	-6%	-8%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	318	355	350	-10%	-9%

一括評価貸倒引当金繰入/(戻入) 額

一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	半期			増減率	
				2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
リテール	275	(24)	35	大	大
住宅ローン	239	35	49	大	大
カードおよび個人ローン	34	(57)	(16)	大	大
預金および支払 ⁽¹⁾	2	(2)	2	大	0%
ビジネスおよびプライベート・バンク	250	(15)	11	大	大
ビジネス・バンキング	137	(15)	4	大	大
小規模ビジネス・バンキング	113	(3)	5	大	大
プライベート・バンク	-	3	2	-100%	-100%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	525	(39)	46	大	大

正味貸付金および前渡金

正味貸付金および前渡金	期末現在			増減率	
				2020年	2020年
				3月半期末	3月半期末
				対2019年	対2019年
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	9月半期末	3月半期末
	(百万ドル)				
リテール	272,696	274,797	279,483	-1%	-2%
住宅ローン	263,580	264,981	269,020	-1%	-2%
カードおよび個人ローン	8,370	8,958	9,574	-7%	-13%
預金および支払 ⁽¹⁾	61	69	42	-12%	45%
富裕層	685	789	847	-13%	-19%
ビジネスおよびプライベート・バンク	57,116	57,074	57,101	0%	0%
ビジネス・バンキング	41,759	41,275	40,805	1%	2%
小規模ビジネス・バンキング	13,030	13,803	14,265	-6%	-9%
プライベート・バンク	2,327	1,996	2,031	17%	15%
正味貸付金および前渡金	329.812	331.871	336.584	-1%	-2%

顧客預金

顧客預金	期末現在			増減率	
				2020年 3月半期末 対2019年 9月半期末	2020年 3月半期末 対2019年 3月半期末
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
リテール	123,435	120,880	117,374	2%	5%
住宅ローン ⁽²⁾	28,133	27,078	26,915	4%	5%
カードおよび個人ローン	254	265	240	-4%	6%
預金および支払	95,048	93,537	90,219	2%	5%
企業銀行業およびプライベート・バンク	89,555	87,125	85,992	3%	4%
ビジネス・バンキング	20,630	19,731	19,797	5%	4%
小規模ビジネス・バンキング	43,773	41,799	40,614	5%	8%
プライベート・バンク	25,152	25,595	25,581	-2%	-2%
顧客預金	212,990	208,005	203,366	2%	5%

注：(1) 預金および支払事業の正味貸付金および前渡金は、当座貸越の金額を表す。

(2) 住宅ローン事業の顧客預金額は、オフセット口座の残高を表す。

2020年 3月半期

(百万ドル)	リテール	商業	合計
純利息収益	2,754	1,294	4,048
その他営業収入	385	210	595
営業収入	3,139	1,504	4,643
営業費用	(1,403)	(662)	(2,065)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,736	842	2,578
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(431)	(412)	(843)
税引前利益	1,305	430	1,735
法人税および非支配持分	(392)	(129)	(521)
現金利益	913	301	1,214
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	156	162	318
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	275	250	525
正味貸付金および前渡金	272,696	57,116	329,812
顧客預金	123,435	89,555	212,990
リスク加重資産	108,238	53,520	161,758

2019年3月半期

純利息収益	2,739	1,353	4,092
その他営業収入	425	226	651
営業収入	3,164	1,579	4,743
営業費用	(1,289)	(624)	(1,913)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,875	955	2,830
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(230)	(166)	(396)
税引前利益	1,645	789	2,434
法人税および非支配持分	(493)	(238)	(731)
現金利益	1,152	551	1,703

個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	195	155	350
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	35	11	46
正味貸付金および前渡金	279,483	57,101	336,584
顧客預金	117,374	85,992	203,366
リスク加重資産	107,288	52,022	159,310

2020年3月半期対2019年3月半期

純利息収益	1%	-4%	-1%
その他営業収入	-9%	-7%	-9%
営業収入	-1%	-5%	-2%
営業費用	9%	6%	8%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-7%	-12%	-9%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	87%	大	大
税引前利益	-21%	-46%	-29%
法人税および非支配持分	-20%	-46%	-29%
現金利益	-21%	-45%	-29%

個別貸倒引当金繰入/（戻入）額	-20%	5%	-9%
一括貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	大
正味貸付金および前渡金	-2%	0%	-2%
顧客預金	5%	4%	5%
リスク加重資産	1%	3%	2%

2020年3月半期

(百万ドル)	リテール	商業	合計
純利息収益	2,754	1,294	4,048
その他営業収入	385	210	595
営業収入	3,139	1,504	4,643
営業費用	(1,403)	(662)	(2,065)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,736	842	2,578
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(431)	(412)	(843)
税引前利益	1,305	430	1,735
法人税および非支配持分	(392)	(129)	(521)
現金利益	913	301	1,214
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	156	162	318
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	275	250	525
正味貸付金および前渡金	272,696	57,116	329,812
顧客預金	123,435	89,555	212,990
リスク加重資産	108,238	53,520	161,758

2019年9月半期

純利息収益	2,774	1,226	4,000
その他営業収入	460	236	696
営業収入	3,234	1,462	4,696
営業費用	(1,585)	(576)	(2,161)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,649	886	2,535
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(162)	(154)	(316)
税引前利益	1,487	732	2,219
法人税および非支配持分	(507)	(220)	(727)
現金利益	980	512	1,492
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	186	169	355
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(24)	(15)	(39)
正味貸付金および前渡金	274,797	57,074	331,871
顧客預金	120,880	87,125	208,005
リスク加重資産	109,168	52,892	162,060

2020年3月半期対2019年9月半期

純利息収益	-1%	6%	1%
その他営業収入	-16%	-11%	-15%
営業収入	-3%	3%	-1%
営業費用	-11%	15%	-4%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	5%	-5%	2%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	大	大	大
税引前利益	-12%	-41%	-22%
法人税および非支配持分	-23%	-41%	-28%
現金利益	-7%	-41%	-19%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	-16%	-4%	-10%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	大
正味貸付金および前渡金	-1%	0%	-1%
顧客預金	2%	3%	2%
リスク加重資産	-1%	1%	0%

(3) 法人部門－継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目により影響を受けた。上記「B. 当グループの業績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および上記「－(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ドル)				
純利息収益	1,624	1,501	1,579	8%	3%
その他営業収入	1,167	1,066	1,126	9%	4%
営業収入	2,791	2,567	2,705	9%	3%
営業費用	(1,290)	(1,347)	(1,320)	-4%	-2%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,501	1,220	1,385	23%	8%
貸倒引当金（繰入）／戻入	(641)	(33)	35	大	大
税引前利益	860	1,187	1,420	-28%	-39%
法人税および非支配持分	(250)	(371)	(408)	-33%	-39%
現金利益	610	816	1,012	-25%	-40%
貸借対照表⁽¹⁾					
正味貸付金および前渡金	199,410	164,526	152,548	21%	31%
その他外部資産	461,548	346,094	307,198	33%	50%
外部資産	660,958	510,620	459,746	29%	44%
顧客預金	258,517	217,259	205,364	19%	26%
その他預金および借入金	96,639	73,412	79,148	32%	22%
預金およびその他借入金	355,156	290,671	284,512	22%	25%
その他外部負債	229,611	157,505	119,353	46%	92%
外部負債	584,767	448,176	403,865	30%	45%
リスク加重資産	207,028	181,088	167,406	14%	24%
平均貸付金および前渡金総額	175,366	159,355	153,982	10%	14%
平均預金およびその他借入金	305,506	290,948	281,770	5%	8%
比率⁽¹⁾					
平均資産利益率（％）	0.23%	0.33%	0.44%		
純預貸利鞘（％）	0.78%	0.80%	0.85%		
純預貸利鞘（マーケットズを除く。）（％）	1.81%	2.02%	2.10%		
営業収入に対する営業費用（％）	46.2%	52.5%	48.8%		
平均資産に対する営業費用（％）	0.48%	0.54%	0.58%		
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	272	-	(12)	該当なし	大
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽²⁾	0.31%	0.00%	(0.02%)		
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	369	33	(23)	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽²⁾	0.42%	0.04%	(0.03%)		
減損資産総額	742	265	373	大	99%
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.37%	0.16%	0.24%		
フルタイム換算従業員(FTE)数合計	5,350	5,468	6,085	-2%	-12%

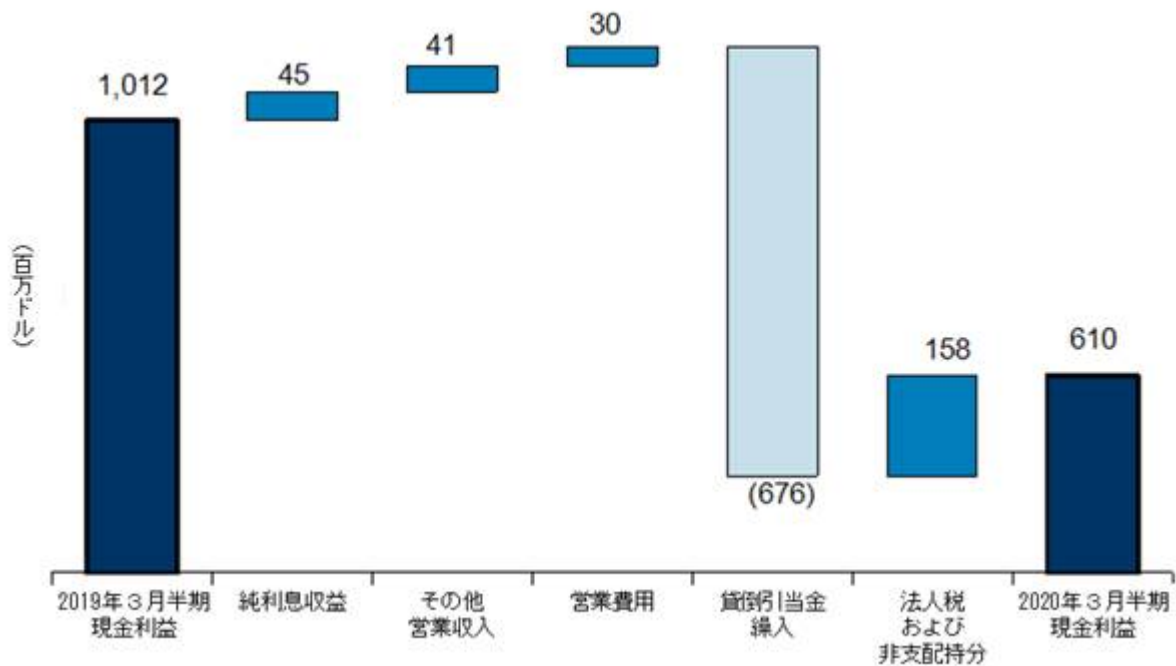
注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業による売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント－未実行債務および偶発債務に関係する。

2020年3月半期と2019年3月半期の業績比較

- ・ 貸付高はすべての事業で増加した。顧客預金は、マーケットおよびトランザクション・バンキングで増加した。
- ・ 純預貸利鞘（マーケットを除く。）は、金利引き下げを受けた預金マージンの低下を主因として減少した。
- ・ その他営業収入は、マーケットの増収を主因として増加した。
- ・ 営業費用は、FTEの削減、裁量支出の削減および不動産の費用の削減をもたらした自動化および簡素化の取組みの結果として減少した。
- ・ 貸倒引当金繰入は、COVID-19の影響に関する追加の一括評価貸倒引当金繰入およびトランザクション・バンキングの個別評価貸倒引当金繰入の増加により増加した。

現金利益—2020年3月半期と2019年3月半期の比較



地域別法人部門⁽¹⁾

	半期			増減率	
				2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	2020年 3月	2019年 9月 (百万ドル)	2019年 3月		
オーストラリア					
純利息収益	920	832	874	11%	5%
その他営業収入	392	518	484	-24%	-19%
営業収入	1,312	1,350	1,358	-3%	-3%
営業費用	(584)	(601)	(606)	-3%	-4%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	728	749	752	-3%	-3%
貸倒引当金（繰入）/戻入	(274)	(15)	5	大	大
税引前利益	454	734	757	-38%	-40%
法人税および非支配持分	(138)	(221)	(227)	-38%	-39%
現金利益	316	513	530	-38%	-40%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	50	(11)	(1)	大	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	224	26	(4)	大	大
正味貸付金および前渡金	115,637	97,583	84,653	19%	37%
顧客預金	90,648	75,973	71,623	19%	27%
リスク加重資産	103,240	93,090	84,617	11%	22%
アジア太平洋、ヨーロッパおよび アメリカ					
純利息収益	536	503	546	7%	-2%
その他営業収入	698	419	535	67%	30%
営業収入	1,234	922	1,081	34%	14%
営業費用	(615)	(624)	(633)	-1%	-3%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	619	298	448	大	38%
貸倒引当金（繰入）/戻入	(325)	(12)	31	大	大
税引前利益	294	286	479	3%	-39%
法人税および非支配持分	(81)	(103)	(129)	-21%	-37%
現金利益	213	183	350	16%	-39%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	215	15	(6)	大	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	110	(3)	(25)	大	大
正味貸付金および前渡金	76,849	60,208	60,457	28%	27%
顧客預金	148,602	123,468	116,080	20%	28%
リスク加重資産	89,491	74,997	71,248	19%	26%

ニュージーランド

純利息収益	168	166	159	1%	6%
その他営業収入	77	129	107	-40%	-28%
営業収入	245	295	266	-17%	-8%
営業費用	(91)	(122)	(81)	-25%	12%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	154	173	185	-11%	-17%
貸倒引当金（繰入）/戻入	(42)	(6)	(1)	大	大
税引前利益	112	167	184	-33%	-39%
法人税および非支配持分	(31)	(47)	(52)	-34%	-40%
現金利益	81	120	132	-33%	-39%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	7	(4)	(5)	大	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	35	10	6	大	大
正味貸付金および前渡金	6,924	6,735	7,438	3%	-7%
顧客預金	19,267	17,818	17,661	8%	9%
リスク加重資産	14,297	13,001	11,541	10%	24%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業による売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額

	半期			増減率	
				2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	227	(6)	(3)	大	大
ローンズおよび専門融資	46	4	(10)	大	大
マーケット	(1)	-	-	該当なし	該当なし
セントラル・ファンクション	-	2	1	-100%	-100%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	272	-	(12)	該当なし	大

一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額

	半期			増減率	
				2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	52	10	6	大	大
ローンズおよび専門融資	312	12	(22)	大	大
マーケット	5	11	(6)	-55%	大
セントラル・ファンクション	-	-	(1)	該当なし	-100%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	369	33	(23)	大	大

正味貸付金および前渡金⁽¹⁾

	期末現在			増減率	
				2020年 3月半期末 対2019年 9月半期末	2020年 3月半期末 対2019年 3月半期末
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	22,023	19,495	18,200	13%	21%
ローンズおよび専門融資	128,585	110,554	107,761	16%	19%
マーケット	48,714	34,473	25,902	41%	88%
セントラル・ファンクション	88	4	685	大	-87%
正味貸付金および前渡金	199,410	164,526	152,548	21%	31%

顧客預金⁽¹⁾

	期末現在			増減率	
				2020年 3月半期末 対2019年 9月半期末	2020年 3月半期末 対2019年 3月半期末
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
	(百万ドル)				
トランザクション・バンキング	124,159	101,766	99,479	22%	25%
ローンズおよび専門融資	971	1,013	925	-4%	5%
マーケットツ	131,277	112,471	102,411	17%	28%
セントラル・ファンクション	2,110	2,009	2,549	5%	-17%
顧客預金	258,517	217,259	205,364	19%	26%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業による売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

2020年3月半期⁽¹⁾

(百万ドル)	トランザク ション・バン キング	ローンズおよ び専門融資	マーケットツ	セントラル・ ファンクショ ン	法人合計
純利息収益	456	754	400	14	1,624
その他営業収入	356	31	764	16	1,167
営業収入	812	785	1,164	30	2,791
営業費用	(404)	(301)	(561)	(24)	(1,290)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	408	484	603	6	1,501
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(279)	(358)	(4)	-	(641)
税引前利益/（損失）	129	126	599	6	860
法人税および非支配持分	(68)	(34)	(134)	(14)	(250)
現金利益/（損失）	61	92	465	(8)	610
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	227	46	(1)	-	272
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	52	312	5	-	369
正味貸付金および前渡金	22,023	128,585	48,714	88	199,410
顧客預金	124,159	971	131,277	2,110	258,517
リスク加重資産	29,036	109,823	67,691	478	207,028

2019年3月半期

純利息収益	531	742	280	26	1,579
その他営業収入	363	77	667	19	1,126
営業収入	894	819	947	45	2,705
営業費用	(406)	(322)	(550)	(42)	(1,320)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	488	497	397	3	1,385
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(3)	32	6	-	35
税引前利益/（損失）	485	529	403	3	1,420
法人税および非支配持分	(133)	(142)	(120)	(13)	(408)
現金利益	352	387	283	(10)	1,012
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	(3)	(10)	-	1	(12)
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	6	(22)	(6)	(1)	(23)
正味貸付金および前渡金	18,200	107,761	25,902	685	152,548
顧客預金	99,479	925	102,411	2,549	205,364
リスク加重資産	25,475	93,198	47,902	831	167,406

2020年3月半期と2019年3月半期の比較

純利息収益	-14%	2%	43%	-46%	3%
その他営業収入	-2%	-60%	15%	-16%	4%
営業収入	-9%	-4%	23%	-33%	3%
営業費用	0%	-7%	2%	-43%	-2%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	-16%	-3%	52%	100%	8%
貸倒引当金(繰入)/戻入額	大	大	大	該当なし	大
税引前利益/(損失)	-73%	-76%	49%	100%	-39%
法人税および非支配持分	-49%	-76%	12%	9%	-39%
現金利益/(損失)	-83%	-76%	64%	-18%	-40%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	大	大	該当なし	-100%	大
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	大	大	大	-100%	大
正味貸付金および前渡金	21%	19%	88%	-87%	31%
顧客預金	25%	5%	28%	-17%	26%
リスク加重資産	14%	18%	41%	-42%	24%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業による売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

2020年3月半期⁽¹⁾

(百万ドル)	トランザク ション・バン キング	ローンズおよ び専門融資	マーケッツ	セントラル・ ファンクショ ン	法人合計
純利息収益	456	754	400	14	1,624
その他営業収入	356	31	764	16	1,167
営業収入	812	785	1,164	30	2,791
営業費用	(404)	(301)	(561)	(24)	(1,290)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	408	484	603	6	1,501
貸倒引当金(繰入)/戻入額	(279)	(358)	(4)	-	(641)
税引前利益/(損失)	129	126	599	6	860
法人税および非支配持分	(68)	(34)	(134)	(14)	(250)
現金利益/(損失)	61	92	465	(8)	610
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	227	46	(1)	-	272
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	52	312	5	-	369
正味貸付金および前渡金	22,023	128,585	48,714	88	199,410
顧客預金	124,159	971	131,277	2,110	258,517
リスク加重資産	29,036	109,823	67,691	478	207,028

2019年9月半期⁽¹⁾

純利息収益	524	740	211	26	1,501
その他営業収入	361	72	619	14	1,066
営業収入	885	812	830	40	2,567
営業費用	(407)	(315)	(545)	(80)	(1,347)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	478	497	285	(40)	1,220
貸倒引当金(繰入)/戻入額	(4)	(16)	(11)	(2)	(33)
税引前利益/(損失)	474	481	274	(42)	1,187
法人税および非支配持分	(131)	(132)	(88)	(20)	(371)
現金利益/(損失)	343	349	186	(62)	816
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(6)	4	-	2	-
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	10	12	11	-	33
正味貸付金および前渡金	19,495	110,554	34,473	4	164,526
顧客預金	101,766	1,013	112,471	2,009	217,259
リスク加重資産	26,120	97,361	57,373	234	181,088

2020年3月半期と2019年9月半期の比較

純利息収益	-13%	2%	90%	-46%	8%
その他営業収入	-1%	-57%	23%	14%	9%
営業収入	-8%	-3%	40%	-25%	9%
営業費用	-1%	-4%	3%	-70%	-4%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ (損失)	-15%	-3%	大	大	23%
貸倒引当金(繰入)/戻入額	大	大	-64%	-100%	大
税引前利益/(損失)	-73%	-74%	大	大	-28%
法人税および非支配持分	-48%	-74%	52%	-29%	-33%
現金利益/(損失)	-82%	-74%	大	-87%	-25%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	大	大	該当なし	-100%	該当なし
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	大	大	-55%	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	13%	16%	41%	大	21%
顧客預金	22%	-4%	17%	5%	19%
リスク加重資産	11%	13%	18%	大	14%

注：(1) 貸借対照表の金額は、継続事業による売却目的保有に再分類された資産および負債を含む。

マーケット営業収入の分析⁽¹⁾

	半期			増減率	
				2019年 3月半期 対2018年 9月半期	2019年 3月半期 対2018年 3月半期
	2019年 3月	2018年 9月	2018年 3月		
	(百万ドル)				
業務別マーケット営業収入の構成					
フランチャイズ・セールス ⁽²⁾	513	467	465	10%	10%
フランチャイズ・トレーディング ⁽³⁾	413	173	226	大	83%
バランスシート ⁽⁴⁾	238	190	256	25%	-7%
マーケット営業収入	1,164	830	947	40%	23%
以下を含む:					
デリバティブ評価調整	24	48	(10)	-50%	大

注：(1) マーケット営業収入は、純利息収益およびその他営業収入を含む。

(2) フランチャイズ・セールスは、債券、外国為替、コモディティおよび資本市場などの中核的商品に関する直接的な顧客フロー事業を表す。

(3) フランチャイズ・トレーディングは主に、当グループの戦略ポジションおよび直接の顧客売上げフローの一環として保有するポジションの管理を表す。フランチャイズ・トレーディングはまた、デリバティブの公正価値を測定する際になされる評価調整（信用および資金調達調整、呼値スプレッドの調整ならびに関連するヘッジなどを含む。）の影響も含む。

(4) バランスシートは、当グループの貸付および預金帳簿に関する金利リスクのヘッジならびに当グループの流動性ポートフォリオの管理を表す。

	半期			増減率	
				2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ドル)				
地域別マーケット営業収入の構成					
オーストラリア	325	292	312	11%	4%
アジア太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ	740	390	507	90%	46%
ニュージーランド	99	148	128	-33%	-23%
マーケット営業収入	1,164	830	947	40%	23%

市場リスク

取引市場リスク

下表は、当グループの主たるトレーディング拠点における現物およびデリバティブのトレーディング・ポジションの双方をカバーする、信頼水準99%のバリュアット・リスク（VaR）によるエクスポージャーの合計を示している。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2020年 3月 半期末	2020年 3月半期 の最高	2020年 3月半期 の最低	2020年 3月半期 平均	2019年 9月終了 年度末	2019年 9月 終了年度 の最高	2019年 9月 終了年度 の最低	2019年 9月 終了年度 平均
	(百万ドル)					(百万ドル)		
信頼水準99%のVaR								
外国為替	2.7	6.1	1.2	2.8	1.4	9.5	1.2	4.1
金利	4.5	8.5	3.3	5.0	3.6	10.4	3.6	5.8
信用	3.1	5.5	1.8	4.2	5.1	5.4	1.2	3.1
コモディティ	1.4	3.4	1.3	2.2	1.6	3.9	1.4	2.2
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
分散効果	(4.2)	該当なし	該当なし	(6.5)	(5.5)	該当なし	該当なし	(7.2)
VaRの合計	7.5	10.8	5.7	7.7	6.2	13.4	5.1	8.0

非取引金利リスク

非取引金利リスクは、マーケットが管理し、市場金利の変動が当グループの将来の純利息収益に与える潜在的な悪影響に関連する。金利リスクは、VaRおよび1%の利率の変動についてのシナリオ分析を含む様々な手法を用いて報告される。

信頼水準99%（保有期間1日）

	2020年 3月 半期末	2020年 3月半期 の最高	2020年 3月半期 の最低	2020年 3月半期 平均	2019年 9月終了 年度末	2019年 9月 終了年度 の最高	2019年 9月 終了年度 の最低	2019年 9月 終了年度 平均
	(百万ドル)					(百万ドル)		
信頼水準99%のVaR								
オーストラリア	21.5	26.6	18.8	23.0	22.7	22.7	16.4	18.9
ニュージーランド	11.4	11.4	9.4	10.2	9.6	9.6	7.1	8.0
アジア太平洋、 ヨーロッパ およびアメリカ	21.5	23.0	17.8	20.1	17.6	17.7	12.9	16.1
分散効果	(21.2)	該当なし	該当なし	(21.2)	(17.8)	該当なし	該当なし	(14.8)
VaRの合計	33.2	33.2	31.5	32.1	32.1	32.1	25.2	28.2

1%の利率の変動が今後12か月の純利息収益に与える影響

	期末現在	
	2020年3月	2019年9月
期末現在	1.09%	1.19%
最高エクスポージャー	1.56%	1.19%
最低エクスポージャー	0.60%	0.33%
平均エクスポージャー（絶対値）	1.06%	0.69%

(4) ニュージーランド部門—継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目により影響を受けた。上記「B. 当グループの業績—(1)現金利益—重大／重要項目—継続事業」および上記「—(1)部門別業績—継続事業」を参照のこと。

以下はニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表である。

豪ドル建の経営成績は、下記のニュージーランド部門についての豪ドル建の表に示す。

	半期			増減率	
				2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	2020年3月	2019年9月	2019年3月		
	(百万ニュージーランドドル)				
純利息収益	1,479	1,428	1,464	4%	1%
その他営業収入	259	294	300	-12%	-14%
保険事業からの収入純額 ⁽¹⁾	-	-	19	該当なし	-100%
営業収入	1,738	1,722	1,783	1%	-3%
営業費用	(724)	(713)	(647)	2%	12%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	1,014	1,009	1,136	0%	-11%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(188)	(61)	(31)	大	大
税引前利益	826	948	1,105	-13%	-25%
法人税および非支配持分	(232)	(265)	(309)	-12%	-25%
現金利益	594	683	796	-13%	-25%
貸借対照表 ⁽³⁾					
正味貸付金および前渡金	128,560	125,991	124,025	2%	4%
その他外部資産	4,690	3,983	3,549	18%	32%
外部資産	133,250	129,974	127,574	3%	4%
顧客預金	93,626	90,004	89,096	4%	5%
その他預金および借入金	4,456	2,461	2,240	81%	99%
預金およびその他借入金	98,082	92,465	91,336	6%	7%
その他外部負債	28,088	25,377	23,555	11%	19%
外部負債	126,170	117,842	114,891	7%	10%
リスク加重資産	72,412	70,727	62,260	2%	16%
平均貸付金および前渡金総額	127,968	125,521	123,000	2%	4%
平均預金およびその他借入金	94,740	91,898	91,231	3%	4%
資産運用収入純額	113	109	113	4%	0%
運用資産	32,504	34,145	31,403	-5%	4%
運用資産平均残高	34,472	32,726	30,389	5%	13%
比率					
平均資産利益率（％）	0.90%	1.06%	1.26%		
純預貸利鞘（％）	2.31%	2.27%	2.39%		
営業収入に対する営業費用（％）	41.7%	41.4%	36.3%		
平均資産に対する営業費用（％）	1.10%	1.10%	1.03%		
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	37	42	37	-12%	0%
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽²⁾	0.06%	0.07%	0.06%		
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	151	19	(6)	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（％） ⁽²⁾	0.24%	0.03%	(0.01%)		
減損資産総額	271	265	249	2%	9%
GLAに対する減損資産総額の割合（％）	0.21%	0.21%	0.20%		
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,103	6,121	6,003	0%	2%

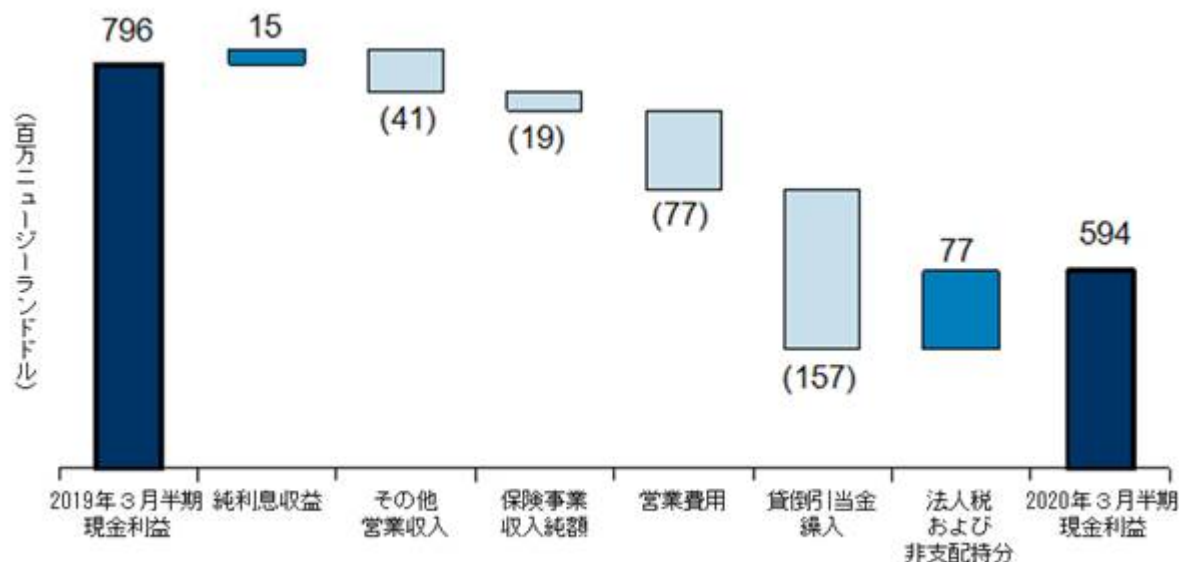
注：（1）2018年11月30日に売却された支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに關係する。

（2）割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント—未実行債務および偶発債務に關係する。

2020年3月半期と2019年3月半期の業績の比較

- ・ 貸付および顧客預金の取扱高がすべてのポートフォリオで増加し、また当期中に運用資産が増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、預金マージンの圧縮の結果として減少し、これは貸付マージンの向上により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は主に、前期におけるOnePathライフ（ニュージーランド）の売却に伴う収益の喪失、および手数料の減少の影響により減少した。
- ・ 営業費用は、主に法令遵守プロジェクトに関する投資支出により増加した。
- ・ 貸倒引当金繰入は、COVID-19の影響に関する追加の一括評価貸倒引当金繰入により増加した。

現金利益－2020年3月半期と2019年3月半期の比較



個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額

	半期			増減率	
				2020年	2020年
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	3月半期 対2019年 9月半期	3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	20	23	24	-13%	-17%
住宅ローン	2	1	-	-100%	-
その他	18	22	24	-18%	-25%
商業	17	19	13	-11%	31%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	37	42	37	-12%	0%

一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額

	半期			増減率	
				2020年	2020年
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	3月半期 対2019年 9月半期	3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	62	(7)	5	大	大
住宅ローン	50	2	4	大	大
その他	12	(9)	1	大	大
商業	89	26	(11)	大	大
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	151	19	(6)	大	大

正味貸付金および前渡金

正味貸付金および前渡金	半期末現在			増減率	
				2020年 3月半期末 対2019年 9月半期末	2020年 3月半期末 対2019年 3月半期末
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	85,001	82,527	81,108	3%	5%
住宅ローン	82,253	79,475	77,851	3%	6%
その他	2,748	3,052	3,257	-10%	-16%
商業	43,559	43,464	42,917	0%	1%
正味貸付金および前渡金	128,560	125,991	124,025	2%	4%

顧客預金

顧客預金	半期末現在			増減率	
				2020年	2020年
				3月半期末	3月半期末
				対2019年	対2019年
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	9月半期末	3月半期末
	(百万ニュージーランドドル)				
リテール	76,408	73,866	71,882	3%	6%
商業	17,218	16,138	17,214	7%	0%
顧客預金	93,626	90,004	89,096	4%	5%

2020年 3月半期

(百万ニュージーランドドル)	リテール	商業	セントラル・ ファンクション	ニュージー ランド合計
純利息収益	922	549	8	1,479
その他営業収入	254	5	-	259
保険事業からの収入純額 ⁽¹⁾	-	-	-	-
営業収入	1,176	554	8	1,738
営業費用	(574)	(146)	(4)	(724)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	602	408	4	1,014
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(82)	(106)	-	(188)
税引前利益	520	302	4	826
法人税および非支配持分	(146)	(85)	(1)	(232)
現金利益	374	217	3	594
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	20	17	-	37
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	62	89	-	151
正味貸付金および前渡金	85,001	43,559	-	128,560
顧客預金	76,408	17,218	-	93,626
リスク加重資産	37,200	33,914	1,298	72,412

2019年3月半期

純利息収益	940	517	7	1,464
その他営業収入	291	10	(1)	300
保険事業からの収入純額 ⁽¹⁾	19	-	-	19
営業収入	1,250	527	6	1,783
営業費用	(514)	(128)	(5)	(647)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	736	399	1	1,136
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(29)	(2)	-	(31)
税引前利益	707	397	1	1,105
法人税および非支配持分	(197)	(111)	(1)	(309)
現金利益	510	286	-	796
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	24	13	-	37
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	5	(11)	-	(6)
正味貸付金および前渡金	81,108	42,917	-	124,025
顧客預金	71,882	17,214	-	89,096
リスク加重資産	29,897	31,344	1,019	62,260

2020年3月半期と2019年3月半期の比較

純利息収益	-2%	6%	14%	1%
その他営業収入	-13%	-50%	-100%	-14%
保険事業からの収入純額 ⁽¹⁾	-100%	該当なし	該当なし	-100%
営業収入	-6%	5%	33%	-3%
営業費用	12%	14%	-20%	12%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	-18%	2%	大	-11%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	大	大	該当なし	大
税引前利益	-26%	-24%	大	-25%
法人税および非支配持分	-26%	-23%	0%	-25%
現金利益	-27%	-24%	該当なし	-25%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	-17%	31%	該当なし	0%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	5%	1%	該当なし	4%
顧客預金	6%	0%	該当なし	5%
リスク加重資産	24%	8%	27%	16%

注：（1）2018年11月30日に売却された支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関する。

2020年3月半期

(百万ニュージーランドドル)	リテール	商業	セントラル・ ファンクション	ニュージー ランド合計
純利息収益	922	549	8	1,479
その他営業収入	254	5	-	259
営業収入	1,176	554	8	1,738
営業費用	(574)	(146)	(4)	(724)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/(損失)	602	408	4	1,014
貸倒引当金(繰入)/戻入額	(82)	(106)	-	(188)
税引前利益/(損失)	520	302	4	826
法人税および非支配持分	(146)	(85)	(1)	(232)
現金利益/(損失)	374	217	3	594
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	20	17	-	37
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	62	89	-	151
正味貸付金および前渡金	85,001	43,559	-	128,560
顧客預金	76,408	17,218	-	93,626
リスク加重資産	37,200	33,914	1,298	72,412

2019年9月半期

純利息収益	881	540	7	1,428
その他営業収入	287	7	-	294
営業収入	1,168	547	7	1,722
営業費用	(564)	(146)	(3)	(713)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/(損失)	604	401	4	1,009
貸倒引当金(繰入)/戻入額	(16)	(45)	-	(61)
税引前利益/(損失)	588	356	4	948
法人税および非支配持分	(164)	(100)	(1)	(265)
現金利益/(損失)	424	256	3	683
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	23	19	-	42
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	(7)	26	-	19
正味貸付金および前渡金	82,527	43,464	-	125,991
顧客預金	73,866	16,138	-	90,004
リスク加重資産	36,645	33,153	929	70,727

2020年3月半期と2019年9月半期の比較

純利息収益	5%	2%	14%	4%
その他営業収入	-11%	-29%	該当なし	-12%
営業収入	1%	1%	14%	1%
営業費用	2%	0%	33%	2%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/（損失）	0%	2%	0%	0%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	大	大	該当なし	大
税引前利益/（損失）	-12%	-15%	0%	-13%
法人税および非支配持分	-11%	-15%	0%	-12%
現金利益/（損失）	-12%	-15%	0%	-13%
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	-13%	-11%	該当なし	-12%
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	大	大	該当なし	大
正味貸付金および前渡金	3%	0%	該当なし	2%
顧客預金	3%	7%	該当なし	4%
リスク加重資産	2%	2%	40%	2%

以下はニュージーランド部門についての豪ドル建の表である。

ニュージーランドドル建の業績は、上記のニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表に示す。

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ドル)				
純利息収益	1,410	1,351	1,385	4%	2%
その他営業収入	247	278	284	-11%	-13%
保険事業からの収入純額 ⁽¹⁾	-	-	18	該当なし	-100%
営業収入	1,657	1,629	1,687	2%	-2%
営業費用	(690)	(674)	(612)	2%	13%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	967	955	1,075	1%	-10%
貸倒引当金（繰入）/戻入額	(179)	(57)	(30)	大	大
税引前利益	788	898	1,045	-12%	-25%
法人税および非支配持分	(221)	(252)	(292)	-12%	-24%
現金利益	567	646	753	-12%	-25%
構成：					
リテール	357	401	482	-11%	-26%
商業	207	242	271	-14%	-24%
セントラル・ファンクション	3	3	-	0%	該当なし
現金利益	567	646	753	-12%	-25%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金	125,195	116,729	118,841	7%	5%
その他外部資産	4,567	3,690	3,401	24%	34%
外部資産	129,762	120,419	122,242	8%	6%
顧客預金	91,175	83,387	85,372	9%	7%
その他預金および借入金	4,339	2,280	2,146	90%	大
預金およびその他借入金	95,514	85,667	87,518	11%	9%
その他外部負債	27,353	23,512	22,571	16%	21%
外部負債	122,867	109,179	110,089	13%	12%
リスク加重資産	70,516	65,527	59,658	8%	18%
平均貸付金および前渡金総額	122,011	118,789	116,278	3%	5%
平均預金およびその他借入金	90,329	86,970	86,244	4%	5%
資産運用収入純額	107	103	107	4%	0%
運用資産	31,653	31,633	30,090	0%	5%
運用資産平均残高	32,868	30,970	29,119	6%	13%
比率					
平均資産利益率（%）	0.90%	1.06%	1.26%		
純預貸利鞘（%）	2.31%	2.27%	2.39%		
営業収入に対する営業費用（%）	41.7%	41.4%	36.3%		
平均資産に対する営業費用（%）	1.10%	1.10%	1.03%		
個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	35	40	35	-13%	0%
平均GLAに対する個別評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（%） ⁽²⁾	0.06%	0.07%	0.06%		
一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額	144	17	(5)	大	大
平均GLAに対する一括評価貸倒引当金繰入/（戻入）額の割合（%） ⁽²⁾	0.24%	0.03%	(0.01%)		
減損資産総額	264	245	238	8%	11%
GLAに対する減損資産総額の割合（%）	0.21%	0.21%	0.20%		
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	6,103	6,121	6,003	0%	2%

注：(1) 2018年11月30日に売却された支配会社のOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドに関係する。
(2) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入額は、貸付金および前渡し金の総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメントー未実行債務および偶発債務に関係する。

(5) パシフィック部門ー継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目により影響を受けた。上記「B. グループ経営成績ー(1)現金利益ー重大／重要項目ー継続事業」および上記「ー(1)部門別業績ー継続事業」を参照のこと。

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ドル)				
純利息収益	65	60	68	8%	-4%
その他営業収入	50	54	50	-7%	0%
営業収入	115	114	118	1%	-3%
営業費用	(76)	(80)	(70)	-5%	9%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ （損失）	39	34	48	15%	-19%
貸倒引当金（繰入）/戻入	(11)	3	(2)	大	大
税引前利益/（損失）	28	37	46	-24%	-39%
法人税および非支配持分	(8)	(11)	(13)	-27%	-38%
現金利益/（損失）	20	26	33	-23%	-39%
貸借対照表					
正味貸付金および前渡金	2,176	2,120	2,135	3%	2%
顧客預金	3,845	3,546	3,474	8%	11%
リスク加重資産	3,547	3,400	3,840	4%	-8%
フルタイム換算従業員（FTE）数合計	1,108	1,086	1,096	2%	1%

(6) TS0およびグループ・センター継続事業

部門別業績は多くの重大／重要項目により影響を受けた。上記「B. グループ経営成績－(1)現金利益－重大／重要項目－継続事業」および上記「－(1)部門別業績－継続事業」を参照のこと。

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ドル)				
関連会社投資の持分利益	135	133	126	2%	7%
営業収入（その他） ⁽¹⁾	(762)	144	367	大	大
営業収入	(627)	277	493	大	大
営業費用 ⁽²⁾	(484)	(444)	(450)	9%	8%
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益/ （損失）	(1,111)	(167)	43	大	大
貸倒引当金（繰入）/戻入	-	1	-	-100%	該当なし
税引前利益/（損失）	(1,111)	(166)	43	大	大
法人税ベネフィットおよび非支配持分	113	92	20	23%	大
現金利益/（損失）	(998)	(74)	63	大	大
リスク加重資産	5,752	4,501	5,607	28%	3%
フルタイム換算従業員数（FTE）合計	11,212	11,010	10,520	2%	7%

注：(1) 2020年3月半期におけるアジア関連会社の減損8億1,500万ドルを含む。2019年9月半期は、1,800万ドルの事業売却益（2019年3月半期：2億3,400万ドル）を含む。

(2) 2020年3月半期の3,600万ドルの重大／重要項目（2019年9月半期：1,200万ドル、2019年3月半期：2,600万ドル）を含む。

[前へ](#)

[次へ](#)

D. 利益の調整

IFRSに準拠していない情報

当グループは、連結財務報告および配当宣言の中で、会計基準とは別の基準で作成された追加の業績指標を提供している。この情報を提示する際、ASICの規制ガイド230において提供された指針に従う。

(1) 法定利益と現金利益の調整

現金利益は、当グループの中核的事業活動に関する業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している（詳細については、下記「E.定義」を参照のこと。）。現金利益を導くための調整は法定利益（外部監査人による要約中間連結財務書類のレビューにおいて取り扱われる範囲でレビュー対象となる。）に含まれている。現金利益は外部監査人によるレビューの対象ではない。外部監査人は、各表示期間を通じて一貫した基準で現金利益の調整が決定されている旨を監査委員会に報告している。

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月半期 対2019年 9月半期	2020年 3月半期 対2019年 3月半期
	(百万ドル)				
当行株主に帰属する継続事業による法定利益	1,635	3,053	3,243	-46%	-50%
継続事業に関する法定利益と現金利益との調整					
保険契約債務の再評価	-	-	77	該当なし	-100%
経済ヘッジ	(340)	(67)	185	大	大
収益および費用ヘッジ	120	(79)	60	大	100%
ストラクチャード・クレジット仲介取引	(2)	(1)	(1)	100%	100%
継続事業による法定利益と現金利益との調整合計	(222)	(147)	321	51%	大
継続事業による現金利益	1,413	2,906	3,564	-51%	-60%
当行株主に帰属する非継続事業による法定損失	(90)	(273)	(70)	-67%	29%
非継続事業による法定利益と現金利益との調整					
自己株式調整	-	7	(18)	-100%	-100%
保険契約債務の再評価	-	7	38	-100%	-100%
非継続事業による法定利益と現金利益との調整合計	-	14	20	-100%	-100%
非継続事業による現金損失	(90)	(259)	(50)	-65%	80%
現金利益	1,323	2,647	3,514	-50%	-62%

(2) 法定利益と現金利益間の調整についての説明—継続事業

・ 保険契約債務の再評価—OnePathライフ（ニュージーランド）

保険契約債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定の影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。2019年3月半期にOnePathライフ（ニュージーランド）リミテッドの事業の売却を完了したことにより、今期以降かかる調整は不要となっている。

・ 経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジ

当グループは、会計基準に沿った金利および外国為替リスクを管理するために経済ヘッジを締結しており、これにより、公正価値評価による損益は損益計算書内で認識される。ANZは公正価値調整を現金利益から除去する。なぜなら、ヘッジ取引から生ずる損益は、現金利益の一部として経済ヘッジ対象からの損益とマッチさせるべく時の経過とともに戻入れられるからである。これには、会計ヘッジ関係に指定されないが、経済ヘッジであるとみなされる承認済みデリバティブ商品（主にニュージーランドドル建および米ドル建（および米ドル相関）の大きな外貨建の収益および費用の流れのヘッジを含む。）から生ずる損益、ならびに指定された会計ヘッジの非有効部分が含まれる。

経済ヘッジは以下で構成される。

- 外貨建債券発行の手取金を変動金利の豪ドル建およびニュージーランドドル建債務に交換するために利用されている、資金調達関連スワップ（主にクロスカレンシー金利スワップ）。これらのスワップはヘッジ会計に適格でないため、公正価値の変動は損益計算書に記録される。これらの公正価値の主たる変動要因は、通貨ベース・スワップの спреッドならびにその他主要調達通貨に対する豪ドルおよびニュージーランドドルの変動である。
- ヘッジ会計に適格でない特定のストラクチャード・ファイナンスおよびスペシャライズド・リース取引の経済ヘッジ。これらの公正価値調整の主要な要因は、オーストラリアおよびニュージーランドの金利の期間構成の変動である。
- 指定された会計ヘッジ関係の非有効部分。

2020年3月半期の現金利益から調整された経済ヘッジの利益の大半は、資金調達関連スワップに関連し、主に豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドルの通貨ペアのベース・スワップの спреッドの拡大、ならびに米ドルに対する豪ドル安およびニュージーランドドル安により影響を受けた。

2020年3月半期の現金利益から調整された収益および費用ヘッジの損失は主に、米ドルおよびニュージーランドドルに対する豪ドル安によるものであった。

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月半期 対2019年9月半期	2020年3月半期 対2019年3月半期
	(百万ドル)				
経済ヘッジ	(480)	(96)	260	大	大
収益および費用ヘッジ	169	(111)	85	大	99%
税引前現金利益の増加／（減少）	(311)	(207)	345	50%	大
税引後現金利益の増加／（減少）	(220)	(146)	245	51%	大

- ・ ストラクチャード・クレジット仲介取引

ANZは、世界金融危機に先立ち、米国の金融保証会社8社との間で一連のストラクチャード・クレジット仲介取引を締結した。これは、特定の債務の仕組みに関するプロテクションとしてクレジット・デフォルト・スワップ（「CDSs」）の売却および同様のストラクチャーに関するCDSプロテクションの買付けを含んでいた。ANZは、後に米国の金融保証会社6社との間のポジションは終了させ、また残り2つのポートフォリオについては監視し、ANZが特定の取引または相手方に関連して認識したリスクに費用効果があると判断した場合にエクスポージャーを低減できるようにしている。

2020年3月31日現在の発行済み売り買いCDSsの想定価値は、4億ドル（2019年9月：3億ドル、2019年3月：3億ドル）であった。売りおよび買いCDSsのいずれも、純損益を通じて公正価値で測定される。しかしながら、関連する公正価値の変動は、買いCDSsに係る信用リスクの影響が、信用スプレッドならびに豪ドル／米ドルおよびニュージーランドドル／米ドル為替レートの市場変動により決定されるため、完全には相殺されない。CDSsの公正価値（CVAを除く。）は、1,700万ドル（2019年9月：1,900万ドル、2019年3月：2,000万ドル）であり、買いプロテクションに係るCVAは70万ドル（2019年9月：300万ドル、2019年3月：400万ドル）であった。

売り買いプロテクションによる損益は、早期に終了されたものを除き、その公正価値変動が将来の期間にゼロに戻ることに予定されている従来からの事業に関連しているため、現金利益への調整に含めている。

- ・ 減損デリバティブの信用リスク（税引後利益なし）

不履行および減損デリバティブのエクスポージャーにかかるデリバティブ信用評価調整は、不履行および減損デリバティブの運用方法を反映するため現金貸倒引当金に再分類された。

(3) 法定利益および現金利益間の調整についての説明 - 非継続事業

- ・ 自己株式調整

当グループが富裕層オーストラリア部門の非継続事業において保有するANZ株式は、会計目的上自己株式とみなされる。これらの株式からの配当ならびに実現および未実現損益は、法定報告の目的上収益として認識することが認められていないため剰余金に算入される。自己株式が損益計算書を通じて再評価される保険契約債務の原資とするために保有されていることから、現金利益を導く際には、その収益を当グループの利益に含めることとし、当グループの利益に非対称な影響を生じさせないようにしている。2019年9月半期にチューリッヒへの生命保険事業の売却を完了したことにより、当グループが富裕層オーストラリア部門の非継続事業において保有するANZ株式（2019年3月：1,550万株）はなくなった。

- ・ 保険契約債務の再評価 - 富裕層オーストラリア部門の非継続事業

保険契約債務を計算する際、保険契約の予想将来キャッシュフローは、債務の現在価値を反映するよう割引かれており、各期間の市場割引率の変動の影響は損益計算書に反映される。ANZは、市場金利の変動に起因する変動性を除去するため、市場割引率の変動に起因する保険契約の再測定の影響を法定利益への調整に含めている（保険契約の有効期間の最後にはゼロになる。）。2019年3月半期に生命保険事業のチューリッヒへの売却を完了したことにより、今期以降かかる調整は不要となっている。

- ・ 保険契約者の税額のグロスアップ（税引後利益なし）

法定報告の目的上、保険契約者に代わって支払われる保険契約者の所得税およびその他の関連租税は、その他営業収入と当グループの法人税の両方に含まれる。2020年3月半期における所得税の1億100万ドルの還付（2019年9月：ゼロ、2019年3月：1,900万ドルの納付）のグロスアップは、保険契約者の課税純額をベースに評価される事業の基本的業績を反映しないため、非継続の現金ベース業績から除外されている。

(4) 法定利益の現金利益への調整

2020年3月半期

	法定利益	法定利益への調整			
		自己株式 調整	保険契約債務 の再評価	経済ヘッジ	収益および 費用ヘッジ
		(百万ドル)			
純利息収益	7,222	-	-	-	-
保険事業からの収入純額	47	-	-	-	-
その他	1,624	-	-	(480)	169
その他営業収入	1,671	-	-	(480)	169
営業収入	8,893	-	-	(480)	169
営業費用	(4,605)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	4,288	-	-	(480)	169
貸倒引当金繰入	(1,674)	-	-	-	-
法人税控除前利益	2,614	-	-	(480)	169
法人税	(978)	-	-	140	(49)
非支配持分	(1)	-	-	-	-
法人税控除後利益－継続事業	1,635	-	-	(340)	120
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	(90)	-	-	-	-
法人税控除後純利益	1,545	-	-	(340)	120

	法定利益への調整			
	ストラク チャード・ クレジット 仲介取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	法定利益へ の調整合計	現金利益
	(百万ドル)			
純利息収益	-	-	-	7,222
保険事業からの収入純額	-	-	-	47
その他	(3)	-	(314)	1,310
その他営業収入	(3)	-	(314)	1,357
営業収入	(3)	-	(314)	8,579
営業費用	-	-	-	(4,605)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	(3)	-	(314)	3,974
貸倒引当金繰入	-	-	-	(1,674)
法人税控除前利益	(3)	-	(314)	2,300
法人税	1	-	92	(886)
非支配持分	-	-	-	(1)
法人税控除後利益－継続事業	(2)	-	(222)	1,413
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	-	-	-	(90)
法人税控除後純利益	(2)	-	(222)	1,323

2019年9月半期

	法定利益	法定利益への調整			収益および 費用ヘッジ
		自己株式 調整	保険契約債務 の再評価	経済ヘッジ	
		(百万ドル)			
純利息収益	7,040	-	-	-	-
保険事業からの収入純額	49	-	-	-	-
その他	2,403	-	-	(96)	(111)
その他営業収入	2,452	-	-	(96)	(111)
営業収入	9,492	-	-	(96)	(111)
営業費用	(4,706)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	4,786	-	-	(96)	(111)
貸倒引当金繰入	(402)	-	-	-	-
法人税控除前利益	4,384	-	-	(96)	(111)
法人税	(1,325)	-	-	29	32
非支配持分	(6)	-	-	-	-
法人税控除後利益－継続事業	3,053	-	-	(67)	(79)
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	(273)	7	7	-	-
法人税控除後純利益	2,780	7	7	(67)	(79)

	法定利益への調整			
	ストラク チャード・ クレジット 仲介取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	法定利益へ の調整合計	現金利益
	(百万ドル)			
純利息収益	-	-	-	7,040
保険事業からの収入純額	-	-	-	49
その他	(2)	-	(209)	2,194
その他営業収入	(2)	-	(209)	2,243
営業収入	(2)	-	(209)	9,283
営業費用	-	-	-	(4,706)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	(2)	-	(209)	4,577
貸倒引当金繰入	-	-	-	(402)
法人税控除前利益	(2)	-	(209)	4,175
法人税	1	-	62	(1,263)
非支配持分	-	-	-	(6)
法人税控除後利益－継続事業	(1)	-	(147)	2,906
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	-	-	14	(259)
法人税控除後純利益	(1)	-	(133)	2,647

2019年3月半期

	法定利益	法定利益への調整			収益および 費用ヘッジ
		自己株式 調整	保険契約債務 の再評価	経済ヘッジ	
		(百万ドル)			
純利息収益	7,299	-	-	-	-
保険事業からの収入純額	77	-	(7)	-	-
その他	1,917	-	115	260	85
その他営業収入	1,994	-	108	260	85
営業収入	9,293	-	108	260	85
営業費用	(4,365)	-	-	-	-
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	4,928	-	108	260	85
貸倒引当金繰入	(392)	-	-	-	-
法人税控除前利益	4,536	-	108	260	85
法人税	(1,284)	-	(31)	(75)	(25)
非支配持分	(9)	-	-	-	-
法人税控除後利益－継続事業	3,243	-	77	185	60
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	(70)	(18)	38	-	-
法人税控除後純利益	3,173	(18)	115	185	60

	法定利益への調整			
	ストラク チャード・ クレジット 仲介取引	減損デリバ ティブの 信用リスク	法定利益へ の調整合計	現金利益
	(百万ドル)			
純利息収益	-	-	-	7,299
保険事業からの収入純額	-	-	(7)	70
その他	(1)	1	460	2,377
その他営業収入	(1)	1	453	2,447
営業収入	(1)	1	453	9,746
営業費用	-	-	-	(4,365)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	(1)	1	453	5,381
貸倒引当金繰入	-	(1)	(1)	(393)
法人税控除前利益	(1)	-	452	4,988
法人税	-	-	(131)	(1,415)
非支配持分	-	-	-	(9)
法人税控除後利益－継続事業	(1)	-	321	3,564
法人税控除後利益／（損失）－非継続事業	-	-	20	(50)
法人税控除後純利益	(1)	-	(222)	3,514

E. 定義

「AASB」 — オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「ANZEST」 — ANZ従業員株式信託

「APRA」 — オーストラリア適正規制庁

「APS」 — ADIの健全性基準

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、中央銀行預入残高、流動性決済残高（容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少ななもの）および3か月未満の買戻し契約（「リバース・レポ」）に基づき購入された証券からなる。

「現金利益」は、会計基準に従わないで作成された追加の業績指標である。現金利益は当グループの中核的事業活動の業績のANZが推奨する指標を示しており、過去の期間および同業他社と比較した当グループおよび部門の業績を読者が評価できるようにしている。当グループは、下記のとおり、法定利益から非中核項目を除外して現金利益を計算している。これらの項目は、プラスとマイナスの調整に違いを付けないよう、各期間を通じて一貫して計算されている。

損益は、それらが重要である、またはいずれかの期間で重要となる可能性があり、かつ以下の3つのカテゴリーのうち1つに該当する場合調整される。

1. 税、法律もしくは会計法制変更または当グループの継続的事業活動に関連しないその他非中核項目から生じた利益に含まれる利益または損失
2. 自己株式、生命保険契約債務の再評価、経済ヘッジの影響および将来の利益を通じて解消される時間的差異が内在する類似の会計項目
3. 保険契約者の税グロスアップ等、報告利益に影響を与えない個々の勘定科目間の会計上の再分類

現金利益は、現金主義会計ベースで決定されるキャッシュフローまたは利益の指標ではない。

「一括評価貸倒引当金」は、予想信用損失（ECL）に相当する。これらは将来予測に関する記載に盛り込まれるものとし、貸倒引当金を認識するにあたり損失事象の発生を要しない。

「コロナウィルス（COVID-19）」は、新型ウィルスを原因とする呼吸器疾患で、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に指定されたものである。COVID-19は、2020年3月11日に世界保健機関によりパンデミックと位置付けられた。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール（カバー・プール）により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産という二重のリソースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「信用リスク」は、ANZの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産(CRWA)」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「顧客救済」は、顧客に対する返金予定の引当金、救済プロジェクトの費用、ならびに顧客および規制に関する請求、罰金および訴訟の結果を含む。

「デリバティブ信用評価調整（CVA）」 — デリバティブ商品の全期間を通じて、ANZは、モデルを用いて、取引相手の信用の質の影響を考慮に入れるために公正価値を調整する。この方法論は、金融商品の全期間を通じた予想損失の現在価値を、デフォルト確率、デフォルト時損失率、予想信用リスク・エクスポージャーおよび資産相関係数の関数として計算する。減損デリバティブもCVAの対象となる。

「配当性向」は、普通株式配当支払合計額を当行株主に帰属する利益で除したものである。

「総貸付金および前渡金（GLA）」は、貸付金および前渡金、資産計上した仲介／モーゲージ実行手数料から未収収益を控除したものである。

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するか、または、顧客の財政的困難により譲許の条項が提供されている金融資産である。金融資産は、報告日までに生じた損失事象の結果として減損が生じたという客観的な証拠が存在し、また損失事象が個別の資産もしくは資産ポートフォリオの見積将来キャッシュフローに及ぼす影響を信頼性をもって見積もることが可能な場合、減損する。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「個別評価貸倒引当金」は、個別的に管理されるすべての減損資産について個別の状況に応じて評価し、その際には担保（またはその他の信用補強）の実現可能価額、清算時や倒産時の予想受取可能額、法的不確定性、回収に係る見積費用、流通市場エクスポージャーの市価、ならびに想定される受取金および回収金の額や時期などの要素を考慮する。

「銀行業の金利リスク（IRRBB）」は、ANZの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に関係する。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク — 全般的な金利水準および/またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク — 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションリティ・リスク — 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「国際的に比較可能な比率」とは、バーゼル委員会の出版物「バーゼル3：より強靱な銀行および銀行システムのための世界的規制枠組み」（2011年6月）および「資本測定および資本基準の国際的コンバージェンス」（2006年6月）において文書化された規制のANZによる解釈。「国際資本比較研究」（2015年7月13日）と題するAPRAの情報文書で特定された差異も含む。

「レベル1」とは、APRAの監督との関連で、一定の承認された子会社を連結したオーストラリア・ニュージーランド銀行である。

「レベル2」とは、APRAの監督との関連で、関連会社、保険および資産運用会社、非金融営利法人ならびに一定の証券化ビークルを連結から除いた当グループである。

「純預貸利鞘」とは、平均利付資産に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」とは、総貸付金および前渡金から貸倒準備金を差し引いたものである。

「正味安定資金調達比率（NSFR）」とは、APRAが定める所要安定調達額（RSF）に対する利用可能な安定調達額（ASF）の比率である。利用可能な安定調達額は、1年ベースの確実な想定資金源としてオーストラリアの公認預金受入機関（ADI）の資本および負債を構成する。所要安定調達額は、ADIの資産の流動特性および残存期間ならびにオフ・バランスシート取引の関数により定まる。ADIは少なくともNSFRの100%を維持しなければならない。

「正味有形資産」とは、当行株主に帰属する株式資本および準備金から優先株式資本および未償却の無形資産（のれんおよびソフトウェアを含む。）を差し引いた金額に等しい。

「規制上の預け金」とは、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「条件緩和債権」とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティから成る。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

「平均資産利益率」とは、当行株主に帰属する利益（優先株式配当金の支払額を調整済）を平均資産合計で除した料率である。

「平均普通株主資本利益率」とは、当行株主に帰属する利益（優先株式配当金の支払額を調整済）を平均普通株主資本で除した料率である。

「リスク加重資産（RWA）」各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される資産である。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高/ANZの未払決済残高」は、決済される途上にある金融資産および/または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

2020年度の開始日から本書提出日までの間において当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常の過程においてなされる契約を除く。

5【研究開発活動】

該当事項なし

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

ANZは事業目的で、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地および建物を所有および賃借している。支店および商用管理センターを含むこれらの不動産は、2020年3月31日現在の帳簿価格が6億9,400万ドル（2019年9月30日現在7億600万ドル、2019年3月31日現在6億8,400万ドル）であり、以下で構成されている。

不動産の数	2020年3月31日現在		2019年9月30日現在		2019年3月31日現在	
	所有	賃借	所有	賃借	所有	賃借
リテール（支店網）	6	738	7	783	11	811
管理およびオペレーション・センター	10	190	10	182	7	189
居住用	19	2	22	2	24	2
不動産の数合計	35	930	39	967	42	1,002

本半期中、当グループの営業活動に重要な影響を与える不動産の動きはなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

2019年10月1日から2020年3月31日までの半期中、有価証券報告書（令和元年12月20日提出）の「第一部 企業情報－第4 設備の状況－3 設備の新設、除却等の計画」に記載の内容につき、以下に記載される変更を除き、重要な変更はなかった。

ANZは定期的にその世界中のリテール部門の不動産拠点を見直し、当グループの今後の営業モデルに沿わない賃借不動産を除却している。

ANZの富裕層事業のI00Fへの売却は2020年1月31日に完了し、これによりシドニー、セント・ストリート347およびウロンゴン、キーラ・ストリート280の賃借権はI00Fに譲渡された。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(2020年3月31日現在)

	授權株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	2,836,177,422	該当なし
合計	該当なし	2,836,177,422	該当なし

②【発行済株式】

(2020年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	2,836,177,422	オーストラリア証券取引所 ニュージーランド証券取引所	普通株式 (当行の定 款に定める 条項に基づ き発行され る普通株式)
計		2,836,177,422		

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	普通株式資本金 増減額 (単位:百万ドル (百万円))	普通株式資本金 残高 (単位:百万ドル (百万円))	備考
2019年 9月30日		2,834,584,923		26,490 (2,057,478)	
2020年 3月半期	1,592,499		-50 (-3,884)		ボーナス・オプション制度 (BOP)に基づき株式が発行され た。
2020年 3月31日		2,836,177,422		26,440 (2,053,595)	

(4) 【大株主の状況】

普通株式

(2020年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
HSBCカストディー・ノミニーズ (オーストラリア) リミ テッド	GPO Box 5302、 シドニー、ニュー・サウス・ ウェールズ州2001	734,852,217	25.91
JPモルガン・ノミニーズ・ オーストラリア・リミテッド	ロックト・バッグ20049、 メルボルン、ヴィクトリア州3001	408,535,300	14.40
シティコープ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド	GPO Box 764G、 メルボルン、ヴィクトリア州3001	226,191,700	7.98
ナショナル・ノミニーズ・リ ミテッド	GPO Box 1406、 メルボルン、ヴィクトリア州3001	92,488,723	3.26
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド (代理人貸 付配当再投資制度口座)	PO Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	51,369,198	1.81
BNPパリバ・ノミニーズ・ Pty・リミテッド (配当再投 資制度)	PO Box R209、 ロイヤル・エクスチェンジ、 ニュー・サウス・ウェールズ州 1225	30,565,311	1.08

2020年3月31日現在、上記の株主がANZBGLの発行済株式総数の1%以上を保有していた。

ANZは、2017年5月12日に、ブラックロック・グループ（イースト・フィフティーセカンド・ストリート55、ニューヨーク、ニューヨーク州10055）がANZBGLの普通株式148,984,864株（5.07%）の実質的持分を保有して大量保有株主になったこと、また、2019年12月2日に、ブラックロック・グループの持分がANZBGLの普通株式172,225,527株（6.07%）に増加したことを承知している。

ANZは、2018年7月3日に、ザ・バンガード・グループ・インク（PO Box 2600、バレー・フォージV26、ペンシルバニア州19482米国）がANZBGLの普通株式144,730,016株（5.001%）の実質的持分を保有して大量保有株主になったこと、また、2020年3月17日に、ザ・バンガード・グループ・インクの持分がANZBGLの普通株式170,502,797株（6.012%）に増加したことを承知している。

2【役員の状況】

(1) 取締役

2019年度に係る有価証券報告書の提出日（令和元年12月20日）から本半期報告書の提出日までの期間中、有価証券報告書の「第一部 企業情報－第5 提出会社の状況－3 コーポレート・ガバナンスの状況等－(2)役員の状況－①取締役」に記載の当行の取締役につき、異動はなかった。

2020年8月27日、ANZの取締役会は、非執行取締役のポール・オサリバン氏が、2020年10月28日の年次決算確定時に、デービッド・ゴンスキー氏の後任として当行の取締役会会長に就任することを発表した。これは、ゴンスキー氏が、過去6年半にわたり会長を務めた後、取締役を退任するとの決定を受けたものである。

(2) 経営幹部および執行役員

当グループの経営幹部および執行役員についての包括的な説明は、令和元年12月20日提出の有価証券報告書に記載の「第一部 企業情報－第5 提出会社の状況－3 コーポレート・ガバナンスの状況等－(2)役員の状況－②執行役員」を参照のこと。

2019年度に係る有価証券報告書の提出日（令和元年12月20日）から本半期報告書の提出日までの期間中、当グループの経営幹部および執行役員につき、下記を除き、異動はなかった。

新たに任命されたグループ経営委員会メンバーを以下の表に示す。

役職	氏 名 (生年月日)	主要略歴	現在の 職位への 就任	当グル ープへ の入 社	所有株式等 の数(2020 年8月14日 現在)
グループ執行 役員（データ およびオート メーション担 当）	E Gray (グレイ) (1969年8月1日)	ANZではこれまで、チーフ・データ・オフィ サーを務めた。 ANZ入行前は、ウールワースのチーフ・ロイヤ ルティ・アンド・データ・オフィサー、ペイ ン・アンド・カンパニーのパートナーを務め た。	2020年 5月1日	2017年 2月	42,596

本書提出日現在、当行の経営幹部およびグループ経営委員会は、男性6名、女性6名（経営幹部および執行役員のうち女性の比率：50.0%）で構成されている。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「当行」という。）およびその被支配法人（当行と合わせて、「当グループ」または「ANZ」という。）の2020年3月31日現在および同日までの6か月間に係る要約連結財務書類（以下「要約中間連結財務書類」という。）は、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が公表したオーストラリア会計基準（AAS）、「AASBが公表したAASB第134号「中間財務報告」（以下「AASB第134号」という。）」ならびに2001年会社法（連邦法）（以下「会社法」という。）の認識および測定に関する要件に準拠して作成されたものである。国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により採用されている基準および解釈である。AASの認識および測定に関する要件を当グループが適用することにより、要約中間連結財務書類およびそれに含まれる財務情報の、IFRSの認識および測定に関する要件への準拠が確保されている。AASB第134号に従った作成により、IASBが公表した国際会計基準（IAS）第34号「中間財務報告」への準拠が確保されている。英文の要約中間連結財務書類はオーストラリア証券投資委員会（ASIC）に提出され、オーストラリア証券取引所のウェブサイトにおいて公衆の縦覧に供されている。

当グループが採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「3. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

要約中間連結財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定に基づき本書に記載されている。

(ロ) 要約中間連結財務書類は、独立会計監査人の監査を受けていない。

(ハ) 要約中間連結財務書類の原文は、豪ドルで表示されている。以下の要約中間連結財務書類に「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2020年8月3日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場（1豪ドル＝77.67円）の換算率により換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2. その他」および「3. 日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、原文の要約中間連結財務書類に含まれていない。

1【中間財務書類】

2020年3月31日に終了した6か月間に係る要約中間連結財務書類

(i) 要約連結損益計算書

	注記	2020年3月半期		2019年9月半期		2019年3月半期		2020年 3月期対 2019年 9月期 増減率	2020年 3月期対 2019年 3月期 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
受取利息		13,800	1,071,846	15,107	1,173,361	15,970	1,240,390	-9%	-14%
支払利息		(6,578)	(510,913)	(8,067)	(626,564)	(8,671)	(673,477)	-18%	-24%
純利息収益	2	7,222	560,933	7,040	546,797	7,299	566,913	3%	-1%
その他営業収入	2	1,489	115,651	2,272	176,466	1,786	138,719	-34%	-17%
保険事業収入純額	2	47	3,650	49	3,806	77	5,981	-4%	-39%
関連会社投資の持分利益	2,18	135	10,485	131	10,175	131	10,175	3%	3%
営業収入		8,893	690,719	9,492	737,244	9,293	721,787	-6%	-4%
営業費用	3	(4,605)	(357,670)	(4,706)	(365,515)	(4,365)	(339,030)	-2%	5%
貸倒引当金繰入および法人税 控除前利益		4,288	333,049	4,786	371,729	4,928	382,758	-10%	-13%
貸倒引当金繰入	9	(1,674)	(130,020)	(402)	(31,223)	(392)	(30,447)	大	大
税引前利益		2,614	203,029	4,384	340,505	4,536	352,311	-40%	-42%
法人税	4	(978)	(75,961)	(1,325)	(102,913)	(1,284)	(99,728)	-26%	-24%
継続事業に係る税引後利益		1,636	127,068	3,059	237,593	3,252	252,583	-47%	-50%
非継続事業に係る税引後利益/ (損失)	12	(90)	(6,990)	(273)	(21,204)	(70)	(5,437)	-67%	29%
当期利益		1,546	120,078	2,786	216,389	3,182	247,146	-45%	-51%
内訳：									
当行株主に帰属する利益		1,545	120,000	2,780	215,923	3,173	246,447	-44%	-51%
非支配持分に帰属する利益		1	78	6	466	9	699	-83%	-89%
非継続事業を含む普通株式 1株当たり利益(セント/円)									
基本的	6	54.6	42	98.3	76	111.7	87	-44%	-51%
希薄化後	6	51.5	40	94.7	74	106.4	83	-46%	-52%
継続事業に係る普通株式 1株当たり利益(セント/円)									
基本的	6	57.8	45	107.9	84	114.1	89	-46%	-49%
希薄化後	6	54.3	42	103.6	80	108.7	84	-48%	-50%
普通株式1株当たり配当 (セント/円) ⁽¹⁾	5	未定	未定	80	62	80	62	該当なし	該当なし

(1) 2020年度中間配当金の支払いに関する決定は、経済の先行きの不透明性が減少するまで延期され、2020年8月の市場アップデートで最新の情報が提供される。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

(ii) 要約連結包括利益計算書

	2020年3月期末現在		2019年9月期末現在		2019年3月期末現在		2020年 3月期対 2019年 9月期 増減率	2020年 3月期対 2019年 3月期 増減率
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
継続事業による当期利益	1,636	127,068	3,059	237,593	3,252	252,583	-47%	-50%
その他の包括利益								
将来、損益に組み替えられない項目								
投資有価証券—FVOCIで測定される持分証券	(115)	(8,932)	(131)	(10,175)	176	13,670	-12%	大
その他の準備金の増減	236	18,330	56	4,350	11	854	大	大
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目								
為替換算調整勘定 ⁽¹⁾	1,281	99,495	(137)	(10,641)	834	64,777	大	54%
その他の準備金の増減	83	6,447	392	30,447	517	40,155	-79%	-84%
上記項目に帰属する法人税	(76)	(5,903)	(101)	(7,845)	(187)	(14,524)	-25%	-59%
関連会社のその他の包括利益の持分 ⁽²⁾	10	777	13	1,010	13	1,010	-23%	-23%
継続事業に係るその他の包括利益(税引後)	1,419	110,214	92	7,146	1,364	105,942	大	4%
非継続事業に係る税引後利益 / (損失)	(90)	(6,990)	(273)	(21,204)	(70)	(5,437)	-67%	29%
非継続事業に係るその他の包括利益(税引後)	-	-	(139)	(10,796)	42	3,262	-100%	-100%
当期包括利益合計	2,965	230,292	2,739	212,738	4,588	356,350	8%	-35%
包括利益合計の内訳								
当行株主に帰属するもの	2,965	230,292	2,729	211,961	4,578	355,573	9%	-35%
非支配持分に帰属するもの	-	-	10	777	10	777	-100%	-100%

(1) 非支配持分に帰属する為替換算差額金1百万ドルの損失を含む(2019年9月半期:4百万ドルの利益、2019年3月半期:1百万ドルの利益)。

(2) 関連会社のその他の包括利益の持分には、将来、純損益に組み替えられる可能性がある項目として、FVOCI準備金7百万ドルの利益(2019年9月半期:15百万ドルの利益、2019年3月半期:5百万ドルの利益)、確定給付制度の利益3百万ドル(2019年9月半期:ゼロ、2019年3月半期:7百万ドルの利益)、キャッシュフロー・ヘッジ準備金ゼロ(2019年9月半期:2百万ドルの損失、2019年3月半期:ゼロ)、為替換算調整勘定の利益ゼロ(2019年9月半期:ゼロ、2019年3月半期:1百万ドルの利益)が含まれている。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

(iii) 要約連結貸借対照表

	注記	2020年3月期末現在		2019年9月期末現在		2019年3月期末現在		2020年 3月期対 2019年9月 期増減率	2020年 3月期対 2019年3月 期増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	%	%
資産									
現金および現金同等物 ⁽¹⁾		143,093	11,114,033	81,621	6,339,503	93,996	7,300,669	75%	52%
ANZの未収決済残高		6,961	540,661	3,739	290,408	4,041	313,864	86%	72%
支払担保		16,762	1,301,905	15,006	1,165,516	11,860	921,166	12%	41%
売買目的有価証券		49,068	3,811,112	43,169	3,352,936	42,857	3,328,703	14%	14%
デリバティブ金融商品		173,677	13,489,493	120,667	9,372,206	79,375	6,165,056	44%	大
投資有価証券		85,923	6,673,639	83,709	6,501,678	78,882	6,126,765	3%	9%
正味貸付金および前渡金	8	656,609	50,998,821	615,258	47,787,089	609,281	47,322,855	7%	8%
規制上の預け金		804	62,447	879	68,272	944	73,320	-9%	-15%
売却目的保有資産	12	-	-	1,831	142,214	43,549	3,382,451	-100%	-100%
関連会社に対する投資		2,313	179,651	2,957	229,670	2,737	212,583	-22%	-15%
当期税金資産		452	35,107	265	20,583	500	38,835	71%	-10%
繰延税金資産 ⁽²⁾		1,816	141,049	1,356	105,321	1,146	89,010	34%	58%
のれんおよびその他の無形資産		4,957	385,010	4,861	377,554	5,017	389,670	2%	-1%
土地建物および設備機器 ⁽²⁾		3,211	249,398	1,924	149,437	1,863	144,699	67%	72%
その他資産		4,309	334,680	3,895	302,525	4,222	327,923	11%	2%
資産合計		1,149,955	89,317,005	981,137	76,204,911	980,270	76,137,571	17%	17%
負債									
ANZの未払決済残高		22,314	1,733,128	10,867	844,040	12,371	960,856	大	80%
受取担保		17,463	1,356,351	7,929	615,845	5,726	444,738	大	大
預金およびその他の借入金	10	726,909	56,459,022	637,677	49,528,373	634,989	49,319,596	14%	14%
デリバティブ金融商品		167,364	12,999,162	120,951	9,394,264	80,871	6,281,251	38%	大
当期税金負債		244	18,951	260	20,194	159	12,350	-6%	53%
繰延税金負債		94	7,301	67	5,204	48	3,728	40%	96%
売却目的保有負債	12	-	-	2,121	164,738	46,555	3,615,927	-100%	-100%
支払債務およびその他の負債 ⁽²⁾		10,536	818,331	7,968	618,875	7,641	593,476	32%	38%
従業員受給権		635	49,320	588	45,670	567	44,039	8%	12%
その他引当金	11	2,773	215,379	2,224	172,738	1,680	130,486	25%	65%
発行済社債	13	140,248	10,893,062	129,691	10,073,100	129,692	10,073,178	8%	8%
負債合計		1,088,580	84,550,009	920,343	71,483,041	920,299	71,479,623	18%	18%
純資産		61,375	4,766,996	60,794	4,721,870	59,971	4,657,948	1%	2%
株主資本									
普通株式資本	16	26,440	2,053,595	26,490	2,057,478	26,048	2,023,148	0%	2%
準備金	16	2,851	221,437	1,629	126,524	1,709	132,738	75%	67%
利益剰余金 ⁽²⁾	16	32,073	2,491,110	32,664	2,537,013	32,064	2,490,411	-2%	0%
当行株主に帰属する株式資本および準備金		61,364	4,766,142	60,783	4,721,016	59,821	4,646,297	1%	3%
非支配持分に帰属するもの	16	11	854	11	854	150	11,651	0%	-93%
株主資本合計		61,375	4,766,996	60,794	4,721,870	59,971	4,657,948	1%	2%

(1) 現金および現金同等物の定義を満たすANZの未収決済残高を含む。

(2) 2019年10月1日付のAASB第16号適用時に、当グループは有形固定資産に計上されている使用権資産1.6十億ドルならびに支払債務およびその他の負債に計上されているリース負債1.7十億ドルを認識した。この結果として、期首現在の利益剰余金が88百万ドル減少し、繰延税金資産が37百万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。詳細は注記1を参照のこと。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

(iv) 要約連結キャッシュフロー計算書

要約連結キャッシュフロー計算書には、非継続事業が含まれている。非継続事業に関連するキャッシュフローおよび売却目的保有に組み替えられた現金および現金同等物については、注記12を参照のこと。

	2020年3月半期		2019年9月半期		2019年3月半期 ⁽⁷⁾	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	1,546	120,078	2,786	216,389	3,182	247,146
営業活動による純キャッシュフローとの調整						
貸倒引当金繰入額	1,674	130,020	403	31,301	391	30,369
関連会社に対する投資の減損	815	63,301	-	-	-	-
減価償却費および償却費 ⁽¹⁾	613	47,612	443	34,408	428	33,243
土地建物および設備機器の売却（益）/損	(4)	(311)	(4)	(311)	(1)	(78)
正味デリバティブ/外貨換算調整	1,859	144,389	3,326	258,330	1,614	125,359
投資の売却による（利益）/損失	11	854	(19)	(1,476)	(118)	(9,165)
その他の非現金項目の増減	(99)	(7,689)	(295)	(22,913)	(61)	(4,738)
営業資産の純（増加）/減少						
支払担保	(904)	(70,214)	(2,850)	(221,360)	(643)	(49,942)
売買目的有価証券	1,761	136,777	(1,423)	(110,524)	(6,518)	(506,253)
貸付金および前渡金	(30,392)	(2,360,547)	(8,336)	(647,457)	(1,932)	(150,058)
保険契約に対応する投資	-	-	(3,331)	(258,719)	(211)	(16,388)
その他資産	(687)	(53,359)	430	33,398	(884)	(68,660)
営業負債の純増加/（減少）						
預金およびその他の借入金	67,503	5,242,958	(2,050)	(159,224)	9,056	703,380
ANZの未払決済残高	11,202	870,059	(1,520)	(118,058)	443	34,408
受取担保	8,379	650,797	1,928	149,748	(924)	(71,767)
生命保険契約債務	-	-	(110)	(8,544)	110	8,544
その他の負債	(8,630)	(670,292)	2,421	188,039	(281)	(21,825)
調整額合計	53,101	4,124,355	(10,987)	(853,360)	469	36,427
営業活動による（に使用された）純キャッシュフロー⁽²⁾	54,647	4,244,432	(8,201)	(636,972)	3,651	283,573
投資活動によるキャッシュフロー						
投資有価証券：						
購入	(17,369)	(1,349,050)	(10,725)	(833,011)	(13,122)	(1,019,186)
売却または満期による手取金	18,997	1,475,497	7,720	599,612	13,508	1,049,166
事業売却による手取金、売却事業保有現金						
控除後	691	53,670	1,415	109,903	706	54,835
I00F担保付債券による手取金/（返済額）	(800)	(62,136)	-	-	800	62,136
その他資産	(33)	(2,563)	(112)	(8,699)	(396)	(30,757)
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	1,486	115,418	(1,702)	(132,194)	1,496	116,194
財務活動によるキャッシュフロー						
発行済社債： ⁽³⁾						
発行額	11,933	926,836	8,863	688,389	17,037	1,323,264
償還額	(10,427)	(809,865)	(12,177)	(945,788)	(10,781)	(837,360)
配当金支払額 ⁽⁴⁾	(2,228)	(173,049)	(2,229)	(173,126)	(2,242)	(174,136)
自己株式の市場での購入	(122)	(9,476)	-	-	(112)	(8,699)
リース負債の返済 ⁽⁵⁾	(148)	(11,495)	-	-	-	-
自己株式買戻し	-	-	-	-	(1,120)	(86,990)
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(992)	(77,049)	(5,543)	(430,525)	2,782	216,078
現金および現金同等物の純（減少）/増加	55,141	4,282,801	(15,446)	(1,199,691)	7,929	615,845
現金および現金同等物の期首残高	81,621	6,339,503	94,263	7,321,407	84,964	6,599,154
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	6,331	491,729	2,804	217,787	1,370	106,408
現金および現金同等物の期末残高⁽⁶⁾	143,093	11,114,033	81,621	6,339,503	94,263	7,321,407

- (1) AASB第16号の適用の結果として2019年10月1日に認識された使用権資産の減価償却費を含む。比較情報は修正再表示されていない。
- (2) 営業活動による純キャッシュ・インフロー／（アウト・フロー）には、1,480百万ドル（2019年9月半期：1,194百万ドル、2019年3月半期：1,935百万ドル）の法人税納付額が含まれる。
- (3) 発行済社債の現金を伴わない変動には、公正価値ヘッジによる損失1,103百万ドル（2019年9月半期：978百万ドルの損失、2019年3月半期：1,459百万ドルの損失）および外国為替差損8,536百万ドル（2019年9月半期：2,711百万ドルの損失、2019年3月半期：1,104百万ドルの損失）が含まれる。
- (4) 配当金再投資制度に充てるための株式購入によるキャッシュアウトフローは、配当金支払額に計上されている。
- (5) AASB第16号の適用の結果として、当グループが2019年10月1日に認識を開始したリース負債の返済に関連している。比較情報は修正再表示されていない。
- (6) 貸借対照表の本体で認識された現金および現金同等物143,093百万ドル（2019年9月半期：81,621百万ドル、2019年3月半期：93,996百万ドル）を含み、売却目的保有資産の一部として計上された金額はない（2019年9月半期：ゼロ、2019年3月半期：267百万ドル）。
- (7) 2019年3月半期の一部の項目は、AASB第9号の適用の影響を反映して、修正再表示されている。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

(v) 要約連結持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2018年10月1日現在	27,205	2,113,012	323	25,087	31,737	2,465,013
AASB第9号への移行の影響	-	-	14	1,087	(624)	(48,466)
継続事業に係る損益	-	-	-	-	3,243	251,884
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(70)	(5,437)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	1,351	104,932	12	932
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	42	3,262	-	-
当期包括利益合計	-	-	1,393	108,194	3,185	247,379
株主権に基づく株主との取引：(1)						
配当金支払額 ⁽²⁾	-	-	-	-	(2,254)	(175,068)
当グループの生命保険法定基金に保有される自己株式の受取配当金	-	-	-	-	12	932
グループ株式買戻し ⁽³⁾	(1,120)	(86,990)	-	-	-	-
その他の資本増減：(1)						
当グループの従業員株式取得制度	(37)	(2,874)	-	-	-	-
その他の項目	-	-	(21)	(1,631)	8	621
2019年3月31日現在	26,048	2,023,148	1,709	132,738	32,064	2,490,411
継続事業に係る損益	-	-	-	-	3,053	237,127
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(273)	(21,204)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	42	3,262	46	3,573
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	(139)	(10,796)	-	-
当期包括利益合計	-	-	(97)	(7,534)	2,826	219,495
株主権に基づく株主との取引：(1)						
配当金支払額 ⁽²⁾	-	-	-	-	(2,227)	(172,971)
その他の資本増減：(1)						
富裕層オーストラリアの自己株式の調整 ⁽⁴⁾	405	31,456	-	-	-	-
当グループの従業員株式取得制度	37	2,874	-	-	-	-
その他の項目	-	-	17	1,320	1	78
2019年9月30日現在	26,490	2,057,478	1,629	126,524	32,664	2,537,013
AASB第16号への移行の影響	-	-	-	-	(88)	(6,835)
継続事業に係る損益	-	-	-	-	1,635	126,990
非継続事業に係る損益	-	-	-	-	(90)	(6,990)
継続事業による当期その他の包括利益	-	-	1,249	97,010	171	13,282
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	-	-	1,249	97,010	1,716	133,282
株主権に基づく株主との取引：(1)						
配当金支払額 ⁽²⁾	-	-	-	-	(2,228)	(173,049)
その他の資本増減：(1)						
当グループの従業員株式取得制度	(50)	(3,884)	-	-	-	-
その他の項目	-	-	(27)	(2,097)	9	699
2020年3月31日現在	26,440	2,053,595	2,851	221,437	32,073	2,491,110

	当行株主に帰属する株式資本 および準備金		非支配持分に 帰属するもの		株主資本 合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2018年10月1日現在	59,265	4,603,113	140	10,874	59,405	4,613,986
AASB第9号への移行の影響	(610)	(47,379)	-	-	(610)	(47,379)
継続事業に係る損益	3,243	251,884	9	699	3,252	252,583
非継続事業に係る損益	(70)	(5,437)	-	-	(70)	(5,437)
継続事業による当期その他の包括利益	1,363	105,864	1	78	1,364	105,942
非継続事業による当期その他の包括利益	42	3,262	-	-	42	3,262
当期包括利益合計	4,578	355,573	10	777	4,588	356,350
株主権に基づく株主との取引：(1)						
配当金支払額 ⁽²⁾	(2,254)	(175,068)	-	-	(2,254)	(175,068)
当グループの生命保険法定基金に保有される自己株式の受取配当金	12	932	-	-	12	932
グループ株式買戻し ⁽³⁾	(1,120)	(86,990)	-	-	(1,120)	(86,990)
その他の資本増減：(1)						
当グループの従業員株式取得制度	(37)	(2,874)	-	-	(37)	(2,874)
その他の項目	(13)	(1,010)	-	-	(13)	(1,010)
2019年3月31日現在	59,821	4,646,297	150	11,651	59,971	4,657,948
継続事業に係る損益	3,053	237,127	6	466	3,059	237,593
非継続事業に係る損益	(273)	(21,204)	-	-	(273)	(21,204)
継続事業による当期その他の包括利益	88	6,835	4	311	92	7,146
非継続事業による当期その他の包括利益	(139)	(10,796)	-	-	(139)	(10,796)
当期包括利益合計	2,729	211,961	10	777	2,739	212,738
株主権に基づく株主との取引：(1)						
配当金支払額 ⁽²⁾	(2,227)	(172,971)	(2)	(155)	(2,229)	(173,126)
その他の資本増減：(1)						
富裕層オーストラリアの自己株式の調整 ⁽⁴⁾	405	31,456	-	-	405	31,456
当グループの従業員株式取得制度	37	2,874	-	-	37	2,874
その他の項目	18	1,398	(147)	(11,417)	(129)	(10,019)
2019年9月30日現在	60,783	4,721,016	11	854	60,794	4,721,870
AASB第16号への移行の影響	(88)	(6,835)	-	-	(88)	(6,835)
継続事業に係る損益	1,635	126,990	1	78	1,636	127,068
非継続事業に係る損益	(90)	(6,990)	-	-	(90)	(6,990)
継続事業による当期その他の包括利益	1,420	110,291	(1)	(78)	1,419	110,214
非継続事業による当期その他の包括利益	-	-	-	-	-	-
当期包括利益合計	2,965	230,292	-	-	2,965	230,292
株主権に基づく株主との取引：(1)						
配当金支払額 ⁽²⁾	(2,228)	(173,049)	-	-	(2,228)	(173,049)
その他の資本増減：(1)						
当グループの従業員株式取得制度	(50)	(3,884)	-	-	(50)	(3,884)
その他の項目	(18)	(1,398)	-	-	(18)	(1,398)
2020年3月31日現在	61,364	4,766,142	11	854	61,375	4,766,996

(1) 当期および前期には非継続事業が含まれている。

(2) 2019年度最終配当金の配当金再投資制度（「DRP」）に基づいて発行された新株はない（2019年度中間配当金および2018年度最終配当金についても、発行された新株はない）。これは株式が市場で購入され、DRPに加入している株主に直接提供されたことによる。2020年3月半期のDRP向けに市場で購入した株式は185百万ドル（2019年9月半期：233百万ドル、2019年3月半期：199百万ドル）であった。

(3) 当行は、2019年3月半期に1,120百万ドル相当のANZ普通株式を買い戻し、3.0十億ドルの市場買戻しを完了した。その結果2019年3月半期に42.0百万株を消却した。

(4) 当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびIOOFへの売却に備えて行われた継承ファンドへの移管は、2019年4月13日に完了した。その結果、以前に富裕層オーストラリアの非継続事業で保有していたANZ株式（自己株式）の消去は行われなくなった。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

[次へ](#)

(vi) 要約中間連結財務書類の注記

1. 作成基準

本要約中間連結財務書類は、

- ・オーストラリア会計基準（「AAS」）の認識および測定要件に準じて作成している。
- ・2001年会社法およびASX上場規則に基づく継続開示義務に準拠した2019年9月30日終了年度のANZ年次財務書類、ならびに2020年3月31日終了の半期に関して親会社および被支配法人（「当グループ」）が行った公表と併せて読むべきものである。
- ・ANZの年次財務報告書に通常含まれる種類のすべての注記は含んでいない。
- ・別途記載のある場合を除き、豪ドルにて表示されている。
- ・2020年4月29日に取締役会によって承認された。

i) コンプライアンス

本要約中間連結財務書類は2001年会社法およびIAS第34号「中間財務報告」の遵守を義務付けたAASB第134号に準拠して作成されている。

ii) 四捨五入

別途明記されていない限り、本要約中間連結財務書類に記載された金額は、オーストラリア証券投資委員会の企業向け通達2016/191号で許容されているとおり、百万ドル単位に四捨五入されている。

iii) 測定基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価主義に基づき作成されている。

- ・デリバティブ金融商品および公正価値ヘッジの場合の基礎となるヘッジ・エクスポージャーの公正価値調整
- ・売買目的保有金融資産および金融負債
- ・損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産
- ・売却目的保有の資産および負債（注記12に従い帳簿価額で表示されるものを除く）

AASB第1038号「生命保険契約」に従い、生命保険債務はマージン・オン・サービス・モデルを用いて測定されている。

AASB第119号「従業員給付」に従い、確定給付債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。

iv) 見積り、仮定、判断の使用

本要約中間連結財務書類の作成には経営陣の判断、見積りおよび仮定を用いる必要があり、これらは計上額や会計方針の適用に影響を及ぼす。複雑または主観的な判断や評価を含む、重要な会計上の見積りおよび判断についての議論は、2019年度ANZ年次財務報告書に記載されている。これらの見積りおよび判断は継続的に見直されている。

2020年3月31日に終了した半期に変更された主要な見積り、仮定および判断の簡潔な説明は以下のとおりである。

新型コロナウイルス感染症（「COVID-19」）の世界的流行

現在進行中のCOVID-19の世界的流行は、本要約連結財務書類の作成における見積りの不確実性を高めた。

見積りの不確実性は、以下に関連している。

- ・ウィルスのまん延を封じ込めるための政府、企業および消費者の行動から生じる事業の途絶の範囲および期間。
- ・予期される景気後退の程度および期間（ならびにGDP、雇用および住宅価格を含む主要な経済的要因の予想）。これには、資本市場の混乱、信用の悪化、流動性に対する懸念、失業の増加、消費者の裁量支出の減少、需要の減少による生産の縮小およびその他の組織再編活動が含まれる。
- ・企業および消費者がこの混乱および景気後退から抜け出せるよう支援するために、政府および中央銀行が実施し、また今後実施する措置の有効性。

当グループは、本要約連結財務書類において、様々な会計上の見積りを、取締役がこのような状況下で合理的と考える、将来の事象についての2020年3月31日現在での見込みおよび仮定を反映した経済状況の予想に基づいて策定した。この予想の作成には、相当な判断が関与している。基礎となる仮定もまた、当グループの支配が及ばないことが多い不確実性の影響を受ける。したがって、予想した事象は予想したとおりには発生しないことが多いため、実際の経済状況は予想とは異なる可能性が高く、そしてこうした差異の影響は本財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を与える可能性がある。

これらの予想および関連する不確実性によって影響を受ける重要な会計上の見積りは、主に予想信用損失、公正価値測定および非金融資産の回収可能価額の評価に関連している。

COVID-19の世界的流行がこれらの会計上の見積りのそれぞれに及ぼす影響は、以下および／または本要約連結財務書類の関連する注記で説明されている。本財務書類の読者は、上記の内在する不確実性に照らしてこれらの開示を慎重に検討すべきである。

予想信用損失引当金

当グループは、AASB第9号「金融商品」で要求されている予想信用損失（「ECL」）の減損モデルを用いて予想信用損失引当金を測定している。予想信用損失引当金の認識および測定についての当グループの会計方針は、ANZの2019年9月30日に終了した事業年度の年次財務書類の注記13に記述されている。

以下の表は、当グループの予想信用損失引当金を示している（詳細な情報については、注記9および注記14を参照のこと）。

	期末現在		
	2020年3月	2019年9月	2019年3月
	(単位：百万ドル)		
一括評価	4,501	3,376	3,378
個別評価	1,093	814	891
合計 ⁽¹⁾⁽²⁾	5,594	4,190	4,269

(1) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金、投資有価証券—償却原価で測定される負債証券、ならびにオフ・バランスシートのコミットメント-未実行与信枠および偶発与信枠に対する予想信用損失引当金を含む。

(2) 継続事業および非継続事業から売却目的保有に組み替えられた資産および負債を含む。

個別評価予想信用損失引当金

ステージ3エクスポージャーの個別評価ECLを見積もる際に、予想される返済、担保物件の実現可能価額、顧客の事業の見通し、競合請求ならびに債権処理プロセスの期間および予想発生費用に関連して、判断および仮定を行う。これらの事項に関連する判断および仮定は、COVID-19の潜在的影響を反映して最新のものに改められた。

一括評価予想信用損失引当金

2020年3月半期中に、一括評価予想信用損失引当金は1,125百万ドル増加した。これは、1,031百万ドルの経済見通しの変更、77百万ドルの為替の影響ならびに17百万ドルのポートフォリオ構成およびリスクの変動に起因するものであった。

一括評価ECLを見積もる際に、当グループは以下に関連して判断および仮定を行う。

- ・当グループのECL見積りのモデル化は複雑であることに留意した、見積技法またはモデル化手法の選定
- ・これらのモデルへのインプットの選定、およびこれらのインプット間の相互依存性

本要約連結財務書類においてECLの見積りの際に適用されたモデル化手法は、2019年9月30日に終了した事業年度のANZの年次財務書類において適用された手法と一貫している。

世界経済に及ぼすCOVID-19の影響、ならびに政府、企業および消費者がどのように対応するかは不透明である。この不透明性は、当グループの与信ポートフォリオからの予想信用損失の評価に反映されており、これは数多くの経営陣の判断および見積りの影響を受ける。

次の表は、モデルへのインプットに関連した主要な判断および仮定、ならびにこれらのインプットの相互依存性を要約し、また、当期間中の重要な変動を明らかにしている。

判断および関連する仮定は、COVID-19の影響との関連において行われており、過去の実績に加えて、このような状況下で合理的と考えられる将来の事象の見込みを含む、適切とみなされるその他の要因を反映している。COVID-19に関連して、判断および仮定には、世界的流行の範囲および期間、政府およびその他の当局の措置の影響、様々な業界における企業と消費者の対応、ならびにこれらに伴う世界経済への影響が含まれる。したがって、当グループのECLの見積りは本質的に不確実であり、その結果、実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性がある。

判断／仮定	内容	2020年3月31日に終了した半期中の変動および検討事項
信用リスクの著しい増大（「SICR」）がいつ発生したかの決定	ECLの測定において、貸付金の当初認識時からSICRがあったかを判定するための規則およびトリガー・ポイントの設定には判断が伴い、この結果として金融資産が「ステージ1」から「ステージ2」に移動される。ステージ1からステージ2への移行は、ECLを向こう12か月間におけるデフォルト確率に基づいた引当金から、全期間にわたっての予想信用損失引当金に増加させるため、これは判断の重要な分野である。ステージ2からステージ1への移行をもたらすその後の信用リスクの減少は、同様にECL引当金の著しい変動をもたらす。トリガー・ポイントを正確に設定するためには、ECL引当金の額に重大な影響を及ぼす可能性がある判断が必要とされる。	当半期に、潜在的なCOVID-19の悪影響を認識して、支払猶予および支払繰延などの各種の取組みが顧客に提案されている。このような提案が受け入れられた場合、そのことは自動的にSICRを示すものではないが、顧客に対する与信枠の評価および格付に使用される広範な一連の指標の中で必要に応じて使用される。
向こう12か月間および全期間の両方の信用損失の測定	ECLは、デフォルト確率（「PD」）、デフォルト時損失率（「LGD」）およびデフォルト時エクスポージャー（「EAD」）の関数であり、経営陣が判定する適切な将来情報を反映した一定時点での測定値である。どの将来情報の変数が、特定の貸付ポートフォリオに適切か、およびこれらの将来情報の変数の変動に対するパラメーターの感応度の決定に適切かの判定には判断が伴う。 また、ECLの測定に用いられる与信枠の残存期間の見積りに行動特性が適用される場合には、判断が必要とされる。	PD、EADおよびLGDモデルは、定期的なモデルのモニタリング、定期的な再検証を規定し、モデルの重要性に応じて承認手続きおよび権限を定めている当グループのモデル・リスク方針の適用を受ける。 2020年3月31日に終了した半期に、この方針の重要な変更はなかった。 2020年3月31日に終了した半期に、行動特性に基づく期間の見積りに変更はなかった。
ベース・ケース経済予測	当グループは、ANZの見解による最も可能性の高い将来のマクロ経済状況を反映した、将来予測的な「ベース・ケース」経済シナリオを作成している。	当半期にモデルへのインプットとして使用された将来情報の変数（主要な経済要因）に変更はなかった。 2020年3月31日現在で、COVID-19に関連して急速に変化する状況を反映して、ベース・ケースの仮定が更新された。これには、中央銀行（金融政策）、政府（貸金補助）および組織固有の対応（支払猶予など）の影響の評価が含まれている。これらは、予想される景気後退の期間と深刻度の決定の際に考慮されている。 2020年3月31日現在および以前に2019年9月30日現在で使用されたベース・ケース・シナリオの主要経済要因の予想される結果は、「ベース・ケース経済予測に関する仮定」の項で後述されている。

2020年3月31日に終了した半期中の 変動および検討事項

判断／仮定	内容	
各シナリオの確率加重（ベース・ケース・シナリオ、アップサイドシナリオ (1)、ダウンスайдシナリオ ⁽¹⁾ 、深刻なダウンスайдシナリオ ⁽²⁾ ）	各シナリオの確率加重は、ベース・ケース・シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。	当期における確率加重の主要な検討事項は、COVID-19の継続的な影響である。主にCOVID-19の経済への悪影響を反映したベース・ケース予測に加えて、当グループによるダウンスайдリスクの評価を考慮して、ダウンスайдシナリオと深刻なダウンスайдシナリオのウェイトを増加させている。 オーストラリア、ニュージーランドおよび世界のその他の地域に割り当てられた確率加重は、内在する高度の不確実性の影響を受け、そのため、実際の結果は予測されたものとは著しく異なる可能性がある。当グループは、各地域における加重は起こり得る損失の結果の最善の見積りを提供していると考えており、これらの決定にあたって当グループの与信ポートフォリオ内の相互関係および相関を（短期および長期の両方にわたり）分析した。
経営陣による一時的な調整	ECL引当金に対する経営陣による一時的な調整は、当グループの既存のインプット、仮定およびモデル技法が当グループの貸付ポートフォリオに関連するすべてのリスク要因を捕捉していないと判断された状況で使用される。当グループの最新のパラメーター、リスク格付または将来情報に組み込まれていない、発現しつつある局地的または世界的なマクロ経済的、ミクロ経済的または政治的な事象および自然災害が、そのような状況の例である。経営陣による一時的な調整の使用は、認識されるECLの金額に影響を与える可能性がある。	一時的な調整は、COVID-19および関連する信用損失エクスポージャーがモデル化された経済シナリオで捕捉される範囲との関連において評価されている。限定された業界およびポートフォリオに対して一時的な調整の変更が行われたが、2020年3月半期においては、全体としての一時的な調整に重要な変更はない。

- (1) アップサイドシナリオおよびダウンスайдシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され（すなわち、これらは貸借対照表日現在の実勢経済状況に基づくのではない）、より楽観的（アップサイドシナリオの場合）またはより悲観的（ダウンスайдシナリオの場合）な経済状況の組合わせに基づく。
- (2) 深刻なダウンスайдシナリオは、平均的な景気サイクルの状況を参照して決定され、より可能性が低い、非常に困難な経済状況の潜在的に深刻な悪化の影響を考慮に入れる。

ベース・ケース経済予測に関する仮定

COVID-19の世界的流行の不透明な展開は、以下を取り巻く不確実性により、予想の結果としてECL残高が過少計上または過大計上されるリスクを増大させる。

- ・ COVID-19のまん延を止めるまたは速度を減じるための策の範囲および期間
- ・ 景気後退の程度および期間、ならびに景気回復に要する時間
- ・ 政府の景気刺激策の有効性で、特に景気後退の深刻度ならびに回復の程度および期間に景気刺激策が与える影響

当グループのベース・ケース経済予測シナリオは、第2四半期における経済状況の急速な悪化とその後の緩やかな改善を反映している。このシナリオは、2020年暦年の第2四半期における大幅な活動停止とその後の漸進的な緩和を反映している。

2020年3月31日時点のベース・ケース経済予測の経済要因および2019年9月30日時点で使用された経済要因は、以下に示されている。これらは、それぞれの報告日現在で、最も可能性が高いマクロ経済状況についてのANZの見解を反映している。

	2020年3月31日現在の ベース・ケース経済予測	2019年9月30日現在の ベース・ケース経済予測
オーストラリア：		
・ GDP	2020年暦年ではGDPの縮小が予想され、2021年にいくぶん回復が見込まれる。 GDPは2020年6月に終了する四半期に13%縮小し、その後に回復すると見込まれ、その結果、2020年暦年ではGDPは4.7%縮小し、2021年暦年には4.1%成長する。	緩やかな改善が見込まれる。
・ 失業率	失業者数は、2020年6月に終了する四半期に大幅に増加し、2020年の残りの期間および2021年にわたって徐々に回復するが、COVID-19流行の前よりは高い水準にとどまると見込まれる。 失業率は、2020年6月に終了する四半期に13%に達し、その後2020年9月に終了する四半期に小幅の回復が見込まれる。平均失業率は、2020年暦年が9.0%、2021年暦年が7.3%と予想される。	基本的に横這いと見込まれる。
・ 住宅用不動産価値	不動産価格は2020年暦年で漸進的に4.1%下落し（COVID-19流行前の上昇を考慮に入れて）、2021年暦年にさらに6.3%下落すると見込まれる。	一定期間の下落の後に改善が見込まれる。
・ 消費者物価指数	CPIの上昇は2019年の水準に比べ、2020年には小幅低下し、2021年には2019年の水準に戻ると予想される。 CPI上昇率の予想は、2020年暦年が1.2%、2021年暦年が1.6%である。	上昇率は、現在の水準から上昇すると見込まれる。
ニュージーランド		
・ GDP	2020年6月に終了する四半期にGDPは大幅に縮小し、2020年の残りの期間にわたって一部回復すると見込まれる。2021年には小幅のGDP成長が見込まれる。 GDPは2020年6月に終了する四半期に17%縮小し、2020年9月に終了する四半期の活動再開後に回復する結果、2020年暦年ではGDPは6.7%の縮小となり、2021年暦年には4.2%成長すると見込まれる。	緩やかな改善が見込まれる。
・ 失業率	失業者数は、2020年6月に終了する四半期に大幅に増加し、2020年の残りの期間および2021年にわたって徐々に回復するが、2020年上半期の水準に比べ著しく高い水準にとどまると見込まれる。平均失業率は、2020年暦年が7.4%、2021年暦年が7.7%と予想される。	横這いが予想される。
・ 住宅用不動産価値	不動産価格は2020年暦年に1.9%下落し、その後2021年暦年には6.0%上昇すると見込まれる。	適度な水準の上昇が見込まれる。
・ 消費者物価指数	2020年および2021年にわたって、CPI上昇率は2019年の水準より僅かに低いと予想される。 CPI上昇率の予想は、2020年暦年が1.5%、2021年暦年が1.5%である。	緩やかな上昇が見込まれる。

	2020年3月31日現在の ベース・ケース経済予測	2019年9月30日現在の ベース・ケース経済予測
世界のその他の地域		
・ GDP	2020年暦年ではGDPの縮小が予想され、2021年に小幅の成長が見込まれる。GDPは2020年暦年で3.6%縮小し、2021年に2.0%成長すると見込まれる。	世界的な見通しにおける不透明性により、目先の成長は低下していくと予想される。
・ 消費者物価指数	インフレは、2020年には2019年の水準から著しく低下し、2021年には上昇すると予想される。 インフレ率の予想は、2020年暦年が0.9%、2021年暦年が1.7%である。	低水準が続くと予想される。

ECL－感応度分析

COVID-19の影響の不透明性は、当グループの予想信用損失引当金の測定に関連して著しい見積りの不確実性をもたらした。急速に進展するCOVID-19ならびに政府、企業および消費者の対応の影響により、当会計年度および翌会計年度において引当金が著しく修正される結果に至る可能性がある。

現在の経済の不透明性および将来の期間の借手のデフォルト予想の決定に使用される要因に適用される判断を考慮すると、当グループが報告する予想信用損失は一連の可能な見積りの中での最善の見積りとみなされるべきである。

以下の表は、ECLの決定に使用された主要な要因に対するECLの感応度を示している。

ECLの感応度－予想シナリオに適用された加重

	ECL合計	影響
	(単位：百万ドル)	
100%アップサイドシナリオ	1,969	(2,533)
100%ベース・ケース・シナリオ	4,319	(183)
100%ダウンサイドシナリオ	5,293	791
100%深刻なダウンサイドシナリオ	6,472	1,970

金融商品の公正価値測定

当グループが金融商品を評価するために用いる評価モデルの大半は、観察可能な市場データのみをインプットとして使用する。これは、COVID-19の流行の結果として変更されていない。

一部の金融商品については、当グループは直近の市場では容易に観察可能ではないデータを使用する場合があります。当グループは、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性次第では、公正価値を算定するために経営陣の判断をより多く行使する必要がある。通常、当グループは観察不能なインプットを他の関連する市場データから導き、観察された取引価格が入手可能な場合にはその価格と比較する。

観察不能なインプットを使用した評価の対象である金融商品は、注記15の当グループの公正価値ヒエラルキーで開示されており、大部分が活発な市場における相場価格が入手不可能な持分投資有価証券である。2020年3月31日現在、当グループは評価が主に観察不能なインプットを用いて導き出された資産1,296百万ドルおよび負債67百万ドルを保有している（2019年9月：資産1,272百万ドルおよび負債52百万ドル、2019年3月：資産1,365百万ドルおよび負債43百万ドル）。

当グループは天津銀行（「BoT」）に対する投資を保有しており、その2020年3月31日現在の帳簿価額は1,053百万ドル（2019年9月：1,106百万ドル、2019年3月：1,215百万ドル）であった。当グループは、株式の相場価格の流動性が一貫して欠如していることを踏まえ、経営陣が決定した比較可能な銀行の株価倍率を使用した評価モデルに基づいて公正価値を決定した。使用されるモデルとインプットの双方の選択に判断が必要である。比較対象グループ企業は同一の業界で活動しているが、それらの事業の性質および現地の経済状況は当グループの投資とは異なる可能性がある。したがって、現地の状況が変化した場合、比較対象グループの株価純資産倍率に影響を及ぼし、それに比例して資産の公正価値も変動することになる。すなわち、株価純資産倍率が10%変動した場合、公正価値も10%変動する。当該資産はその他の包括利益を通じて公正価値評価するものとして指定されているため、公正価値の変動は、直接的に資本に反映される。

関連会社に対する投資

2020年3月31日現在、非貸付金資産の減損評価によって、当グループの関連会社であるAMMBホールディングスBerhad（「AmBank」）およびPTバンク・パン・インドネシア（「PT Panin」）の2社への投資が減損の兆候を示し、特にそれらの投資の市場価額（株価に基づく）が帳簿価額を下回っていることが明らかになった。当グループは、当該投資の帳簿価額が減損しているかを評価するために、使用価値（「VIU」）の計算を実施した。

VIUの算出は、割引率、長期成長率、将来の収益性、資本水準などの多数の主要な仮定から影響を受ける。主要な仮定が変更された場合、投資の回収可能価額に好影響または悪影響が及ぶ可能性がある。VIUの算出に用いられる主要な仮定は以下のとおりである。

	AmBank		PT Panin	
	2020年 3月31日	2019年 9月30日	2020年 3月31日	2019年 9月30日
帳簿価額（百万ドル）	1,161	1,586	1,130	1,350
税引後割引率	12.4%	10.7%	13.9%	13.3%
最終成長率	4.9%	4.8%	5.3%	5.3%
予想NPAT成長率（年平均成長率－5年）	1.0%	4.1%	2.6%	6.5%
普通株式等Tier 1比率	11.5%	11.9%から12.7%	12.3%	11.6%

いずれの投資も基礎的な業績は引き続き好調であるが、VIUにおける仮定は、COVID-19の影響の合理的な見積りおよび見積キャッシュフローに伴うリスクの増大を反映して調整された。したがって、2020年3月31日現在でのVIUの計算を実施する際に、予想NPAT成長率は引き下げられ、リスク加重資産の見積りで早い時期に使用される増加率が引き上げられ、リスクプレミアムの上昇が無リスク金利の低下を上回ることを想定して使用される割引率が引き上げられた。

調整後のVIUの計算は、2020年3月31日現在でいずれの投資の帳簿価額も裏付けなかったため、当グループは2020年3月半期において、AmBankの減損595百万ドルおよびPT Paninの減損220百万ドル、合計815百万ドルの減損損失を計上した。いずれの投資も、TSOおよびグループ・センター事業セグメントの一部を構成している。

AmBankおよびPT Paninの評価に与えるCOVID-19の影響は不透明である。VIUの計算の基礎となる仮定を決定するためには、重要な経営陣の判断が必要となる。主要な仮定が変更された場合、投資の回収可能価額に好影響または悪影響が及ぶ可能性がある。

顧客救済引当金

2020年3月31日現在、当グループは顧客救済に関連する引当金1,094百万ドル（2019年9月：1,139百万ドル、2019年3月：698百万ドル）を認識しており、これには顧客に対する返金見込額、救済プロジェクト費用および付帯費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金および訴訟の結果に対する引当金が含まれている。

引当金の計上額は、識別された事項を解決する費用に対する経営陣の最善の見積りを表しており、その金額の決定には重要な判断を行使することが要求される。その判断には、影響を受ける顧客数、顧客一人当たりの平均返金額、関連する救済プロジェクト費用、ならびに規制当局へのエクスポージャーおよび顧客の請求の影響を含む、いくつかの異なった仮定に対して、これらの具体的な事実および状況を考慮して見解を形成することがしばしば必要となる。

したがって、基礎となる仮定の適切性は実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠と比較して定期的に見直され、適切な場合には引当金の調整が行われる。

その他引当金

当グループは、組織再編費用および余剰リース・スペース、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟関連請求を含む、様々な債務について引当金を計上している。これらの引当金には、このような債務を履行するために必要とされる支出額の見積りを含む、将来の事象の時期と結果に関する判断が伴う。基礎となる仮定の適切性は実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠と比較して定期的に見直され、適切な場合には引当金の調整が行われる。

ソフトウェアの耐用年数

ソフトウェア資産の耐用年数の評価には、経営陣の判断が使用される。ソフトウェア資産の耐用年数には、事業戦略の変化、重要な処分およびテクノロジーの変化のペースなど、いくつかの要因が影響を及ぼし得る。

当グループは、ソフトウェア資産の耐用年数を半期ごとに再評価している。

v) 会計方針

本要約中間連結財務報告書は、以下で説明する当期中に適用された新会計基準に伴う方針を除き、2019年度ANZ年次財務報告書で適用されたものと同じ会計方針と計算方法に基づき作成されている。

非継続事業は要約連結損益計算書において単一表示科目「非継続事業に係る税引後利益/(損失)」として、継続事業の業績からは独立して表示される。要約連結損益計算書に関する注記は、継続的に表示されている。非継続事業の資産および負債は、2020年3月31日現在の要約連結貸借対照表上で売却目的保有として表示されている。

当期中に適用された会計基準

AASB第16号「リース」(「AASB第16号」)

AASB第16号は、2019年10月1日より当グループに適用され、従来の基準であるAASB第117号「リース」(「AASB第117号」)から置き換わった。AASB第16号は、主として従来オペレーティング・リースとして分類されていた不動産および技術関連のリースに影響を及ぼす。AASB第117号の下では、オペレーティング・リースは貸借対照表上では認識されず、支払賃借料がリース期間にわたって費用計上されていた。

AASB第16号の下では、当グループは単一会計モデルに基づき、すべてのリース(少額資産および短期のリースを除く)を貸借対照表で認識する。その結果、原リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権(「ROU」)資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。損益計算書においては、当グループはROU資産の減価償却費およびリース負債に対する支払利息を認識する。結果として、リース期間にわたって費用が一定であった従前の基準に対して、リース費用はリース期間の早期に多くなり、リース期間の後期に少なくなる。リース期間にわたっての累積費用は変化しない。

当基準で認められているとおり、当グループは少額項目のリースおよび短期リース(12か月未満)についてROU資産およびリース負債を認識しない。その代わりに、これらのリースに伴う支払リース料は、損益計算書上、リース期間にわたって定額法で営業費用として認識される。

当グループは修正遡及移行アプローチを適用し、これによって当初のリース負債は移行日現在の残存リース料の現在価値に基づいて認識される。金額の大きな特定の商業用およびリテール用リースについて認識された当初ROU資産は、AASB第16号が当該リースに常に適用されていたと仮定して測定された。他のすべてのリースについては、当初ROU資産は当初リース負債と同額で測定された。

AASB第16号の適用の際、経営陣はリース期間の決定、割引率およびリースを含む取決めの識別を含む、一定の重要な判断を行うことが求められる。

修正遡及移行アプローチに基づき、当グループは、支払債務およびその他の負債に計上されているリース負債1.7十億ドル、ならびに有形固定資産に計上されている使用権資産1.6十億ドルを認識した。この結果として、2019年10月1日現在で、利益剰余金の期首残高が88百万ドル減少し、繰延税金資産が37百万ドル増加した。比較情報は修正再表示されていない。

また、当グループは修正遡及移行アプローチの下で認められている以下の実務上の簡便法を適用することを選択した。

- 移行日時点でのROU資産の減損は、以前にAASB第117号に基づき2019年9月30日現在で認識された不利なリースの引当金に依拠して評価された。
- 移行日より前に開始されたリースに伴う当初直接費用は、移行時に認識されたROU資産の帳簿価額から除外された。
- 移行日時点で残存期間が12か月未満の特定のリースについては、ROU資産もリース負債も認識されず、これらのリースは短期リースとして扱われ、すべての支払リース料は発生時に賃借料費用として認識された。
- リース期間を延長するオプションが含まれる契約上のリース期間を決定するために、事後的判断が用いられた。

次の表は、2019年9月30日現在でAASB第117号に基づき開示されたオペレーティング・リース・コミットメントと、2019年10月1日現在でAASB第16号に基づき認識された適用開始日におけるリース負債の間の差異調整を示している。

	(単位：百万ドル)
2019年9月30日現在のオペレーティング・リース・コミットメント	1,656
延長オプションによるリース期間の延長	210
少額リースおよび12か月未満のリースの除外	(19)
サービス部分の除外	(10)
その他	(17)
割引前支払リース料合計	1,820
加重平均追加借入利率2.44%による割引の影響	(141)
AASB第16号に基づくリース負債合計	1,679

本報告期間中に、当グループは次の金額を損益計算書で認識した。

	(単位：百万ドル)
ROU資産の減価償却費	203
リース負債に係る支払利息	20
補償引当金に係る支払利息	1
少額リースおよび12か月未満のリースに関連する賃借料費用	11
サブリースに関連するその他収入	12

当グループが貸手としての役割を果たすリースの取決めに関連する当グループの会計方針は、当グループが特定のリース不動産をサブリースしている場合を除き、AASB第16号の下で変更はされていない。当グループが中間的な貸手としての役割を果たす場合、当グループは原リースのROU資産を参照して、当該サブリースをファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類する。サブリースからの収入は、損益計算書のその他営業収入で認識される。

金利指標改革

背景説明

ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）などの銀行間取引金利（「IBOR」）は、デリバティブ、貸付および有価証券の参照金利ならびに金融商品の評価におけるパラメーターとしての機能を果たし、世界の金融市場で不可欠な役割を果たしている。

近年のIBOR金利の信頼性に係る不確実性により、規制当局、中央銀行および市場参加者は代替する無リスク指標参照金利（「RFR」）への移行に向けた取組みを行い、また、各法域における市場主導の作業グループは代替する無リスク参照金利を提言し、この金利が次第に採用されつつある。こうした新しい指標への移行の進展の結果として、2022年1月1日以降のIBOR指標の将来に重要な不確実性が生じた。

会計の変更

これらの指標金利の特にLIBORの長期的な存続可能性についての不透明性に対応して、国際会計基準審議会（「IASB」）は金利指標改革が財務報告に与える影響を検討するためのプロジェクトを設置した。LIBORからの移行は、ヘッジ会計ならびに公正価値評価手法および開示を含む、金融商品会計の様々な要素に影響を及ぼすと見込まれる。

2019年10月、AASBはAASB第2019-3号「オーストラリア会計基準の改訂－金利指標改革」を発行し、金利指標改革によって引き起こされた不透明性の潜在的影響からの救済措置を提供するために、特定の既存のヘッジ会計要件を改訂した。当グループは本改訂を2019年10月1日から早期適用することを選択したが、この適用は当グループに重要な影響を及ぼしていない。

本改訂は、当グループが現行のAASB第139号による予想されるヘッジ有効性の要件を充たす能力から生じる、改革までの期間における不透明性の会計上の影響に対処している。ヘッジ対象（発行済社債など）および関連するヘッジ手段（金利スワップなど）がRFRを参照するためにいつ変更されるか、またはヘッジ対象と関連するヘッジ手段の両方が同時に新しい金利に移行するのかが不明であるため、この不透明性が生じる。当グループは、金利指標改革によりヘッジ対象またはヘッジ手段のIBORに基づくキャッシュフローの時期または金額について不透明性が生じるすべてのヘッジ会計関係（キャッシュフロー・ヘッジおよび公正価値ヘッジ）に本改訂を適用した。

IASBは、既存の金利が代替金利に置き換えられた後に財務報告に影響を及ぼす可能性のある潜在的な課題に焦点を当てた、IBOR改革プロジェクトのフェーズ2の作業を開始した。当グループは、これらの進展を監視しており、引き続き予想される財務上の影響を評価している。

IBOR改革の影響

当グループは、社債の発行、構造的な金利リスクのポジション、投資有価証券の保有、すなわち、当グループのTSOおよびグループ・センターの資金管理事業ならびに法人部門のマーケット事業における外貨建て商品および関連するヘッジ活動を通じてIBORに対するエクスポージャーを有している。

当グループは、この移行を管理するために、全社的な指標移行プログラムを確立した。RFRは値付け、リスク管理、文書化およびヘッジの取決めを含む内部プロセスおよびシステムに適用されるため、当該プログラムには、RFRへの移行に対応するために必要な評価および措置が含まれている。このプログラムには顧客に対する影響の管理も含まれている。

IBOR改革が当グループのヘッジ関係に及ぼす影響

当グループのヘッジ関係がエクスポージャーを有する最も重要な金利指標は、米ドルLIBOR、ユーロ銀行間金利（「Euribor」）、バンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）およびバンク・ビル・マーケット（「BKBK」）である。

これらの指標のうち、当グループはBBSW、BKBKおよびEuriborはしばらくの間は指標金利として存在すると見込んでおり、したがって、BBSW、BKBKまたはEuriborを指標とした公正価値ヘッジまたはキャッシュフロー・ヘッジはIBOR改革によって直接的な影響を受けないと考えている。

以下の表は、IBOR改革の主として米ドルLIBORによって影響を受けることになる当グループのヘッジ関係に指定されたエクスポージャーの帳簿価額の詳細を示している。関連するヘッジ手段の想定元本も含まれている。

	2020年3月31日現在		
ヘッジ対象	米ドルLIBOR エクスポージャー		
	(単位：百万豪ドル)		
FVOCIで測定される投資有価証券			17,144
正味貸付金および前渡金			135
発行済社債			42,935

ヘッジ手段	2021年12月31日まで 指定された想定元本	2021年12月31日以降について 指定された想定元本	想定元本合計
	(単位：百万豪ドル)		
公正価値ヘッジ	22,352	34,965	57,317
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,212	1,212

2020年3月31日現在、当グループはまた、ヘッジ会計関係で指定された英ポンドLIBOR、スイスフランLIBORおよび日本円LIBORのエクスポージャーをそれぞれ1,118百万ドル、1,073百万ドルおよび3,582百万ドル保有している。

vi) 今後の会計の動向

AASB第9号「一般ヘッジ会計」

AASB第9号は、会計と、財務リスクおよび非財務リスクをヘッジする際に行われるリスク管理活動をより整合させる新たなヘッジ会計要件を導入している。

AASB第9号は、マクロ・ヘッジ会計に関する国際会計基準審議会の進行中のプロジェクトが完了するまで、AASB第139号「金融商品：認識および測定」（「AASB第139号」）のヘッジ会計要件を引き続き会計方針として適用する選択肢を与えている。当グループは現在、AASB第139号のヘッジ会計要件を適用している。

2. 収 入

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期 対2019年 9 月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
受取利息	13,800	15,107	15,970	-9%	-14%
支払利息	(6,382)	(7,882)	(8,493)	-19%	-25%
大手銀行税	(196)	(185)	(178)	6%	10%
純利息収益	7,222	7,040	7,299	3%	-1%
その他営業収入					
i) 受取手数料					
貸付手数料 ⁽¹⁾	303	299	303	1%	0%
非貸付手数料	1,441	1,552	1,507	-7%	-4%
コミッション	46	76	48	-39%	-4%
資産運用収入	139	126	128	10%	9%
受取手数料	1,929	2,053	1,986	-6%	-3%
支払手数料	(752)	(741)	(721)	1%	4%
受取手数料（純額）	1,177	1,312	1,265	-10%	-7%
ii) その他収入					
為替差益およびその他金融商品					
による収益（純額） ⁽²⁾	1,099	898	380	22%	大
AmBankの減損	(595)	-	-	該当なし	該当なし
PT Paninの減損	(220)	-	-	該当なし	該当なし
OPL NZの売却	-	7	82	-100%	-100%
ペイマークの売却	-	-	37	該当なし	-100%
カンボジア合弁会社の売却	-	10	-	-100%	該当なし
パプアニューギニアのリテール、					
商業およびSMEの売却	-	1	-	-100%	該当なし
持分証券に係る受取配当金	-	28	-	-100%	該当なし
その他	28	16	22	75%	27%
その他収入	312	960	521	-68%	-40%
その他営業収入	1,489	2,272	1,786	-34%	-17%
iii) 保険事業収入純額	47	49	77	-4%	-39%
iv) 関連会社投資の持分利益	135	131	131	3%	3%
営業収入 ⁽³⁾	8,893	9,492	9,293	-6%	-4%

(1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され、受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) 資金調達商品の金利リスクおよび為替リスクを管理するために締結された、会計上のヘッジと指定されていないデリバティブに関する公正価値の変動(実現・未収利息を除く)、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、ならびに損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債の公正価値の変動を含む。

(3) 2020年3月半期については、顧客救済に関連する費用58百万ドル(2019年9月半期：148百万ドル、2019年3月半期：64百万ドル)が含まれる。

3. 営業費用

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
(単位：百万ドル)					
i) 人件費					
給与および関連費用	2,177	2,122	2,127	3%	2%
年金費用	169	147	146	15%	16%
その他	119	126	97	-6%	23%
人件費⁽¹⁾	2,465	2,395	2,370	3%	4%
ii) 土地建物					
賃借料 ⁽²⁾	43	218	232	-80%	-81%
減価償却費 ⁽³⁾	263	86	81	大	大
その他	99	85	93	16%	6%
土地建物	405	389	406	4%	0%
iii) 技術					
減価償却費および償却費 ⁽³⁾	341	357	337	-4%	1%
ライセンス費用および外注サービス費	405	339	333	19%	22%
その他	93	74	94	26%	-1%
技術（人件費を除く）	839	770	764	9%	10%
iv) 組織再編	105	26	51	大	大
v) その他					
広告・広報費	89	129	97	-31%	-8%
専門家報酬	293	308	229	-5%	28%
運送料、文房具、郵便および通信	104	109	107	-5%	-3%
王立委員会への対応に係る	-	2	13	-100%	-100%
法務費用	-	2	13	-100%	-100%
その他	305	578	328	-47%	-7%
その他⁽¹⁾	791	1,126	774	-30%	2%
営業費用⁽¹⁾	4,605	4,706	4,365	-2%	5%

(1) 2020年3月半期については、顧客救済費用71百万ドル（2019年9月半期：337百万ドル、2019年3月半期：36百万ドル）が含まれる。

(2) 2019年10月1日付のAASB第16号の適用の結果、少額リースおよび12か月未満のリースを除き、オペレーティング・リースに伴う費用は、使用权資産の減価償却費およびリース負債に伴う支払利息として表示されている（比較情報は修正再表示されていない）。

(3) 当グループがAASB第16号の適用時に認識を開始した使用权資産の減価償却費および償却費を含む（比較情報は修正再表示されていない）。

4. 法人税

税引前利益に対する計算上の法人税費用と損益に認識された法人税費用との調整。

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
継続事業に係る税引前利益	2,614	4,384	4,536	-40%	-42%
計算上の法人税費用（税率30%）	784	1,315	1,361	-40%	-42%
永久差異に係る税効果					
事業売却による処分損益	-	(5)	(20)	-100%	-100%
AmBankおよびPT Paninへの投資の減損	245	-	-	該当なし	該当なし
関連会社投資の持分利益	(41)	(39)	(39)	5%	5%
転換型金融商品の利息	29	30	33	-3%	-12%
海外税率差異	(35)	(48)	(64)	-27%	-45%
配当金の送金に課される外国税					
引当金	14	30	9	-53%	56%
不要となった未払法人税	-	(8)	(6)	-100%	-100%
その他	5	71	6	-93%	-17%
小計	1,001	1,346	1,280	-26%	-22%
過年度の法人税（過大）/過小計上額	(23)	(21)	4	10%	大
法人税	978	1,325	1,284	-26%	-24%
オーストラリア	580	867	815	-33%	-29%
海外	398	458	469	-13%	-15%
法人税	978	1,325	1,284	-26%	-24%
実効税率	37.4%	30.2%	28.3%		

5. 配当金

普通株式1株当たり配当(セント)

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期対2019年9月期	2020年3月期対2019年3月期
中間配当金					
ー全額フランキング済 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	未定	該当なし	80		
ー一部フランキング済み ⁽¹⁾	未定	該当なし	該当なし		
最終配当金					
ー一部フランキング済み ⁽³⁾⁽⁴⁾	該当なし	80	該当なし		
合計	未定	80	80		
普通株式配当 (百万ドル) ⁽⁵⁾					
中間配当金	-	2,267	-		
最終配当金	2,268	-	2,295		
ボーナス・オプション制度調整	(40)	(40)	(41)	0%	-2%
合計	2,228	2,227	2,254	0%	-1%
普通株式配当性向 (単位: %) ⁽⁶⁾					
	未定	81.6%	71.4%		

- (1) 2020年度中間配当金に関する決定は、経済の先行きの不透明性が減少するまで延期され、2020年8月の市場アップデートで最新の情報が提供される。
- (2) 2019年度中間配当金については、オーストラリア税制上（税率30%）全額フランキング済。
- (3) 2019年度中間配当金および最終配当金には、9ニュージーランド・セントのインピュテーション方式が適用される。
- (4) オーストラリア税制上（税率30%）70%が一部フランキング済み。
- (5) 当行の普通株主への配当金支払額を指す。当グループ子会社から非支配持分の保有者への配当金支払額（2019年9月半期：1.6百万ドル、2019年3月半期：ゼロ）は除外している。
- (6) 2020年3月半期の配当性向は、2020年度中間配当金に関する決定が行われた際に算出される。2019年9月半期および2019年3月半期の配当性向は、各期の実際の配当金支払額2,268百万ドルおよび2,267百万ドルに基づいて算出された。

現在の経済見通しの不透明性ならびにオーストラリア健全性規制庁（「APRA」）から公認預金受入機関（「ADI」）に発行された2020年4月7日付の資本管理および進行中の新型コロナウイルス感染症（「COVID-19」）の世界的流行に関する通達を考慮して、ANZ取締役会は、2020年度中間配当金の支払いに関する決定を経済見通しがより明らかになるまで延期した。配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度に関連する決定も、適宜その時点で行われる。

取締役会は慎重な検討を継続し、最新情報が2020年8月の市場アップデート時に提供される予定である。

6. 1株当たり利益

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
1株当たり利益（EPS） - 基本的					
1株当たり利益（セント）	54.6	98.3	111.7	-44%	-51%
継続事業に係る1株当たり利益(セント) ⁽¹⁾	57.8	107.9	114.1	-46%	-49%
非継続事業に係る1株当たり利益(セント)	(3.2)	(9.6)	(2.4)	-67%	33%
1株当たり利益（EPS） - 希薄化後					
1株当たり利益（セント）	51.5	94.7	106.4	-46%	-52%
継続事業に係る1株当たり利益(セント) ⁽¹⁾	54.3	103.6	108.7	-48%	-50%
非継続事業に係る1株当たり利益(セント)	(2.8)	(8.9)	(2.3)	-69%	22%

基本的EPSは、普通株主に帰属する損益を期中の加重平均発行済普通株式数（自己株式として当グループが保有するANZ株式控除後）で除して算出される。希薄化後EPSは、基本的EPSの算出に使用された普通株主に帰属する損益および加重平均発行済普通株式数に対して、希薄化効果を持つ潜在普通株式の影響を調整することによって算出される。

1株当たり利益の計算に使用される収益の調整

基本的：

当期利益（百万ドル）	1,546	2,786	3,182	-45%	-51%
減算：非支配持分に帰属する利益（百万ドル）	1	6	9	-83%	-89%
基本的1株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	1,545	2,780	3,173	-44%	-51%
控除：非継続事業に係る税引後利益/（損失）（百万ドル）	(90)	(273)	(70)	-67%	29%
継続事業に係る基本的1株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	1,635	3,053	3,243	-46%	-50%

希薄化後：

基本的1株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	1,545	2,780	3,173	-44%	-51%
加算：転換劣後債務の利息（百万ドル）	124	131	137	-5%	-9%
希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	1,669	2,911	3,310	-43%	-50%
控除：非継続事業に係る税引後利益/（損失）（百万ドル）	(90)	(273)	(70)	-67%	29%
継続事業に係る希薄化後1株当たり利益の計算に使用された利益（百万ドル）	1,759	3,184	3,380	-45%	-48%

1株当たり利益の計算に使用される加重平均

普通株式数（WANOS）の調整⁽¹⁾⁽²⁾

基本的1株当たり利益の計算に使用されたWANOS（百万株）	2,830.6	2,828.4	2,841.3	0%	0%
加算：加重平均希薄化潜在普通株式（百万株）					
転換型劣後債務（百万株）	401.4	237.9	260.5	69%	54%
株式報酬（オプション、権利、後渡し株式）（百万株）	6.6	8.3	8.4	-20%	-21%
希薄化後1株当たり利益の計算に使用されたWANOS（百万株）	3,238.6	3,074.6	3,110.2	5%	4%

- (1) 当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびI00Fへの売却に備えて行われた継承ファンドへの移管は、2019年4月13日に完了した。この日以降、富裕層オーストラリアの非継続事業が保有する自己株式は、当グループの連結財務書類上消去されなくなり、1株当たり利益の算出に使用される分母に含まれている。比較対象期間について継続事業に係る1株当たり利益の計算に使用された分母に富裕層オーストラリアの非継続事業で保有される加重平均自己株式数が含まれていた場合、2019年9月半期および2019年3月半期の継続事業に係る基本的1株当たり利益はそれぞれ107.9セントおよび113.5セント、2019年9月半期および2019年3月半期の継続事業に係る希薄化後1株当たり利益はそれぞれ103.5セントおよび108.1セントとなっていた。
- (2) 加重平均普通株式数には、下表に概要を示すANZESTおよび富裕層オーストラリアの非継続事業において保有されている自己株式の加重平均株式数が含まれていない。

	2020年3月半期	2019年9月半期	2019年3月半期
	(単位：百万株)		
ANZEST Pty Ltd	4.9	4.6	4.9
富裕層オーストラリアの非継続事業	-	0.9	15.6
自己株式数合計	4.9	5.5	20.5

7. セグメント分析

i) セグメントの説明

当グループは、オーストラリア・リテールおよび商業部門、ニュージーランド部門、法人部門、パシフィック部門、ならびにTS0およびグループ・センター部門の5つの継続部門からなる部門構造で事業を営む。部門の構成についての詳細な情報は、原文141ページの定義の項を参照のこと。

部門別業績の表示は、当期中に行われた方法の変更および組織構造の変更の影響を受けていない。

下記に報告される部門は、最高経営意思決定者である最高経営責任者に提供される内部報告と一致する。

ii) 営業セグメント

ANZは、現金利益ベースで継続セグメントの業績を測定している。現金利益の計算上、一部の非中核項目は法定利益から除外されている。これらの項目の詳細は、本注記の「その他の項目」に記載されている。ANZ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

非継続事業に関する情報は、注記12を参照のこと。

オーストラリア・ リテール および商業	法人	ニュー ジーラ ンド	パシ フィック	TS0および グループ・セン ター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当グループ合計	
(単位：百万ドル)							
2020年3月半期							
純利息収益	4,048	1,624	1,410	65	75	-	7,222
受取手数料（純額）							
－貸付手数料	133	156	8	6	-	-	303
－非貸付手数料	694	406	331	18	(8)	-	1,441
－コミッション	25	-	21	-	-	-	46
－資産運用収入	12	1	126	-	-	-	139
－支払手数料	(322)	(178)	(248)	(4)	-	-	(752)
保険事業収入純額	47	-	-	-	-	-	47
その他収入	6	782	9	30	(829)	314	312
関連会社投資の持分利益	-	-	-	-	135	-	135
営業収入	4,643	2,791	1,657	115	(627)	314	8,893
継続事業に係る税引後利益/ （損失）	1,214	610	567	20	(998)	222	1,635
非継続事業に係る税引後利益/ （損失）							(90)
株主に帰属する税引後利益							1,545

(1) 営業セグメントの業績評価において、そのセグメントの継続的業績にとって不可欠でないと考えられる特定の項目は法定利益から削除され、別途評価される。

オーストラリア・ リテール および商業	法人	ニュー ジーラン ド	パシ フィック	TS0および グループ・セン ター	その他の 項目 ⁽¹⁾	当グループ合計	
(単位：百万ドル)							
2019年9月半期							
純利息収益	4,000	1,501	1,351	60	128	-	7,040
受取手数料（純額）							
－貸付手数料	146	138	8	7	-	-	299
－非貸付手数料	791	412	337	22	(10)	-	1,552
－コミッション	35	-	40	-	1	-	76
－資産運用収入	4	1	123	-	(2)	-	126
－支払手数料	(335)	(170)	(232)	(5)	1	-	(741)
保険事業収入純額	48	-	-	-	1	-	49
その他収入	9	685	2	30	25	209	960
関連会社投資の持分利益	(2)	-	-	-	133	-	131
営業収入	4,696	2,567	1,629	114	277	209	9,492
継続事業に係る税引後利益/ (損失)	1,492	816	646	26	(74)	147	3,053
非継続事業に係る税引後利益/ (損失)							(273)
株主に帰属する税引後利益							2,780
2019年3月半期							
純利息収益	4,092	1,579	1,385	68	175	-	7,299
受取手数料（純額）							
－貸付手数料	144	144	8	7	-	-	303
－非貸付手数料	708	435	354	20	(10)	-	1,507
－コミッション	40	-	21	-	(13)	-	48
－資産運用収入	10	1	120	-	(3)	-	128
－支払手数料	(322)	(168)	(227)	(4)	-	-	(721)
保険事業収入純額	52	-	18	-	-	7	77
その他収入	18	714	4	27	218	(460)	521
関連会社投資の持分利益	1	-	4	-	126	-	131
営業収入	4,743	2,705	1,687	118	493	(453)	9,293
継続事業に係る税引後利益/ (損失)	1,703	1,012	753	33	63	(321)	3,243
非継続事業に係る税引後利益/ (損失)							(70)
株主に帰属する税引後利益							3,173

(1) 営業セグメントの業績評価において、そのセグメントの継続的業績にとって不可欠でないと考えられる特定の項目は法定利益から削除され、別途評価される。

iii) その他の項目

以下の表は、各セグメントの現金利益を反映するために法定利益から除外されているその他の項目が税引後利益に与える影響を示すものである。

		半期			増減率	
		2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期対2019年9月期	2020年3月期対2019年3月期
		(単位：百万ドル)				
(損)益項目	関連セグメント					
保険契約債務の再評価	ニュージーランド法人、ニュージーランド、TSOおよびグループ・センター	-	-	(77)	該当なし	-100%
経済ヘッジ	TSOおよびグループ・センター	340	67	(185)	大	大
収益および費用ヘッジ	ストラクチャード・クレジット仲介取引	(120)	79	(60)	大	100%
ジット仲介取引	法人	2	1	1	100%	100%
継続事業合計		222	147	(321)	51%	大

8. 正味貸付金および前渡金

	期末現在			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
オーストラリア					
当座貸越	4,997	5,867	5,832	-15%	-14%
クレジットカード残高	7,383	7,781	8,168	-5%	-10%
手形融資残高	6,414	6,159	6,441	4%	0%
ターム・ローン—住宅	263,596	264,786	268,766	0%	-2%
ターム・ローン—住宅以外	164,346	145,538	132,733	13%	24%
リース債権	1,066	929	966	15%	10%
購入選択権付リース契約	452	535	561	-16%	-19%
オーストラリアの合計	448,254	431,595	423,467	4%	6%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ					
当座貸越	476	541	611	-12%	-22%
クレジットカード残高	7	7	12	0%	-42%
ターム・ローン—住宅	531	504	770	5%	-31%
ターム・ローン—住宅以外 ⁽¹⁾	78,803	61,491	61,405	28%	28%
リース債権 ⁽¹⁾	29	274	305	-89%	-90%
その他	28	19	13	47%	大
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ の合計	79,874	62,836	63,116	27%	27%
ニュージーランド					
当座貸越	795	859	1,040	-7%	-24%
クレジットカード残高	1,389	1,453	1,552	-4%	-11%
ターム・ローン—住宅	85,301	78,518	79,410	9%	7%
ターム・ローン—住宅以外	43,373	41,308	42,930	5%	1%
リース債権	138	146	162	-5%	-15%
購入選択権付リース契約	1,657	1,580	1,592	5%	4%
ニュージーランドの合計	132,653	123,864	126,686	7%	5%
小計	660,781	618,295	613,269	7%	8%
前受収益	(368)	(398)	(446)	-8%	-17%
資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手 数料 ⁽²⁾	865	870	947	-1%	-9%
貸付金および前渡金の総額（売却目的保有に 組み替えられる資産を含む）	661,278	618,767	613,770	7%	8%
予想信用損失引当金（注記9を参照）	(4,669)	(3,509)	(3,601)	33%	30%
正味貸付金および前渡金（売却目的保有に 組み替えられる資産を含む）	656,609	615,258	610,169	7%	8%
売却目的保有の正味貸付金および前渡金 （注記12参照）	-	-	(888)	該当なし	-100%
正味貸付金および前渡金	656,609	615,258	609,281	7%	8%

(1) 2020年3月半期中に、当グループは特定の取決めをリース債権からターム・ローン—住宅以外に組み替えた。比較情報は修正再表示されていない。

(2) 資産計上された仲介手数料/モーゲージ実行手数料は、ローンの予想残存期間を通じて償却される。

9. 予想信用損失引当金

以下の表は、2020年3月半期、2019年9月半期および2019年3月半期のECL引当金（売却目的保有金融資産のECL引当金を含む）の変動を表示している。

正味貸付金および前渡金－償却原価で測定

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
2018年10月1日現在	920	1,391	359	894	3,564
ステージ間の移動	133	(228)	(53)	148	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(124)	244	74	475	669
戻入	-	-	-	(152)	(152)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(498)	(498)
為替換算およびその他の変動	11	8	1	(2)	18
2019年3月31日現在	940	1,415	381	865	3,601
ステージ間の移動	160	(253)	(87)	180	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(172)	221	122	569	740
戻入	-	-	-	(230)	(230)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(578)	(578)
為替換算およびその他の変動	(1)	(5)	(3)	(15)	(24)
2019年9月30日現在	927	1,378	413	791	3,509
ステージ間の移動	204	(270)	(95)	161	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	30	840	132	718	1,720
戻入	-	-	-	(164)	(164)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(469)	(469)
為替換算およびその他の変動	30	20	5	18	73
2020年3月31日現在	1,191	1,968	455	1,055	4,669

投資有価証券—償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月 1 日現在	9	2	-	-	11
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	2	(1)	-	-	1
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	-	-	-	-	-
2019年 3 月31日現在	11	1	-	-	12
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	-	-	-	-	-
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	-	-	-	-	-
2019年 9 月30日現在	11	-	-	-	11
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	1	-	-	-	1
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	1	-	-	-	1
2019年 9 月30日現在	12	1	-	-	13
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	-	-	-	-	-
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	1	-	-	-	1
2020年 3 月31日現在	14	1	-	-	15

投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券

FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持されており、ECL引当金は帳簿価額を変更しない。代わりに、ECL引当金はその他の包括利益（「OCI」）で認識され、対応する費用は純損益に計上される。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月1日現在	14	-	-	-	14
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(3)	-	-	-	(3)
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	-	-	-	-	-
2019年3月31日現在	11	-	-	-	11
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	1	-	-	-	1
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	(4)	-	-	-	(4)
2019年9月30日現在	8	-	-	-	8
ステージ間の移動	-	-	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	1	-	-	-	1
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	-	-	-	-	-
2020年3月31日現在	9	-	-	-	9

オフ・バランスシートのコミットメント-未実行与信枠および偶発与信枠

ECL引当金は、引当金に含まれている。

	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
2018年10月1日現在	474	166	15	26	681
ステージ間の移動	19	(19)	-	-	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(34)	3	(1)	1	(31)
戻入	-	-	-	-	-
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	5	2	-	(1)	6
2019年3月31日現在	464	152	14	26	656
ステージ間の移動	18	(20)	1	1	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	(12)	19	6	-	13
戻入	-	-	-	(3)	(3)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	3	-	-	(1)	2
2019年9月30日現在	473	151	21	23	668
ステージ間の移動	20	(24)	(2)	6	-
新規および増加した引当金（戻入控除後）	98	115	(2)	15	226
戻入	-	-	-	(6)	(6)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	-	-
為替換算およびその他の変動	19	2	1	-	22
2020年3月31日現在	610	244	18	38	910

貸倒引当金繰入/（戻入）の内訳

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年3月期対2019年9月期	2020年3月期対2019年3月期
(単位：百万ドル)					
新規および増加した引当金（戻入控除後） ⁽¹⁾					
一括評価	1,048	4	12	大	大
個別評価	900	750	624	20%	44%
戻入	(170)	(233)	(152)	-27%	12%
償却債権回収額	(104)	(119)	(93)	-13%	12%
貸倒引当金繰入合計	1,674	402	391	大	大
控除：非継続事業に係る貸倒引当金繰入/（戻入）	-	-	(1)	該当なし	-100%
継続事業に係る貸倒引当金繰入合計	1,674	402	392	大	大

⁽¹⁾ 一括評価と個別評価の間の振替の影響を含む。

10. 預金およびその他の借入金

	期末現在			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
オーストラリア					
譲渡性預金	34,733	32,953	39,481	5%	-12%
定期預金	69,056	74,560	77,714	-7%	-11%
要求払い預金および短期預金	220,135	196,261	180,863	12%	22%
無利息預金	14,410	12,765	12,202	13%	18%
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	52,942	43,447	49,964	22%	6%
コマーシャル・ペーパー	17,435	9,413	12,530	85%	39%
オーストラリアの合計	408,711	369,399	372,754	11%	10%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカ					
譲渡性預金	1,494	2,318	3,215	-36%	-54%
定期預金	121,141	101,586	94,396	19%	28%
要求払い預金および短期預金	24,211	20,787	19,930	16%	21%
無利息預金	7,101	4,648	5,234	53%	36%
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	46,397	33,891	34,705	37%	34%
アジア、太平洋、ヨーロッパおよびアメリカの合計	200,344	163,230	157,480	23%	27%
ニュージーランド					
譲渡性預金	1,651	1,375	874	20%	89%
定期預金	50,414	50,941	50,890	-1%	-1%
要求払い預金および短期預金	45,978	39,216	41,011	17%	12%
無利息預金	14,050	10,929	10,383	29%	35%
銀行からの預り金および買戻条件付契約により売却した有価証券	1,422	188	245	大	大
コマーシャル・ペーパーおよびその他の借入金	4,339	2,399	2,896	81%	50%
ニュージーランドの合計	117,854	105,048	106,299	12%	11%
預金およびその他の借入金合計 (売却目的保有に組み替えられている負債を含む)	726,909	637,677	636,533	14%	14%
売却目的保有の預金およびその他の借入金（注記12を参照）	-	-	(1,544)	該当なし	-100%
預金およびその他の借入金合計	726,909	637,677	634,989	14%	14%

11. その他引当金

	期末現在			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
		(単位：百万ドル)			
未実行の与信枠のECL引当金	910	668	656	36%	39%
顧客救済	1,094	1,139	698	-4%	57%
組織再編費用	128	64	114	100%	12%
非貸付損失、不正および偽造	82	94	101	-13%	-19%
その他	559	350	174	60%	大
その他引当金合計（売却目的保有に組み替えられている負債を含む）	2,773	2,315	1,743	20%	59%
控除：売却目的保有に組み替えられたその他引当金	-	(91)	(63)	-100%	-100%
その他引当金合計	2,773	2,224	1,680	25%	65%

顧客救済

顧客救済には、顧客に対する返金見込額、救済プロジェクト費用ならびに関連する顧客および規制当局の請求、罰金および訴訟の結果に対する引当金が含まれている。

組織再編費用

組織再編費用引当金は当グループが遂行する事業の範囲または事業の遂行方法の重大な変更に関連した活動から生じ、従業員退職手当を含む。継続中の活動に関連する費用は引当金に計上されず、発生時に費用計上される。

非貸付損失、不正および偽造

非貸付損失は、貸付金および前渡金の元本残高に直接的に関係しない特定の法的措置から生じる損失、ならびに偽造、不正および業務上の問題の是正から生じる損失を含む。認識された金額は、報告日現在の債務を決済するために必要とされる対価の最善の見積りであり、引当金に影響を与える事象および状況を巡るリスクおよび不確実性を考慮している。

その他

その他の引当金は、従業員報酬、賃貸借物件に関連した補償引当金、様々な事業および資産の売却に関連して提供された保証および補償、ならびに企業結合の一環として認識された偶発債務を含む、各種のその他の引当金で構成される。

12. 非継続事業ならびに売却目的保有資産および負債

i) 非継続事業

2017年10月、当グループは、OnePathの年金および投資事業（「OnePath P&I」）ならびに関連ディーラー・グループ（「ADG」）事業のIOOFに対する売却に合意したことを発表した。ADG事業の売却は2018年10月1日に完了し、OnePath P&I事業の売却は2020年1月31日に完了した。

2017年12月、当グループは生命保険事業をチューリッヒ・フィナンシャル・サービスズ・オーストラリア（「チューリッヒ」）に売却することに合意したと発表し、この取引は2019年5月31日に完了した。

上記の売却取引の結果、売却される事業の財務成績および関連する当グループの組替および連結の影響は、報告の観点では非継続事業として処理されている。

非継続事業の財務成績およびキャッシュフローの詳細は、以下に示されている。

損益計算書

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
純利息収益	(5)	(19)	(57)	-74%	-91%
その他営業収入	(109)	46	199	大	大
営業収入	(114)	27	142	大	大
営業費用	(120)	(228)	(221)	-47%	-46%
貸倒引当金繰入および法人税控除 前利益/(損失)	(234)	(201)	(79)	16%	大
貸倒引当金(繰入)/戻入	-	-	1	該当なし	-100%
法人税控除前利益/(損失)	(234)	(201)	(78)	16%	大
法人税(費用)/便益	144	(72)	8	大	大
当行株主に帰属する当期利益/(損 失) (1)	(90)	(273)	(70)	-67%	29%

(1) OnePathP&I事業の業績を2020年1月の売却完了まで含み、生命保険事業の業績を2019年5月の売却完了まで含んでいる。

非継続事業に関連する損益計算書への影響

2020年3月半期に、当グループは非継続事業に関連して次の影響を認識した。

- ・営業収入に計上された、売却完了費用に起因する16百万ドルの処分損（税引後では11百万ドルの損失）。
- ・顧客救済費用124百万ドル（営業収入に計上された128百万ドルおよび営業費用に計上された-4百万ドル）および関連する税務上の便益30百万ドル。
- ・営業収入に計上された費用101百万ドル。これは、チューリッヒへの生命保険事業の売却に伴う保険契約者の税務ポジションの清算に関連する法人税における101百万ドルの税務上の便益により相殺された。

2019年9月半期に、当グループは非継続事業に関連して次の影響を認識した。

- ・売却関連調整および評価減による純損失1百万ドル（これは、営業収入に計上され以前に資本の部の準備金に繰り延べられていた利益の売却完了時におけるリサイクリングにより一部相殺された）ならびに法人税費用64百万ドル。
- ・顧客救済費用166百万ドル（営業収入に計上された106百万ドルおよび営業費用に計上された60百万ドル）および関連する税務上の便益12百万ドル。

2019年3月半期に、当グループは非継続事業に関連して次の影響を認識した。

- ・顧客救済費用75百万ドル（営業収入に計上された55百万ドルおよび営業費用に計上された20百万ドル）および関連する税務上の便益22百万ドル。

キャッシュフロー計算書

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
営業活動による（に使用された） 純キャッシュフロー	(25)	37	(589)	大	-96%
投資活動による（に使用された） 純キャッシュフロー	-	34	803	-100%	-100%
財務活動による（に使用された） 純キャッシュフロー	25	(71)	(219)	大	大
現金および現金同等物の純増加/ (減少)	-	-	(5)	該当なし	-100%

ii) 売却目的保有資産および負債

2020年3月31日現在、売却目的保有資産および負債はなかった。

過去の期間では、売却目的保有資産および負債には、当グループの非継続事業の資産および負債に加えて、会計基準の下で非継続事業に分類するための判定基準に適合しないが、売却対象であるその他の資産または処分グループの資産および負債が含まれている。売却目的保有資産および負債は、繰延税金資産、金融資産および保険契約に基づく契約上の権利など、本要件の適用を特別に除外され、帳簿価額で引き続き認識される資産を除いて、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち低い方の価額で売却目的保有への組替時に再測定された。

売却目的保有資産および負債⁽¹⁾

	2019年9月30日現在		2019年3月31日現在			
	非継続事業	合計	非継続事業	カンボジア 合併会社	パプアニュー ギニアの リテール、 商業および SME事業	合計
(単位：百万ドル)						
現金および現金同等物	-	-	-	267	-	267
売買目的有価証券 ⁽²⁾	919	919	-	-	-	-
デリバティブ金融商品	-	-	-	1	-	1
投資有価証券	-	-	1,167	-	-	1,167
正味貸付金および前渡金	-	-	43	700	145	888
規制上の預け金	-	-	-	145	-	145
繰延税金資産	16	16	97	2	-	99
のれんおよびその他の無形資産	394	394	1,138	-	-	1,138
保険契約に対応する投資 ⁽²⁾	-	-	39,191	-	-	39,191
土地建物および設備機器	1	1	2	5	6	13
その他資産	501	501	590	50	-	640
売却目的保有資産の合計	1,831	1,831	42,228	1,170	151	43,549
預金およびその他の借入金	-	-	-	1,064	480	1,544
当期税金負債	3	3	(192)	4	-	(188)
繰延税金負債	105	105	338	1	-	339
保険契約債務	-	-	38,787	-	-	38,787
外部ユニット保有者に対する負債	-	-	4,590	-	-	4,590
支払債務およびその他の負債	1,914	1,914	1,349	53	-	1,402
引当金 ⁽³⁾	99	99	35	42	4	81
売却目的保有負債の合計	2,121	2,121	44,907	1,164	484	46,555

(1) 金額は会社間残高を控除して表示されている。

(2) 当グループの富裕層事業のチューリッヒおよびI00Fへの売却に備えて行われた継承ファンドへの移管は、2019年4月13日に完了した。この結果、従来保険契約に対応する投資として保有されていたOnePath P&Iの資産は、2019年9月30日現在では売買目的有価証券として表示された。

(3) 2019年9月30日現在8百万ドルおよび2019年3月31日現在18百万ドルの従業員受給権、ならびに2019年9月30日現在91百万ドルおよび2019年3月31日現在63百万ドルのその他引当金を含む。

2019年3月31日現在で、非継続事業として分類されていないが、売却目的保有として表示されているその他の戦略的処分には以下が含まれる。

・ANZロイヤル・バンク（カンボジア）リミテッド（「カンボジア合併会社」）－法人部門

2018年5月、当グループはカンボジア合併会社 ANZロイヤル・バンクの55%持分を、東京証券取引所に上場している日本の多角的金融持株会社であるジェイ・トラスト株式会社に売却することで合意に達した旨を発表した。この取引は、2019年8月19日に完了した。

・パプアニューギニアのリテール、商業および中小企業事業（「パプアニューギニアのリテール、商業およびSME事業」）－法人部門

2018年6月、当グループはパプアニューギニアにおけるリテール、商業および中小企業（「SME」）バンキング事業をキナ・バンクに売却する契約を締結したことを発表した。この取引は、2019年9月23日に完了した。

継続事業の売却目的保有資産および負債に関連する損益計算書への影響

2019年9月半期に、当グループは売却目的保有資産および負債に関連して次の影響を認識した。

- ・カンボジア合弁会社の売却に関連した10百万ドルの税引後利益。これは、為替換算調整勘定からの戻入30百万ドル、売却完了に伴う配当金の源泉税17百万ドルおよび資産償却3百万ドルで構成される。
- ・OPL NZの売却完了に関連した引当金戻入7百万ドル。
- ・パプアニューギニアのリテール、商業およびSMEの売却に関連した、売却に伴う費用控除後の税引後利益1百万ドル。

2019年3月半期に、当グループは売却目的保有資産および負債に関連して次の影響を認識した。

- ・OPL NZ事業の売却に関連した税引後利益69百万ドル。これは、売却益56百万ドル、為替換算調整勘定からの戻入26百万ドルおよび法人税費用13百万ドルで構成される。
- ・ペイマークの売却に関連する税引後利益37百万ドル。

継続事業に与える影響は、関連する損益計算書の区分で表示されている。

[次へ](#)

13. 発行済社債

	半期			増減率	
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
非劣後債務合計	119,136	113,105	113,424	5%	5%
その他Tier 1 資本（永久劣後証 券） ⁽¹⁾					
ANZキャピタルノート					
（ANZ CN） ⁽²⁾					
ANZ CN1	1,119	1,118	1,118	0%	0%
ANZ CN2	1,607	1,607	1,606	0%	0%
ANZ CN3	966	966	965	0%	0%
ANZ CN4	1,613	1,612	1,611	0%	0%
ANZ CN5	926	925	925	0%	0%
ANZ資本証券 ⁽³⁾	1,712	1,481	1,336	16%	28%
ANZ NZキャピタルノート ⁽⁴⁾	487	462	478	5%	2%
Tier 2 資本					
永久劣後債 ⁽⁵⁾	485	444	423	9%	15%
期限付劣後債 ⁽⁶⁾	12,197	7,971	7,806	53%	56%
劣後債務合計	21,112	16,586	16,268	27%	30%
発行済社債合計	140,248	129,691	129,692	8%	8%

(1) ANZキャピタルノート、ANZ資本証券およびANZ NZキャピタルノートは、バーゼル3 適格商品である。

(2) 各ANZキャピタルノートは、特定の強制転換日に1%の割引を適用した価格で株数が変動するANZ普通株式に転換される（ただし、所定の条件を満たす必要がある）。ANZの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、ノートは転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、ノートはANZの裁量により、繰上償還日または早期転換日に、ANZにより償還されるか、（強制転換と同様の条件で）ANZ普通株式に転換できる。

	発行体	発行日	発行金額 (単位：百万ドル)	繰上償還日または 早期転換日	強制転換日
CN1	ANZ	2013年8月7日	1,120	2021年9月1日	2023年9月1日
CN2	ANZ	2014年3月31日	1,610	2022年3月24日	2024年3月24日
CN3	ANZ（ニュージーランド支店を通じて）	2015年3月5日	970	2023年3月24日	2025年3月24日
CN4	ANZ	2016年9月27日	1,622	2024年3月20日	2026年3月20日
CN5	ANZ	2017年9月28日	931	2025年3月20日	2027年3月20日

- (3) 2016年6月15日、ANZはロンドン支店を通じて全額払込済み条件付転換永久劣後証券（「ANZ資本証券」）を発行した。ANZの普通株式等Tier1資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該証券は転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、第1回金利変更日（2026年6月15日）およびその5年毎の応当日に、ANZはその裁量によりそれらの証券すべてを償還する権利を有する。
- (4) 2015年3月31日、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZバンクNZ」）は転換可能ノート（「ANZ NZキャピタルノート」）を発行した。このノートは、2022年5月25日に1%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される（ただし、所定の条件を満たす必要がある）。ANZもしくはANZバンクNZの普通株式等Tier1資本比率が5.125%以下になった場合、ANZがAPRAから存続不能の通知を受領した場合、ANZバンクNZがRBNZから指図を受けた場合、または法定マネジャーがANZバンクNZのために働くよう指名されて決断をくだす場合、このノートは、転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される。2020年4月、ANZバンクNZはこのノートをオプションによる交換日（2020年5月25日）に償還も転換も行わない旨を発表した。
- (5) 300百万米ドルの永久劣後債に対しては、バーゼル3自己資本規制上の取扱いの経過措置が、2021年12月の移行期間終了時まで認められている。
- (6) すべての期限付劣後債は転換が可能で、かつバーゼル3適格商品である。ANZがAPRAから存続不能の通知を受領した場合、転換劣後債は、転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格でANZ普通株式に転換される。

14. 信用リスク

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表で認識される金融資産について、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。場合によって、貸借対照表に計上される帳簿価額と下表の値とが異なることがある。原則としてかかる差異は、主に市場リスクにさらされる持分商品などの信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産、または銀行預金および貨幣について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。偶発的なエクスポージャーについては、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる商品について請求を受けた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

以下の表は、受入担保またはその他の信用補完考慮前の、オン・バランスシートおよびオフ・バランスシートのポジションの信用リスクの最大エクスポージャーを示している。

	計上			除外 ⁽¹⁾			信用リスクの 最大エクスポージャー		
	期末現在			期末現在			期末現在		
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月
(単位：百万ドル)									
オン・バランスシートの ポジション⁽²⁾									
正味貸付金および前渡金 投資有価証券	656,609	615,258	610,169	-	-	-	656,609	615,258	610,169
—償却原価で測定され る負債証券	7,231	5,999	6,176	-	-	-	7,231	5,999	6,176
—FVOCIで測定される 負債証券	77,476	76,489	72,555	-	-	-	77,476	76,489	72,555
—FVOCIで測定される 持分証券	1,166	1,221	1,318	1,166	1,221	1,318	-	-	-
—FVTPLで測定される 負債証券 ⁽³⁾	50	-	-	-	-	-	50	-	-
その他金融資産	393,862	269,619	276,816	14,305	11,124	49,466	379,557	258,495	227,350
オン・バランスシートの ポジション合計	1,136,394	968,586	967,034	15,471	12,345	50,784	1,120,923	956,241	916,250
オフ・バランスシートの コミットメント									
未実行与信枠および偶発 与信枠 ⁽⁴⁾	269,417	253,123	245,285	-	-	-	269,417	253,123	245,285
合計	1,405,811	1,221,709	1,212,319	15,471	12,345	50,784	1,390,340	1,209,364	1,161,535

(1) 除外対象には、流動性資産の紙幣および貨幣ならびに銀行預金、信用リスクが保険契約者に課される場合の保険事業に係る投資が含まれる。売買目的有価証券として認識されている持分証券および貴金属のエクスポージャーは、信用エクスポージャーを伴わないため除外されている。投資有価証券—FVOCIで測定される持分証券／売却可能金融資産に分類される持分証券も、信用エクスポージャーを伴わないため除外されている。

(2) オン・バランスシートのポジションには、売却目的保有に組み替えられた資産および負債が含まれる。

(3) これらのファシリティは、受入れ可能に格付されている。

(4) 未実行の与信枠および偶発与信枠には、保証、信用状、履行保証関連偶発債務が、一括評価された予想信用損失引当金控除後で含まれる。

信用の質

当グループは、金融資産の信用の質を、顧客信用格付（「CCR」）を用いて管理している。当グループのCCRは、広範な比較を可能にするために、以下のように外部格付機関の測定基準にマッピングされている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ格付	スタンダード&プアーズ格付
信用度が高い	CCR 0+ から 4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+ から 6-	景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が一部存在する可能性があるものの、中長期にわたり健全な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7+ から 8-	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性の継続が予想されることから、いくつかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8- から 10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

正味貸付金および前渡金

2020年3月期末現在					
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
信用度が高い	465,601	14,009	-	-	479,610
受入れ可能	114,178	39,137	-	-	153,315
信用度が低い	5,959	11,692	-	-	17,651
デフォルト	-	-	4,837	2,435	7,272
貸付金および前渡金総額－					
償却原価で測定	585,738	64,838	4,837	2,435	657,848
ECL引当金	1,191	1,968	455	1,055	4,669
正味貸付金および前渡金－					
償却原価で測定	584,547	62,870	4,382	1,380	653,179
引当率	0.20%	3.04%	9.41%	43.33%	0.71%
貸付金および前渡金－					
損益を通じて公正価値で測定					2,932
前受収益					(368)
資産計上された仲介手数料／					
モーゲージ実行手数料					866
帳簿価額純額					656,609

2019年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	425,113	18,597	-	-	443,710
受入れ可能	121,030	28,445	-	-	149,475
信用度が低い	7,138	10,373	-	-	17,511
デフォルト	-	-	4,699	1,978	6,677
貸付金および前渡金総額－					
償却原価で測定	553,281	57,415	4,699	1,978	617,373
ECL引当金	927	1,378	413	791	3,509
正味貸付金および前渡金－					
償却原価で測定	552,354	56,037	4,286	1,187	613,864
引当率	0.17%	2.40%	8.79%	39.99%	0.57%
貸付金および前渡金－					
損益を通じて公正価値で測定					922
前受収益					(398)
資産計上された仲介手数料／					
モーゲージ実行手数料					870
帳簿価額純額					615,258

2019年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	444,556	10,273	-	-	454,829
受入れ可能	112,984	19,843	-	-	132,827
信用度が低い	8,808	9,775	-	-	18,583
デフォルト	-	-	4,078	1,961	6,039
貸付金および前渡金総額－					
償却原価で測定	566,348	39,891	4,078	1,961	612,278
ECL引当金	940	1,415	381	865	3,601
正味貸付金および前渡金－					
償却原価で測定	565,408	38,476	3,697	1,096	608,677
引当率	0.17%	3.55%	9.34%	44.11%	0.59%
貸付金および前渡金－					
損益を通じて公正価値で測定					991
前受収益					(446)
資産計上された仲介手数料／					
モーゲージ実行手数料					947
帳簿価額純額					610,169

投資有価証券—償却原価で測定される負債証券

2020年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	5,733	-	-	-	5,733
受入れ可能	888	625	-	-	1,513
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券総額—償却原価で測定される負債証券	6,621	625	-	-	7,246
ECL引当金	14	1	-	-	15
投資有価証券純額—償却原価で測定される負債証券	6,607	624	-	-	7,231
引当率	0.21%	0.16%	-	-	0.21%

2019年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	4,798	-	-	-	4,798
受入れ可能	707	507	-	-	1,214
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券総額—償却原価で測定される負債証券	5,505	507	-	-	6,012
ECL引当金	12	1	-	-	13
投資有価証券純額—償却原価で測定される負債証券	5,493	506	-	-	5,999
引当率	0.22%	0.20%	-	-	0.22%

2019年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	4,751	-	-	-	4,751
受入れ可能	666	771	-	-	1,437
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券総額—償却原価で測定される負債証券	5,417	771	-	-	6,188
貸倒引当金繰入額	11	1	-	-	12
投資有価証券純額—償却原価で測定される負債証券	5,406	770	-	-	6,176
引当率	0.20%	0.13%	-	-	0.19%

投資有価証券—FVOCIで測定される負債証券

2020年3月期末現在

	2023年9月期決算				合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	77,213	-	-	-	77,213
受入れ可能	263	-	-	-	263
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券—FVOCIで測定される					
負債証券	77,476	-	-	-	77,476
その他の包括利益で認識された					
ECL引当金	9	-	-	-	9
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

2019年9月期末現在

	2022年3月期決算状況				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	76,218	-	-	-	76,218
受入れ可能	271	-	-	-	271
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券—FVOCIで測定される					
負債証券	76,489	-	-	-	76,489
その他の包括利益で認識された					
ECL引当金	8	-	-	-	8
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

2019年3月期末現在

	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	72,401	-	-	-	72,401
受入れ可能	154	-	-	-	154
信用度が低い	-	-	-	-	-
デフォルト	-	-	-	-	-
投資有価証券—FVOCIで測定される					
負債証券	72,555	-	-	-	72,555
その他の包括利益で認識された					
ECL引当金	11	-	-	-	11
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

その他金融資産

	期末現在		
	2020年 3 月	2019年 9 月	2019年 3 月
	合計		
	(単位：百万ドル)		
信用度が高い	369,909	248,020	215,307
受入れ可能	9,033	10,060	11,596
信用度が低い	615	415	447
デフォルト	-	-	-
帳簿価額合計	379,557	258,495	227,350

オフ・バランスシートのコミットメント-未実行与信枠および偶発与信枠

2020年3月期末現在					
	ステージ3				合計
	ステージ1	ステージ2	一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	172,684	1,617	-	-	174,301
受入れ可能	24,433	4,832	-	-	29,265
信用度が低い	284	1,156	-	-	1,440
デフォルト	-	-	149	164	313
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠総額	197,401	7,605	149	164	205,319
引当金に含まれているECL引当金	610	244	18	38	910
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額	196,791	7,361	131	126	204,409
引当率	0.31%	3.21%	12.08%	23.17%	0.44%
ECLの対象外の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額 ⁽¹⁾					65,008
未実行与信枠および偶発与信枠純額					269,417

2019年9月期末現在					
	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	162,891	1,972	-	-	164,863
受入れ可能	23,655	3,634	-	-	27,289
信用度が低い	294	976	-	-	1,270
デフォルト	-	-	140	51	191
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠総額	186,840	6,582	140	51	193,613
引当金に含まれているECL引当金	473	151	21	23	668
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額	186,367	6,431	119	28	192,945
引当率	0.25%	2.29%	15.00%	45.10%	0.35%
ECLの対象外の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額 ⁽¹⁾					60,178
未実行与信枠および偶発与信枠純額					253,123

2019年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			(単位：百万ドル)		
信用度が高い	158,599	1,977	-	-	160,576
受入れ可能	23,519	3,894	-	-	27,413
信用度が低い	395	957	-	-	1,352
デフォルト	-	-	96	61	157
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠総額	182,513	6,828	96	61	189,498
引当金に含まれているECL引当金	464	152	14	26	656
ECLの対象の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額	182,049	6,676	82	35	188,842
引当率	0.25%	2.23%	14.58%	42.62%	0.35%
ECLの対象外の未実行与信枠					
および偶発与信枠純額 ⁽¹⁾					56,443
未実行与信枠および偶発与信枠					
純額					245,285

(1) 通知をすることなく、いかなる時点でも無条件で取消が可能なコミットメント。

15. 公正価値測定

当グループは、数多くの金融商品を公正価値で貸借対照表に計上している。さらに、当グループは、前期に売却目的保有に分類され、売却費用控除後の公正価値で測定される資産も保有していた。公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取る、または負債を譲渡するために支払うであろう価格の最善の見積りである。

i) 貸借対照表において公正価値で測定されている資産および負債

a) 評価

当グループは、公正価値の正確な決定、報告、管理を確保するため、適切な職務分掌を含む統制の枠組みを確立している。この枠組みには以下のような特徴がある。

- ・公正価値が適切に決定できる場合にのみ、外部顧客および取引当事者との取引に関して商品が承認される。
- ・商品の評価に相場価格を使用する場合、これらの価格は外部の価格設定プロバイダーから独立して検証される。
- ・公正価値評価手法およびインプットは、取引を行う当事者とは独立した部署によって評価および承認される。
- ・公正価値の変動は独立して監視され、公正価値に関連する基礎的要因を参照して説明される。
- ・評価の調整（資金調達評価調整、信用評価調整、ビッド・オファー調整など）は、独立して検証および監視される。

当グループが相殺するリスク・ポジションを保有している場合、当グループはAASB第13号「公正価値測定」（「AASB第13号」）のポートフォリオの適用除外を用いて、かかる金融資産および金融負債のグループの公正価値を測定する。当行は、特定のリスク・エクスポージャーのネット・ロング・ポジション（資産）を売却するため、または特定のリスク・エクスポージャーの正味ショート・ポジション（負債）を譲渡するために受け取るであろう価格に基づいてポートフォリオを測定する。

b) 公正価値アプローチおよび評価技法

当行は、資産または負債の活発な市場における相場価格が存在しない場合、認識、測定、開示目的で資産および負債の公正価値を見積もるために評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品： ー 売買目的有価証券 ー 空売り有価証券 ー デリバティブ金融資産および負債 ー 投資有価証券 ー その他資産	同様の信用リスク、満期、利回りの特徴を有する有価証券の観察可能な市場インプットを組み込んだ評価技法が使用される。活発な市場で取引されていない持分商品は、比較会社の株価収益率を使用して測定する場合がある。
以下に分類される金融商品： ー 正味貸付金および前渡金 ー 預金およびその他の借入金 ー 発行済社債	商品の契約上の将来のキャッシュフローが、ホールセール市場金利、または同様の満期もしくは残存期間に適切なイールド・カーブを有する債務の市場借入金利を組み込んだ割引率を用いて割引かれている場合、割引キャッシュフロー法が用いられる。
売却目的保有資産および負債	取引費用控除前の合意された売却価格に基づく評価。

公正価値測定における重要な観察不能なインプットの詳細は、下記(ii)(a)に記載されている。

c) 公正価値ヒエラルキーの分類

当グループは、公正価値を測定するために使用されるインプットの観察可能性に基づき、公正価値で計上された金融資産および負債を、AASB第13号が要求する以下の公正価値ヒエラルキーに分類している。

- ・レベル1－同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価。
- ・レベル2－同様の資産または負債について直接あるいは間接的に観察可能なレベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価。
- ・レベル3－資産または負債の公正価値を測定するために、重要な観察不能なインプットが使用されている評価。

d) 公正価値ヒエラルキーの開示

下記の表は、公正価値で計上された資産および負債を示すものである。

2020年3月31日現在	公正価値測定			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	(単位：百万ドル)			
資産				
売買目的有価証券 ⁽¹⁾	39,000	10,068	-	49,068
デリバティブ金融商品	1,565	172,039	73	173,677
投資有価証券	76,932	550	1,210	78,692
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定） ⁽²⁾	-	2,919	13	2,932
売却目的保有資産	-	-	-	-
合計	117,497	185,576	1,296	304,369
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	5,461	-	5,461
デリバティブ金融商品	1,778	165,519	67	167,364
売却目的保有負債	-	-	-	-
支払債務およびその他の負債 ⁽³⁾	4,113	21	-	4,134
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	2,681	-	2,681
合計	5,891	173,682	67	179,640

2019年9月30日現在	公正価値測定			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
	(単位：百万ドル)			
資産				
売買目的有価証券	37,768	5,401	-	43,169
デリバティブ金融商品	365	120,241	61	120,667
投資有価証券	76,000	499	1,211	77,710
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	922	-	922
売却目的保有資産 ⁽⁴⁾	-	1,952	-	1,952
合計	114,133	129,015	1,272	244,420
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	2,301	-	2,301
デリバティブ金融商品	881	120,018	52	120,951
売却目的保有負債 ⁽⁴⁾	-	2,121	-	2,121
支払債務およびその他の負債 ⁽³⁾	2,553	38	-	2,591
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	2,589	-	2,589
合計	3,434	127,067	52	130,553

2019年3月31日現在	公正価値測定			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	(単位：百万ドル)			
資産				
売買目的有価証券	35,967	6,890	-	42,857
デリバティブ金融商品	331	78,991	53	79,375
売却可能資産	71,001	393	1,312	72,706
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	991	-	991
売却目的保有資産 ⁽⁴⁾	-	43,673	-	43,673
合計	107,299	130,938	1,365	239,602
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	2,169	-	2,169
デリバティブ金融商品	508	80,320	43	80,871
売却目的保有負債 ⁽⁴⁾	-	46,538	-	46,538
支払債務およびその他の負債 ⁽³⁾	2,125	42	-	2,167
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	2,414	-	2,414
合計	2,633	131,483	43	134,159

- (1) 2020年3月半期中および前年度の期間におけるレベル1からレベル2およびレベル2からレベル1への振替に重要性はなかった。レベル間の振替は、その振替が発生した報告期間の期初時点で測定されている。
- (2) 2020年3月半期中に、当グループは現在損益を通じた公正価値評価に指定されている一定の金貸付商品の会計上の取扱いを変更した。
- (3) 支払債務およびその他の負債は、売買目的で保有され損益を通じて公正価値で測定される空売り有価証券に関連する。
- (4) 売却目的保有資産および負債として組み替えられた額は、AASB第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い、売却費用控除後の公正価値で測定される資産および負債に関連する。表示されている金額は、売却費用を除くが会社間取引取消去額を含んだ公正価値を反映している。

ii) 観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定の詳細

a) レベル3の公正価値測定

レベル3の金融商品の正味残高は1,229百万ドルの資産である（2019年9月：1,220百万ドル、2019年3月：1,322百万ドル）。重要な観察不能なインプットを組み入れた資産および負債には主に以下のようなものがある。

- ・ 活発な市場や取引価格が観察できない株式。
- ・ 参照資産およびデリバティブ取引相手方に関連する信用スプレッドおよびデフォルト確率が観察できないストラクチャード・クレジット商品。
- ・ 主に市場における取引の欠如により観察することができない市場レートを参照するその他のデリバティブ。

レベル3の残高の変動は、当グループの天津銀行に対する投資の再評価による。

当期中、レベル3の内外への重要な振替はなかった。

天津銀行（「BoT」）

かかる投資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価される（P/B倍率は株式の時価と簿価の比率）。適切な倍率と、倍率を導く同業他社のグループを決定する際に適用される判断の程度は観察不能なインプットであるため、レベル3の分類となる。

b) レベル3のデータのインプットに対する感応度

重要なインプットが市場で直接観察することができない（レベル3インプット）という理由により、当行が仮定を行う場合、これらの仮定を変更することで商品の公正価値の当グループによる見積額は変動する。有利および不利な変動は、評価を導く際に使用される主要な観察不能なパラメーターを変更することにより決定される。

天津銀行（「BoT」）

BoTへの投資の評価は、選択された観察不能なインプット、すなわちP/B倍率の影響を受けやすい。P/B倍率が10%増減した場合、投資の公正価値に対して105百万ドル（2019年9月：111百万ドル、2019年3月：121百万ドル）の増減が生じ、株主資本で認識されることになる。

その他

残りのレベル3残高は多額ではなく、レベル3インプットの変更が当グループの純利益および純資産に与える影響は最小限である。

c) 公正価値の繰延損益

公正価値が、金融商品の公正価値にとって重要な観察不能なインプットを使用して算定される場合、当グループは、取引価格と、評価手法に基づいて決定した金額との差額（初日損益と呼ばれる）を純損益で直ちに認識していない。当初認識後、取引の存続期間にわたり定額法で、またはすべてのインプットが観察可能になるまで、繰延額を純損益で認識する。

初日の繰延損益は多額ではない。

iii) 公正価値で測定されていない資産および負債

下表に記載されている金融資産および負債のクラスは、主に、当グループの貸借対照表において償却原価で計上されている。これは資産が実現され負債が決済されると当グループが予想する価額であるが、下表で貸借対照表日現在の金融資産および負債の公正価値の見積りを示し、金融資産および金融負債のクラス全体の公正価値を表示している。

2020年3月31日現在	貸借対照表における帳簿価額			公正価値
	償却原価	公正価値	合計	
	(単位：百万ドル)			
金融資産				
正味貸付金および前渡金 ⁽¹⁾	653,677	2,932	656,609	658,091
投資有価証券	7,231	78,692	85,923	85,944
合計	660,908	81,624	742,532	744,035
金融負債				
預金およびその他の借入金	721,448	5,461	726,909	727,326
発行済社債	137,567	2,681	140,248	138,454
合計	859,015	8,142	867,157	865,780
2019年9月30日現在				
金融資産				
正味貸付金および前渡金	614,336	922	615,258	616,255
投資有価証券	5,999	77,710	83,709	83,707
合計	620,335	78,632	698,967	699,962
金融負債				
預金およびその他の借入金 ⁽²⁾	635,376	2,301	637,677	637,961
発行済社債	127,102	2,589	129,691	131,377
合計	762,478	4,890	767,368	769,338
2019年3月31日現在				
金融資産				
正味貸付金および前渡金 ⁽²⁾	608,264	1,879	610,143	610,983
投資有価証券 ⁽²⁾	6,176	73,873	80,049	80,044
合計	614,440	75,752	690,192	691,027
金融負債				
預金およびその他の借入金 ⁽²⁾	632,820	3,713	636,533	637,009
発行済社債	127,278	2,414	129,692	130,558
合計	760,098	6,127	766,225	767,567

- (1) 2020年3月半期中に、当グループは現在損益を通じた公正価値評価に指定されている一定の金貸付商品の会計上の取扱いを変更した。
- (2) 正味貸付金および前渡金、投資有価証券ならびに預金およびその他の借入金には、売却目的保有の資産および負債に再分類された金額が含まれる。注記12を参照のこと。

16. 株主資本

発行済み上場株式

	半期		
	2020年3月	2019年9月 (株式数)	2019年3月
普通株式			
期首残高	2,834,584,923	2,833,175,579	2,873,618,118
グループ株式買戻し	-	-	(42,032,991)
ボーナス・オプション制度	1,592,499	1,409,344	1,590,452
配当金再投資制度： ⁽¹⁾	-	-	-
期末残高	2,836,177,422	2,834,584,923	2,833,175,579
差引自己株式：			
自己株式	(5,011,537)	(4,474,997)	(4,640,745)
富裕層オーストラリアの非継続事業における自己株式	-	-	(15,527,220)
期末残高	2,831,165,885	2,830,109,926	2,813,007,614
当期中の発行数/ (買戻数)	1,592,499	1,409,344	(40,442,539)

(1) 2019年度最終配当金に係るDRPは、1株当たり25.03ドルで7,401,161株を市場から購入し、加入している株主に提供することによって全額が充足された(2019年度中間配当金：27.79ドルで8,403,922株、2018年度最終配当金：26.03ドルで7,635,365株)。

	半期			増減率	
	2020年3月	2019年9月	2019年3月	2020年 3月期 対2019年 9月期	2020年 3月期 対2019年 3月期
	(単位：百万ドル)				
株主資本					
普通株式資本	26,440	26,490	26,048	0%	2%
準備金					
為替換算調整勘定	1,988	705	846	大	大
株式オプション準備金	62	89	71	-30%	-13%
FVOCI準備金	(51)	126	370	大	大
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	874	731	444	20%	97%
非支配持分株主間取引準備金	(22)	(22)	(22)	0%	0%
準備金合計	2,851	1,629	1,709	75%	67%
利益剰余金	32,073	32,664	32,064	-2%	0%
当行株主に帰属する株式資本および準備金	61,364	60,783	59,821	1%	3%
非支配持分に帰属するもの	11	11	150	0%	-93%
株主資本合計	61,375	60,794	59,971	1%	2%

17. グループ構成の変更

2020年1月31日、当グループは重要な法人であるOnePathファンズ・マネジメント・リミテッドおよびOnePathカストディアンズ Pty リミテッドを含むOnePath P&I事業の売却を完了した。これらの子会社の持株会社であるANZウェルス・オーストラリア・リミテッドは、もはや重要な子会社とはみなされなくなった。

18. 関連会社に対する投資⁽¹⁾

	半期			増減率	
				2020年 3月期対 2019年 9月期	2020年 3月期対 2019年 3月期
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月		
	(単位：百万ドル)				
関連会社投資の持分利益	135	131	131	3%	3%

利益貢献額⁽²⁾

	当グループの税引後利益への貢献			当グループが保有する所有持分		
	半期			期末現在		
	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月	2020年 3月	2019年 9月	2019年 3月
	(単位：百万ドル)					
関連会社						
PT バンク・パン・インドネシア	74	63	70	39%	39%	39%
AMMBホールディングスBerhad	61	70	56	24%	24%	24%
その他の関連会社	-	(2)	5	該当なし	該当なし	該当なし
関連会社投資の持分利益	135	131	131			

- (1) 2020年3月31日現在、当グループはAmBankの減損595百万ドルおよびPT Paninの減損220百万ドルを計上し、815百万ドルの減損費用をその他営業収入に計上した。減損費用の算出のための使用価値（「VIU」）の計算に使用された主要な仮定についての詳細な情報については、要約連結財務書類注記1を参照のこと。減損費用計上後のAmBankおよびPT Paninの帳簿価額は、それぞれ1,161百万ドルおよび1,130百万ドルであった。
- (2) 利益貢献額は、当グループの会計年度末に合わせて調整したIFRSの同等の結果を反映しており、これらの関連会社が公表した金額と異なる場合がある。処分または評価調整に係る利益あるいは損失は除外されている。

19. 関連当事者に関する開示

2019年9月30日以降、当グループの財政状態および業績の変化を理解するために重要な関係当事者との取引はなかった。

20. 偶発債務および偶発資産

当グループに有利なおよび不利な未解決の裁判所における訴訟、請求および請求の可能性がある。関連がある場合、法律専門家の助言を得ており、かかる助言に照らして、適切と考えられる引当金（注記11を参照）を計上し、および／または開示を行っている。当グループは、実際的ではないため、あるいは当グループの利益を害する可能性があるため、場合により、個別項目の財務上の影響額の見積りを開示していない。

2019年9月30日現在の偶発債務および偶発資産の説明については、2019年度ANZ年次財務報告書の注記33を参照のこと。一部の偶発債務および当報告期間に発生した新たな偶発債務の概要は以下のとおりである。

ー 規制上および顧客関連のエクスポージャー

近年、当グループが規制当局と関わる事例の数が増加している。オーストラリア国内も、世界的にも、特に金融機関に対する規制上の調査および審査の内容と規模、民事および刑事の強制措置（訴訟によるか、またはその他手段によるかを問わない）、公式および非公式の問い合わせ、規制監督当局の活動ならびに規制当局によって科される罰金の額が著しく増加している。業界全体および当グループ個別の両方の審査の一環として、当グループは規制当局からさまざまな通知および情報請求を受けており、自発的に規制当局への開示も行っている。これらのやり取りの内容は幅広く、例えば、担当する貸出慣行、規制対象貸出要件、商品の適性および販売、利息、手数料およびそれらを徴収する権利の付与、顧客救済、財産に関する助言、保険の販売、価格設定、競争、金融市場における行動および金融市場取引、資本市場取引、マネーローンダリング防止およびテロ資金供与対策の義務、報告および開示の義務、ならびに商品の開示書類など、さまざまな事項を現在対象としている。規制上のエクスポージャーに加えて顧客関連のエクスポージャーも発生する可能性がある。それらのエクスポージャーとしては、集団訴訟、個別請求または顧客救済もしくは補償措置が含まれるおそれがある。上記の審査および発生する可能性のあるエクスポージャーに関連した結果および総費用は依然として不明である。

－ 銀行業務手数料を巡る訴訟および定期返済に係る救済およびASIC訴訟

2010年、訴訟費用融資会社が、当行に対して集団訴訟を提起し、これに続いて2013年3月に2回目となる同様の集団訴訟を起こした。申立者は、一部手数料（取引勘定における借越、残高不足（借越不能）および滞納に関する手数料、ならびにクレジットカードの支払遅延および利用限度超過に関する手数料）は、法的強制力がない違約金であり、様々な手数料もまた、非良心的行為、不公正な契約条項および不正取引を規制する実定法上の条項に基づき法的強制力がないと主張している。2013年3月の集団訴訟における申立ては認められず、棄却された。

2010年の集団訴訟における当初申立ては棄却されている。2017年に、一定の定期返済滞納手数料を請求する当行の権利に関し、2010年の集団訴訟に対して新たな申立てが追加された。顧客のクラスの一部は、すでに当行から救済支払を受けていた。この申立てについての和解の合意が2018年12月に行われた。この和解は2019年12月に裁判所によって承認された。

2019年7月、ASICは2003年8月から2016年2月の間の特定の状況における定期的返済手数料の課金に関連して、当行に対する民事罰の手続きを開始した。ASICは、虚偽または誤解を招く表明および非良心的行為があったとして、これらに関して民事罰を求めている。ASICはまた、当行が誤解を招く行為または詐欺的行為を働き、金融サービスの免許保有者として特定の法定義務に違反したと主張している。審理は2020年9月14日に開始が予定されている。本件の結果と総費用は、依然として不透明である。当行はこの申立てに抗弁している。

－ ベンチマーク／金利を巡る訴訟

2016年の7月および8月には、米国地方裁判所において当行を含む地方銀行および国際銀行に対して集団訴訟の訴状が提出された。そのうち1件の訴訟はバンク・ビル・スワップレート（「BBSW」）に関するものであり、1件の訴訟はシンガポール銀行間取引金利（「SIBOR」）およびシンガポール・スワップ・オファー・レート（「SOR」）に関するものであった。上記集団訴訟はBBSWまたはSIBORに基づいて値決め、評価および／または決済が行われた金融商品の米国を拠点とする取引に携わった個人および組織に対して適用されると表明されている。原告は金額を定めない損害賠償または補償金を請求し、当行を含め、被告である銀行が米国の独占禁止法および（BBSWの場合のみ）組織犯罪防止法、商品取引法ならびに不当利得原則に違反したと主張している。当行はこの訴訟において抗弁している。本件はまだ初期段階にある。

2017年2月には、南アフリカ競争委員会が南アフリカランド建ての取引に関して南アフリカ競争法のカルテル関連規定に対する違反を申し立て、当行を含む地方銀行および国際銀行に対して訴訟を開始した。民事罰の見込みまたはその他の財務上の影響は不明である。本件はまだ初期段階にある。

－ 資本調達に関する訴訟

2018年6月、連邦公訴官は当行および幹部職員1名に対して、2015年8月の当行の普通株式約80.8百万株の引受方式による機関投資家向け株式売出しの共同主幹事によるカルテル行為に故意に関与したとして、刑事訴訟を開始した。本件はまだ初期段階にある。当行および当該幹部職員はこの申立てに抗弁している。

2018年9月、オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）は当行に対して、当行の2015年8月の引受方式による機関投資家向け株式売出しに関して、継続的開示義務の遵守を怠ったとして、民事制裁金の手続きを開始した。ASICは、共同主幹事が当該売出しのうち普通株式約25.5百万株を引き受けた旨を、当行が市場に通知するべきであったとしている。本件はまだ初期段階にある。当行はこの申立てに抗弁している。

－ 消費者信用保険訴訟

2020年2月、消費者信用保険商品の販売に関連して、財務助言義務違反、誤解を招くあるいは詐欺的行為および非良心的行為を申し立てた集団訴訟が当行に対して提起された。当該保険商品の発行体であるQBEとOnePathライフもこの請求の被告となっている。当行はこの申立てに抗弁している。本件はまだ初期段階にある。

－ フランチャイズ訴訟

2018年2月、セブン・イレブンのフランチャイズ加盟者に対する貸付に関連した契約違反および非良心的行為を申し立てた、関連する2つの集団訴訟が当行に対して提起された。当行に対するこの申立てについての和解の合意が2019年3月に行われた。この和解は裁判所の承認を条件としている。

－ 王立委員会

銀行業、退職年金および金融サービス業における違反行為を監視するための王立委員会は、2019年2月4日に最終報告書を公表した。王立委員会の調査結果および勧告は、追加的費用をもたらし、さらなる規制当局の措置や、集団訴訟、個別請求または顧客救済もしくは補償措置などの潜在的な顧客関連のエクスポージャーを含む、さらなるエクスポージャーにつながる可能性がある。上記の発生する可能性のあるエクスポージャーに関連した結果および総費用は依然として不明である。

－ 担保回収を巡る訴訟

減損資産の問題を解決するための担保回収措置に起因して、様々な損害賠償請求が起きており、これからも発生が予想される。これらの請求については抗弁する見込みである。

－ 保証および補償

当グループは、事業および資産の様々な処分やその他の取引に関連して、購入者およびその他の者のための保証、補償およびその他のコミットメントを提供しており、これは様々な事項およびリスクを対象としている。当グループはこれらの保証、補償、コミットメントに基づく請求にさらされている。

21. 貸借対照表日以降の重要な事象

2020年4月2日付でニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）は、オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）のニュージーランドの子会社であるANZバンク・ニュージーランド・リミテッド（「ANZバンクNZ」）の登録条件を変更し、（とりわけ）ANZバンクNZが、その他Tier1資本商品の所有者に支払う裁量的支払を除き、分配を行うことを禁止した。これらの変更は、この経済的に不透明な期間、ニュージーランドの銀行システムの安定をより一層支えるために、ニュージーランド国内において法人化された他の銀行にも適用された。これらの要件により、2020年5月にANZバンクNZは500百万ニュージーランド・ドルのキャピタル・ノートを償還することはできないが、これらのキャピタル・ノートに対する利払いは継続することができる。ANZバンクNZはすでに、2020年5月に転換オプションを行使しない旨を発表しているため、キャピタル・ノートの条件は、一定の条件が充足された場合に、2022年5月にキャピタル・ノートが可変数のANZBGL株式に転換されることを規定している（注記13を参照）。この転換の結果として、当グループのレベル2のCET1資本が（12bpsまで）増加することになる。また、この変更によりANZバンクNZからANZBGLへの配当金の支払いは停止することになる。

上記の事項を除き、2020年3月31日から本報告書への署名日までの間、修正または開示が行われていない重要な事象はない。

[前へ](#)

2【その他】

(1) 後発事象

2020年3月31日から本書提出日までに、上記「第2 企業の概況－2 事業の内容－(5)最近の進展」および「1 中間財務書類－注記21（貸借対照表日以降の重要な事象）」に記載された事項を除き、ANZに関して重要な事象はなかった。

(2) 訴訟等

当グループに有利なおよび不利な未解決の裁判所における訴訟、請求および請求の可能性がある。関連がある場合、専門的な法的助言を得ており、かかる助言に照らして、適切と考えられる引当金（「1 中間財務書類－注記11（その他引当金）」を参照のこと。）を計上し、および/または開示が行われている。場合により、ANZは個別の項目の財務上の影響の見積もりを開示していない。なぜなら、開示することが实际的ではないか、あるいは、かかる開示が当グループの利益を害する可能性があるからである。

詳細については、上記「1 中間財務書類－注記20（偶発債務および偶発資産）」ならびに令和元年12月20日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報－第6 経理の状況」中の「－1 財務書類－（1）連結財務書類－注記33（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」および「－1 財務書類－（2）個別財務書類－注記29（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期すため、「第3 事業の状況－2 事業等のリスク－(2)主なリスクおよび不確実性」の「17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」で開示されているリスク要因を参照のこと。

3【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

当グループの要約中間連結財務書類はオーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、要約中間連結財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務書類には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務書類が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。

ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、要約中間連結財務書類は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目を修正した上で、これを連結決算上利用できると規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。減損の兆候がある場合、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 繰延保険獲得費用

AGAAPにおいては、将来の生命保険契約の利益から回収可能とみなされる保険獲得費用は繰り延べられ、当該契約の残存期間にわたって償却される。

AGAAPにおいては、手数料など投資型生命保険契約の獲得に直接起因する増分獲得費用は、個別の識別が可能で信頼性をもって測定可能であり、なおかつ回収の可能性が高い場合、資産として認識される。これらの繰延獲得費用は貸借対照表において無形資産として表示され、将来の保険契約手数料で回収される期間にわたって償却される。

日本基準においては、これらの費用は発生時に費用計上される。

(f) 保険契約負債

AGAAPにおいては、保険契約負債はプロジェクション法を採用した「マージン・オン・サービス」(MoS) モデルを用いて算定される。プロジェクション法において、債務は予想将来キャッシュフローに、まだ提供されていないサービスに関連する費用を超過する部分の収入にあたる予定マージン(差益)を加えた値を、当該債務の内容、構造、および期間を反映した無リスクの割引率を用いて割り引いた現在価値(純額)として算定される。予想将来キャッシュフローには、保険料、経費、解約返戻金、ボーナスを含む給付金の支払いなどが含まれる。

日本基準においては、生命保険契約の保険負債は平準純保険料方式で算定されるが、その具体的な計算方法は規制当局により詳細に定められている。また、各年度末に法人のアクチュアリーにより保険負債の十分性の検討が行われ、必要な場合には追加の責任準備金の認識が必要とされる場合がある。

(g) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産(または無形資産が配分された資金生成単位(「CGU」))に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価額はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産の簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産の公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュフローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産(のれんを除く)または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたであろう帳簿価額(減価償却費を控除後)を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュフローとを比較し、簿価が高い場合に限り、資産の公正価値(売却費用控除後)および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

(h) 金融資産の分類および測定

AGAAPのもとでは、金融資産は、管理におけるビジネスモデルおよび契約上のキャッシュフローの特性(契約上のキャッシュフローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか)に基づいて、「償却原価による測定」、「損益を通じた公正価値による測定(FVTPL)」、「その他の包括利益を通じた公正価値による測定(FVOCI)」の3つに分類される。金融資産は、FVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

金融負債は、「償却原価」または、売買目的で保有される場合は「損益を通じた公正価値による測定(FVTPL)」で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定するものとして指定することができる。

- ・この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・金融負債グループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・金融負債が1以上の組込デリバティブを含む場合で以下の場合を除く。
 - a) 組込デリバティブが、組込デリバティブがない場合には契約によって要求されるキャッシュフローを著しく変更しない。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含められるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

日本基準においては、金融資産は金銭債権、有価証券、デリバティブおよび金銭債務といった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社および関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社および関連会社株式」は取得額で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

(i) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはAASB第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「その他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(j) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク／経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内（企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲）について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(k) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。

- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「その他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(l) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(m) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行はAASB第2014-9号を適用しており親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法が適用されている。日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(n) 収益認識

AGAAPのもとでは、顧客との契約から生じるすべての収益に関する会計処理を定めているAASB第15号に基づいて収益が計上される。当該基準に基づいて、契約及び契約における履行義務を識別し、契約における取引価格をそれら履行義務に配分し、各履行義務が充足された時に（又は充足されるにつれて）収益が認識される。

日本の基準において、収益は実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り、収益として認識されるが、AGAAPのような包括的な規定はない。

2018年3月30日に、収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的とした企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が企業会計審議会から公表された。新基準は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」と概ね同様のものとなっている。新基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用されるが、早期適用が認められている。

(o) リース（借手の会計処理）

AGAAPのもとでは、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、借手は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（ROU）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。また、損益計算書において、借手はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。

日本の基準において、リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的に、資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。

第7【外国為替相場の推移】

発行会社の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
令和元年12月20日に関東財務局長に提出。
- (2) 半期報告書
該当事項なし。
- (3) 臨時報告書
該当事項なし。
- (4) 訂正報告書
該当事項なし。
- (5) 発行登録書（募集）
該当事項なし。
- (6) 発行登録書（売出し）
該当事項なし。
- (7) 訂正発行登録書（募集）
該当事項なし。
- (8) 訂正発行登録書（売出し）
該当事項なし。
- (9) 発行登録追補書類（募集）
該当事項なし。
- (10) 発行登録追補書類（売出し）
該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。